

令和7年第1回小山町議会3月定例会会議録

令和7年2月25日（第1日）

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	山本 智春君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	おやまで暮らそう課長	岩田 幸生君
フロンティア推進課長	山本 尚毅君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	渡邊 徹君	小山消防署長	杉本 敏行君
社会福祉課長	長田 孝代君	長寿介護課長	杉山 則行君
こども未来課長	坂本 竹人君	商工観光課長	湯山 浩二君
林業振興課長	湯山 光司君	建設課長	込山 次保君
上下水道課長	山口 幸治君	学校教育課長	勝俣 暢哉君
総務課総務法規・監查班長	山口 紘史君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	11番 米山 千晴君	12番 岩田 治和君	

散 会 午後2時39分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度小山町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第5 議案第1号 工事請負契約(変更)の締結について(令和5年度 無電柱化推進計画事業 町道富士学校線電線共同溝設置工事)
- 日程第6 議案第2号 工事請負契約(変更)の締結について(令和5・6年度北郷小学校(北校舎・連絡通路)長寿命化改良工事)
- 日程第7 議案第3号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第8 議案第4号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第5号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第6号 小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第7号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 行政手続条例及び小山町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 小山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 令和6年度小山町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第19 議案第15号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第16号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第17号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

- 日程第22 議案第18号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第19号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第20号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第21号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第22号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第23号 令和6年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第24号 令和6年度小山町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第25号 小山町自家用有償旅客運送自動車条例の制定について
- 日程第30 議案第26号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第27号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第28号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第29号 令和7年度小山町一般会計予算
- 日程第34 議案第30号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第35 議案第31号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第36 議案第32号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第37 議案第33号 令和7年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第38 議案第34号 令和7年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第39 議案第35号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第40 議案第36号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第41 議案第37号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算
- 日程第42 議案第38号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計予算
- 日程第43 議案第39号 令和7年度小山町水道事業会計予算
- 日程第44 議案第40号 令和7年度小山町下水道事業会計予算

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御報告します。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和7年第1回小山町議会3月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定によって、11番 米山千晴君、12番 岩田治和君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（遠藤 豪君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの22日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの22日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました承認第1号から議案第28号までの29議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長（込山正秀君） 令和7年第1回小山町議会3月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席を賜り、ありがとうございます。

今回提案いたしましたのは、専決処分の承認1件、工事請負契約（変更）の締結2件、静岡県市町総合事務組合格約の変更1件、条例の制定、一部改正14件、令和6年度補正予算11件、令和7年度当初予算12件の合計41件であります。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度小山町一般会計補正予算（第7号））についてであります。

本件は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、エネルギー・食品等の価格高騰対策として、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯へ給付金を支給する事業の経費を計上した令和6年度一般会計補正予算（第7号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、本年1月23日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第1号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和5年度 無電柱化推進計画事業 町道富士学校線電線共同溝設置工事の変更請負契約を締結することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第2号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和5・6年度北郷小学校（北校舎・連絡通路）長寿命化改良工事の変更請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号 静岡県市町総合事務組合格約の一部を変更する規約についてであります。

本組合は、常勤職員の退職手当支給に関する事務及び議会の議員その他非常勤の職員に対する公務災害に関する事務を共同処理している事務組合であります。

今回の変更は、当事務組合の構成団体である「西豆衛生プラント組合」が、令和7年4月1日から名称を「西豆広域行政組合」に変更することに伴うものであります。この組合格約の変更の協議について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、昨年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、小山町職員の給与に関する条例、小山町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を改正するものであります。

次に、議案第5号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、昨年8月の人事院勧告に基づく常勤職員の給与改定等に準じ、常勤職員の給料表を準用する会計年度任用職員の給料表の改定について、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第6号 小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

人事院勧告や県内の特別職の期末手当の支給状況等を勘案し、適正な水準となるよう、特別職の期末手当の支給月数について、職員と同様に0.1月引き上げ、4.6月とするため、改正を行うものであります。

次に、議案第7号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、町議会議員の期末手当の支給月数を改正するものであります。改正の内容は、議員の期末手当の支給月数を現行の3.7月から0.1月引き上げ、3.8月とするため、改正を行うものであります。

次に、議案第8号 小山町行政手続条例及び小山町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、小山町行政手続条例及び小山町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例について、改正が必要となったことから、これらの条例について一括改正を行うものであります。

次に、議案第9号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会基本法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、四つの条例について改正が必要となったことから、これらの条例について一括改正を行うものであります。

次に、議案第10号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、小山町災害弔慰金等支給審査会を設置するほか、所要の規定整備を行うものであります。

次に、議案第11号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令により、栄養士に関する基準が見直されたため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号 小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令等の整備に合わせて、関連する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号 小山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、小山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号から議案第24号までについては、一般会計のほか、八つの特別会計、二つの事業会計の補正予算であります。

今回の補正は、給与改定に伴う人件費、国の補正に基づくもの、事業の実績や進捗により決算見込額を精査し、これに伴う予算の整理が主なものであります。

初めに、議案第14号 令和6年度小山町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,906万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を155億9,517万4,000円とするものであり、併せて継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第15号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

規定の予算総額から歳入歳出それぞれ3,642万円を減額し、歳入歳出総額を18億1,385万4,000円とするものであります。

次に、議案第16号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ52万3,000円を追加し、歳入歳出総額を430万円とするものであります。

内容は、決算見込みから歳出予算の貸付事業費の減額及び基金積立金の追加をするものであります。

次に、議案第17号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,606万7,000円を追加し、歳入歳出総額を3億2,091万5,000円とするものであります。

次に、議案第18号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ9,243万5,000円を減額し、歳入歳出総額を19億5,511万9,000円とするものであります。

次に、議案第19号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ5億2,282万7,000円を減額し、歳入歳出総額を1億251万9,000円とするものであります。

次に、議案第20号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ542万9,000円を減額し、歳入歳出総額を7,030万5,000円とするものであります。

次に、議案第21号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億4,170万3,000円を減額し、歳入歳出総額を1,707万3,000円とするものであり、併せて繰越明許費の設定をするものであります。

次に、議案第22号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ43万7,000円を追加し、歳入歳出総額を407万5,000円とするものであります。

内容は、決算見込みにより、歳入の温泉使用料を43万7,000円増額し、同額を歳出の予備費で調整するものであります。

次に、議案第23号 令和6年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第24号 令和6年度小山町下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

いずれも人件費関係の決算見込みによる補正であります。

水道事業会計につきましては、既定の予算総額に収益的支出を30万5,000円増額し、総額を3億6,475万9,000円とし、資本的支出を38万4,000円増額し、総額を3億2,197万8,000円とするものであります。

下水道事業会計につきましては、既定の予算総額に収益的支出を32万1,000円増額し、総額を2億2,820万6,000円とするものであります。

次に、議案第25号 小山町自家用有償旅客運送自動車条例の制定についてであります。

本案は、令和7年4月1日から本町の公共交通の運行に当たり、町が自家用有償旅客運送にて行う事業を実施するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第26号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国民健康保険制度改革により、県内の保険料水準の統一を目指す中で、静岡県国民健康保険運営方針に基づき、標準保険料率に向けて税率改定を行うものであります。

次に、議案第27号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、マイナンバーカードを利用した証明書等のコンビニ交付に係る手数料を減額するため、

小山町手数料条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第28号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、町民いこいの家の使用料を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

以上、承認第1号及び議案第1号から議案第28号までの提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、議案第3号、議案第6号、議案第7号、議案第16号、議案第22号及び人件費のみの補正予算であります議案第23号、議案第24号を除きまして、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度小山町一般会計補正予算（第7号））

○議長（遠藤 豪君） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度小山町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。

このたびの専決処分は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食料品等の価格高騰対策として、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯へ給付金を支給する事業の経費及び給付金に係る補正予算であります。また、支給するに当たり、対象世帯への周知等に時間を要することから、令和6年度中に事業が完了しないため、繰越明許費を設定したものであります。このことにより、令和6年度一般会計補正予算（第7号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、本年1月23日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,853万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を155億2,611万1,000円としたものであります。

初めに、4ページの繰越明許費の補正であります。

3款1項民生費の社会福祉費、住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付金事業は、先ほど申し上げたとおり、令和6年度中に支給が完了せず、年度をまたがった事業となるため、繰越しをするものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。6ページをお開きください。

16款2項10目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を4,853万4,000円増額しますのは、国からの交付金を見込むものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。7ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費、説明欄(8)住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付金を4,853

万4,000円増額しますのは、住民税非課税世帯に対する3万円の給付金及び子育て世帯については、子ども1人当たり2万円を加算する給付金4,450万円のほか、給付に係る電算処理委託料330万円などの事務費が主なものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

承認第1号は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、承認第1号はこれを承認することに決定しました。

日程第5 議案第1号 工事請負契約（変更）の締結について（令和5年度 無電柱化推進計画事業 町道富士学校線電線共同溝設置工事）

○議長（遠藤 豪君） 日程第5 議案第1号 工事請負契約（変更）の締結について（令和5年度 無電柱化推進計画事業 町道富士学校線電線共同溝設置工事）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第1号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

議案書は6ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和5年度 無電柱化推進計画事業 町道富士学校線電線共同溝設置工事について、設計の一部変更による工事請負契約の変更契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容は、舗装復旧の際に影響範囲を精査した結果、舗装工を41平方メートル追加施工したこと、国道との交差点等において交通誘導員の配置を見直した結果、設計計上数量が延べ42人増えたこと及びその他工種の出来高数量による軽微な精算変更に伴い、工事請負契約を変更するものであります。

変更による増額は447万7,000円で、総額5,144万7,000円となり、うち消費税相当額は467万7,000円であります。

なお、工事の完成予定日に変更はなく、令和7年3月14日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 工事請負契約（変更）の締結について（令和5・6年度北郷小学校（北校舎・連絡通路）長寿命化改良工事）

○議長（遠藤 豪君） 日程第6 議案第2号 工事請負契約（変更）の締結について（令和5・6年度北郷小学校（北校舎・連絡通路）長寿命化改良工事）を議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（野木雄次君） 議案第2号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

議案書は9ページからになります。

本案は、令和5年の9月議会において議決をいただいた令和5・6年度北郷小学校（北校舎・連絡通路）長寿命化改良工事について、設計の一部変更に伴う工事請負契約（変更）の締結案件であります。

変更の主な内容は、北校舎から体育館へ通る渡り廊下屋根の改修及び北校舎の鉄骨にさび止めを行うための被覆の撤去、同じく北校舎各階の水道、ガス、排水配管工事を行う際の天井下地材、軽量鉄骨の調整、国旗掲揚塔の基礎部分の補修とポール2本の設置等を追加する必要が生じたため、建築工事を計上するものであります。

変更による増額は2,137万7,400円で、総額2億9,967万7,400円となり、うち消費税相当額は2,724万3,400円であります。

なお、工事の完成予定期日に変更はなく、本年3月17日を予定しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号 静岡州市町総合事務組合理約の一部を変更する規約について

○議長(遠藤 豪君) 日程第7 議案第3号 静岡州市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長(遠藤 豪君) 日程第8 議案第4号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(長田忠典君) 議案第4号 小山町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。議案書は12ページからになります。

地方公務員法第14条では、地方公共団体は給与、勤務時間等、社会一般の情勢に適應するように、随時適当な措置を講じなければならないと定めております。本案は、同条により、昨年8月に人事院から出された給与勧告等に準じ、職員の給料月額並びに期末・勤勉手当の支給月数の引上げ等の改正を行うものであります。

初めに、給与改正についての背景や経緯について御説明をいたします。

人事院では、官民の給与について調査をした結果、公務員の月例給及び特別給が、民間の給与水準を下回っていることから、給与の較差解消について勧告がなされたものであります。具体的には、月例給は、民間の初任給との間に差があることを踏まえ、若年層に重点を置き引上げを行うものであります。また、特別給は、民間の支給割合及び支給状況に見合うよう、期末手当と勤勉手当を改定するものであります。

本町においても、適正な給与及び処遇を確保することは、人材の確保に資するものであること

から、若年層に重点を置き、初任給及び若年層の給料の改定を行うものであります。このたび改正する町条例は6条と附則で構成し、関連条例を併せて改正するものであります。

それでは、議案書の13ページを御覧ください。第1条では、職員の令和6年度12月に支給する期末・勤勉手当の支給率を合わせて0.1月引き上げ年間4.6月に、再任用職員の支給率を0.05月引き上げるものであります。別表の給料表の改正は、職員の大卒初任給を2万3,800円、高卒初任給を2万1,400円それぞれ引き上げ、これを踏まえて若年層の職員の号給を中心に引き上げるものであります。

17ページをお願いします。第2条では、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を1万円から1万3,000円に引き上げる改正を行うものであります。

次に、通勤手当の支給限度額を15万円に引き上げ、その範囲内であれば新幹線等の特別料金を支給可能とするものであります。また、管理職員特別勤務手当について、災害等への対応等による平日深夜の支給対象時間の始期を、午前0時から午後10時に拡大し、支給額についても増額するものであります。併せて、令和7年度以降の期末・勤勉手当の改正をするものであります。

第3条では、特定任期付職員の給料月額を引き上げるとともに、12月の期末手当の支給率を0.05月引き上げるものであります。

第4条では、特定任期付職員の業績手当を廃止し、勤勉手当を支給する改正を行うものであります。また、特定任期付職員の令和7年度以降の期末・勤勉手当に関する改正を行うものであります。

第5条では、企業職員における管理職員特別勤務手当について、一般職と同様の改正を行うものであります。

第6条では、暫定再任用職員について、現在支給されていない手当の中で異動の円滑化に資するものを支給できるよう改正を行うものであります。

なお、附則において、施行期日を公布の日からとしておりますが、令和7年度以降の期末手当等に関する規定は令和7年4月1日から施行し、給与改定に関する規定等は令和6年4月1日に遡って適用するものであります。

また、第4条では令和7年度における扶養手当の経過措置を、第7条では今回の改正に対応するため小山町職員の育児休業等に関する条例における必要な改正を行うものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(遠藤 豪君) 日程第9 議案第5号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(長田忠典君) 議案第5号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案書は24ページからになります。

本案は、昨年8月の人事院勧告等に準じ、小山町職員の給与等に関する条例に規定する給料表の改定が行われることに伴い、常勤職員の給料表を準用する会計年度任用職員の給料表について改定するものであります。改正の内容は、別表第1を、常勤職員の給料表別表第1の1級及び2級の1号から40号までと同額にするものであります。

なお、この条例は、令和7年4月1日から適用するものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番(平野正紀君) 本改正条例の適用期日についてお尋ねいたします。

一般職や、この後に審議されます特別職につきましては、条例公布後、令和6年4月1日に遡及しての適用であります。本改正案は人事院勧告に準ずる内容であるのに、令和7年4月1日の適用であり遡及いたしません。その理由についてお尋ねいたします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○総務課長(渡邊 徹君) 平野議員の御質問にお答えします。

会計年度任用職員につきましては、その勤務形態が様々であることや、令和6年度末で再募集の対象となる方が多くいること、また、近隣自治体の状況等を勘案して、令和7年4月1日から給与改定を実施することといたしました。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) ほかに質疑はありますか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(遠藤 豪君) 日程第10 議案第6号 小山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(遠藤 豪君) 日程第11 議案第7号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第8号 行政手続条例及び小山町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(遠藤 豪君) 日程第12 議案第8号 行政手続条例及び小山町情報通信技術を活用した

行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第8号 小山町行政手続条例及び小山町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案書は30ページからになります。

本案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、複数の法律改正が行われることに伴い、関連する条例の一部改正を行うものであります。

本条例は第1条及び第2条で構成されており、第1条では小山町行政手続条例の一部改正を、第2条では小山町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正を、それぞれ行うものであります。

改正内容であります。お手元の条例改正資料、新旧対照表の50ページをお開きください。小山町行政手続条例については、行政処分に係る公示送達の方法に関する規定を改正するものであります。

次に、52ページをお願いします。小山町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例については、従来の行政手続を情報通信技術を使用する方法により行うことができるようにする場合の、適用除外に関する規定を改正するものであります。

なお、施行日は、令和7年4月1日からとしております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第13 議案第9号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係

者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第9号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

議案書は33ページからになります。

本案は、デジタル社会基本法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、複数の法律に条ずれや文言の変更が生じました。このことに伴い、本町では四つの条例について改正が必要となったため、これらの条例について一括改正を行うものであります。

本条例は、第1条から第4条までで構成されております。

改正内容は、いずれも法律の引用条文を改めるとともに、法令に合わせて文言の修正を行うものであります。議案書の34ページをお開きください。

第1条は、小山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正を、同じページの下から3行目、第2条は、小山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を、次のページ、上から5行目、第3条は、小山町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正を、第4条は、小山町税条例の一部改正を行うものであります。

なお、この条例の施行日は、法律の施行日に合わせて、令和7年4月1日を予定しております。説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第10号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第14 議案第10号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（山本智春君） 議案第10号 小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案書は36ページからになりますが、条例改正資料、新旧対照表は65ページを御覧ください。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する審査委員会を設置する規定が追加されたことから、小山町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容としましては、条例上に、小山町災害弔慰金等支給審査委員会の設置について位置づけ、また、委員に対する報酬については、新旧対照表67ページに掲載のとおり、小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に追加するものであります。

なお、本条例の施行日を令和7年4月1日とするものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第15 議案第11号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（山本智春君） 議案第11号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準の一部を改正する内閣府令の改正に伴い、これまでの管理栄養士は栄養士免許を取得した者でなければ受験資格がありませんでしたが、このたびの改正で管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士資格がなくとも管理栄養士を受験できることから、小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正内容であります。お手元の条例改正資料、新旧対照表の68ページをお開きください。

条例第16条第1項第2号で、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めます。また、第37条第2号で、文言整理のため、子ども・子育て支援法の公布年、種別、番号の記載を削除します。

なお、施行日は、令和7年4月1日であります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号 小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第16 議案第12号 小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第12号 小山町技術上の監督業務を行わせる水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。議案書は40ページからであります。

令和6年4月1日に、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が施行され、水道の整備及び管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されました。本案は、関係政令の整備及び厚生労働省関係省令の整理に伴う条例の一部改正であります。

改正の内容は、条例第3条の布設工事監督者及び第4条の水道技術管理者の資格要件において、学校教育法による学歴及び実務経験年数を改めるものであります。

また、第3条第1項の資格要件に建設業法施行令の規定による1級土木施工管理技術検定の合格者を加え、さらに第4条第1項の資格要件に技術士法の規定による上下水道部門の第2次試験合格者及び1級土木施工管理技術検定の合格者を追加するものであります。

なお、施行日につきましては、令和7年4月1日からといたします。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号 小山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第17 議案第13号 小山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局长。

○危機管理局长（高村良文君） 議案第13号 小山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案書は46ページからとなります。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、小山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものであります。

それでは、主な改正点につきまして御説明いたします。条例改正資料、新旧対照表の78ページから御覧ください。内容につきましては、79ページ、別記1となります。

政令の改正内容に合わせ、消防団員の各階級と勤続年数によって定められている退職報償金につきまして、現行では30年以上の区分が上限であったところを、30年以上31年未満に改め、31年以上32年未満から35年以上の5区分を追加するものであります。

なお、本条例の施行日は、令和7年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号 令和6年度小山町一般会計補正予算(第8号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第18 議案第14号 令和6年度小山町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(長田忠典君) 議案第14号 令和6年度小山町一般会計補正予算(第8号)についてであります。今回の補正は、給与改定に伴う人件費、国の補正に基づくもの、事業の実績や進捗により決算見込額を精査した結果による補正となっております。

初めに、6ページ、継続費の補正についてであります。

町道3975線外1道路整備事業(用沢工区)につきましては、事業費の増額に伴い、継続費の総額を9,400万円増額するとともに、年割額を変更するものであります。

次に、(仮称)小山スマートインターチェンジ整備事業につきましては、スマートインターチェンジの追加工事に伴い、継続費の総額を4億7,940万4,000円増額するとともに、年割額を変更するものであります。

次に、7ページ、繰越明許費の補正につきましては、8事業の追加と3事業の変更であります。

2款総務費の小山フィルムファクトリー高圧ケーブル更新事業、3款健康福祉会館受電設備更新事業につきましては、点検業者からの指摘により設備を交換する必要が生じ、早急に対応する必要がありますが、部材の調達等に時間を要するためであります。

4款衛生費の健康管理システム改修事業、5款農村地域防災減災事業につきましては、国の補正予算に伴い、当該事業の交付金又は補助金が、前倒しして交付決定となったためであります。

6款商工労働費のプレミアム商品券事業につきましては、国の補正予算を活用し、令和7年度に事業を実施する方針となったためであります。

7款土木費の町道2416号線測量等につきましては、町道整備事業の遅れに伴い、境界測量・登記の年度内完了が見込めないためであります。

8款消防費のトイレカー購入事業は、国の補正予算を活用し、トイレカーを購入する事業であります。車両の納車までに時間を要するためであります。

9款教育費の町内中学校屋内体育施設空調設備設置工事につきましては、こちらも国の補正予算を活用し、町内3中学校に空調設備を設置するもので、令和7年度に工事を実施するためであります。

同じく9款教育費の湯船原ジョギングコース基本計画事業につきましては、対象となるコース選定のための調整に期間を要し、年度内の完了が見込めないためであります。

次に、変更についてであります。

7款土木費の町道整備事業、新東名関連町道整備事業、道路構造物長寿命化事業につきましては、12月定例会において議決をいただいた繰越明許費について、各路線の用地交渉や事業の進捗を精査し、増額及び減額をするものであります。

次に、8ページ、債務負担行為の補正につきましては、二つの事項の追加であります。二つの事項については、令和7年度の委託事業を年度当初から円滑に実施するため、今年度中に契約する必要があることから、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

次に、9ページ、地方債の補正であります。

追加の危機管理事業につきましては、先ほど説明したトイレカー購入事業において、国庫補助金充当残の事業費の2分の1を起債するものであります。変更の10事業につきましては、起債協議及び事業の執行見込額から、借入限度額を変更するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、11ページ、1款町税を1億594万7,000円増額しますのは、決算見込みに合わせ増額するもので、12ページ、5項の入湯税は、インバウンドに伴う増額であります。

次に、13ページ中段から下、6款法人事業税交付金、9款環境性能割交付金につきましては、県の交付見込み等に基づきそれぞれ計上しております。

次に、14ページ中段から下、11款地方特例交付金を3,091万8,000円減額しますのは、定額減税の減収分を補填する交付金が当初見込みより少なかったことによる減額と、新型コロナウイルス感染症に伴う固定資産税の軽減措置として減収分を補填する交付金が当初の見込みより多く配分があったことによるものであります。

次に、12款地方交付税を1億2,365万7,000円増額しますのは、国の補正予算に伴い再算定された交付税の差額分であります。

次に、15ページ下段、14款1項1目農林水産業費分担金を737万1,000円増額しますのは、県の補正予算に伴い、県営事業が本年度に前倒しとなった中山間地域総合事業と、経営体育成基盤整備事業の分担金の増額と、事業の完了に伴う分担金の減額であります。

次に、18ページ、16款2項4目土木費国庫補助金を1億2,433万5,000円減額しますのは、補助金の交付決定や充当事業の進捗による決算見込みに基づくものであります。

次に、16款2項6目教育費国庫補助金、説明欄一番下、空調設備整備臨時特例交付金で、町内中学校体育館3校の空調設備設置工事への交付金を見込むものが主なものであります。

次に、19ページ、同じく10目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を215万4,000円増額しますのは、定額減税調整給付費等の確定に伴い減額する一方、今回予算計上いたしましたプレミアム商品券事業への交付金を見込むものであります。

同じく11目農林水産業費国庫補助金を800万円増額しますのは、国の補正予算に伴い棚頭地区ため池事業が前倒しとなり、補助されるものであります。

同じく16目新しい地方経済・生活環境創生交付金を2,000万円増額しますのは、国の補正予算を活用し、トイレカーを購入する財源を見込むものであります。

次に、21ページ、17款2項6目土木費県補助金を3,249万1,000円減額しますのは、補助金の交付決定に基づくものであります。

次に、23ページ、18款2項1目不動産売払収入を1,250万6,000円増額しますのは、国道138号線改修工事に伴い、町有地を売却したものが主なものであります。

次に、19款寄附金を1億1,029万7,000円増額しますのは、1目の一般寄附金のほか、須走彰徳山林会様からの2目総務費寄附金、5目ふるさと寄附金の企業版ふるさと寄附金の増額によるものであります。

次に、25ページ、20款2項4目総合計画推進基金繰入金を2億1,670万3,000円減額しますのは、同基金を財源として充当していた事業の決算見込みに合わせ減額するものであります。

次に、28ページ、23款町債を4,690万円減額しますのは、初めに地方債の補正で申し上げたとおり、各事業の進捗や実績等による決算見込みに伴う減額が主なものであります。

次に、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

初めに、人件費の補正につきましては、人事院勧告等に基づき、令和6年4月に遡り給与を改定するもので、若年層を中心とした給料月額の上上げ、期末・勤勉手当の月数の増等に伴い、一般会計全体で3,900万円余の増額となるものであります。

次に、その他主なものについて説明いたします。

初めに、32ページをお願いいたします。

2款1項4目財産管理費の説明欄(3)基金管理費を5億333万5,000円増額しますのは、財政調整基金へ4億3,000万円積立てするほか、決算見込みによる積立金の増額であります。

次に、35ページ、2款1項7目ICT推進費の説明欄(2)情報システム管理費を1,215万5,000円減額しますのは、ICT機器の使用料やシステム使用料などの決算見込みに伴う減額が主なものであります。

次に、38ページ、2款3項1目、説明欄(2)戸籍住民基本台帳事務費を1,038万3,000円減額しますのは、戸籍情報システム等に係る経費の決算見込みに伴う減額が主なものであります。

次に、40ページ、2款7項1目、説明欄(3)地域公共交通活性化事業費を754万6,000円減額しますのは、巡回バス実証実験の実績に合わせた減額が主なものであります。

次に、42ページ、2款7項3目、説明欄(2)定住促進事業費を2,736万1,000円減額しますのは、当初予定していました定住促進住宅建築工事について見直しが必要となったことにより減額するものが主なものであります。

次に、43ページ、4目広域行政組合管理費を35万円増額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算(第3号)に伴うものであります。このほかに4款衛生費、8款消防費の負担金においても同様に補正を行うもので、全体では913万5,000円の増額となるものであります。

次に、46ページ、3款1項1目、説明欄（6）新たな低所得者支援給付金費295万9,000円の減額及び（7）定額減税当初調整給付金費を3,057万1,000円の減額につきましては、歳入で御説明しました国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し交付していましたが、事業が終了し、決算見込みに伴い減額するものであります。

次に、47ページ、3款1項2目、説明欄（4）自立支援給付金を1,867万1,000円増額しますのは、扶助費の増、令和5年度分の国庫・県費負担金の精算に伴う返還金の増によるものが主なものであります。

次に、51ページ、3款2項2目、説明欄（2）介護保険特別会計繰出金を2,046万1,000円減額しますのは、介護保険特別会計の決算見込みに伴う繰出金の減額であります。

次に、57ページ、4款1項1目、説明欄（6）須走地区町有診療所整備事業を5,595万7,000円減額しますのは、整備事業を令和7年度以降に実施するため、減額するものであります。

次に、58ページ、4款1項2目、説明欄（2）感染症予防費を1,653万4,000円減額しますのは、個別接種の委託料等の決算見込みに伴い減額するものが主なものであります。

次に、64ページ、5款1項3目、説明欄（3）農業農村整備事業費を1,684万1,000円増額しますのは、国及び県の補正予算に伴うもので、県営基盤整備事業の負担金の増額と、アグリふじおやま地区事業の完了に伴う負担金の減額が主なものであります。

次に、67ページ、6款1項1目、説明欄（2）商工業振興費を3,676万円増額しますのは、歳入でも御説明しました国の交付金を活用しプレミアム商品券事業を実施するための18、地域活性化対策助成金3,800万円が主なものであります。

次に、68ページ、6款1項2目、説明欄（3）小山P A周辺開発事業特別会計繰出金を1億4,170万3,000円減額しますのは、第2期事業の進捗に合わせ、繰出金を減額するものであります。

次に、70ページ、6款2項1目、説明欄（3）富士山観光事業費を1,441万3,000円減額しますのは、14、小富士遊歩道整備事業1,357万4,000円を令和7年度に実施することとなったため減額するものが主なものであります。

次に、73ページ、7款2項1目、説明欄（2）道路橋梁総務費を1,050万円減額しますのは、県営事業の進捗に伴い減額するものであります。

次に、同じく3目、説明欄（2）町道整備事業費を1,702万9,000円減額しますのは、事業の進捗に伴い減額するものであります。

次に、74ページ、7款2項4目、説明欄（2）新東名関連町道整備事業費を4,709万4,000円及び説明欄（3）道路構造物長寿命化事業費を2億1,455万3,000円、次のページの7款2項5目、説明欄（2）急傾斜地崩壊防止事業費を8,689万6,000円減額しますのは、補助金の決定交付額に合わせ減額するものが主なものであります。

次に、80ページ、8款1項4目、説明欄（2）危機対策費を3,965万9,000円増額しますのは、歳入でも御説明しましたトイレカー1台の購入費4,000万円の増額が主なものであります。

次に、84ページ、9款3項1目、説明欄(2) 中学校管理運営費を181万2,000円減額しますのは、電気料の決算見込みに伴う1,000万円の減額と、教科書改訂に伴う指導者用教科書の購入に伴う、10、消耗品費675万3,000円の増額が主なものであります。

次に、85ページ、説明欄(5) 中学校施設整備費を2億1,421万円増額しますのは、歳入でも御説明しました各中学校体育館へ空調設備を設置するための工事費と工事監理業務であります。

最後に、88ページ、12款予備費を1,024万6,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○6番(小林千江子君) 7ページ、8項目め、消防費、危機対策費のトイレカー購入事業に関してお伺いいたします。

こちらの方なんですけれども、全議員協議会にて説明をいただいております、自走式大型トイレカー、洋式トイレが5基、うち1基がオストメイト対応、洗面施設もあり、おむつ台の交換や乳幼児用のチェアがついている。新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用するというところで、町の負担は2,000万円今回計上されております。その中において、ちょっと数点お伺いさせていただきます。

まず、1点目、購入後の保管場所はどこを見込まれておりますでしょうか。災害時に即座に機能できる状態を保つためには、定期的な試運転やメンテナンスが欠かせないと思いますけれども、そのような運用コストを含め、どのような計画があるのか、お聞かせください。

2点目なんですけれども、トイレカーは災害時のみに使用されるため、その使用頻度は少ない可能性がとても高いです。そのため、平時においてどのような活用方法を検討しているのか。また、活用を検討しているのであれば、運用規定を設ける必要性もあるかなと思いますけれども、それをどのようにお考えになられているのか、お聞かせください。

最後に、3点目です。償却期間を長く設けるなど、設備のライフサイクルをどう見積もるかも重要になるかなと思われませんが、町はどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○危機管理局长(高村良文君) 小林議員から御質問ございましたトイレカーの導入についての御質問でございますけれども、まず、購入後の保管場所につきましては、現在、危機管理局が入っております小山町総合文化会館の裏手の部分を一部借りて保管していきたいと考えております。

また、定期的な運転費やメンテナンスがあると、この辺の運用コストをどのようにということでの御質問ですが、私どもが試算をしまして、車ですので大体車検が2年に1回とか、そういったコスト、それから6か月点検、1年点検、燃料代等を鑑みまして、それを1年で少し割り返しますと、約25万円ぐらい年間かかっていくのかなと考えております。

それから、それにプラス、トイレの清掃費、使えば清掃がかかりますので、これが大体1回2万5,000円程度かかってくるのかなという概算費をはじいております。

それから、平時においてどのような活用方法を検討されているのかという御質問でございますが、この国の交付金の要望の指針の中で、やはり平時における活用というところも検討されたいということの中で、各町でのイベントであるとか、具体的に申しますと、町で考えているのは、各小中学校のジュニア防災士講座であるとか、各種避難訓練、また、町のイベント等に本町の災害時の取組を紹介させていただくというような趣旨でトイレカーの展示、またその際に、やはり町民の皆さんに実際そのトイレを使用させていただいて、避難所の体験をしていただきたいという趣旨からも、そういうイベント等に参加させていただくということも検討しております。

また、設備のライフコストをどう見積もるかということですが、こちらはやはり一番は災害が起こらなければ使うことはないんですけども、やはりそういったことがこの何年間で起きるのかというのは不明でございます。そのために、先ほどちょっと話もありますが、やはり10年、15年というような長期にわたってこの車両を維持していかなければならないと考えております。そういった形で、そのために途中大きなトイレの機材とか、そういったことも、入れ替えの検討もしていかなきゃならないのかなということも考えております。

それから、そのように導入するに当たって、もう一つ欠かせないことがございます。運用に当たって、他の市町、県とか、今回の能登半島のような大災害が起きたときには、やはり国へこういった車両の登録というのをすることが義務づけられております。ですので、そういった大災害の支援にも当たらせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） 11ページの歳入、1款町税の件で、1億594万7,000円補正が増額されているということはいいことだと思います。その中で、1款1項1目町税、個人の部で3,300万円補正で増額されておりますが、その根拠を教えてくださいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 室伏辰彦議員の御質問にお答えいたします。

歳入の町民税の個人の3,300万円の増額の根拠につきましてでございますけれども、年間を通じまして所得税の変更ですとか、そういったことが起きた場合に、当然住民税も変更等が生じます。それに伴いまして、あと当初予算からの決算見込みを見まして、予算額と現計予算との歳入、生じます差額分について、今回3,300万円ほどの増額を見込んだということでございます。

説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（平野正紀君） 2点お伺いいたします。

初めに、予算書の27ページ、歳入、22款5項1目2節雑入の44、町道整備事業協力金2,200万円

の減額ですが、足柄S A周辺地区の開発道路工事費用に係る過年度分の未収金に関するものと認識しているわけですが、この事業協力金の納付と企業版ふるさと寄附金による収入との兼ね合いについて、どのような状況、またどのような予定であるのか、お伺いいたします。

次に、予算書の70ページです。歳出、6款2項1目18節、説明欄(3)14、小富士遊歩道整備事業1,357万4,000円の減額ですが、令和7年度に実施をすることとなったためとの説明でしたが、各省庁との事業認可の関係、種々の手続や調整があらうかと思えます。今後の事業の見通しについてお伺いいたします。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○未来創造部長(遠藤正樹君) 平野議員にお答えをいたします。

私の方からは足柄S A周辺地区の開発道路工事の費用についてお答えをいたします。

過年度分の未収金につきましては、令和6年9月の定例会におきまして、別に過年度分協力金として既に計上をいたしております。今回御質問のありました町道整備事業協力金につきましては、本年度の協力金分となります。

町道整備事業協力金は、足柄S A周辺地区の町道整備事業の予算に充当する歳入でありまして、企業版ふるさと寄附金が2,200万円増額となったことによりまして、事業協力金を減額するというところでございます。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○商工観光課長(湯山浩二君) 平野議員の2点目の御質問にお答えいたします。

小富士遊歩道の整備に当たりましては、議員お見込みのとおり、国や県等の現地確認や協議によって設計内容の調整に時間を要したため、工事着手に至りませんでした。

本事業につきましては、静岡県の観光地域づくり整備事業費補助金を活用しますことから、補助金の制度上、予算を繰り越すことができなかつたため、改めて令和7年度当初予算に計上させていただき、来シーズンの完成を目指します。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) ほかに質疑はありませんか。

○4番(牧野恵一君) 2点お伺いいたします。

まず1点目は、6ページにあります継続費の補正の部分です。

(仮称)小山スマートインターチェンジ整備事業ですけれども、年度の計画を見ますと、令和9年度は3億6,900万円というふうになって、非常に大きな金額となるわけでありましてけれども、この事業の財源構成、どちらかでお話があったのかもしれませんが、財源構成がどうなるのか。要するに、事業者負担でやってくれるのか、あるいは町の負担でやらないかやらないのかという点をちょっと教えてください。

それから、あと1点ですけれども、74ページです。公共道路整備事業費の中で、御説明でもありましたけれども、道路構造物の長寿命化事業、あるいは5目の急傾斜地崩壊防止事業費が8,000万円余取りやめに、減額になっているわけですが、いずれにしてもこれらは重要な事業だと思いますので、取りやめについてちょっと疑問に思うわけですが。ただし、その中で、今の説明では、国の補助金との調整がつかなかったというような御説明でした。ただ、予算を取る場合には事前にヒアリングをして、国庫補助金等は見込んだ上で予算計上しているのではないのでしょうか。そういう点で、ただいま説明のあった道路構造物の長寿命化事業、並びに急傾斜地崩壊防止事業費が多額の減額をしているという点について疑問に思いますので、理由等について説明願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（込山次保君） 牧野議員の御質問にお答えいたします。

まず、9ページです。継続費の関係で、スマートインターチェンジで令和9年度に3億6,900万円余を支払うことになっておりますけれども、この財源内訳ということですが、左の欄、補正前の8,359万6,000円につきましては、国の補助金が55%入りますので、その残りの金額を町が払うことになります。その増額になった分に関しましては、企業版ふるさと納税を予定して、増額分については、財源については、企業版ふるさと納税を充てることになっております。

次に、74ページの橋梁の長寿命化修繕ですとか、そちらの関係が事業取りやめになっているという御指摘ですけれども、こちらに関しましては、個別計画に基づきまして、町としては実施をしたい。工事について町と協議をしているわけですが、なかなか国の予算、県の予算が思うようについていかないということがございますけれども、なるべくつけていただくような形で協議は行っておりますが、国、県にもやっぱり予算の限りがありますので、ちょっと思うようにいってないというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第15号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第19 議案第15号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（山本智春君） 議案第15号 令和6年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。予算書は1ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3,642万円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億1,385万4,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。5ページを御覧ください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税を193万1,000円増額しますのは、医療給付費分現年課税分を決算見込みに合わせ増額するものであります。

4款1項1目社会保障・税番号制度整備費補助金661万2,000円を増額しますのは、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う、周知広報等各種取組に対する補助金の決定を受けたことによるものであります。

5款1項1目保険給付費等交付金を4,187万5,000円減額しますのは、6ページの1節普通交付金4,143万7,000円の減額が主なもので、歳出の2款保険給付費の減額に伴い、県が負担する保険給付費等交付金の減額によるものであります。

7款1項1目一般会計繰入金を8万8,000円減額しますのは、決算見込みによるものであります。

7ページを御覧ください。9款4項6目雑入を300万円減額しますのは、保険給付費等過年度精算金などの実績見込みによるものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

8ページ下段、2款保険給付費を4,143万7,000円減額しますのは、9ページの1項1目一般被保険者療養給付費の4,000万円の減額が主なもので、決算見込みによるものであります。

10ページを御覧ください。4款保健事業費を453万7,000円減額しますのは、1項1目特定健康診査等事業費、説明欄（2）12節特定健康診査事業の329万3,000円の減額が主なもので、被保険者の減少により特定健診対象者数が当初の見込数よりも少なくなるため、決算見込みに合わせるものであります。

11ページ下段の7款諸支出金を284万2,000円の減額をしますのは、1項3目償還金の12ページの説明欄（2）22節保険給付費等交付金返納金で、前年度の交付金の精算に伴う返納金です。

最後に、8款1項1目予備費を1,240万5,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第16号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第20 議案第16号 令和6年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第17号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第21 議案第17号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（山本智春君） 議案第17号 令和6年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。予算書は1ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,606万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億2,091万5,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。5ページを御覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料を1,463万3,000円増額しますのは、1 項 1 目特別徴収保険料を146

万3,000円、2目普通徴収保険料を1,317万円それぞれ増額するもので、静岡県後期高齢者医療広域連合の試算に基づく決算見込みによるものであります。

2款1項1目保険基盤安定繰入金を143万4,000円増額しますのは、保険料軽減分及び社保被扶養者軽減分に係る、一般会計からの繰入額に合わせ増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

6ページ、1款後期高齢者医療広域連合納付金を1,606万7,000円増額しますのは、1項1目、説明欄(2)の18節後期高齢者医療保険料1,463万3,000円の増額と、保険基盤安定負担金を一般会計からの繰入額に合わせ143万4,000円増額するものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第18号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第22 議案第18号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長(山本智春君) 議案第18号 令和6年度小山町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてであります。予算書1ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ9,243万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を19億5,511万9,000円とするものであります。

初めに、歳入から主なものを御説明いたします。5ページを御覧ください。

1款1項1目第1号被保険者保険料を1,920万円増額いたしますのは、決算見込みによるものであります。

2款1項1目介護給付費負担金を1,182万4,000円増額しますのは、保険給付費に対する国の交付決定に基づき増額するものであります。

2項1目調整交付金を1,468万円減額、次のページの2目地域支援事業交付金を1,819万7,000円減額しますのは、決算見込みに基づき減額するものであります。

7ページ、3款1項1目介護給付費交付金を3,906万5,000円減額、4款1項1目介護給付費負担金を1,994万8,000円減額、8ページ、6款1項1目介護給付費繰入金を982万6,000円減額しますのは、保険給付費の減額に合わせ、支払基金、県、町の負担金などを、負担割合により減額するものであります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。9ページをお開きください。

2款保険給付費を8,270万円減額しますのは、10ページ、1項3目地域密着型介護サービス給付費の6,500万円減額、13ページ、7款1目特定入所者介護サービス費の1,760万円減額が主なものであります。いずれも決算見込みに合わせた減額であります。

次に、4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費を1,090万円減額しますのは、決算見込みによるものであります。

次に、14ページ、2項1目一般介護予防事業費を519万2,000円減額、15ページの3項1目総合相談事業費を2,750万円の減額、6目生活支援体制整備事業費を884万円減額しますのは、本年度介護保険重層的支援体制整備事業を一般会計事業に組み替えたことによるものであります。

最後に、17ページ、6款1項1目予備費を4,476万3,000円増額しますのは、今回の補正による歳入歳出予算の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第19号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第23 議案第19号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第19号 令和6年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ5億2,282万7,000円を減額し、予算の総額を1億251万9,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

初めに、地方債の補正について御説明をいたします。補正予算書の4ページを御覧ください。宅地造成事業債を廃止いたしますのは、用沢大畑ケ地区宅地造成事業に伴う用地買収が進まず工事まで至らなかったことと、町営住宅原向団地跡地の開発を民間事業者が行うことになったことによります。

次に、歳入について御説明をいたします。6ページを御覧ください。

1款1項1目1節不動産売払収入を4,282万7,000円減額いたしますのは、須走日向町有地宅地造成事業における分譲販売が今年度末となることから、分譲区画4区画のうち3区画を次年度の収入見込みとするものであります。

次に、3款1項1目1節宅地造成事業債の4億8,000万円の減額理由につきましては、先ほど御説明いたしましたとおりでございます。

次に、歳出について御説明をいたします。7ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費、説明欄(2)一般管理費を125万円減額する主な理由は、先ほども述べましたが、町営住宅原向団地跡地の開発が民間事業者となったことに伴い、広告料が不用となったことであります。

次に、最下段を御覧ください。2款1項1目、説明欄(2)宅地造成費のうち、14節工事請負費を4,010万円減額いたしますのは、原向団地跡地の民間開発に伴い、造成工事費が不用となったことが主なものであります。

次に、8ページ上段を御覧ください。16節公有財産購入費を4億3,900万円減額いたしますのは、先ほども述べましたが、当初予定しておりました地方債による用沢大畑ケ地区宅地造成事業の用地買収が進まなかったことと、原向団地跡地の民間開発によるものであります。

最後に、3款1項1目予備費を4,147万7,000円減額いたしますのは、今回の補正により生じま

す歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番(牧野恵一君) 1点ですけれども、4億8,000万円の事業ができなかったと、用地交渉うまくいかなかったというような話ですが、4億円を超える予算を計上するに当たって、何を根拠に計上したんですか、4億8,000万円。何月かの時点では、用地交渉が得られるということがあるから、4億8,000万円予算計上したわけですね。じゃあ、いつの時点でできなくなったのか。できるはずのものが、最初から詳しい状況を分析していなかったのか、何か特別な事由があってできなくなったのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長(岩田幸生君) 牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

こちらの方の事業が進まなかった分析等につきましては、まず、用地交渉が難航したのも、10

月末に地権者や役員を招集し地元説明会の方を実施をさせていただきました。おのこの個々に交渉に当たったんですけれども、様々な条件等もありまして。ただ、私どもは不動産鑑定評価に基づいて実施していくものというところで、納得いただくまでに時間を要したところがございます。

あと、町の方なんですけれども、開発区域ですとか、工区割の検討等につきましても、時間を要したことが大きな原因となっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第20号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第24 議案第20号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（大庭和広君） 議案第20号 令和6年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。予算書1ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ542万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,030万5,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。5ページをお開きください。

1款1項1目売電収入を1,142万9,000円減額いたしますのは、発電所の突発的な修繕等により、発電所を停止した期間があったことなどから、決算見込みに合わせて減額するものであります。

4款1項1目寄附金を600万円増額いたしますのは、企業版ふるさと寄附金について、当初の見込みよりも多くの寄附が見込まれることから増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。6ページをお開きください。

1款1項1目発電事業費を700万円減額いたしますのは、燃料費を決算見込みに合わせ減額するものであります。

最後に、3款1項1目予備費を157万1,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（白井光昭君） 先ほど、発電する発電機の停止ということで、収益が21%もの減益になりました。停止した期間、それから稼働率の低下はいかほどだったのか、お知らせください。

それから、もう一つですけれども、この事業は稼働率が87%を想定して事業計画が立てられています。こういう装置を使った事業においては、何らかの小さな故障、トラブルが発生するのが当たり前だと思います。そういう意味では、ノートラブルで87%という設定の事業計画に問題があるのではないかというふうに思います。その辺につきましてどうお考えなのか、お知らせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 白井議員にお答えをいたします。

まず、修繕についてなんですけれども、本年度4件の修繕を実施し、延べ68日間の稼働を停止いたしました。

稼働率につきましては、目標の、議員御承知のとおり87%に対して、稼働率は68%でございます。

続きまして、目標稼働率についてでございますけれども、稼働率は清掃または点検等を差し引いた日数により、稼働率87%と設定させていただいているところでございます。その中で、点検等により交換が必要になった部品につきましては、この点検の中で交換を進めるものでございます。突発的な故障については想定できないこともございますが、あらかじめ点検等により、交換であるとか、改修が必要であるということが、あらかじめ把握できる場合につきましては、稼働率等の調整も今後検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（牧野恵一君） この事業がそもそも先行きがあるのかどうかみたいな話なんですけれども、実はこの決算を見ると、売電収入の減少が、突発的な事故があったとはいえ、それはこういう施設にはつきものですから、異常な事態というふうには言えないんじゃないかと。それでもって1,100万円のマイナス。それで、寄附金が1,100万円ですよ。要するに、1,100万円の寄附がなければ、この事業は全然成り立たないって話ですよ。この間、健全な財政運営をするためにということで、ほかの特別会計から3,500万円を移動しましたよね。そういうことをやって健全財政を目指すって言ったのに、このていたらくでは、ちょっとこの事業そのものが、もうちょっと真剣な議論をするべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（大庭和広君） 牧野議員の御質問にお答えをいたします。

この寄附がないとこの事業は今後立ち行かなくなってしまうのかというような御趣旨だと思い

ますが、実際のところ、昨年度、本年度と企業版の寄附を多額にいただいて事業運営しているところでございます。ただし、今後、具体的には令和7年度の途中からになるかと思いますが、売熱の方の事業も始まる予定ですので、この事業については今後安定的に継続していくというふうに考えているところであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（平野正紀君） 1点お願いいたします。

予算書5ページの歳入です。企業版ふるさと寄附金600万円の増額でございますが、どのような企業から寄附を受けられたのか、可能な範囲で結構ですからお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 平野議員にお答えいたします。

企業版ふるさと納税は、本町外に本社を持つ企業8社から、本事業に対する寄附の申入れがございました。寄附をいただいた企業の意向により、公表できる範囲でお伝えをいたします。

株式会社静勝、国土防災技術株式会社、株式会社静岡サン設計、株式会社日さく、株式会社ファースト、株式会社キラナリゾート、株式会社滝口測量設計、その他1社につきましては非公表の意向となっております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第21号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第25 議案第21号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第21号 令和6年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億4,170万3,000円を減額し、予算の

総額を1,707万3,000円とするとともに、繰越明許費を設定するものであります。

初めに、繰越明許費について御説明をいたします。補正予算書の4ページを御覧ください。

1款1項物件・移転補償費506万2,000円は、第二工区の物件移転補償交渉が承諾に至ったものの、今年度中に移転が完了しないことから、繰越明許費を設定するものであります。

次に、歳入について御説明をいたします。6ページを御覧ください。

1款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金を1億4,170万3,000円減額いたしますのは、歳出の減額に繰入額を合わせるものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。7ページを御覧ください。

1款1項1目事業費、説明欄(2)事業費を1億4,170万3,000円減額いたしますのは、第2期工区分の用地買収・物件移転補償が完了せず、造成工事の設計に着手できなかったためであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第22号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第26 議案第22号 令和6年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第23号 令和6年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第27 議案第23号 令和6年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第23号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第24号 令和6年度小山町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第28 議案第24号 令和6年度小山町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第25号 小山町自家用有償旅客運送自動車条例の制定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第29 議案第25号 小山町自家用有償旅客運送自動車条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第25号 小山町自家用有償旅客運送自動車条例の制定についてであります。

本条例案は、令和7年度からの自家用有償旅客運送による運行に伴い、町が運賃を収受するこ

とになるため、必要な事項を定めるものであります。

現在デマンドバスで行っている事前予約型停留所間乗合運送と、来年度から新たに、予約した方の指定した任意の場所間で予約に応じて運行する事前予約型自由乗降乗合運送にて実施すること、いわゆるライドシェアを予定しております。

このことに伴い、道路運送法第78条第2号に規定されている、町が国土交通省から許可を得て運行する自家用有償旅客運送を行うものであります。

条例の内容は、第1条及び第2条で趣旨及び管理について、第3条で2種類の運送方法を定めております。

第4条で運行制限等について、第5条では2種類の運賃について定めております。デマンドバスの運賃は、今までどおりの金額となっております。

第6条では利用方法を、第7条では回数乗車券の発行等について定めております。

第8条では運賃の減額と免除について、第9条は還付について、第10条及び第11条では利用者の遵守事項及び利用の制限について定めております。

第12条では損害賠償義務について、第13条で委任について定めております。

なお、この条例の施行日は、令和7年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第30 議案第26号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第30 議案第26号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（山本智春君） 議案第26号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。議案書は53ページをお開きください。

国民健康保険の制度改正により、平成30年度から静岡県が国民健康保険の財政運営の責任主体となりました。これに伴い、県は静岡県国民健康保険運営方針を策定し、県内市町の保険料水準の統一を目指すとしております。本案は、これを受け、保険料水準の統一に向けて、小山町国民

健康保険税の税率を改定するものであります。

今回の税率改定は、県から示される標準保険料率に近づけることを指針として改定するもので、年々増加する1人当たりの医療費とそれに呼応する1人当たりの事業費納付金が増加していることから、基金等の活用と段階的な改定により急激な税率変動を避けつつも、将来に負担を先送りすることのないように行うものであります。

なお、本案件につきまして、小山町市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、承認をいただく答申を受けております。

それでは、一部改正の主な内容について御説明いたします。条例改正資料、新旧対照表80ページを御覧ください。

初めに、第3条から第9条は、税率の改定に合わせ、国民健康保険から後期高齢者医療への移行者のいる世帯の平等割の軽減策として、移行後5年経過するまでを特定世帯とし、平等割額を2分の1に、また、5年経過後から8年までを特定継続世帯とし、4分の3に軽減しております。

次に、82ページを御覧ください。第23条第1項は、低所得世帯の軽減策として、7割、5割、2割軽減世帯における均等割、平等割の軽減額について改正しております。

次に、86ページを御覧ください。第23条第2項は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割の5割軽減の額について改正しております。

次に、87ページを御覧ください。第23条第3項は、子育て世帯の経済的負担軽減や次世代育成支援等の観点から、出産する被保険者の産前産後期間相当分に係る所得割額及び均等割額の軽減の額について改正しております。

なお、附則において、条例施行日を令和7年4月1日とすること、経過措置として令和6年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものとすると定めております。

先ほども申し上げましたが、今回の税率改定は、国や県が進める保険料水準の統一に向けて、基金等の活用と段階的な改定により急激な税率変動を避けつつも、将来に負担を先送りすることがないように行うものであります。

被保険者世帯の所得や世帯員の構成は様々であり、税額の増減も様々でありますので、被保険者の皆様に対し、丁寧な説明を行ってまいります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、会議規則第39条第1項

の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第31 議案第27号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第31 議案第27号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（山本智春君） 議案第27号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。議案書は57ページをお開きください。

本案は、マイナンバーカードを利用した証明書等のコンビニ交付をより一層推進するため、コンビニ交付に係る手数料を100円減額することについて、小山町手数料条例の一部改正を行うものであります。

改正内容は、印鑑登録証明のほか4種の証明書等について、コンビニ交付の場合の減額した手数料を別表に追加するものであります。

なお、施行日は、令和7年4月1日からとしております。

説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第32 議案第28号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第32 議案第28号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（大庭和広君） 議案第28号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案書は61ページからであります。

本案は、灯油や電気料等の物価高騰が続く中、施設の運営コストが増加している状況にあり、安定的な運営を確保し、また、利用者のサービス向上を図るため、使用料の改定が必要であることから、条例の一部を改正するものであります。お手元の条例改正資料、新旧対照表の95ページ

をお開きください。

改正の内容は、使用料を大人1人600円、子ども1人300円などとしているところを、改正後は、新たに町内者及び町外者の区分を設け、町内者につきましては現在の使用料と同額とし、御殿場市民と裾野市民も含むことといたします。町外者につきましては、高校生以上の大人1人900円、3歳以上中学生以下の子ども1人450円、障がい者大人1人450円、子ども1人150円とするものであります。

なお、条例の施行日は、使用料改定の周知期間を必要とすることから、令和7年7月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午後1時55分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- 日程第33 議案第29号 令和7年度小山町一般会計予算
 - 日程第34 議案第30号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第35 議案第31号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計予算
 - 日程第36 議案第32号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第37 議案第33号 令和7年度小山町土地取得特別会計予算
 - 日程第38 議案第34号 令和7年度小山町介護保険特別会計予算
 - 日程第39 議案第35号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計予算
 - 日程第40 議案第36号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
 - 日程第41 議案第37号 令和7年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計予算
 - 日程第42 議案第38号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計予算
 - 日程第43 議案第39号 令和7年度小山町水道事業会計予算

日程第44 議案第40号 令和7年度小山町下水道事業会計予算

○議長（遠藤 豪君） 次に、日程第33 議案第29号から日程第44 議案第40号までの令和7年度予算12件を一括議題とします。

町長から当初予算の施政方針と主要な施策について提案説明を求めます。町長。

○町長（込山正秀君） 議案第29号 令和7年度小山町一般会計予算を中心に、その施政方針と主要な施策について御説明を申し上げます。

国では、経済財政運営と改革の基本方針2024において、我が国の経済は、現在、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えている。日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題となっているとしております。小山町においても、昨年4月に消滅可能性自治体から脱却するなど、これまでの投資が成果として表れており、令和6年度に引き続き、企業立地の進展や個人所得の上昇などに伴う税収の増額が見込まれております。

一方、資源価格の高止まりや物価上昇に伴う物件費の増加傾向は継続しており、さらに、民間賃金の引上げを受けた人件費の増加など、経常経費の増額は避けられず、令和7年度予算編成は大変厳しいものとなりました。このような中ではありますが、第5次総合計画に掲げる七つの基本目標及び政策提言に対し、所属ごと事業の優先度を十分に検討した上で、全職員の創意工夫により、「おやま、再稼働。」を「着実に進捗」する予算といたしました。

令和7年度の一般会計の総額は、148億8,000万円と、昨年度に引き続き大規模なものとなりましたが、持続可能な財政運営を考慮し、削減可能な歳出を抑制いたしました。

一方、企業誘致や宅地造成による人口増加施策等により歳入の確保に努め、国・県補助金等の財源も積極的に活用することで、町の未来への投資の歩みを止めることなく、「静岡県で一番元気な町」を目指してまいります。

それでは、政策提言及び総合計画に対応した主要な事業について御説明をいたします。

初めに、「子育て教育100年の計への挑戦」についてであります。

これまで、町内で説明会を複数回開催し、町民の皆様にご説明してまいりました温水プールの設置を令和7年度から9年度の継続費を設定し、建設を進めてまいります。

次に、英語教育強化のため、昨年10月に友好交流都市協定を締結したフィリピン共和国のコルドバ町から、町内の五つの小学校及び町内の民間こども園も含めた五つのこども園へ、国の交付税措置を活用しALTを派遣します。

また、併せて、コルドバ町への教員等の語学研修や部活動の地域移行についても、積極的に取り組んでまいります。

今申し上げた温水プールの建設や英語教育の強化は、町の将来を担う子ども達にとって、必ず役に立つものとなり、100年後の小山町の礎を築くものになると考えております。

次に、「行政DX・行政改革への挑戦」についてであります。

令和6年度から取り組んでおりますデジタルフロントヤード事業、いわゆる書かない窓口を令和7年度から本格導入してまいります。

また、国が進めております行政に係るシステムの標準化にも取り組み、行政のDXを推進してまいります。

ふるさと納税については、まちづくり公社の活用が初年度となり、返礼品の充実をきっかけとした産業の活性化など、まずは、ふるさと納税事業を発展させていきたいところであります。

次に、「活気あふれる町・地域への挑戦」についてであります。

明倫地区の活性化のため、土地区画整理事業を継続するとともに、菅沼地域優良賃貸住宅の整備も進めてまいります。また、北郷地区の用沢大畑ケでの宅地造成事業を進めてまいります。

次に、「観光立町への挑戦」であります。安心安全な富士登山で須走口への誘客を図るため、令和6年度に引き続き、須走口の山小屋整備への補助を行います。また、県の補助金を活用し、富士山須走口五合目のインフォメーションセンター内に救護所を設置する予定であります。

さらに、風光明媚な誓いの丘を再整備することで、これまで以上の誘客を図ってまいります。

その他、第5次総合計画前期実施計画最終年度として、その成果を上げるための主な事業では、自然災害への対策として、治山事業、河川維持管理事業を継続実施をいたします。

交通事故犯罪のないまちづくりとして、区への防犯カメラ設置助成金を開始します。

子ども子育て支援の充実として、産科運営費補助を行います。

健康寿命の延伸と包括支援の充実として、須走地区町有診療所等工事を、本町のデジタル通貨、KINKAを活用した健康インセンティブ事業を行います。

学校教育の充実として、足柄小学校体育館と須走中学校体育館照明のLED化工事を行います。

観光交流の振興として、道の駅「ふじおやま」改修工事、地域おこし協力隊の増員を行います。

公共交通の維持・活性化として、町が主体となったデマンドバス、ライドシェアの運行や巡回バスの運行を行います。

道路網の整備として、令和9年開通予定の（仮称）小山スマートインターチェンジ周辺の道路整備を進めます。

参加と協働によるまちづくりとして、まちづくりに取り組む団体へのスタートアップ事業支援補助金、町のホームページリニューアルなどを実施いたしてまいります。

以上、令和7年度当初予算の編成において、政策提言及び総合計画に沿った主な事業について説明をいたしました。

最後に、予算の状況について説明をいたします。

小山町の特別会計を含めた令和7年度当初予算総額は、205億6,089万2,000円であります。

このうち、一般会計は148億8,000万円とし、前年度当初予算147億6,000万円と比べ、1億2,000万円、0.8%の増となり、平成31年度に次いで歴代2番目の予算規模であります。

町税収入は、46億179万1,000円で、企業立地などによる固定資産税の増収を約1億1,900万円見

込むとともに、住民税定額減税が終了したことによる町民税の増額、その他税目での増減を勘案し、総額で2億6,648万2,000円の増額となっています。

特別会計予算も合わせました令和7年度当初予算の内容につきましては、企画総務部長から、また、所管の補足説明につきましては、各担当部長等から説明をいたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 町長の説明は終わりました。

次に、企画総務部長から、各会計予算の概要について内容説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第29号 令和7年度小山町一般会計予算から議案第40号 令和7年度小山町下水道事業会計予算までの12件について、一括して内容の御説明をいたします。

初めに、議案第29号 令和7年度小山町一般会計予算についてであります。

一般会計予算書7ページをお願いいたします。

継続費の設定についてであります。

2款7項温水プール整備事業は、3か年度にわたって事業を執行するもので、事業費総額及び年度ごとの支出予定額を定めるため、継続費の設定をお願いするものであります。

次に、8ページをお願いします。

債務負担行為の設定についてであります。

高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務につきましては、令和7年度から2か年にわたり実施するため、業務委託に要する経費について債務負担行為をお願いするものであります。

次に、9ページの地方債であります。令和7年度事業の財源として、総額17億3,300万円を限度額に借入れを予定している地方債であります。

次に、歳入歳出予算の概要についてであります。

附属資料の3ページ、一般会計歳入の内訳を御覧ください。主な歳入予算の内訳であります。

1款町税は、46億179万1,000円、前年度比で2億6,648万2,000円、6.1%の増となっております。

町税収入の内訳については、4ページを御覧ください。町民税の個人分は10億4,720万円、前年度比で1億3,739万円、15.1%の増となります。住民税定額減税が終了したことによる町民税の増額を見込んだものであります。

法人分につきましては、2億2,420万円、前年度比で20万円、0.1%の増と見込んでおります。

次に、固定資産税の純固定資産税は、企業立地による土地・家屋及び償却資産の増収を見込み、30億6,280万円、前年度比で1億1,680万円、4.0%の増となっております。

再び附属資料の3ページへお戻りください。2款地方譲与税から13款交通安全対策特別交付金までについては、国が示しました令和7年度地方財政計画による予算措置や、県が見込んでいる市町交付金見込額、本町の決算推移などから、それぞれ見込んだものであります。

その中でも、11款地方特例交付金は、前年度の町民税の定額減税の減収に係る補填分の減少に

より、1億4,779万円の減少を見込んでおります。また、12款地方交付税では、普通交付税は税収の増加により減額を見込み、特別交付税では地域おこし協力隊等の増員に伴う増加を見込み、合わせて1,200万円の増額を見込んでおります。

次に、14款分担金及び負担金は、6,661万9,000円、前年度比で2,889万8,000円、76.6%の増であり、新東名高速道路関連の町道整備に伴うNEXCO中日本からの負担金の増が主なものであります。

次に、15款使用料及び手数料は、1億2,483万9,000円、前年度比で5,681万7,000円、31.3%の減であります。町が主体となることに伴うデマンドバス運賃収入等の増額があるものの、町民いこいの家あしがら温泉が令和6年10月から指定管理者の管理となったことに伴い、使用料の減額を見込んでおります。

次に、16款国庫支出金は、17億1,752万8,000円、前年度比で2億5,740万円、17.6%の増であります。児童手当の拡充、自治体情報システム標準化への対応、参議院議員選挙への対応等の増加を見込んでおります。

17款県支出金は、8億849万5,000円、前年度比で2,979万2,000円、3.8%の増となっております。農業水産業費補助金など事業完了に伴う減額はあるものの、介護保険の重層的支援体制を整備したことに伴う民生費補助金、誓いの丘改修工事に伴う商工労働費補助金等の増加によるものであります。

18款財産収入は、3億8,274万5,000円、普通財産の売払収入等の減額により、前年度比で2,820万円、6.9%の減を見込んでおります。

19款寄附金は、10億4,358万円、ふるさと納税額を前年度と同額とし、その他事業への寄附金を含め、前年度比で1,839万円、1.8%の増を見込んでおります。

20款繰入金は、18億2,788万4,000円、前年度比で4億8,560万8,000円、21.0%の減であります。特別会計からの繰入金が微増となる一方、昨年度に比べて財政調整基金の取崩し額を抑制しております。

23款町債は、17億3,300万円、前年度比で840万円、0.5%の増であります。小山消防署建設工事が本格化することから、消防施設整備事業債が大きく増加するものの、その他の町債を抑制し微増となっております。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

附属資料5ページ、一般会計目的別歳出の内訳をお願いいたします。

目的別歳出の前年度対比の大きいものについて説明いたします。

2款総務費は、30億5,419万9,000円、前年度比で2億3,233万円、8.2%の増であります。主な増額の要因は、情報システム管理費における自治体情報システム標準化対応業務や、人事院勧告に伴う人件費の増額が主なものであります。

次に、3款民生費は、29億6,379万1,000円、前年度比で2億4,949万2,000円、9.2%の増であり

ます。主な増額の要因は、地域共生社会を実現するための重層的支援体制を整備したことに伴う事業費、扶助費、人件費の増額が主なものであります。

次に、4款衛生費は、11億3,297万8,000円、前年度比で1億2,124万円、12.0%の増であります。主な増額の要因は、須走地区に診療所等を整備するためのものであります。

次に、5款農林水産業費は、4億4,050万2,000円、前年度比で1億3,516万7,000円、23.5%の減であります。主な減額の理由は、県営事業の完了に伴う負担金の減額であります。

次に、8款消防費は、21億6,041万5,000円、前年度比で4億1,655万5,000円、23.9%の増であります。主な増額の要因は、小山消防署庁舎等建設事業の増額であります。

次に、9款教育費は、11億3,390万4,000円、前年度比で5億7,689万1,000円、33.7%の減であります。主な減額の要因は、北郷小学校長寿命化工事の完了、小中学校のデジタル学習環境整備とタブレット購入の完了したことによるものであります。

続いて、附属資料6ページの一般会計性質別歳出の内訳についてであります。

下から3行目、本年度合計欄を御覧ください。人件費は、27億2,478万9,000円、前年度比で1億7,467万円、6.8%の増であります。主な増額の要因は、本年2月に実施する常勤職員の給与改定、並びに本年4月に予定している会計年度任用職員の給与改定及びALTの人件費に伴うものであります。

次に、物件費は、24億6,130万7,000円、前年度比で6,533万2,000円、2.6%の減であります。主な減額の要因は、物価や業務費用の高騰、各種システムに関する費用の増額はあるものの、小中学校デジタル学習環境整備の委託費・備品購入費が令和6年で完了したことによるものであります。

次に、維持補修費は、5億1,192万5,000円、前年度比で7,610万円、12.9%の減であります。主な減額の要因は、本庁舎改修工事が令和6年度で完了したことなどによるものであります。

次に、補助費等は、30億4,850万4,000円、前年度比で2億7,272万5,000円、9.8%の増であります。主な増額の要因は、小山消防署庁舎等建設事業や、産科運営補助金の増額によるものであります。

次に、普通建設事業費は、27億2,509万4,000円、前年度比で1億3,407万4,000円、4.7%の減であります。主な減額の要因は、北郷小学校長寿命化工事の完了によるものであります。

次に、公債費は、9億4,280万3,000円、前年度比で5,884万2,000円、6.7%の増であります。主な増額の要因は、令和4年度に実施した総合文化会館長寿命化工事に伴う元金の償還が令和7年度から始まることなどによるものであります。

次に、その他は、5億4,949万1,000円、前年度比で1億3,757万6,000円、20.0%の減であります。主な減額の要因は、基金への積立金の減額であります。

以上が、議案第29号 令和7年度小山町一般会計予算の概要でございます。

次に、議案第30号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計予算についてであります。

附属資料の8ページ、特別会計予算額調をお願いいたします。

この会計は、国民健康保険法に基づく予算であり、予算の総額は歳入歳出それぞれ18億6,700万円、前年度比で300万円、0.2%の増となっております。

歳出予算の約7割は、保険給付費であり、その動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第31号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計予算についてであります。

附属資料は9ページをお願いします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ294万6,000円、前年度比で79万2,000円、21.2%の減となっております。

貸付元金収入については9件の償還、貸付金については、4人への貸与を継続し、新規に大学生の貸付け2人を見込んでの編成であります。

次に、議案第32号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

9ページの下段をお願いします。

この会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,460万円、前年度比で2,860万円、9.7%の増となっております。

次に、議案第33号 令和7年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

附属資料10ページをお願いします。

この会計は、公共用地の先行取得と土地開発基金の管理を目的としたものでありますが、本会計においては、基金預金利子の繰入れ繰出しのみとなり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ6万1,000円となっております。

次に、議案第34号 令和7年度小山町介護保険特別会計予算についてであります。

10ページの下段をお願いします。

この会計は、介護保険法第3条に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億2,000万円、前年度比で3,000万円、1.6%の減となっております。歳出予算の9割弱は保険給付費であり、在宅介護サービス、施設介護サービスなどの動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第35号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

附属資料11ページをお願いします。

この会計は、宅地造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,551万6,000円、前年度比で4億3,448万4,000円、70.1%の減となっております。

次に、議案第36号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算についてであります。

11ページの下段をお願いします。

この会計は、木質バイオマス発電事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,770万8,000円、前年度比で681万7,000円、9.1%の減となっております。主な内容は、売電・売熱の事業収入を財源に、木質バイオマス発電所の管理と起債の償還を行っていくも

のであります。

次に、議案第37号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算についてであります。
附属資料12ページをお願いします。

この会計は、小山PA周辺開発事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,125万9,000円、前年度比で751万7,000円、4.7%の減となっております。

2期事業の用地買収等の費用を事業費に見込み、財源として一般会計からの繰入金を充当する予算編成であります。

次に、議案第38号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計予算についてであります。
12ページ下段をお願いします。

この会計は、温泉供給事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ403万7,000円、前年度比で145万6,000円、56.4%の増となっております。主な内容は、温泉の使用料を財源に、温泉供給施設の維持管理を行うものであります。

次に、議案第39号 令和7年度小山町水道事業会計予算についてであります。
附属資料15ページをお願いします。

初めに、収益的収入及び支出の部であります。

収入は、予定総額3億9,272万3,000円、前年度比で497万8,000円、1.3%の減となっております。

支出は、予定総額3億7,416万9,000円、前年度比で986万円、2.7%の増となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入は、予定総額3億4,096万1,000円、前年度比で1億5,944万1,000円、87.8%の増となっております。

支出は、予定総額5億334万1,000円、前年度比で1億8,187万3,000円、56.6%の増となっております。

なお、収入が支出に対して不足する額1億6,238万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填いたします。

次に、議案第40号 令和7年度小山町下水道事業会計予算についてであります。
附属資料16ページをお願いします。

初めに、収益的収入及び支出であります。

収入は、予定総額2億439万9,000円、前年度比で2,346万7,000円、10.3%の減となっております。支出は、予定総額2億74万9,000円、前年度比で2,707万6,000円、11.9%の減となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入は、予定総額1億3,621万円、前年度比で5,240万9,000円、62.5%の増となっております。

支出は、予定総額1億7,950万6,000円、前年度比で5,578万4,000円、45.1%の増となっております。

なお、収入が支出に対して不足する額4,329万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填いたします。

以上が、議案第29号から議案第40号までの令和7年度当初予算関係12件についての概要でございます。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 企画総務部長の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、2月27日木曜日 午前10時開議

議案第29号から議案第40号までの令和7年度予算12件を順次議題として、当初予算の補足説明を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時39分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 米 山 千 晴

署 名 議 員 岩 田 治 和

令和7年第1回小山町議会3月定例会会議録

令和7年2月27日(第2日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	山本 智春君
都市基盤部長	清水 良久君	教育次長	野木 雄次君
企画政策課長	勝又 徳之君	総務課長	渡邊 徹君
商工観光課長	湯山 浩二君	総務課総務法規・監查班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議会事務局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 鈴木 史幸君

会議録署名議員 11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君

散 会 午後2時34分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第29号 令和 7 年度小山町一般会計予算
- 日程第 2 議案第30号 令和 7 年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第31号 令和 7 年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第 4 議案第32号 令和 7 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第33号 令和 7 年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第 6 議案第34号 令和 7 年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第35号 令和 7 年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第36号 令和 7 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第37号 令和 7 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算
- 日程第10 議案第38号 令和 7 年度小山町温泉供給事業特別会計予算
- 日程第11 議案第39号 令和 7 年度小山町水道事業会計予算
- 日程第12 議案第40号 令和 7 年度小山町下水道事業会計予算

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。

経済産業部長は、本日の会議を欠席しておりますので御報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第29号 令和7年度小山町一般会計予算

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 議案第29号 令和7年度小山町一般会計予算を議題とします。

各部長等から補足説明を求めます。

初めに、企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） 令和7年度一般会計予算の企画総務部関係の補足説明を行います。

初めに、歳入について御説明申し上げます。予算書は14ページからになります。

まず、1款町税の総額は46億179万1,000円で、前年度に比べ2億6,648万2,000円、率にして6.1%の増となりました。前年度は定額減税による町民税個人の減額がありましたが、令和7年度は本来の課税に戻ったことと、企業立地に伴う家屋及び償却資産の固定資産税の増額を見込んだところであります。

町税の内訳は2行目、1項町民税は12億7,140万円で町税全体の27.6%、同じページ一番下、2項固定資産税は30億7,921万1,000円で町税全体の66.9%となり、この二つの税目が町税収入の94.5%を占めております。

次のページの一番下、3項軽自動車税は6,778万円で町税全体の1.5%、16ページ、4項町たばこ税は1億5,900万円で町税全体の3.5%、5項入湯税は2,440万円で町税全体の0.5%となっております。

それでは、税目ごとに説明いたします。

恐れ入りますが14ページにお戻りください。

1款1項1目町民税個人の説明欄1現年課税分は、前年度に比べ1億3,879万円、15.4%増の10億4,200万円を見込みました。先ほども申し上げたとおり、昨年度は定額減税の減額がありましたが、本来の課税に戻ったことによるものであります。

次に、2目法人の説明欄1現年課税分であります。対象法人数は499社で、前年度に比べ20万円、0.1%増の2億2,400万円を計上しました。

次に、15ページ、2項1目固定資産税であります。企業立地等に伴う家屋及び償却資産の増に

より、固定資産税現年課税分では、前年度に比べ1億2,300万円、4.2%増の30億4,600万円を見込みました。

それぞれ収納率を乗じる前の金額になりますが、説明欄を御覧ください。

土地につきましては、前年度より993万9,000円増の8億1,904万4,000円を見込みました。

家屋につきましては、新築住宅及び新設工場の増により、新築軽減分を差し引き、前年度に比べ3,419万7,000円増の10億3,859万6,000円を見込みました。

償却資産につきましては、減価償却により減るものの、既存の事業所や工業団地に立地した企業の設備投資が進んだことから、前年度に比べ7,720万1,000円増の12億1,366万9,000円を見込みました。

その下、滞納繰越分につきましては1,680万円を見込みました。

次に、16ページ一番上の、3項1目軽自動車税環境性能割は、軽自動車の販売台数が増加していること等から前年度より48万円増額の408万円といたしました。また、2目種別割の説明欄1現年課税分は、前年度に比べ120万円、1.9%増の6,350万円を計上いたしました。

次に、その下、4項1目町たばこ税は、販売本数の微減を見込み、前年度に比べ10万円減の1億5,900万円を計上いたしました。

次に、同じページ一番下、5項1目入湯税は、課税対象施設の増加に伴う利用者数の増加や、既存施設の利用者数の増加を見込み、前年度に比べ760万円、45.2%増の2,440万円を計上いたしました。

次に、17ページ、2款地方譲与税の1項自動車重量譲与税は、自動車重量税の1,000分の407に相当する額が市町村に交付されるもので、交付額は町道の延長と面積により算定されます。前年度に比べ300万円増の7,800万円を計上いたしました。

その下、2項地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の100分の42に相当する額が市町村に交付されるもので、算定の基準は先ほどの自動車重量譲与税と同様で、前年度と同額の2,600万円を計上いたしました。

その下、3項森林環境譲与税は、森林整備の推進のために交付されるもので、前年度より200万円増の1,600万円を計上いたしました。

次に、18ページ、3款利子割交付金は、前年度と同額の140万円を計上いたしました。

次に、4款配当割交付金から、20ページの9款環境性能割交付金までの各交付金につきましては、国の地方財政計画などを参考に予算を計上しております。

増減額の大きなものを説明いたしますと、18ページの、5款1項株式譲渡所得割交付金は、株式等の譲渡所得に課税される県税として一括徴収され、その一部が市町村に交付されるものであります。前年度に比べ1,600万円、106.7%増の3,100万円を計上いたしました。

19ページの8款1項ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場利用税の10分の7に相当する額が市町村に交付されるもので、前年度と比べ600万円、3%減の1億9,400万円を計上いたしました。

20ページ中段、10款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金は、国が所有する財産のうち、自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫の用に供する固定資産税を対象に、国から交付されるもので前年度と比べ400万円、8.9%増の4,900万円を計上いたしました。

21ページ、11款1項地方特例交付金は、税制改正などによる地方公共団体の減収を補填するために交付されるもので、前年度に補填された定額減税による減額分1億4,779万円を減額されております。

次に、12款1項1目地方交付税は、令和7年度地方財政計画から推計し、前年度と比べ1,200万円、2.3%増の5億4,600万円を計上いたしました。

なお、地方交付税のうち説明欄1の普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額に相当する額が交付されるものであり、説明欄2の特別交付税は、普通交付税に反映できない特別な財政需要に対して交付されるものであります。

次に、23ページ、15款1項1目総務使用料の1節総務管理使用料の説明欄5自家用有償旅客運送運賃905万5,000円は、令和7年度から町が交通事業者としてデマンドバスやライドシェアを実施・運行することに伴い、利用者からの運賃を受けることになるため計上したものであります。

次に、27ページ、16款2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金のうち、説明欄4デジタル基盤改革支援補助金2億3,596万1,000円の主なものは、国で進めております自治体情報システム標準化対応に係る経費への補助金であります。

次に、30ページ、16款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、ジェット機が運用される基地や実弾演習が行われる演習場などを特定防衛施設として位置づけ、その区域が所在する市町村に対し交付されるもので、いわゆる9条交付金と呼ばれているものであります。令和7年度は104号線越え実弾射撃訓練が実施されることから、前年度と比べて1億7,643万7,000円、98.4%の増の3億5,571万7,000円を計上いたしました。

次に、37ページをお願いいたします。

18款1項1目財産貸付収入3億6,048万1,000円の主なものは、1節土地貸付収入の説明欄1東富士演習場貸付収入3億3,152万2,000円で、演習場として国に貸し付けている町有地、面積約251.7ヘクタールの貸付料であります。

次に、40ページをお願いします。

19款1項2目総務費寄附金2,300万円は、須走地域振興事業基金に積み立てる須走彰徳山林会様からの寄附金であります。

次に、19款1項6目ふるさと寄附金10億円は、ふるさと納税による寄附金であります。

次に、41ページ、20款2項1目財政調整基金繰入金3億3,000万円は、不足する財源を補うために繰り入れるもので、昨年度に比べ3億3,000万円減額しております。

2目東富士演習場関連特定事業基金繰入金2億7,498万7,000円は、こども園の運営やこども医療費助成事業、予防接種の特定事業のために特定防衛施設周辺整備調整交付金を積み立てた基金

から、それぞれの事業の財源として繰り入れるものであります。

次に、4目総合計画推進基金繰入金7億9,984万8,000円は、総合計画に掲げる町の将来像を実現するための事業の財源として繰入れをするものであります。

次に、42ページの7目減債基金繰入金1億3,000万円は、起債償還の財源として繰入れをするものであります。

43ページの12目企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金1,000万円は、令和6年度に企業版ふるさと納税をいただき、基金に積立てしておいたものを、令和7年度に関連した事業を実施するに当たり財源として充てるものであります。

次に、47ページをお願いします。

22款5項1目雑入の2節雑入のうち説明欄18ミニポートピア富士おやま環境整備協力費2,040万円は、協定に基づいてミニポートピア富士おやまの売上額の1%に相当する額を環境整備協力費として受け入れるものであります。

以上が主な歳入の説明であります。

なお、自主財源と依存財源については、予算書附属資料の3ページに記載がありますが、自主財源は町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合計であり、90億3,957万7,000円で、前年度に比べ1.1%、金額にして1億50万2,000円の減額で、歳入全体の60.7%を占めております。

それでは次に、歳出の主なものについて説明いたします。

54ページをお願いします。

54ページから58ページにかけて、2款1項1目一般管理費は前年度並みの0.2%減、5億6,986万5,000円を計上いたしました。

説明欄(1)職員人件費をはじめ、表彰審査委員会などの各種審査会委員の報酬や、いわゆる庶務に係る経費を計上した(2)一般行政事務費と(3)町長秘書費の3事業であります。

次に、60ページをお願いします。

2款1項4目財産管理費は6億389万8,000円、前年度比20.6%、1億5,644万5,000円の減であります。この目は六つの事業費、町有財産、基金の管理、また、役場本庁舎や公用車の管理、入札、契約事務等に係る経費を計上しております。減額の主な要因は、基金管理費の基金への積立金の減額によるものであります。

次に、68ページをお願いします。

2款1項6目自治振興費は3,968万3,000円、前年度比4.1%、169万8,000円の減であります。この目は四つの事業費から成り、各区・区長会、防犯、まちづくり協働、住民相談に係る経費を計上しております。その中で、69ページ説明欄中段、防犯カメラ設置費助成金100万円は各区からの申請を対象に令和7年度から新たに行うものであります。

次に、70ページ、2款1項7目ICT推進費は4億1,865万3,000円、前年度比188.3%、2億7,341

万6,000円の増であります。この目は住民基本台帳や課税事務などの基盤となる総合行政システム機器、庁内ネットワークなどを管理運用とDXを進めていく経費を計上しております。令和7年度大幅な増額の要因は、説明欄下段の自治体情報システム標準化対応業務2億1,891万1,000円で、国が全国的に進めております自治体情報システムの標準化・共通化への経費で、全額、国からの補助金を充てて整備していくものであります。

次に、71ページ下段からの2款1項8目人事管理費は1,830万3,000円、前年比14.1%、225万8,000円の増であります。職員の福利厚生、研修、給与、人事評価、職員採用などに係る経費を計上しております。増額の主な要因は、72ページ説明欄上段の食堂運営事業負担金210万円で、令和7年度から役場本庁舎地下の食堂を運営していただく社会福祉協議会への負担金であります。

次に、75ページ、2款2項2目賦課徴収費は、7,092万7,000円、前年度比26.7%、1,494万1,000円の増であります。増額の主な要因は、同じページ説明欄の固定資産管理評価業務2,076万1,000円で、令和9年度の評価替えに向けた土地評価見直しの業務委託であります。

次に、80ページ、2款4項1目選挙管理委員会費は2,045万9,000円、前年度比184.4%、1,326万4,000円の増で、説明欄一番下、選挙管理システム標準化移行業務1,300万2,000円が主なものであります。また、次のページ、3目参議院議員選挙費は1,042万4,000円、前年度比については皆増で、令和7年度に参議院選挙を予定しているため、同選挙に係る経費を計上しております。

次に、83ページをお願いいたします。

2款5項2目基幹統計調査費は、1,208万4,000円、前年度比677.6%、1,053万円の大幅な増額であります。令和7年度は国勢調査を実施するため、調査員の報酬等に係る経費を計上しております。

次に、84ページ下段、2款7項1目企画渉外総務費は7億7,668万2,000円、前年度比509.4%、6億4,923万6,000円の増額であります。

増額の主な内容について説明いたします。

次の85ページ、説明欄(2)企画調査費では、令和8年度から令和12年度までの5年間の第5次総合計画後期基本計画を策定を支援する委託業務721万6,000円とその下、役場本庁舎の候補地等の選定を支援する委託業務427万9,000円を計上しております。

次の86ページ、説明欄(3)地域公共交通活性化事業費では、令和7年7月から巡回バスを再開するための巡回バス運行業務2,004万8,000円とライドシェア実証実験業務1,603万2,000円、次のページ一番上、新たな公共交通の運行計画等を盛り込んだ地域公共交通計画を策定する委託業務700万円を計上しております。

次の88ページ中段、(6)ふるさと振興事業費5億1,100万円、前年度は2款8項1目広報広聴費で計上していましたが、当該目に組み替えをしております。令和7年度からは、ふるさと納税に関する事業及び地域活性化事業をまちづくり公社に委託いたします。

同じページ下段、(7)温水プール整備事業費を1億69万円計上しております。令和7年度から

令和9年度までの継続費を設定し、設計、施工、維持管理・運営を一体的に発注するDBO方式の事業手法にて整備を進めていきます。予算科目としては14節工事請負費として計上しておりますが、令和7年度は、敷地造成、調整池流末、道路整備に関する実施設計及び施設の設計業務の四つの設計業務で9,866万2,000円を計上しております。また、敷地を借り上げる見込みで202万8,000円を計上しております。

次に、92ページ、2款8項1目広報広聴費は8,102万9,000円、前年度比85.6%、4億8,175万6,000円の減であります。先ほど説明しました企画渉外総務費にふるさと納税を組み替えたため、大きく減額しております。その中で93ページ説明欄下段の12ホームページメンテナンス1,376万2,000円は、小山町のホームページを見やすく、使いやすくリニューアルする委託料を計上いたしております。

次に、飛びまして127ページ下段から、4款2項環境保全費は、7,894万4,000円、前年比1.7%、135万2,000円の増であります。

次の128ページ、1目環境保全総務費7,422万6,000円から130ページ、2目公害対策費471万8,000円までにつきまして、環境保全、環境美化、クリーンエネルギー施策の事業及び広域行政組合斎場費の負担金を計上しております。ほぼ前年と同様の事業費となっております。

次に131ページ中段、4款3項清掃費は、3億7,418万3,000円、前年比1.2%、456万7,000円の増となっております。

1目清掃総務費8,681万9,000円から、次のページ2目塵芥処理費1億9,547万1,000円、次の133ページ、3目し尿処理費9,189万3,000円まで、ごみ、一般廃棄物及びし尿の処理に係る経費を計上しております。前後しますが、132ページ説明欄上段、12塵芥収集運搬6,838万4,000円が、昨年度からの長期継続契約により1,090万円減額になったほかは、ほぼ前年度と同様であります。

最後に、また飛びまして214ページをお願いします。

11款1項公債費は9億4,280万3,000円、前年比6.7%、5,884万2,000円の増であります。1目元金の起債の数は212件、利子の起債の数は228件であります。

以上で企画総務部関係の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第29号 令和7年度一般会計予算のうち、未来創造部所管の補足説明を行います。

初めに、歳入についてであります。

当初予算書の32ページ下段を御覧ください。

17款2項1目総務費県補助金1節企画渉外費補助金説明欄2移住・就業支援事業補助金225万円は、首都圏から町内への移住者に対し、一定の要件を満たす場合に町が交付する移住・就業支援金300万円の4分の3に相当する県の補助金であります。

次に、35ページの上段を御覧ください。

17款2項5目商工労働費県補助金1節商工費補助金説明欄1地域産業立地事業費補助金1億5,000万円は、湯船原地区新産業集積エリアに進出する企業1者の土地購入に対し、町が交付する補助金の2分の1に相当する県の補助金であります。

次に、36ページ中段を御覧ください。

17款2項10目特別対策事業補助金1節地域少子化対策重点推進交付金説明欄1、140万円は、低所得の新婚世帯の住居費等を町が補助する、結婚新生活支援事業費210万円の3分の2に相当する県の補助金であります。

次に、歳出について御説明をいたします。

90ページ中段を御覧ください。

2款7項3目人口政策推進費は、前年度に比べ、1億934万5,000円減の7,701万8,000円となります。

主な内容について、御説明をいたします。

91ページの上段を御覧ください。

説明欄(2)定住促進事業費のうち、12節5行目地域おこし協力隊採用支援業務396万円は、都市部から、人口減少が著しい本町に、地域の維持・強化を図る担い手となる地域おこし協力隊を、特別交付税10分の10を財源として、7人を採用する業務であります。

続いて、18節説明欄3行目おやまライフサポート事業補助金810万円は、本町への定住意向が低く、流出傾向が続く若年層をターゲットに、切れ目のない支援を目的とした、遠距離通学サポート給付金及び奨学金返還サポート給付金の経費であります。

続いて、その下、結婚新生活支援補助金210万円は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行い、少子化対策の強化につながることを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、住居費及び引っ越し費用の一部を助成するものであります。

続いて、その下、民間賃貸住宅リフォーム助成金100万円は、子育て世帯や企業の従業員向けの共同民間賃貸住宅や、一戸建ての賃貸住宅の改修費用の一部を助成するものであります。

続いて、その下、空き家活用・流動化促進助成金180万円は、空き家を取得する定住者に対し、空き家の改修費または解体費の一部を助成するものであります。

続いて、その下、移住・就業支援金300万円は、歳入の部でも御説明いたしましたが、首都圏から町内への移住者に対し、一定の要件を満たす場合に交付するものであります。

次に、146ページ中段を御覧ください。

6款1項2目フロンティア推進費は、前年度に比べ、1,140万5,000円減の4億6,131万3,000円を計上いたしました。

主な内容について、御説明をいたします。

説明欄(2)未来拠点事業費のうち、12節147ページ最上段にかけまして計上の水文調査750万円は、湯船原地区の工業団地におきまして、井水を利用する企業が増加しており、周辺の集落の

水利用への影響を、定点観測により継続調査しているものであります。

続いて、18節4行目小山町地域産業立地事業費補助金3億円は、歳入の部でも御説明いたしましたが、湯船原地区新産業集積エリアに進出する企業の土地購入に対して補助するもので、令和7年度内に操業開始が見込まれる企業1者の分であります。

続けて、同ページの最下段、説明欄(3)小山PA周辺開発事業特別会計繰出金1億5,105万9,000円は、第2期工区の事業費に充てる財源であります。

以上で、議案第29号 未来創造部所管の令和7年度一般会計歳入歳出予算の補足説明を終わります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、危機管理局长。

○危機管理局长(高村良文君) 令和7年度小山町一般会計予算のうち、小山消防署と危機管理局の関係について御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてであります。

予算書は28ページを御覧ください。16款2項4目土木費国庫補助金のうち、下から2行目、説明欄6防災・安全社会資本整備交付金200万円は、洪水ハザードマップ作成に対する交付金であります。

次に、29ページを御覧ください。16款2項5目消防費国庫補助金説明欄1演習場周辺デジタル無線整備事業費補助金4,125万4,000円は、同報無線のデジタル化に伴う戸別受信機等の購入に対する防衛8条補助金であります。

次に、35ページを御覧ください。17款2項7目消防費県補助金説明欄1の地震・津波対策等減災交付金1,261万8,000円は、県の交付金要綱に基づく、地域防災力の強化事業、緊急物資等の確保事業等に対する県補助金であります。

次に、46ページを御覧ください。22款4項4目消防費受託事業収入説明欄1の消防施設費受託事業6億8,490万円は、小山消防署庁舎等建設事業に関する、御殿場市・小山町広域行政組合からの受託事業費であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

180ページを御覧ください。8款1項2目非常備消防費では、小山町消防団の活動に関する経費であり、4,541万2,000円を計上いたしました。その中で主なものは、1節報酬2,439万7,000円で、説明欄(2)消防団運営費のうち、機能別団員を含む消防団員170人分の年額報酬638万円と、団員の出勤時に応じて支払う出勤報酬1,500万円であります。次に、10節需用費701万8,000円では、消防団員に対する安全装備品を整備するもので、説明欄下から2行目、消耗品費582万7,000円を計上いたしました。

次に、次ページ181ページ、17節備品購入費61万6,000円は、説明欄10行目救助救命機器で、背負式消火器具14基の更新を行うものであります。

次に、18節負担金補助及び交付金のうち、説明欄18の一番下になります小山町消防団活動に対

する助成金179万円は、消防団本部及び各分団への消防団活動に対する助成金となります。

次に、182ページ、8款1項3目消防施設費15億8,699万4,000円は、町内の消防水利の修繕と、現在建設工事中の小山消防署新庁舎等建設事業費の経費となります。初めに説明欄(3)消防施設整備事業費15億8,537万5,000円は、令和7年度事業として、14節工事請負費9億円と、18節負担金補助及び交付金は、御殿場市・小山町広域行政組合への小山消防署建設費負担金6億8,490万円が主なものとなります。

次に、183ページを御覧ください。8款1項4目危機管理費になります。ここでは、職員、会計年度職員人件費と小山町が進める防災事業の経費であり、8,002万5,000円を計上いたしております。そのうち主なものは、10節需用費1,350万3,000円で、説明欄(2)危機対策費、次ページ184ページ中段10節消耗品費1,200万円で、防災用備蓄用食料、指定避難所で使用するトイレ用品、毛布などの防災資機材を購入するものであります。

次に、同じく12節委託費746万8,000円では、次ページ説明欄1行目洪水ハザードマップ作成業務484万円で、2級河川鮎沢川支流10河川を含めた洪水ハザードマップの作成業務が主なものであります。

次に、4行下17節備品購入費、E V車電源変換器47万3,000円は、電気自動車から電気を取り出し避難所等に電源を確保するための変換器を購入するものであります。

続いて、18節負担金補助及び交付金、説明欄中段電線接触等予防伐採負担金495万円は、災害時の安定的な電力供給及び停電の早期復旧を目的として、電力会社と連携し町道脇の電線に影響する支障木伐採を実施するもので、令和6年度に実施いたしました新柴地区町道脇の支障木の伐採を、令和7年度も継続して実施する予定です。また、2行下感震ブレーカー設置事業費補助金150万円も同様に、令和7年度も継続し実施いたします。

次に、説明欄(3)自主防災推進事業費、次ページ2行目18節自主防災対策事業補助金400万円は、各自主防災組織が行う備蓄用食料や防災資機材などの購入、災害時避難活動の事故等に備える保険金加入等に対しまして、補助金を交付するものであります。

次に、8款1項5目無線設備管理費7,126万1,000円は、主に町内への情報伝達を行う手段であります無線関係の整備・管理を行う費用であります。初めに、説明欄(2)移動系無線設備管理費270万3,000円の主なものは、6行目12節防災行政無線保守点検料158万4,000円で、無線統制台、半固定型無線装置及び遠隔制御装置などの保守点検料であります。

次に、187ページを御覧ください。説明欄1行目(3)同報系無線設備管理費840万8,000円の主なものは、3行下10節修繕料180万7,000円は、地図情報制御用装置の更新料になります。また、4行下12節防災行政無線保守点検259万円は、固定系の防災行政無線局の保守点検料であります。

最後に、4行下説明欄(4)同報系無線設備デジタル化整備事業費6,015万円は、同報系無線設備設備のデジタル化整備に要する費用であり、令和7年度は、須走地区の自衛隊官舎の同報系無線設備のデジタル化を実施いたします。主なものは、次ページを御覧ください。説明欄7行目14

節共同受信システム設置工事3,146万円は、自衛隊各宿舎の屋上に共同受信アンテナを設置する工事費となります。その下、17節備品購入費2,337万5,000円は、設置いたします戸別受信機500台の購入費となります。なお、同報系無線設備のデジタル化整備事業は、令和7年度をもって全ての事業が完了いたします。

以上で、小山消防署、危機管理局関係の一般会計予算の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、住民福祉部長。

○住民福祉部長（山本智春君） 令和7年度一般会計予算の住民福祉部関係の補足説明を行います。

それでは、歳入の主なものについて御説明します。

26ページを御覧ください。

16款1項1目1節の社会福祉費負担金、説明欄1、障害者自立支援給付費負担金1億9,002万円は、障害者総合支援法に基づき、障がい者が自立生活または社会生活を営むことができるよう、障害介護給付費等を支出しており、その2分の1の国庫負担金を見込んでおります。

二つ下、説明欄3、国民健康保険基盤安定負担金1,354万2,000円は、国民健康保険税の軽減世帯に属する一般被保険者数に応じ、公費で補填するもので、保険者支援分の2分の1の国庫負担金を見込んでおります。

その下、3節児童福祉費負担金の説明欄1、児童手当負担金2億31万4,000円は、児童手当に対する国からの負担金であり、年6回の受給者を延べ1万8,812人で計上しております。

その下、2、子どものための教育・保育給付費負担金9,428万2,000円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する国からの負担金であり、151人で計上しております。

その下、3、障害児入所給付費等負担金4,140万円は、障害児通所給付である児童発達支援や放課後等デイ等に対する国からの負担金であり、72人の利用で計上しております。

次の27ページ2項1目1節総務管理費補助金の説明欄2、戸籍住基システム整備費補助金421万6,000円は、戸籍への振り仮名記載対応費用に充てるもので、全額国庫補助であります。

その下、2目1節社会福祉補助金の説明欄2、重層的支援体制整備事業交付金4,485万3,000円は、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、各分野の支援体制では対応し切れないような複雑化・複合化する地域住民の支援ニーズに包括的に対応する支援体制を構築し、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する取組に対する国の交付金であります。

次の28ページ上段、3節児童福祉費補助金、説明欄3、子ども・子育て支援交付金2,472万5,000

円は、放課後児童健全育成事業やこども園での延長保育、一時預かり事業に対する国からの補助金であります。

次に、32ページを御覧ください。17款1項1目1節社会福祉費負担金の説明欄3、障害者自立支援給付費負担金9,501万円は、先ほど国庫負担金で御説明しました障害介護給付費等の4分の1の県負担金であります。

その二つ下、説明欄5、国民健康保険基盤安定負担金4,281万8,000円は、保険者支援分の4分の1と、低所得者に対する保険税軽減分の4分の3を県が負担するものであります。

その下、2節老人福祉費負担金、説明欄1、後期高齢者保険基盤安定負担金2,971万8,000円は、低所得者に対する保険料軽減分の4分の3を県が負担するものであります。

その下、3節児童福祉費負担金、説明欄2、子ども・子育て支援給付費負担金4,012万円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する県からの負担金であります。

次の33ページ、17款2項2目1節社会福祉費補助金、説明欄3、重度障害者（児）医療費補助金1,944万4,000円は、重度障害者（児）医療費扶助の2分の1を県が補助するものであります。

その三つ下、6、重層的支援体制整備事業交付金2,464万5,000円は、先ほど国の交付金でも説明しました各分野の支援を一体的に実施する取組に対する県の交付金です。

その下、2節老人福祉費補助金、説明欄4、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金9,468万1,000円は、介護保険入所施設を富士小山病院に整備する公益社団法人有隣厚生会への町の補助金に対して、同額を県が補助するものであります。

次の34ページ、3目1節保健衛生費補助金の説明欄1、こども医療費助成事業費補助金1,820万2,000円は、0歳から学年齢が18歳までの子どもに対するこども医療費助成に県が補助するものであります。

次に、45ページを御覧ください。

下段の22款4項2目1節老人福祉費受託事業収入の説明欄1、健康診査受託事業1,270万4,000円は、後期高齢者のフレイル健診を、静岡県後期高齢者医療広域連合から受託するものであります。

次に、48ページ、説明欄45、ワクチン生産体制等緊急整備助成金1,637万1,000円は、令和6年度の新型コロナワクチンの定期接種化に伴う、国からの助成金であります。

続いて歳出の主なものについて御説明します。

77ページを御覧ください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費9,649万5,000円の主なものは、次の78ページ、説明欄（2）戸籍住民基本台帳事務費の12節戸籍情報システム改修1,705万円で、自治体情報システム標準化対応業務を委託するものであります。

次に、97ページを御覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費1億3,099万1,000円の主なものを御説明いたします。

説明欄（2）社会福祉総務費、次の98ページ下段、12節重層的支援体制整備業務953万8,000円

は、これまでの包括的相談支援などの取組を活かし、複雑化・複合化する地域住民の支援ニーズに、様々な形で継続的に必要なサービスを実施していくものであります。

次に、99ページ、説明欄最上段、18節社会福祉協議会事業助成金3,949万1,000円は、社会福祉協議会の人件費4人分と社会福祉協議会が今年1月から運行を始めた福祉バス運行业務に必要な経費であります。

4行下、地域生活支援業務交付金306万円は、町民の福祉の増進、民生安定のための相談、指導及び調査等を行う民生委員・児童委員協議会の活動に対する交付金であります。

次に、3款1項2目障害者福祉費5億3万8,000円の主なものを御説明いたします。

次の100ページの説明欄(3)障害福祉援護費の19節重度障害者(児)医療費扶助5,040万円は、対象者の医療費の個人負担分について、県の2分の1の補助を受け扶助するものであります。

次の101ページ、説明欄(4)自立支援給付費の19節障害介護給付費3億7,704万円は、身体、知的、精神に障がいのある方に係る施設入所支援や就労支援、また、居宅介護、グループホームの利用などの給付費であります。

その下、説明欄(6)地域生活支援事業費、次の102ページ最上段、12節障害者相談支援事業892万3,000円は、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他サービス利用支援等を行う身体、知的、精神、それぞれの事業所への委託料であります。

次に、3款1項3目健康福祉会館管理費3,092万3,000円の主なものは、説明欄(2)健康福祉会館管理運営費12節健康福祉会館指定管理料3,042万3,000円で、指定管理の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間であります。

次に、103ページ下段、3款2項1目老人福祉総務費2億4,364万1,000円の主なものを御説明します。

次の104ページの説明欄(2)高齢者福祉推進費は、次の105ページの説明欄12節の一番下、高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務319万円は、令和7年度と令和8年度の2か年で、令和9年度から令和11年度までの3年間の高齢者福祉及び介護保険事業の安定運営を図るための計画を策定する、令和7年度分であります。

最下段、18節介護サービス提供体制整備促進事業費補助金9,468万1,000円は、歳入でも御説明いたしました介護保険入所施設を整備する公益社団法人有隣厚生会への補助金であります。

次の106ページ最上段、敬老ふれあい事業助成金557万5,000円は、高齢者の長寿をお祝いし、地域における敬老意識の高揚を図るため自治会や地区等が実施する敬老事業に対し助成するものであります。

次に、説明欄(3)老人保護措置費の19節老人措置費2,509万8,000円は、町が措置した養護老人ホーム施設入所者11人分の措置費であります。

次の108ページ最上段、(7)介護保険重層的支援体制整備事業費4,190万2,000円は、町が今年度から重層的支援体制を整え、年齢や障がいなどの属性を問わない相談支援など包括的な支援体

制の構築に取り組んでいることから、これまで介護保険特別会計に計上していた地域包括支援センター事業や、生活支援体制整備事業などの事業費を一般会計に計上したものであります。

次の109ページ上段、3款2項3目後期高齢者医療費2億6,270万2,000円の主なものを御説明します。

説明欄(2)後期高齢者医療事業費の12節健康診査業務の1,900万円は、フレイル検診に要する費用であります。

次の110ページ説明欄(3)後期高齢者医療負担金の18節、二つ目の静岡県後期高齢者医療医療給付費負担金の1億8,369万5,000円は、被保険者に係る医療給付費の町負担分であります。

その下、3款3項1目児童福祉総務費9,158万8,000円の主なものは、112ページ上段、説明欄(5)児童発達支援事業費8,486万5,000円で、幼児などの障がい児施設への通所等に係る扶助関係の経費であります。

次に、その下3款3項2目児童手当費2億4,978万7,000円は、0歳から18歳までの子どもに係る児童手当及びそれに伴う経費であり、延べ1万8,812人への給付分を計上しております。

次の113ページ、3款3項3目こども園費9億2,041万8,000円は、町立こども園3園の管理・運営経費、民間こども園2園の運営に関する扶助費等であります。本年2月1日現在の町立こども園の来年度の入園申込者数は、昨年から6人減って296人となっております。

内訳について、主なものを御説明いたします。

説明欄(1)職員人件費3億4,583万3,000円は、こども未来課の職員及びこども園の正規職員などの人件費で、その下、説明欄(2)こども園管理運営費3億2,398万8,000円の主なものは、次の114ページ説明欄最上段、1節会計年度任用職員報酬1億1,280万4,000円で、これには町内の公立・私立全てのこども園に派遣する、昨年10月に国際友好交流協定を締結したフィリピンのコルドバ町から来る外国人英語指導員ALT5人分の1,500万円が含まれております。また、下から2行目、10節賄材料費2,859万4,000円は、給食に係る賄材料費であります。

次の115ページ説明欄12節の一番下、外国人英語指導員派遣1,815万円は、ただいま説明しましたALTをフィリピンから派遣するための委託費であります。

次の116ページ、説明欄(4)民間こども園施設運営費2億4,001万5,000円は、町内の民間認定こども園2園に対する、国や県の補助金・交付金に町費を加えて支出する補助金と扶助費であります。

次の117ページ上段、3款3項4目子育て支援事業費1億3,239万7,000円は、町立3こども園のペンギンランド、子育て支援センターに係る職員人件費ほか、放課後児童クラブ及び子育て支援センターきんたろうひろばに係る経費などあります。

次に、120ページの4款1項1目保健衛生総務費3億5,845万5,000円の主なものを御説明いたします。

説明欄(2)保健衛生管理費は、次の121ページ下段、説明欄18節看護学校運営費等負担金996

万1,000円は、御殿場市医師会設立の御殿場看護学校の経費を御殿場市及び県と、人口割などにより負担するものであります。

次の122ページの説明欄(3)救急医療対策事業費の18節御殿場市救急医療センター負担金6,217万7,000円は、センターの運営費の不採算分を、御殿場市と人口割により負担するものであります。

3行下、小児医療等対策事業負担金686万8,000円は、御殿場小山地区で不足している小児医療を確保するため医師会に対し負担するものであります。

その2行下、公的病院等運営費補助金5,500万円は、特別交付税措置を受けて、過疎地等の不採算地区に立地する公的病院等に助成することにより、地域医療の確保を目指すものであり、富士小山病院を対象としております。

次の123ページ、説明欄(6)須走地区町有診療所等整備事業費1億3,010万円は、須走地区に開設を計画している公設民営の診療所と薬局の整備に要する費用9,500万円と診療所の開所に伴い準備する医療機器等の購入に対する交付金3,500万円が主なものです。

その下、4款1項2目予防費8,199万9,000円の主なものについて御説明いたします。

説明欄(2)感染症予防費は、次の124ページ、12節の個別接種7,500万円で、子宮頸がんワクチン、乳幼児の定期接種、高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌及び带状疱疹ワクチンなどの予防接種に係る医療機関への委託料であります。

中段の、4款1項3目健康づくり推進費8,778万6,000円の主なものについて御説明します。

次の125ページを御覧ください。中段、説明欄(3)生活習慣病予防費の12節の保健事業4,100万円は、各種がん検診、肝炎ウイルス検診等に係る医師会及び医療機関への委託料であります。

次の126ページ上段、説明欄(4)健康インセンティブ事業費、12節健康インセンティブ事業1,459万円は、健康アプリやデジタル地域通貨、住民ポータルの利用に係る経費であり、運営事業者への委託費になります。

その下、4款1項4目母子保健事業費1億5,161万1,000円の主なものを御説明いたします。

説明欄(2)母子保健事業費の12節保健事業1,500万円は、妊婦健診、乳児健診、産婦健診や、産前産後サポート・産後ケア事業などに係る費用で、専門職及び医療機関等への委託料であります。

また、次の127ページ上から2行目、18節病院等産科運営費補助金1,000万円は、少子化に伴う出生数減少及び産科・婦人科における医師の確保が困難なことに伴い、町民が安心して妊娠・出産できる産科医療体制の維持及び強化を図るため、共立産婦人科医院に助成するものであります。

その下、妊婦のための支援給付金900万円は、妊婦や子育て世帯が安心して出産、子育てができるように、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行うもので、これまでの出産・子育て応援給付金が令和7年度から制度化されたものであります。

その下、出産祝給付金1,340万円は、第一子10万円、第二子20万円、第三子30万円、第四子以降50万円を支給することにより、子育て世代の支援と次世代を担う子ども達の健やかな成長を応援

するものであります。

最後に、説明欄（3）こども医療費助成費、19節こども医療費助成9,000万円は、0歳から18歳までの子どもの入院、通院に係る、医療費の自己負担分の全額を助成するものであります。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、経済産業部長は本日の会議を欠席しておりますので、代わって商工観光課長から補足説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（湯山浩二君） 令和7年度一般会計予算のうち、経済産業部関係の補足説明を行います。

初めに歳入の主な内容について御説明いたします。

予算書の22ページを御覧ください。

14款1項1目農林水産業費分担金は、国、県、町が行う基盤整備事業等に対し、それぞれの受益者から分担金を徴収するもので、県営事業のアグリふじおやま地区の事業完了に伴い、前年度に比べ1,010万7,000円減の2,270万9,000円を計上いたしました。

次に、34ページを御覧ください。

17款2項4目農林水産業費県補助金は、前年度に比べ1億619万1,000円減の4,905万4,000円を計上いたしました。

この事業は、本町の農業関係12事業、林業関係1事業に対する県補助金であり、主なものは、1節農業費補助金のうち説明欄3中山間地域等直接支払交付金733万2,000円は、農業の生産条件が不利な地域に対し、農業生産活動を支援する目的で交付されるものであります。説明欄12農山漁村地域整備交付金1,116万円は、地域の創意工夫を活かした農業水利施設等の整備に対し交付されるものであります。次の35ページ2節林業費補助金説明欄1 県単独林道事業補助金1,053万8,000円は、林道生土不老山線などの改良工事などに対する県補助金であります。

次に、同じページ上段17款2項5目商工労働費県補助金は、1億9,215万7,000円を計上いたしました。経済産業部所管の主なものは、2節観光費補助金4,177万2,000円のうち、説明欄1 富士山後世継承事業費補助金で、富士山須走口五合目インフォメーションセンターに設置予定の救護所の運営などに対する県補助金を計上しております。

次に、40ページを御覧ください。

19款1項4目商工労働費寄附金は、2,000万円を計上いたしました。これは、説明欄1 道の駅地域振興センター「ふじおやま」のベーカリー棟整備事業に対する寄附金であります。

次に、46ページを御覧ください。

22款5項1目2節雑入のうち、説明欄8 道の駅地域振興センター利用料4,000万円と、その下、9 道の駅観光交流センター利用料2,000万円は、町内2か所の道の駅指定管理者から施設利用料として、年間販売想定額の5%分を計上したものであります。

また、48ページ説明欄46 町民いこいの家利用料240万円は、あしがら温泉の指定管理者から施設

利用料として、年間の想定利用料金などの3%分を計上したものであります。

以上が歳入の主なものの説明であります。

続きまして歳出の主なものについて、御説明いたします。

135ページ中段を御覧ください。

5款1項2目農業振興費は、前年度と同規模の1億3,824万3,000円を計上いたしました。主な内容ですが、136ページ説明欄(2)農業振興費では、新たに地域おこし協力隊を1人増やし、2人体制とし、協力隊に係る経費として、7節活動報酬597万6,000円などを計上いたしました。なお、地域おこし協力隊に係る経費は、特別交付税措置の対象となっております。

次に、137ページ説明欄2行目経営開始資金補助金150万円と、その下、経営発展支援事業補助金375万円は、国の補助制度を活用し、次世代を担う農業者に対し、経営開始時の早期の経営確立を支援するものとして新たに計上いたしました。

説明欄6行目中山間地域等直接支払交付金は、歳入でも御説明いたしました農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を支援する制度で、10集落分の977万7,000円を計上いたしました。

次に、説明欄(3)有害鳥獣対策事業費では、農林業への有害鳥獣被害防止対策を講じるため、18節小山町鳥獣被害対策協議会補助金618万2,000円を計上いたしました。

次に、138ページ説明欄(6)農村公園管理費では、12節で、足柄ふれあい公園及び農園の指定管理者料として1,500万円を計上いたしました。

次に、5款1項3目農業農村整備事業費は、前年度に比べ1億5,432万8,000円減の1億4,451万6,000円を計上いたしました。

主な内容ですが、139ページ説明欄(3)農業農村整備事業費のうち、14節東富士演習場周辺用水障害対策事業2,900万円は、防衛9条交付金を活用して、一色地区の正倉用排水路改修工事、大丸堰沈砂池設置工事及び上古城前ノ田用排水路改修工事を予定しております。

その二つ下、農山漁村地域整備事業1,800万円は、歳入でも説明いたしました農山漁村地域整備交付金を活用して、柳島区の沼子堰取水口改修工事を予定しております。説明欄一番下、18節県営中山間地域総合整備事業負担金2,250万円は、県が行う小山地区のほ場整備事業に対する負担金であります。

140ページ説明欄一番上、県営経営体育成基盤整備事業負担金2,160万円は、棚頭地区、高根西部・一色地区のほ場整備事業に対する負担金であります。

次に、同じページ中段、5款2項1目林業総務費は、前年度に比べ508万9,000円増の5,436万8,000円を計上いたしました。

主な内容ですが、説明欄(2)林業総務費のうち、次の141ページ、7節地域おこし協力隊2人分の活動報酬として597万6,000円、12節バイオマス産業都市構想策定業務605万円を計上いたしました。

142ページ説明欄（3）森林整備事業費12節町有林整備事業1,072万2,000円は、須走、大御神、竹之下地区の間伐や皆伐、植林などの森林整備を予定しております。

その下、Jクレジット創出事業110万円は、継続したJクレジットの創出を図るため、新たに生土・不老山の町有林のプロジェクト登録を予定しております。

その下、森林経営管理事業1,600万円は、森林経営管理法に基づき、町に管理を委ねた森林のうち、中日向、菅沼、湯船、竹之下地区の私有林について、間伐等の整備事業を予定しております。

その下、森林公園整備計画策定業務110万円は、北郷の森を町民が森林に触れ合える場、また、森林環境教育の場として整備するための計画策定を予定しております。

次に、同じページ2目林道費は、前年度と比べて1,958万5,000円増の6,604万4,000円を計上いたしました。

主な内容ですが、説明欄（2）林道整備事業費14節県単独林道事業3,161万4,000円は、歳入でも御説明いたしました県補助金を活用し、林道生土不老山線、中島線の改良工事及び林道立山線の延伸に伴う開設工事を予定しております。

143ページ説明欄一番上、18節山村道路網整備事業負担金2,100万円は、県が行う林道金時線改良工事に伴う負担金であります。

次に、同じページ3目治山事業費は、前年度と比べて799万1,000円減の1,499万2,000円を計上いたしました。

主な内容ですが、説明欄（2）治山事業費14節町単独治山事業800万円は、竹之下地区の治山工事を予定しております。

次に、144ページ6款1項1目商工業振興費は、前年度に比べて817万3,000円減の1億474万8,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄（2）商工業振興費のうち、次の145ページ12節商店街活性化事業664万4,000円は、まちなか回遊イベント「おやま秋のレトロ散歩」を実施するものであります。説明欄下から3行目、小山町商工会助成金975万円は、商工会の事業運営費や事務費に対する一般振興助成金と、その下、地域活性化対策助成金1,000万円も、商工会事業に対する助成金で、商工祭への助成と、住宅・店舗・事業所リフォーム助成事業などに対し、助成するものであります。

次に、ページ飛びまして、149ページを御覧ください。6款2項1目観光スポーツ推進費は、前年度に比べ5,923万6,000円増の2億6,640万3,000円を計上いたしました。

主な内容ですが、次の150ページ説明欄（2）観光振興費では、移住者の新しい視点や発想を活かし、観光資源の発掘や情報発信など、観光施策の推進を更に図るため、新たに地域おこし協力隊を6人増やし、7人体制とし、協力隊に係る経費として、7節活動報酬2,121万円などを計上いたしました。なお、地域おこし協力隊に係る経費は、特別交付税措置の対象となっております。

151ページ説明欄12節観光振興計画他改訂業務委託350万円は、第3次観光振興計画及びアクションプランを作成するものであります。

説明欄下から2行目、小山町観光協会助成金1,500万円は、小山町観光案内所の運営及び観光誘客事業を実施するための助成金であります。その下、おまつり助成金1,200万円は、富士山金太郎春まつり、夏まつりに対する助成金であります。

152ページ説明欄(3)富士山観光事業費、説明欄一番下14節小富士遊歩道整備事業1,577万4,000円は、県の観光地域づくり整備事業費補助金を活用し、令和6年度に実施できなかった遊歩道を整備する予定であります。

153ページ説明欄中段18節山小屋安心・安全対策事業補助金2,000万円は、山小屋利用者の安心・安全対策や、宿泊環境の向上などを目的とした改修事業に対して補助を行うものであります。

その下、(4)富士山須走口五合目救護所運営事業費1,000万円は、新規の事業で、須走口五合目インフォメーションセンター内に設置予定の救護所の運営などに対する経費であり、歳入でも御説明いたしました富士山後継事業費補助金により実施する予定であります。

154ページ説明欄(5)スポーツツーリズム推進事業費12節小山町自転車活用推進計画改訂業務250万円は、第2次小山町自転車活用推進計画を作成するものであります。

155ページ説明欄上段にありますツアー・オブ・ジャパン富士山ステージ助成金1,100万円は、国内最大規模のステージ制国際自転車ロードレースに対する助成金であります。その二つ下、小山町合宿誘致促進事業助成金1,200万円は、町民のスポーツへの関心を高め、スポーツを通じた交流機会の創出により地域活性化を図るため、町内の宿泊施設に宿泊する団体に対して助成するものであります。

次に、156ページを御覧ください。6款2項2目観光施設管理費は、前年度に比べ、286万6,000円減の1億244万3,000円を計上いたしました。

主な内容ですが、説明欄中段(4)道の駅地域振興センター管理費は、道の駅「ふじおやま」に係る経費であり、14節道の駅「ふじおやま」施設整備8,000万円は、国庫補助金の新しい地方経済・生活環境創生交付金並びに指定管理者からの寄附金及び利用料収入を活用し、24時間コーナーの隣にベーカリー棟を整備する予定であります。

次に、158ページ下段6款3項1目労働諸費は、前年度と同規模の819万7,000円を計上いたしました。

主な内容ですが、説明欄(2)勤労者支援費のうち次の159ページ説明欄18節駿東勤労者福祉サービスセンター負担金328万4,000円は、ベネフィ駿東に対する助成金であります。

最後に、ページ飛びまして、211ページを御覧ください。

10款1項1目農地農業用施設災害復旧費413万円と、次のページの2目林道施設災害復旧費254万円につきましては、自然災害の発生に備えて、初動の経費として、いわゆる頭出しの予算といたしました。

経済産業部に関係する一般会計予算の説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、都市基盤部長。

○都市基盤部長(清水良久君) 令和7年度一般会計予算の都市基盤部関係の補足説明を行います。
はじめに歳入の主な内容について御説明申し上げます。

予算書の23ページを御覧ください。

上から4行目、14款2項3目1節道路橋りょう費負担金3,888万8,000円は、町が発注・施工する新東名仮称小山スマートインターチェンジアクセス道路整備事業に対する中日本高速道路株式会社の負担金であります。

24ページを御覧ください。

15款1項5目土木使用料のうち1節道路橋梁・河川使用料は町道及び普通河川の占用料で、前年度と同額の1,489万1,000円を計上いたしました。

2節計画調査使用料は、町内32か所の都市公園及び足柄駅前広場の使用料で、前年度に比べ6万4,000円増の188万4,000円を計上いたしました。

3節住宅使用料は、町内9団地376戸の町営住宅家賃と落合地域優良賃貸住宅の家賃で前年度に比べ120万円減の7,004万4,000円を計上いたしました。

続きまして、28ページを御覧ください。

16款2項4目土木費国庫補助金のうち1節道路橋梁費補助金について順次説明いたします。

説明欄の1 社会資本整備総合交付金(道路改築等)850万円は、新東名一色工区の側道整備事業に対する補助金であります。

説明欄2 地方道事業費補助金(スマートICアクセス道路等)9,830万2,000円は、新東名仮称小山スマートICアクセス道路の工事委託等に対する補助金であります。

説明欄3 道路メンテナンス事業補助金(橋梁点検・橋梁補修)8,408万8,000円は、小山町橋梁長寿命化修繕計画に基づき行う橋梁の法定点検業務、調査補修設計業務及び補修工事に対する補助金であります。

説明欄4 防災安全交付金4,144万5,000円は、町道小山白岩線の法面補修工事や町道の舗装補修に係る測量設計業務などに対する補助金であります。

説明欄5 無電柱化推進計画補助金3,465万円は町道富士学校線の電線共同溝設置事業に対する補助金であります。

2行下の説明欄7 防衛施設道路整備事業費補助金6,020万円は町道3866号線測量設計業務に対する補助金であります。

29ページを御覧ください。

2節住宅費補助金の主なものについて説明いたします。

説明欄2 木造住宅補強計画一体型事業補助金575万円は、耐震補強計画工事10件分に対する補助金であります。

説明欄3 社会資本整備総合交付金1,018万円は、町営南藤曲団地の改修工事に対する補助金であります。

続きまして35ページを御覧ください。

17款2項6目土木費県補助金のうち、1節道路橋梁費補助金2,425万5,000円は、急傾斜地指定区域の測量設計及び工事に対する補助金であります。続いて、2節住宅費補助金のうち説明欄2木造住宅補強計画一体型事業補助金350万円は、耐震補強計画工事に対する補助金で国庫補助金と同様10件分を計上いたしました。

以上が歳入の主なものの説明でございます。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 都市基盤部関係予算の主な歳出について御説明いたします。

歳出につきましては一部を除き、目の金額をベースに説明いたしますので御承知おきください。

それでは、160ページを御覧ください。

7款1項1目土木総務費は、職員人件費と、道路河川占用システムや積算システムの使用料、各加盟団体の負担金などを計上した土木総務費及び公共用地測量登記事業費の3事業があり、前年度に比べ1,044万7,000円減の7,343万2,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、職員人件費が減じたことによります。

次に162ページを御覧ください。

2目地籍調査事業費は、職員人件費と地籍調査事業費の2事業があり、前年度に比べ664万6,000円増の2,258万7,000円を計上いたしました。令和7年度は、今後、地籍調査を実施する箇所の準備・選定作業を進める一方で、分合筆等登記事務や公図修正業務などを予定しております。

次に、164ページを御覧ください。

2項1目道路橋梁総務費は職員人件費と道路台帳修正業務や県道整備事業の負担金などを計上した道路橋梁総務費の2事業があり、前年度に比べ2,243万9,000円減の3,928万3,000円を計上いたしました。主なものについて説明いたします。

説明欄下から2行目の12節道路台帳修正1,349万7,000円は、路線延長にしておおよそ13キロメートルの修正を予定しております。その下18節県営事業負担金750万円は県が実施する道路改築や測量設計業務に対する負担金であります。

次に、2目道路維持費は、日常の維持作業費や除雪業務等を計上した町道維持管理費と各区からの要望事項などに対応する公共施設地区対応事業費の2事業があり、前年度に比べ2,920万円増の1億896万2,000円を計上いたしました。

増額の主な内容は、165ページを御覧ください。

説明欄上から5行目の12節道路美化で町が管理する調整池の除草業務量の増加に伴い前年度に比べ1,319万4,000円増額したことや、説明欄(3)公共施設地区対応事業費で主に地区要望に対応する14節道路維持補修事業及び安全施設整備事業合わせて前年度に比べ1,600万円増額したことによるものであります。

次に、3目町道整備事業費の説明欄(2)町道整備事業費は町単独と、いわゆる防衛9条交付金道路整備事業に係る経費であり、前年度に比べ1億6,664万9,000円減の3億1,453万8,000円を計上いたしました。

主な内容について説明いたします。

166ページを御覧ください。

説明欄上から2行目12節測量設計は、阿多野地内の町道3275号線などの測量設計業務を予定しております。

次に、14節道路改良舗装事業は、防衛9条交付金を充当して町道3911号線、通称北部幹線と、町道原向中日向線の舗装補修工事、町単独事業では足柄小学校前の町道2144号線道路改良舗装工事などを予定しております。

その他、菅沼地先の町道1691号線など道路敷地取得費や物件移転補償費を計上いたしました。

次に、4目公共道路整備事業費は、説明欄の事業ごとに説明をいたします。

167ページを御覧ください。

説明欄(2)新東名関連町道整備事業費は新東名(仮称)小山スマートICアクセス道路整備等に要する経費であり、前年度に比べ1億7,941万3,000円減の2億5,275万9,000円を計上いたしました。

主な内容について説明いたします。

説明欄12節橋梁及び道路整備事業(特化)及び(一般改築)は、(仮称)小山スマートICや側道整備事業について、協定に基づき中日本高速道路株式会社に委託するものであります。

14節道路改良舗装事業は、国庫補助金を受けて町が発注・施工する町道3984号線新設工事に係る工事請負費であります。

168ページを御覧ください。

説明欄(3)道路構造物長寿命化事業費は、町道の橋梁、法面擁壁、舗装など道路構造物の点検業務や補修事業に係る経費であり、前年度に比べ1億772万2,000円減の3億3,625万円を計上いたしました。

主な内容について説明いたします。

説明欄12節測量設計は、長寿命化修繕計画等に基づき実施するもので、橋梁3橋と、町道2路線の法面擁壁に係る測量設計業務を、その下、道路橋梁点検(メンテナンス)は、町内34橋の法定点検業務を予定しております。

次に、14節橋梁長寿命化修繕(メンテナンス)は、国庫補助金を充当して、町道2181号線向田

橋、町道足柄三保線山口橋など10橋の橋梁補修工事を予定しております。

その下の舗装長寿命化修繕は、町道上野大御神線の舗装補修工事、法面擁壁長寿命化修繕は、防災安全交付金を充当して町道小山白岩線の法面補修工事などを予定しております。

続いて、説明欄（４）無電柱化整備事業費は、前年度に比べ3,220万円増の6,300万円を計上いたしました。

町道富士学校線の電線地中化事業の進捗に合わせて、引込管、連系管の設備工事などを電力事業者に委託するものであります。

次に、５目防衛施設道路整備事業費は、いわゆる防衛８条補助金の道路整備事業に係る経費であり、新たに8,600万円を計上いたしました。町道3866号線、通称一本けやき線の延長約2.2キロメートルの測量設計を予定しております。

次に、６目急傾斜地崩壊防止事業費は、急傾斜地指定区域の測量設計や崩壊防止対策工事に係る経費であり、前年度に比べ8,070万5,000円減の5,950万2,000円を計上いたしました。

主な内容について説明いたします。

169ページを御覧ください。

説明欄５行目、12節測量設計は、藤曲ハニ塚急傾斜地の測量設計業務を予定しております。

その下、14節急傾斜地崩壊防止事業は、茅沼の菅沼急傾斜地崩壊防止工事を予定しております。

次に、３項１目河川費は、町内普通河川の維持管理に係る経費であり、前年度に比べ9,616万7,000円増の１億6,212万9,000円を計上いたしました。

170ページを御覧ください。

主な内容は、説明欄下から２行目の河川改修事業で、普通河川須川など町内５か所の河川改修事業を予定しております。

その下の18節県営事業負担金は、静岡県が事業主体となり進めている鮎沢川河川環境整備事業に対する町の負担金で、前年度に比べ7,500万円増の１億円を計上いたしました。

４項１目計画調査総務費は、次の171ページにかけまして、職員人件費と旅費や需用費などの事務費、各加盟団体の負担金などを計上した計画調査総務費の２事業があり、前年度に比べ719万7,000円増の6,007万8,000円を計上いたしました。

２目都市計画費は、172ページにかけまして都市計画図書の電子化業務などを計上した都市計画費と、景観法に基づく景観形成計画の推進に係る経費である景観形成推進事業費、都市計画の見直しに必要な経費を計上した都市計画再検証事業費及び土地区画整理事業の推進に係る経費である土地区画整理事業費の４事業があり、前年度に比べ1,189万円減の2,962万1,000円を計上いたしました。

主な内容について説明いたします。

172ページを御覧ください。

説明欄（４）都市計画再検証事業費のうち、12節都市計画再検証業務は、都市計画道路や区域

区分の見直しなど、都市計画決定の変更に向けた調査検討業務を実施するものであります。

次の説明欄（５）土地区画整理事業費のうち、12節土地区画整理事業調査業務は、区画整理組合の立ち上げを目指している菅沼谷戸地区におきまして、組合設立認可申請に必要となる調査検討業務を実施するものであります。

次に、3目公園費は、175ページにかけまして職員人件費と町内29か所の都市公園の管理に要する経費を計上した公園総務費、須走多目的広場管理費、誓いの丘公園管理費及び豊門公園管理費の5事業があり、前年度に比べ7,023万7,000円増の1億813万円を計上いたしました。

それでは、主な内容について説明いたします。

173ページを御覧ください。

説明欄（２）公園総務費のうち、12節施設維持管理は、湯船原工業団地にある緑地の除草業務が主なものであります。

174ページを御覧ください。

説明欄（４）誓いの丘公園管理費のうち、14節公園整備工事は、県の観光地域づくり整備事業補助金を活用し、公園の眺望を活かすとともに、来訪者の利便性向上を図るために駐車場や展望デッキ等を整備するものであります。

175ページを御覧ください。次の176ページにかけまして、4目下水道整備費の下水道事業会計繰出金は下水道事業会計の起債償還額に合わせて繰り出すもので、前年度に比べ2,138万円減の、9,477万2,000円を計上いたしました。公営企業会計である下水道事業の収支予定額に合わせて調整するもので、繰出基準に従い算定したものであります。

176ページを御覧ください。

5項1目住宅管理費は、職員人件費と町内9団地376戸の町営住宅の維持管理費を計上した町営住宅維持管理費及び30年の事業契約に基づく落合地域優良賃貸住宅の公有財産購入費等である地域優良賃貸住宅整備事業の3事業があり、前年度に比べ1,882万8,000円減の1億589万3,000円を計上いたしました。

主な内容を説明いたします。

177ページを御覧ください。

説明欄（２）町営住宅維持管理費のうち、12節5行目町営住宅管理代行は、町営住宅の管理を静岡県住宅供給公社が代行することによる委託料であります。2行下、13節住宅用地借上料は、町営住宅6団地の敷地借上料であります。次の行の14節住宅整備事業は、町住南藤曲団地B棟の改修工事であります。

178ページを御覧ください。

2目建築指導費は、職員人件費と建築確認業務や町の公共建築の監督業務に係る事務経費及び住宅耐震化を促進する補助金等を計上した建築指導費の2事業があり、前年度に比べ861万8,000円増の3,860万8,000円を計上いたしました。

説明欄（２）建築指導費のうち、主なものは、次の179ページ、説明欄18節３行目、木造住宅補強計画一体型事業補助金1,250万円で、10件分を計上いたしました。

最後に、ページは飛びますが212ページを御覧ください。

213ページにかけまして10款２項１目公共土木施設災害復旧費は普通河川等の災害復旧に要する経費を計上した河川施設災害復旧費と町道等の災害復旧に要する経費を計上した道路施設災害復旧費の２事業があり、前年度と同額の967万6,000円を計上いたしました。公共土木施設災害復旧費の各項目は不測の事態に備えたいわゆる頭出しの予算といたしました。

都市基盤部に関する一般会計予算の説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、教育次長。

○教育次長（野木雄次君） 教育委員会関係の補足説明であります。

初めに、歳入についてであります。

予算書29ページをお願いします。

中段の16款２項６目教育費国庫補助金の２節中学校費補助金、説明欄３防音事業関連維持事業補助金340万8,000円は、防音工事を実施してあります須走中学校の空調設備の電気代に対する補助金であります。

次に、35から36ページにかけて17款２項８目教育費県補助金の１節社会教育費補助金、説明欄１教育支援活動促進事業補助金191万円は、地域学校協働本部と放課後子ども教室の運営費に対する県補助金であります。

次に、ページは飛びまして47ページ下段、22款５項１目２節雑入、説明欄34職員等給食代1,970万2,000円は、小学校・中学校の教職員などからの給食代であります。

次に、歳出についてであります。

188ページをお願いします。９款教育費関係になります。

ページの下段９款１項１目教育委員会費133万2,000円は、教育委員４人の報酬が主なものであります。

次のページ、９款１項２目事務局費１億7,386万円の主なものは、説明欄（１）の教育長、教育次長、学校教育課職員９人分の職員人件費9,746万3,000円と、最下段の説明欄（２）事務局事務費6,919万7,000円であります。次の190ページ下段の12節小中学校デジタル学習環境整備事業4,920万円とその下、平成28年度から令和７年度までを計画期間とする現行の教育振興基本計画の改定に伴う委託料375万5,000円を計上しています。

次に、192ページ下段、９款２項小学校費の１目学校管理費３億6,828万4,000円は、小学校５校の管理・運営に係る経費であります。

内訳について、主なものを順次申し上げます。

説明欄（２）小学校管理運営費１億7,854万8,000円は、各学校に配置している事務員、用務員、支援員等の、次のページ１節会計年度任用職員報酬6,316万8,000円や、中段の10節光熱水費4,230

万円などの維持管理に係る経費等であります。

また、195ページ中段、説明欄（４）小学校給食費 1 億4,085万6,000円は、給食員及び栄養士の会計年度任用職員報酬及び職員給与と、次のページの中ほど、10節賄材料費6,216万5,000円が主なものであります。

また、ページ下段、説明欄（５）小学校施設整備費4,338万7,000円は、10節修繕料2,915万9,000円の、須走小中学校給食室床修繕、明倫小学校昇降口の外壁及び軒天井修理塗裝修繕等と、14節小学校整備事業1,422万8,000円の、足柄小学校体育館照明LED化改修工事などであります。

次にその下、9款2項2目教育振興費5,115万4,000円の主なものは、説明欄（２）小学校教育振興費の、次のページ1節会計年度任用職員報酬で、友好交流都市協定を結んでおります、フィリピン共和国コルドバ町等からの外国人英語指導員、いわゆるALT6人の人件費1,800万円であります。また、12節外国人英語指導員派遣はALT派遣事業者への委託料2,358万円であります。

次の198ページ上段、9款3項中学校費の1目学校管理費 1 億9,344万3,000円は、中学校3校の管理・運営に係るものであります。

内訳について、主なものを順次申し上げます。

説明欄（２）中学校管理運営費 1 億1,788万8,000円は、各学校に配置している事務員、用務員及び支援員等の1節会計年度任用職員報酬2,828万2,000円や、同じページの10節光熱水費3,400万円、次のページ中段の13節土地借上料1,426万3,000円など、維持管理に係る経費等であります。

また、200ページ下段、説明欄（４）中学校給食費5,146万3,000円は、給食員の会計年度任用職員報酬及び職員給与と、次のページ下段、10節賄材料費2,422万5,000円が主なものであります。

次に、202ページ上段、9款3項2目教育振興費2,663万7,000円の主なものは、説明欄（２）中学校教育振興費2,226万6,000円のうち、12節外国人英語指導員、ALTの派遣1,485万円であります。

次に、203ページ、9款4項1目社会教育総務費6,104万8,000円の主なものは、説明欄（１）職員人件費3,816万1,000円の生涯学習課職員5人分の人件費と、最下段の説明欄（２）社会教育費2,134万4,000円で会計年度任用職員の報酬が主なものであります。

次に、206ページ、9款4項2目文化振興費1,633万円は、説明欄（２）文化芸術振興事業費369万円と、次の207ページ説明欄（３）文化財費1,264万円であります。

主なものは、説明欄12節文化財調査業務1,100万円で阿多野用水調査報告書作成と、足柄城跡・竹之下古戦場調査に係るものであります。

次に、最下段から次のページにかけて、9款4項3目図書館費56万1,000円は、説明欄（２）読書活動推進費でブックスタートやセカンドブック事業に係るものであります。

次に、その下9款4項4目生涯学習センター管理費 2 億487万3,000円の主なものは、説明欄12節指定管理料 1 億6,000万円と、14節金太郎ホール特定天井改修工事に係る総合文化会館長寿命化改修事業2,646万6,000円が主なものであります。

次に、ページ下段、9款5項1目保健体育総務費2,621万8,000円の主なものですが、次のページ説明欄中段、12節町民プール管理業務394万円と、18節スポーツ協会助成金1,050万円であります。

以上で、教育委員会関係の補足説明を終わります。

-
- 日程第2 議案第30号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第3 議案第31号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計予算
 - 日程第4 議案第32号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第5 議案第33号 令和7年度小山町土地取得特別会計予算
 - 日程第6 議案第34号 令和7年度小山町介護保険特別会計予算
 - 日程第7 議案第35号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計予算
 - 日程第8 議案第36号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
 - 日程第9 議案第37号 令和7年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計予算
 - 日程第10 議案第38号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計予算
 - 日程第11 議案第39号 令和7年度小山町水道事業会計予算
 - 日程第12 議案第40号 令和7年度小山町下水道事業会計予算

○議長（遠藤 豪君） 次に、日程第2 議案第30号から日程第12 議案第40号までの令和7年度特別会計及び事業会計の予算11件については、一括議題といたします。

なお、議案第31号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計予算、議案第33号 令和7年度小山町土地取得特別会計予算の2議案につきましては、2月26日に詳細に町長の提案説明及び企画総務部長の内容説明がありましたので、補足説明は省略します。

それでは初めに、議案第35号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計予算、議案第37号 令和7年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計予算の2件について、順次、部長の補足説明を求めます。未来創造部長。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 未来創造部所管の二つの特別会計予算につきまして、補足説明をいたします。

初めに、議案第35号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

令和7年度の当該事業予算は、歳入歳出の総額を1億8,551万6,000円といたしますとともに、継続費と地方債の設定を行うものであります。

初めに、継続費について御説明をいたします。

当初予算書の4ページを御覧ください。

2款1項用沢（大畑ヶ）宅地造成事業は、総額3億8,500万円のうち、工区の関係上、令和7年度は、年割額1億1,000万円、翌8年度は2億7,500万円の計2か年で、継続費を設定するものであります。

次に、地方債の説明をいたします。5ページを御覧ください。先ほどの継続費で御説明をいたしました令和7年度の用沢（大畑ケ）宅地造成事業の財源といたしまして、限度額1億1,000万円の地方債を設定いたします。

次に、歳入について御説明をいたします。

10ページを御覧ください。

1款1項1目1節不動産売払収入3,000万円は、須走日向地区の分譲地4区画のうち、3区画分の不動産売払収入であります。

続いて、2款1項1目繰越金4,551万6,000円は、令和6年度の決算見込みから計上したものであります。

続いて、3款1項1目宅地造成事業債1億1,000万円は、先ほども述べましたが、用沢大畑ケ地区宅地造成事業の事業債であります。

次に、歳出について御説明をいたします。

12ページを御覧ください。

1款1項1目説明欄（2）一般管理費1,004万5,000円の主なものは、1節報酬827万9,000円で、会計年度任用職員2人分の報酬等であります。

次に、13ページ、2款1項1目（2）宅地造成費1億2,170万円の主なものは、12節委託料1,000万円のうち、新たな宅地創出に向けた可能性調査費500万円と、14節工事請負費1億1,000万円で計上をいたしました用沢大畑ケ地区宅地造成工事費であります。

次に、14ページにかけまして、3款1項1目（2）公債費（利子）100万円は、用沢大畑ケ地区の造成工事費に際し、金融機関への一時借入金に伴う利子であります。

最後に、4款1項1目予備費5,277万1,000円は、歳入歳出の差額の調整のため計上するものであります。

以上で、令和7年度小山町宅地造成事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第37号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算についてであります。

令和7年度の当該事業特別会計は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億5,125万9,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

当初予算書8ページを御覧ください。

1款1項1目一般会計繰入金1億5,105万9,000円は、第2期工区の事業費に充てる財源であります。

続いて、2款1項1目繰越金20万円は、令和6年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

10ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目事業費、説明欄（2）事業費 1 億5,105万9,000円は、第 2 期工区におきまして、事業実施に必要な土木造成設計と土地の購入、物件・移転補償に要する費用であります。

最後に、2 款 1 項 1 目予備費は、歳入の部で説明をいたしました繰越金20万円と同額を計上するものであります。

以上で、令和 7 年度小山 P A 周辺開発事業特別会計予算及び未来創造部所管の特別会計予算の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、議案第30号 令和 7 年度小山町国民健康保険特別会計予算、議案第 32号 令和 7 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第34号 令和 7 年度小山町介護保険特別会計予算の 3 件について、順次部長の補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（山本智春君） 住民福祉部関係の特別会計予算、3 会計について順次御説明いたします。

初めに、議案第30号 令和 7 年度小山町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。予算書の 1 ページを御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億6,700万円で、前年度当初予算額と比較しますと、300万円、率にして0.2%の増であります。

令和 6 年12月末の被保険者数は2,962人と、対前年同月比190人、率にして 6 %の減です。被用者保険の適用拡大等により、被保険者数は減少しましたが、1 人当たりの医療費は増加傾向にあります。

それでは、事項別明細書により主な点を御説明いたします。5 ページを御覧ください。

歳入の主なものについてであります。

1 款の国民健康保険税 3 億6,157万9,000円は、対前年度比3,327万3,000円の増額です。

これは本定例会に条例改正案を上程させていただいております国民健康保険税の税率改定を見込んだものであります。

5 款の県支出金13億4,102万6,000円は、対前年度比727万3,000円の増額で、歳出 2 款の保険給付費の増額に伴い、県の負担も増額となるものであります。

7 款の繰入金 1 億2,662万1,000円は、昨年と比較し、2,679万5,000円の減額となっています。これは、一般会計からの繰入金のうち、職員給与費等繰入金の553万5,000円の減額、国民健康保険事業基金繰入金の2,000万円の減額が主なものであります。今年度も、国民健康保険事業基金から1,000万円を繰り入れ、国保会計の財政安定を図ります。

8 款の繰越金2,500万円は、昨年度比1,000万円の減額と見込みました。

これは令和 6 年度の決算見込みに基づき減額となったもので、被保険者数の減少や 1 人当たりの医療費の増額など、国保会計の財政運営が厳しくなっていることを表しています。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。6 ページを御覧ください。

1 款の総務費3,017万4,000円は、主に職員人件費と一般管理費であります。

2 款の保険給付費12億9,984万5,000円は、歳出全体の69.6%を占めております。

被保険者数は減少傾向であります。1人当たりの医療費は増加傾向で、対前年度比1,000万円、率にして0.8%の増となりました。

3 款の国民健康保険事業費納付金 4 億3,562万2,000円は、対前年度比36万円、率にして0.1%の増となりました。

4 款の保健事業費3,736万2,000円は、対前年度比62万8,000円、率にして1.7%の増であります。令和7年度も、健診の受診率及び保健指導実施率の向上を重点施策とし、個人の状況に合った受診勧奨通知を発送し、より多くの方の健康診査の受診につなげてまいります。また、医療費通知、ジェネリック差額通知の発行による医療費適正化事業や、糖尿病性腎症重症化予防事業、若い世代の健康診査を継続いたします。さらに、生活習慣病を発症する前の早い段階で個別にアプローチし、健康意識の向上と健診受診を促す取組をいたします。

以上で、国民健康保険特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第32号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。予算書の1ページを御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,460万円で、前年度当初予算額と比較しますと、2,860万円、率にして9.7%の増であります。

後期高齢者医療特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、低所得者等の保険料軽減分に対する町の一般会計からの繰入れと、原則75歳以上の被保険者の保険料を合算して、静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。令和6年12月末の町の被保険者数は、3,002人と、対前年同月比106人、率にして3.7%の増となっております。団塊の世代が後期高齢者の対象となっていくのに伴い、県内の被保険者数は増加していることに加え、1人当たりの医療費が増加傾向にあることや、制度改正により後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る支援金分を負担することなどを踏まえ、後期高齢者医療広域連合ではその財源を確保するための保険料率を定めております。

それでは、事項別明細書により主な点を御説明いたします。

初めに、歳入について5ページを御覧ください。

1 款の後期高齢者医療保険料 2 億8,235万6,000円と、2 款の繰入金3,962万4,000円は、いずれも広域連合の試算に基づき計上したものであります。

次に、歳出の主なものについて、6ページを御覧ください。

1 款の後期高齢者医療広域連合納付金 3 億2,299万円は、保険料収入等を広域連合へ納付するものです。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第34号 令和7年度小山町介護保険特別会計予算について御説明いたします。予算書の1ページを御覧ください。

第9期介護保険事業計画の中間年度となる令和7年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ18億2,000万円で、前年度当初予算額と比較し、3,000万円、率にして1.6%の減であります。

令和7年1月1日現在の認定者数は、812人で、対前年同月比43人、率にして5%の減となっています。

それでは、事項別明細書により主な点を御説明いたします。

初めに、歳入について、5ページを御覧ください。

1款の保険料3億9,284万6,000円は、65歳以上の第1号被保険者分の保険料で、保険給付や地域支援事業費などに対して負担するものであります。

2款の国庫支出金3億6,761万5,000円、3款の支払基金交付金4億4,281万1,000円、4款の県支出金2億4,974万4,000円は、介護保険制度で定められている、それぞれの負担割合に基づく国、社会保険診療報酬支払基金、県からの収入であります。

6款の繰入金3億2,748万8,000円は、保険制度の負担割合に基づき、一般会計から繰り入れる町負担分と、介護給付費準備基金からの繰入金であります。基金繰入金につきましては、第9期計画期間中の令和6年度、7年度、8年度の3年間においては、過去の介護給付費が想定を下回る実績で推移したことにより積み上がることとなった介護給付費準備基金から繰り入れる計画であり、令和7年度は5,000万円を繰入れし、介護保険料を引き下げるとともに、介護給付費の資金不足を補うものであります。

次に、歳出の主なものについて、6ページを御覧ください。

2款保険給付費15億9,424万8,000円は、第9期介護保険事業計画に基づき、高齢化の進行や介護認定率の見込みから介護給付費を見込んだもので、歳出全体の87.6%を占めております。対前年度比で1,236万1,000円、率にして0.8%の減となりました。

給付の内容は、ホームヘルプサービスやデイサービスなどの居宅介護サービス、グループホーム等の利用に伴う地域密着型介護サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設介護サービスが主なものであります。

3款基金積立金3,001万円は、介護給付費準備基金に積み立てるもので、令和6年度の決算余剰金を見込んで積み立てるものであります。

4款地域支援事業費7,332万6,000円は、対前年度比で3,682万7,000円、率にして33.4%の減となっています。

これは、町が今年度から重層的支援体制を整え、これまで介護保険特別会計に計上していた地域包括支援センター事業や、生活支援体制整備事業などの事業費を一般会計に計上したことが主な要因であります。

地域支援事業の主な内容は、介護予防・生活支援サービス事業や、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業であります。

以上が、介護保険特別会計予算の補足説明です。

これで、住民福祉部関係の特別会計予算の補足説明を終了いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、議案第36号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算、議案第38号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計予算の2件について、経済産業部長は本日の会議を欠席しておりますので、代わって商工観光課長から順次補足説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（湯山浩二君） 経済産業部関係の特別会計予算、2会計について、順次御説明いたします。

初めに、議案第36号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算についてであります。

1ページを御覧ください。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,770万8,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。8ページを御覧ください。

1款1項1目売電・売熱収入は、昨年度に比べ1,190万1,000円増の6,562万1,000円であり、木質バイオマス及び太陽光により発電した電気の売電収入と、新たに発電所から発生する熱を、隣接する民間木材加工施設へ売熱する収入1,174万4,000円を計上したものであります。

2款1項1目財産貸付収入8万7,000円は、発電所の隣接地を民間事業者に貸付けていることに伴う収入を計上したものであります。

3款1項1目寄附金100万円は、企業版ふるさと納税制度により、企業からの寄附を見込むものであります。

9ページを御覧ください。

4款1項1目繰越金100万円は、令和6年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

次に歳出について御説明いたします。11ページを御覧ください。

1款1項1目発電事業費は、前年度に比べ289万3,000円減の5,527万9,000円を計上いたしました。令和6年度に実施した熱供給用設備改修工事が完了することから減額となっております。

説明欄(2)発電事業費の主なものは、10節燃料費3,268万7,000円と、12節発電所運營業務1,562万9,000円で、木質バイオマス発電所を稼働させるための燃料費と、維持管理及び点検に係る業務委託料であります。

次に、2款1項1目元金973万1,000円は、施設建設時及び火災復旧に伴う安全性の向上を図る工事に、金融機関から借り入れた資金の元金に対して、償還計画に合わせて返済するものであります。

次に12ページ、2目利子248万9,000円は、返済する償還金及び一時借入金の利子として計上するものであります。

最後に、3款1項1目予備費20万9,000円は、歳入歳出の差額に相当する金額を予備費として計

上するものであります。

以上で、木質バイオマス発電事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第38号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計予算についてであります。

1ページを御覧ください。本特別会計は、小山町が所有する温泉を活用して実施する、温泉供給事業の円滑な運営と経理の適正を図ることを目的に、平成30年度から設置したもので、令和7年度の歳入歳出予算の総額を、それぞれ403万7,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。8ページを御覧ください。

1款1項1目温泉使用料88万2,000円は、年度内に見込まれる温泉使用料に、1立方メートル当たり350円を乗じた額を計上したもので、昨年度に比べ41万2,000円の増額となっております。

次に、2款1項1目繰越金315万5,000円は、令和6年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。10ページを御覧ください。

1款1項1目業務費は、前年度に比べ5万8,000円増の52万6,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄(2)温泉供給施設維持管理費10節光熱水費20万円と、12節温泉ポンプ点検業務22万2,000円で、それぞれ温泉供給施設の電気料と、温泉揚湯ポンプの点検に係る業務委託料であります。

最後に、2款1項1目予備費351万1,000円は、歳入歳出の差額に相当する金額を予備費として計上するものであります。

以上で、温泉供給事業特別会計予算の補足説明を終わります。

これで、経済産業関係の特別会計予算の補足説明を終了いたします。

○議長(遠藤 豪君) それでは、ここで10分間休憩します。

午後1時56分 休憩

午後2時06分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第39号 令和7年度小山町水道事業会計予算、議案第40号 令和7年度小山町下水道事業会計予算の2件について、順次部長の補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長(清水良久君) 都市基盤部所管の水道事業会計及び下水道事業会計予算について、順次御説明いたします。

初めに、議案第39号 令和7年度小山町水道事業会計予算についてであります。

予算書の7ページを御覧ください。

令和7年度の水道事業会計の予定業務量であります。第2条業務の予定量に記載してありますように、給水戸数7,369戸、年間総給水量306万3,522立方メートル、1日平均給水量は8,393立方メートルで、主な建設改良事業は、上水道第7期拡張事業として、水源施設工事、配水管布設

工事などを計画しています。

予算書の31ページを御覧ください。

はじめに、収益的収入及び支出のうち、収入から御説明いたします。

1款1項1目給水収益1節水道料金は、令和6年度の料金収入の実績に基づき前年度に比べ165万3,000円減の3億999万1,000円を計上いたしました。

次に、最下段、2項3目長期前受金戻入は、補助金等を財源に取得した固定資産について、減価償却額に合わせて補助金相当分を収益化するもので、前年度に比べ442万2,000円減の7,412万7,000円を計上いたしました。

続いて、支出について御説明いたします。

32ページを御覧ください。

1款1項1目原水及び浄水費は、水源地の管理やろ過滅菌等に要する費用で、前年度に比べ450万1,000円増の7,758万9,000円を計上いたしました。

主な内容を説明いたします。

13節委託料2,596万8,000円は、説明欄3行目の水道施設巡回・点検業務委託1,091万2,000円と、その下、水質検査業務委託1,100万円が主なもので、その下18節動力費4,040万6,000円は、水源施設の揚水設備等の電気料であります。

次に、最下段、2目配水及び給水費は配水池や配水管の維持管理等に要する費用で、前年度に比べ197万1,000円増の3,780万8,000円を計上いたしました。

主なものは、次の33ページ中段、16節修繕費3,268万円で、配水管及び給水管の漏水などの修繕と、計量法に基づく量水器の交換等に要する費用であります。

次に、最下段、4目業務費は、検針や料金調定、収納等に要する費用で前年度に比べ284万5,000円減の3,131万2,000円を計上いたしました。

続いて、34ページを御覧ください。

業務費の主なものは、中段13節の委託料1,191万7,000円で、量水器の検針業務と、企業会計処理や料金事務に必要な電算業務の委託費用及びコンビニ収納システム改修業務の費用であります。

次に、34ページ下段から36ページにかけまして、5目総係費は水道事業全般に関連する経費で、前年度に比べ42万4,000円増の1,995万4,000円を計上いたしました。

主なものは、職員の人件費であります。

続いて、36ページを御覧ください。

中段の6目減価償却費は、令和6年度末時点で所有する固定資産に係る減価償却費で、前年度に比べ848万7,000円増の1億9,355万6,000円を計上いたしました。

次に、その下、7目資産減耗費は、令和7年度に実施する施設更新工事等により撤去される配水管などの固定資産の未償却額を除却費として計上するもので、前年度に比べ359万7,000円減の159万1,000円を計上いたしました。

次に、下から3段目、2項1目支払利息及び企業債取扱諸費は、平成7年度から令和6年度までに借り入れた28件分の企業債償還金利子で768万8,000円を計上いたしました。

続いて、資本的収入及び支出のうち収入について御説明いたします。

38ページを御覧ください。

1款1項1目企業債は、御登口第2水源取水ポンプ及び非常用発電機取替工事、原向減圧槽建設工事及び県道須走小山線配水管布設替工事などに対する企業債で、前年度に比べ7,100万円増の1億8,400万円を計上いたしました。

次に、その下、2項1目国庫補助金は、原向減圧槽建設工事に対する防衛8条補助金と老朽管更新事業の県道須走小山線配水管布設替工事に充当する防衛9条交付金で、前年度に比べ9,540万円増の1億5,140万円を計上いたしました。

次に、4項1目工事負担金は、新東名高速道路建設事業による配水管布設工事に対する中日本高速道路株式会社からの負担金で、前年度に比べ695万9,000円減の554万1,000円を計上いたしました。

次に、支出について御説明いたします。

39ページを御覧ください。

1款1項1目水源施設費は深井戸などの水源地の建設改良に要する経費で、定期更新事業として御登口第2水源取水ポンプ等取替工事費など前年度に比べ7,235万4,000円増の8,674万6,000円を計上いたしました。

次に、その下、2目配水施設費は配水池や配水管等の配水施設の建設改良等に要する経費で、前年度に比べ1億907万1,000円増の3億8,705万8,000円を計上いたしました。

主な内容を説明いたします。

職員人件費は建設改良工事等を担当する職員3人分の人件費であります。

40ページを御覧ください。

2段目、13節委託料4,600万9,000円は、滝沢配水区の老朽管更新事業の測量設計、北郷水系減圧弁更新実施設計などの業務委託料であります。

その3段下、41節工事請負費3億1,220万7,000円は、第7期拡張計画事業、老朽管更新工事及び新東名高速道路建設に伴う配水管布設工事等の費用であります。

次に、3目固定資産購入費は、量水器の新規購入費用が主なもので150万円を計上いたしました。

次に、最下段、2項1目企業債償還金は、平成7年度から令和3年度までに借り入れた企業債23件分の元金償還金で、2,803万7,000円を計上いたしました。

ここで、前へ戻りますが、7ページを御覧ください。

これらの資本的収支から、7ページの第4条に記載しましたように、資本的収入予定額が資本的支出予定額に対して不足する額1億6,238万円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填するものであります。

次に、ページは飛びまして22ページを御覧ください。

令和7年度の水道事業予定貸借対照表であります。この表はいわゆるバランスシートと呼ばれるもので、水道事業会計の財務状況を表すものであります。

初めに、資産の部であります。最下段の資産合計60億8,137万9,956円は、配水池や配水管などの固定資産が主なものであります。

次に、23ページを御覧ください。

上段は負債の部であります。ページ中ほどの負債合計34億4,707万4,798円は、固定資産取得の財源となった補助金等の未収益化分である繰延収益及び建設改良費の工事等に係る企業債が主なものであります。

続いて、資本の部であります。同じページ下から2行目、資本合計は26億3,430万5,158円であります。

この結果、次の行の負債資本合計は、先ほどの資産合計と同額の60億8,137万9,956円となります。

次に、24ページを御覧ください。

令和7年度の予定キャッシュフロー計算書であります。この計算書は1事業年度の現金の流れを示すものであります。

初めに、Ⅰの業務活動によるキャッシュフローの合計1億2,239万8,865円からⅡの投資活動によるキャッシュフローの合計2億4,592万8,936円を減じ、Ⅲの財務活動によるキャッシュフローの合計1億5,596万3,000円を加えますと、令和7年度の現金の増減額は、Ⅳの3,243万2,929円の増加となります。これをⅤの期首残高に加えますと、令和7年度の期末残高は、Ⅵのとおり1億483万6,670円と見込まれることとなります。

なお、重要な会計方針等を記載した注記は、25ページ以降にございますので後ほど御覧ください。

以上で、水道事業会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第40号 令和7年度小山町下水道事業会計予算についてであります。

予算書の7ページを御覧ください。

令和7年度の下水道事業会計の予定業務量であります。第2条業務の予定量に記載してありますように、接続戸数1,839戸、年間処理水量56万3,024立方メートル、1日平均処理量は1,542立方メートルで、主な建設改良事業は、須走浄化センター整備工事を計画しております。

予算書は31ページを御覧ください。

初めに、収益的収入及び支出のうち、収入から御説明いたします。

1款1項1目使用料収益1節下水道使用料は、令和6年度の料金収入の実績に基づき前年度に比べ1,000万円増の9,800万円を計上いたしました。

次に、2項1目他会計繰入金1節一般会計繰入金は、基準に沿った公債費相当額以内の額を基

本に、公営企業会計である当事業の収支予定額がマイナスとならないよう試算をし、収益的支出に充当する分として前年度に比べ1,638万円減の4,477万2,000円を計上いたしました。

次に、その下の2目長期前受金戻入は、補助金等を財源に取得した固定資産について、減価償却額に合わせて補助金相当分を収益化するもので、前年度に比べ1,693万7,000円減の6,155万2,000円を計上いたしました。

続いて、支出について御説明いたします。

32ページを御覧ください。

1款1項1目施設管理費は、須走浄化センター、汚水管路、マンホールポンプ等の維持管理に要する費用で、前年度に比べ1,049万7,000円増の7,740万8,000円を計上いたしました。

主な内容を説明いたします。

中段の13節委託料4,739万5,000円は、須走浄化センターの維持管理に要する経費であります。

続いて33ページを御覧ください。

ページ最上段の18節修繕費1,234万4,000円は、須走浄化センター内の各設備や装置の更新時期に合わせた定期交換業務を行う経費であります。

その下22節動力費1,257万1,000円は、須走浄化センターやマンホールポンプなどの電気代であります。

次に、2目総係費は、職員人件費及び使用料金等収納等に要する費用で、前年度に比べ1,189万5,000円減の1,412万9,000円を計上いたしました。

34ページを御覧ください。

ページ最下段の3目減価償却費は、令和6年度末時点で所有する固定資産に係る減価償却費で、前年度に比べ2,433万2,000円減の9,993万5,000円を計上いたしました。

35ページを御覧ください。

2項営業外費用は、企業債の利息や消費税等に要する費用で、前年度に比べ134万6,000円減の765万6,000円を計上いたしました。

次に、3項特別損失は災害などを想定し、前年度同額の62万1,000円を計上いたしました。

続いて、資本的収入及び支出のうち収入について御説明いたします。

36ページを御覧ください。

1款1項1目建設改良債は、須走浄化センター整備工事及び公営企業法移行後の事務に要する費用に対する企業債で、前年度に比べ2,770万円増の4,530万円を計上いたしました。

その下、2項1目国庫補助金は、須走浄化センター整備工事及び下水道管路の点検業務に対する社会資本整備総合交付金で、前年度に比べ2,970万9,000円増の4,090万円を計上いたしました。

ページ最下段、4項1目他会計補助金の1節一般会計繰入金は資本的支出に充当する分として5,000万円を計上いたしました。

次に、支出について御説明いたします。

37ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目施設整備費は、須走浄化センターなど、下水道施設の整備に要する費用で、前年度に比べ6,079万4,000円増の8,883万4,000円を計上いたしました。

主なものは、46節工事請負費の8,724万6,000円で令和7年度から令和10年度までの4年間の継続費事業で進める須走浄化センター整備工事のほか、新たに公共下水道へ接続する陸上自衛隊富士学校の屏風沢第二宿舍周辺整備工事及び宅地分譲等により下水道に接続するための公共枮の設置工事等を実施するものであります。

次に、2 項 1 目建設企業債償還金は平成7年度から令和6年度までに借り入れた企業債44件分の元金償還金で8,944万8,000円を計上いたしました。

その下3 項 1 目その他資本的支出122万4,000円は、財務会計システム使用料であります。

ここで、ページは戻りますが7ページを御覧ください。

第4条に記載しましたように、これら資本的収支から資本的収入予定額が資本的支出予定額に対して不足する額4,329万6,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填するものであります。

続いて8ページを御覧ください。

先ほど資本的支出の工事請負費で説明しました須走浄化センター整備工事の継続費につきまして、総額は4億1,000万円で令和7年度から令和10年度までの4年間の年割額は第5条に記載しましたとおりであります。

工事内容といたしましては、耐用年数を経過した汚泥処理施設の更新工事を行うものであります。

次に、ページは飛びまして22ページを御覧ください。

令和7年度の下水道事業予定貸借対照表であります。この表はいわゆるバランスシートと呼ばれるもので、下水道事業会計の財務状況を表すものであります。

初めに、資産の部であります。最下段の資産合計23億3,671万570円は、須走浄化センター、汚水管路などの固定資産が主なものであります。

次に、23ページを御覧ください。

上段は負債の部であります。ページ中ほどの負債合計19億713万8,724円は、固定資産取得の財源となった補助金等の未収益化分である繰延収益及び建設改良費の工事等に係る企業債が主なものであります。

続いて、資本の部であります。

下から2行目、資本合計は4億2,957万1,846円であります。

この結果、次の行の負債資本合計は、先ほどの資産合計と同額の23億3,671万570円となります。

次に、24ページを御覧ください。

令和7年度の予定キャッシュフロー計算書であります。この計算書は、1事業年度の現金の流

れを示すものであります。

初めに、Ⅰの業務活動によるキャッシュフローの合計4,171万6,315円からⅡの投資活動によるキャッシュフローの合計1,598万1,337円を減じ、Ⅲの財務活動によるキャッシュフローの合計130万6,545円を加えますと、令和7年度の現金の増減額は、Ⅳにありますように2,704万1,523円の増加となります。これをⅤの期首残高7,462万3,136円に加えると、令和7年度の期末残高は、Ⅵのとおり1億166万4,659円と見込まれることとなります。

なお、重要な会計方針等を記載した注記は、25ページ以降にございますので後ほど御覧ください。

以上で、都市基盤部関係の水道事業会計及び下水道事業会計予算の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 部長等の補足説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月4日火曜日 午前10時開議

議案第29号から議案第40号までの令和7年度予算12件を順次議題として、質疑、委員会付託を行います。

本日はこれにて散会します。

午後2時34分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長	遠 藤	豪
署 名 議 員	米 山	千 晴
署 名 議 員	岩 田	治 和

令和7年第1回小山町議会3月定例会会議録

令和7年3月4日（第3日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	山本 智春君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	おやまで暮らそう課長	岩田 幸生君
フロンティア推進課長	山本 尚毅君	企画政策課長	勝又 徳之君
地域振興課長	小野 正彦君	総務課長	渡邊 徹君
税務課長	渡辺 史武君	くらし環境課長	鈴木 新一君
社会福祉課長	長田 孝代君	長寿介護課長	杉山 則行君
住民課長	野木 雅代君	健康増進課長	伊藤 和彦君
こども未来課長	坂本 竹人君	商工観光課長	湯山 浩二君
林業振興課長	湯山 光司君	都市整備課長	遠山 洋行君
上下水道課長	山口 幸治君	学校教育課長	勝俣 暢哉君
生涯学習課長	石田 洋丈君	総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議会事務局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 鈴木 史幸君

会議録署名議員 11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君

散 会 午後1時35分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第29号 令和 7 年度小山町一般会計予算
- 日程第 2 議案第30号 令和 7 年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第31号 令和 7 年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第 4 議案第32号 令和 7 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第33号 令和 7 年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第 6 議案第34号 令和 7 年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第35号 令和 7 年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第36号 令和 7 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第37号 令和 7 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算
- 日程第10 議案第38号 令和 7 年度小山町温泉供給事業特別会計予算
- 日程第11 議案第39号 令和 7 年度小山町水道事業会計予算
- 日程第12 議案第40号 令和 7 年度小山町下水道事業会計予算

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第29号 令和7年度小山町一般会計予算

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 議案第29号 令和7年度小山町一般会計予算を議題とします。

本議案については、2月25日及び27日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

なお、予算質疑を分かりやすく円滑に進めるため、会議運営規程等により、発言の場所について、議員は最初から議員側の壇に登壇し質疑を行い、当局側は自席で答弁を行うこととしております。また、通告に基づき、一覧により、順次一問一答で進めますので、よろしく願いいたします。

質疑の事前通告の通告順により発言を許します。最初に、8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） おはようございます。私は、小山町一般会計予算について、歳入1点、歳出4点の計5点の質疑を行います。

それでは、通告した順に、一問一答で質疑をさせていただきます。

まず、歳入の35ページ、17款2項7目1節の消防費県補助金、説明欄1の地震・津波対策費減災交付金1,261万8,000円で、前年度より300万円ほど減額されていますが、この交付金は、地域防災力の強化事業や緊急防止等の加工事業などに対する交付金と説明がありましたが、町の防災力にも関係するので、増額も視野に入れたいと思いますが、今年度の予算の詳細にどのようなものか、内容をお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 主な減額の要因は、国土強靱化地域計画改定更新業務の140万円、消防団の防火衣購入の150万円が、令和6年度の事業のみ、また令和6年度で調達計画が終了したことによるものであります。

交付金対象事業として単年度で完了するものもあり、各年度において交付金が増減することが生じることとなりますが、今年度の計画といたしましては、防災資機材購入事業、備蓄食料の購入、自主防災会に対する補助事業、感震ブレーカー設置補助事業や予防伐採事業など、継続して実施するほか、令和7年度では電気自動車から電気の供給を可能とする外部供給機の導入を新規

事業として行う予定です。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかにありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 再質問をさせていただきます。

最近災害時に役立っていますドローンの購入とかは考えてはいませんか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 再質問にお答えいたします。

ドローンにつきましては、小山町役場として、現在地域振興課の方で所有している機材がございますので、そちらの使用となります。

また、今回防災協定を結ばさせていただきました事業者もドローンの会社でございますので、そちら等も協力いただきまして、防災に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（鈴木 豊君） それでは、次の質問に入りたいと思います。

歳出の106ページの3款2項1目（2）の18節敬老ふれあい事業助成金557万5,000円計上してありますが、昨年度より60万円ほど増額になっていますが、令和6年度はどのくらいの区が実施され、どのような内容の改正をしたのか、また7年度予算に対してどのくらいの区の実施を見込んでいるのかお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（杉山則行君） 今年度、本助成金を活用して、敬老ふれあい事業を実施した自治会数は38でした。

実施内容は、公民館等でお祝いの会を開催した自治会が11、祝い品の配付を行った自治会が27です。

お祝いの会では、昼食会、小中学生による合唱、認知症予防の講話、バルーンアート、落語家による寄席、白寿等の節目の高齢者への記念品贈呈などが行われ、祝い品では紅白まんじゅうや赤飯、茶菓子、ようかんなどが配付されました。

令和7年度は、全ての区、40の自治会で開催されるよう、引き続き長寿介護課が自治会のサポートをしてまいります。

以上です。

○8番（鈴木 豊君） はい、結構です。

続きまして、歳出の113ページ、114ページの3款3項3目（2）の説明欄、（2）のこども園管理費、運営費の会計年度任用職員の報酬や給与等の総額が、手当を含めて1億7,000万円ほど計上してありますが、全体でパートと職員の会計年度任用職員は何名であるか。

また、報酬や給与手当等及び人事管理などの待遇は、近隣市町と比較してどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（坂本竹人君） 会計年度任用職員は、パートタイム48人、フルタイム4人の合計52人になります。

待遇につきましては、全国的に統一されたルールの下に運用されているので、近隣と変わらないものとなっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 現在の保育士は、間に合っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（坂本竹人君） 今年度で、するがおやまこども園は閉園することから、この人数で間に合っていると考えております。

以上であります。

○8番（鈴木 豊君） 続けて、歳出の127ページ、4款1項4目（2）の18節、説明欄（2）の出産祝給付金1,340万円ですが、見直しがされましたが、昨年より100万円減額となっております、何名分の給与を見込み、昨年の今までの実績はどうなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（伊藤和彦君） 出産祝い金の令和7年度の見込みは、第1子分を22人、第2子分を30人、第3子分を14人、第4子以降分を2人の合計68人分の給付であります。

今年度につきましては、当初78人分を見込んでおりましたが、実績は、令和7年2月末現在で、第1子が15人、第2子が27人、第3子が11人、第4子以降が1人、合計54人です。

以上であります。

○8番（鈴木 豊君） はい、結構です。

それでは、次に、205ページ、9款4項1目12節の説明欄（2）の部活動地域移行業務225万円が計上してありますが、中学校の部活の見直しと思いますが、令和7年度、この予算はどのような内容で行うのか、詳細な説明をお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（石田洋丈君） 中学校部活動の地域移行につきましては、令和7年度から平日の下校時間後や休日におけるスポーツ・文化活動の一部につきまして、町内で設立したNPO法人おやまアレグが主体となって、指導員の派遣による活動や地域クラブの中学生受入れ支援を行うという地域移行に向けた業務を、おやまアレグに委託し、実施するものです。

委託料は、指導員の謝礼600時間分の75万円と、派遣事業等の運営に係る人件費や事務費150万円の計225万円を計上しております。

以上であります。

○8番（鈴木 豊君） 再度お伺いしたいと思います、やはりこの部活動の地域移行ということ

で、各中学校等につきましても、どの程度の児童の人数を把握しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（石田洋丈君） どの程度の人数が、こちらの新たな形での活動の方に関わるかというようなどころでございますけれども、こちらにつきましては、中学生の活動ニーズ、それから学校の方で活動ができるという従来の部活動、そういった種目にもよりますので、4月に入ってから、そちらの方は分かってくるというふうに考えております。

以上であります。

○8番（鈴木 豊君） では、以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、3番 平野正紀君。

○3番（平野正紀君） 歳出につきまして、7点質問をさせていただきます。

まず1点目です。予算書の98ページ、3款1項1目2事業12節及び108ページ、3款2項1目7事業、重層的支援体制整備事業についてです。

複雑化、複合化する地域住民の支援ニーズ、年齢や障がいなどの属性を問わない相談支援など、包括的な支援体制の構築との説明でございますが、何がどのように変わり、町民サービスの向上につながるのか、分かりやすく説明をお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（長田孝代君） 重層的支援体制整備事業は、高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など支援が必要な人に対して包括的かつ効果的な支援を行うことを目的としています。

令和7年度では、社会福祉協議会と地域包括支援センターに委託している相談支援に加え、継続的な伴走支援を行います。

継続的な伴走支援とは、8050世帯やヤングケアラー、介護と育児のダブルケアなどの複合課題や、はざまの個々のニーズに応じた柔軟な対応をするため、既存の地域資源を活用して支援を行います。

また、ひきこもり状態にあるなど、必要な支援が行き届いていない人の把握、掘り起こしを進め、本人と関わるためのつながる支援を進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（平野正紀君） ありません。

次の質問です。

予算書の115ページ、3款3項3目2事業12節外国人英語指導員派遣についてです。

1,815万円の算出根拠と対象のクラス、時間割り振りなど、どのような指導方針でしょうか。

また、近隣や県内での同様の事例がありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○**こども未来課長（坂本竹人君）** ALTの管理に係る経費として、1人当たり363万円の定員分になります。

対象は、こども園児全体になりますが、主には3歳以上児になります。

また、指導方針といたしましては、小山町の子ども達が、就学前から英語に慣れ親しむ環境を整え、外国の方との交流に違和感を持たないグローバルな成長を期待するものになります。

時間割については、今後ALTと調整しながら決めていきたいと考えております。

近隣では、神奈川県松田町の保育園で同様の事例があります。

以上であります。

○**3番（平野正紀君）** 再質問です。

確認でございますが、5人のALTが、町内の公立3園、私立2園に常駐しての指導ということよろしいでしょうか。

○**議長（遠藤 豪君）** 答弁を求めます。

○**こども未来課長（坂本竹人君）** 議員の質問のとおり、公立3園、私立2園の常駐になりますが、午後の2時ぐらいからは、子ども園では午睡の時間になるため、放課後児童クラブでの勤務を考えております。

以上であります。

○**3番（平野正紀君）** 次の質問です。

予算書の122ページ、4款1項1目3事業18節救急安心電話相談窓口運営事業費負担金についてです。

新規の事業36万6,000円の負担金でございますが、事業の目的とその算出根拠についてお伺いいたします。

○**議長（遠藤 豪君）** 答弁を求めます。

○**健康増進課長（伊藤和彦君）** この相談窓口は、静岡県が令和6年10月に全市町を対象に設置、開発したもので、県民の安全・安心を確保するため、県民が急な病気やけがをした際に、医療機関の受診や救急車の利用に関する助言を、電話相談で24時間365日受けられることを目的としています。

事業費の2分の1を県が、残りの2分の1を県内全ての市町が負担するもので、負担割合は15歳以上の人口に基づき案分しております。

以上であります。

○**3番（平野正紀君）** 次の質問です。

予算書124ページ、4款1項2目2事業12節個別接種です。7,500万円のうち、子宮頸がんワクチン予防接種について、過去に定期接種を受けることのできなかつた方を対象としたキャッチアップ接種の町の状況についてお伺いいたします。

○**議長（遠藤 豪君）** 答弁を求めます。

○健康増進課長（伊藤和彦君） 今年度のキャッチアップの対象者は、16歳から27歳までの女性796人で、令和7年1月末現在の接種人数は206人、受診率にして25.8%であります。今後も受診率が向上するよう周知を努めてまいります。

なお、令和7年度の予算につきましては、定期接種、キャッチアップを含めまして、742件分について計上させていただいております。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

予算書202ページ、9款3項2目2事業12節英語語学研修事業業務についてです。

新規の事業200万円の委託料であります。友好交流都市への海外研修、短期留学の支援とのことですが、具体的な計画や委託業務の内容、算出根拠についてお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） この事業は、中学生と中学校の英語教諭向けのセブ島語学研修で、行き先はフィリピン・セブ島語学学校です。

期間は13泊14日、1日11時間の英語漬けのプログラムとなります。

小山町と国際友好交流都市協定を締結したセブ州コルドバ町の小中学校を訪問し、現地の児童生徒と交流を深める機会もございます。

委託の内容につきましては、研修プログラムの設定、渡航、出入国、宿泊に関わる手配を委託するものでございます。

算出根拠につきましては、中学生4人分と英語教諭2人分の研修費及び渡航費用です。また、中学生は1人当たり10万円の自己負担を予定しております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

予算書の204ページ、9款4項1目2事業12節谷戸山のいえ周辺維持管理業務です。

新規事業60万円の委託料ですが、業務内容と委託先はどのようなお考えか、また教育委員会の社会教育事業として維持管理する根拠についてお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（石田洋丈君） こちらの業務は、谷戸山のいえに隣接する農地等の町有地につきまして、建物と一体で、自然体験や環境学習ができる状態に維持管理する業務であります。

委託先は、建物の貸付先となるNPO法人を予定しております。

社会教育事業とすることにつきましては、谷戸山のいえで展開予定の事業は、地域住民や団体との連携によって、社会教育法第5条にある児童生徒の学校授業以外での学習、その他の活動の機会や青少年の社会奉仕体験活動、自然体験活動等の機会を提供できることから、社会教育事業として実施するものであります。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 谷戸山のいえの整備目的ですが、地域住民が運営、参画するプロジェクトの拠点とすることで、多世代交流が生まれ、人口減少や高齢化により衰退した地域コミュニティの再生を図り、地域の魅力、活力を向上させるものであります。

私としては、地域振興、市民協働等の観点から、企画部門での事務所管が適当ではないかと考えます。回答は結構です。

次の質問です。

予算書の207ページ、9款4項2目2事業18節文化芸術奨励金についてです。

予算額が、前年度3万円から1万円に減額されています。この制度は、平成30年度に施行されて以来、支給実績がないと思われま。

スポーツ部門同様に、多くの個人、団体の皆さんに活用していただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（石田洋丈君） こちらの奨励金は、高校生が全国規模の大会に出場、出展した場合などに奨励金を交付するものですので、高校など関係機関への制度の周知や、日頃からの情報収集によって、対象者がいた場合には奨励金を交付できるように努めてまいります。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 再質問です。

もっと多くの個人、団体の皆さんに活用していただきたいと思います。スポーツ奨励金のように、対象大会を増やして、一般成人の方にも対象を広げて、文化連盟や各種の文化芸術関係者にPRをしていただき、小山町ゆかりのトップアーティストを育てる一助となってほしいですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（石田洋丈君） 対象大会や対象者の拡大につきましては、状況を把握した上で、研究をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○3番（平野正紀君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、2番 池谷 元君。

○2番（池谷 元君） 私は、予算書、総括的質問1点、予算書、歳入1点、予算書、歳出1点、計3問質問させていただきます。

まず1点目になります。ページは41ページ、20款2項1目1節、同じく42ページ、20款2項4目1節財政調整基金繰入金及び総合計画推進基金繰入金のことについて伺ひます。

財政調整基金繰入金は、昨年より3億3,000万円減額しています。同じく、総合計画推進基金繰入金は、昨年より8,390万円減額していますが、この両基金の残金は幾らあるのかお伺ひいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 令和7年度末の財政調整基金の残額は5億3,500万円を、総合計画推進基金の残額は1億9,600万円を想定しています。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 再質問させていただきます。

主な減額の理由は何なのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 再質問にお答えします。

こちらの繰入金の減額の主な理由ですが、充当する事業が減ったというところでございます。

以上です。

○2番（池谷 元君） 再質問はありません。

次の質問に移らせていただきます。

予算書、歳入、48ページ、22款5項1目2節ワクチン生産体制等緊急整備助成金になります。

ワクチン生産体制緊急整備助成金は、令和6年度の新型コロナワクチンの定期接種化に伴う国からの助成金とのことでしたが、歳入科目が国庫支出金ではなく、雑入にした理由をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（伊藤和彦君） 令和5年度までの特例臨時接種から、令和6年度から定期接種の移行における激変緩和措置として、自治体における新型コロナワクチン接種事業に対する助成金であり、厚生労働省からの通知で、助成金の支払いは基金管理団体から市町村へ送金するものであり、国から直接の補助金ではないため、雑入としております。

以上であります。

○2番（池谷 元君） 再質問はありません。

続いての質問に移らせていただきます。

予算書、歳出、126ページ、4款1項4目事業（2）12節保健事業についてです。

1,500万円を専門職や医療機関への委託料とのことですが、その内容はどのようなものか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（伊藤和彦君） 専門職への委託の主なものは、産後ケアの通所型や、産前産後サポート事業のデイサービス個別型による助産師への委託、また療育支援による言語聴覚士などへの委託であります。

医療機関への委託の主なものにつきましては、歯科に対する妊婦歯科健診や、産科に対する妊婦健診、小児科や内科などへの乳児健診などであります。

以上であります。

○2番（池谷 元君） 質問の方は以上です。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） 次に、4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私からは、3点質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、予算書の123ページ、4款1項1目、事業名は須走地区町有診療所等整備事業費であります。

これは、令和6年度に予定をしておりましたが、お医者さんが見つからなかったというような理由で、7年度に改めて予算づけをしたということですが、6年度に比べて、約7,500万円が増額されております。

内容は、薬局の整備費に4,000万円、それから医療機器の購入に3,500万円だというふうに説明があったわけですがけれども、この薬局は町有施設として考えているのかどうか。

それから、3,500万円で購入する機器というのは何を想定しているのか。

また、この医療機器の購入の助成っていいですかね、これは今後も町の財源においてされていく予定なのかをお聞きします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 診療所を運営するに当たり、医師が出す処方箋に対応できる薬局が必要になりますが、周辺に対応できる薬局等がないため、診療所の整備に合わせ、町で旧JA須走支店の駐車場内に、町有施設として薬局を整備し、公設民営で運営していく計画です。

また、須走地区町有診療所整備支援交付金の3,500万円は、町が医療機器等を導入する予算ではなく、診療所の開所のために必要な医療機器等を購入する運営医師に対して町から補助するものであり、現在のところ、今後の補助については考えておりません。

以上であります。

○4番（牧野恵一君） 次ですけれども、予算書の197ページ、9款2項2目の会計年度任用職員、パート職員の報酬で、外国人英語指導員派遣でありますけれども、これは1,800万円ということでもありますけれども、さっきの質問にも少しありましたけど、そもそもなぜフィリピンから呼んでこなきゃならないのか。もっと地域で、地元のところにいるのではないかということで、そのことと、また12節で、英語指導員の派遣というのがありますけど、これとのすみ分けというのはどうなっているのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 小山町が、フィリピン共和国セブ州コルドバ町と国際友好交流都市協定を締結したことにより、外国自治体との自治体間交流協定に基づいて任用した外国籍の職員には、1人当たり481万6,000円の交付税措置が講じられることから、これに該当する者をALTとして任用するものです。

また、このALTの派遣に伴い、派遣先の小学校の教職員との連携業務や、入国の各種手続、

日常生活のサポートや、代行講師の派遣等の管理業務を委託する費用として2,358万円の委託料を計上しております。

以上です。

○4番(牧野恵一君) では、3点目ですけれども、予算書の207ページ、9款4項3目の読書活動推進費についてであります。

一つの自治体の図書館費とすると、私の感覚では、非常に寒々しい予算であるというふうな感じがいたします。そういった点で、施設全体の、地域の施設全体の指定管理料が1億6,000万円ということでもありますので、そうした図書館活動に係る予算というものは、この56万1,000円が全てなのか、あるいは指定管理料の中に、それなりの事業というものを組んで考えておられるのか、お尋ねします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○生涯学習課長(石田洋丈君) 指定管理料に含まれる図書館関係の経費としましては、図書の購入費300万円、それから図書館責任者及びパート職員の人件費、図書館システムの使用に係る経費のほか、明確に切り分けられないわけですけれども、電気代、光熱水費、修繕料、消耗品などを含めまして、おおよそ2,000万円程度になると考えております。

以上であります。

○4番(牧野恵一君) 終わります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、10番 渡辺悦郎君。

○10番(渡辺悦郎君) 本日は、予算書の方から、歳出3件を質問させていただきます。

まず最初に、予算書125ページ、4款1項3目18節、事業2のクアオルト健康ウォーキング事業助成金について伺います。

クアオルト健康ウォーキング助成金260万円ございますが、これの内容について説明をお願いします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○健康増進課長(伊藤和彦君) クアオルト健康ウォーキング事業助成金は、事業を運営していただくNPO法人に対し、日常的なコース整備費用、ガイド報酬、事務局の業務費や仮設トイレのレンタル、清掃費用などを見込んだ1年間の費用であります。

以上であります。

○10番(渡辺悦郎君) 次の質問に移ります。

予算書127ページ、4款1項4目18節病院等産科運営費補助金、これについて伺います。

病院等産科運営助成金1,000万円ですが、これは御殿場のクリニックというふうに伺っておりますが、こちらの方で分娩に関しての人員が把握できているのであればお答え願います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○健康増進課長(伊藤和彦君) 令和6年度に共立産婦人科で出産をされた方は、令和7年2月末

現在、小山町全体で58人のうち26人、44.8%であります。

以上であります。

○10番（渡辺悦郎君） 次の質問に移ります。

予算書185ページ、8款1項4目18節感震ブレーカー設置事業費補助金について伺います。

感震ブレーカー設置事業費補助金150万円となっております。これについては、何件を予定しているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（高村良文君） 感震ブレーカーにつきましては、一般世帯に対する限度額が5万円ですね、こちらの補助が10件、要介護者や障がいをお持ちの方がおられる特別世帯でございますが、こちらの限度額10万円となりますが、こちらが10件、計20件分を予定しております。

以上でございます。

○10番（渡辺悦郎君） 今、一般と特別世帯ということで、要求されているということですが、まだまだ感震ブレーカーについて、どういうものかというのを分かってない方も結構いらっしゃると思います。その辺の広報の方も、併せてお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

次に、6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 歳入歳出合わせて7点ほどお伺いさせていただきます。

まず、30ページ、16款2項9目1節新しい地方経済・生活環境創生交付金に関してお伺いいたします。

この新しい地方経済・生活環境創生交付金4,180万円でございますが、どのような事業を計画され、申請されたのか。

また、デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプの継続事業は、どのような事業を申請されましたでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 申請した事業につきましては、地方創生拠点整備タイプで、道の駅「ふじおやま」の改修事業で4,000万円、デジタル実装タイプで、総合文化会館、健康福祉会館など施設の予約システム導入事業で180万円を計上いたしました。

なお、デジタル田園都市国家構想交付金に関する継続事業案件は、特にありません。

令和6年度までに実施した事業に関する維持管理については、各所属において行っております。

以上であります。

○6番（小林千江子君） では、次の質問に移らせていただきます。

48ページ、22款5項1目2節町民いこいの家利用料、こちらに関して伺います。

町民いこいの家利用料ですけれども、240万円計上されております。施設も更新され、設備投資も行われ、また大幅に入館料も増額される中、この240万円という金額の算出根拠をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 小林議員にお答えいたします。

町民いこいの家利用料は、今年度の見込みから、来場者数を13万4,800人とし、温泉施設の利用料金は6,200万円、飲食物販の売上げは1,800万円、収入額の合計を8,000万円と見込みました。

利用料は、指定管理者との基本協定で、収入額の3%としておりますので、240万円を計上いたしました。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 再質問を行わせていただきます。

入館料を増額しますので、客足が遠く危険性もあるかなとも懸念されますが、どのような働きかけを行う予定がありますでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

現在上程中の使用料の改定によりまして、料金が値上げされる方もいます。当然値上げによって遠のかれる方もあろうかと思えますけれども、現在指定管理者の方でサービス向上のための施設改修をやっていただきました。その中で値上げはするんですけれども、そういったサービス向上によって、できるだけ利用者の削減を抑えたいというふうに考えております。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 次の質問に移らせていただきます。

85ページ、2款7項1目（2）事業12節新庁舎候補地選定業務に関してお伺いいたします。

427万9,000円計上されておりますが、選定委員会や委員会開催の目途など、現段階で決まっている具体的な計画をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） これは、新庁舎の候補地選定に向けた支援業務であります。

現段階で、具体的な委員会等の開催日程は決まっておりませんが、学識経験者等の意見を伺いながら委員会を開催するなど、慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

427万9,000円計上されておりますけれども、これは、内訳をどのように算出されましたか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 内訳につきましては、支援業務になりますので、当然人工がかか

ってきます。

それ以外に、先ほど申し上げたとおり、学識経験者等に意見を伺うということで、例えば庁内の検討会議を何回開催するかだとか、それから町民の会議を開催するかという中で、いろんな検討会議が必要になってくるということで、その辺を積算根拠として見積もってございます。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 次の質問に移らせていただきます。

88ページ、2款7項1目（6）12節ふるさと振興事業、地域活性化支援事業こちらの1,100万円に関してお伺いいたします。

ふるさと振興事業2億円及び地域活性化支援事業1,100万円でございますけれども、まちづくり公社への委託料とのことですが、その詳細をお聞かせください。

また、事業費が昨年度から2,700万円ほど増加しておりますが、その理由をお聞かせいただければと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） まず、ふるさと振興事業費ですけれども、ふるさと納税を推進するためのポータルサイトやクレジットの手数料、システムの保守費用などを加え、広報や返礼品の開発等に係る公社の事務費を加えて、寄附額の10億円のうち、返礼品の支払いに充てる3億を除いた2億円を計上しております。

昨年度の予算より2,700万円ほど増加しておりますが、戦略的な広報活動、それから新たな返礼品の開発、開拓など、ふるさと納税の増額に向けて、更に積極的に取り組むため、制度で認められている5割までの経費を上限として予算化をしたものであります。

また、地域活性化支援事業1,100万円ですけれども、観光事業の一端として、観光協会やNPO法人等と連携をして、首都圏の保育事業者や子育て世代を対象とした自然体験プログラムなどの着地型メニューを企画、開発、実施するための事業を予定しております。

なお、増額の中に、こちらの事業も含まれております。

以上であります。

○6番（小林千江子君） では、次の質問に移らせていただきます。

94ページ、2款8項1目（4）12節、18節、指定管理料、映画祭交付金に関してお伺いいたします。

スタジオタウン小山推進事業費、指定管理料並びに映画祭交付金として計上されておりますが、このフィルムコミッションの指定管理期間中における年間の前の売上げをお聞かせください。

また、映画祭の交付金が、昨年4倍、200万円になっております。理由をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） NPO法人小山町フィルムコミッションの年度ごとの事業収入は、指定管理料の900万円を含めまして、令和3年度が3,105万4,000円、令和4年度が4,132万2,000円、

令和5年度が3,593万円と聞いております。

映画祭の交付金が、昨年度の4倍の200万円になっている理由につきましては、令和7年度の映画祭は、一般財団法人自治振興センターの活力ある地域づくり助成事業助成金、補助率10分の10の200万円を活用して実施することとしております。

以上です。

○6番（小林千江子君） 再質問をさせていただきます。

令和3年、4年、5年と、なかなかの売上げというのか、それとも、ここから人件費やもろもろを引くので、売上げの方が、フィルムコミッションさんの方ですね、あるのかどうなのか、そこら辺の内部的な事情はちょっと分からないんですけれども、我々が指定管理の制度を採用している理由の一つに、民間事業者の資源やノウハウを活用して、効率的かつ自立的に事業を運営することであると認識しています。

フィルムコミッションが、町の財源に、もし依存し続けている状況がこれからも継続するのであれば、改善の策が必要なのかなと思いますが、何か計画はおありでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 現在、まだ検討はしておりませんが、令和7年度以降、NPO法人小山町フィルムコミッションが自立していけるような方策を、また研究、検討していきたいと考えております。

以上です。

○6番（小林千江子君） 次の質問に移らせていただきます。

153ページ、6款2項1目（4）7節医師謝礼に関してお伺いいたします。

この医師謝礼ですけれども、富士山須走口5合目救護所運営事業費の中に計上されておりました、677万円が計上されております。こちらの医師でございますが、何名体制で、何時から何時までの勤務なのか。また、開山期間中の医師の常駐の体制、並びにどの範囲まで支援するのか。例えば要請があれば山頂の方まで赴いたりするのかなど、詳細をお聞かせください。

また、県からの補助金があるとのことですが、町の負担分はどのくらいになるのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 富士山須走口5合目救護所の開設は、最大で7月10日から9月10日の開山期間中の午前6時から午後9時までの間で、医師1名、看護師1名などの体制を見込んでいますが、医師の勤務可能な時間帯で、今後調整していきます。

支援範囲につきましては、基本的に5合目常駐で対応することを想定しております。

また、本事業については、県の富士山後世継承事業費補助金の活用を予定するもので、原則、町の負担はないものであります。

以上であります。

○6番(小林千江子君) 再質問させていただきます。

なかなかこのお医者様でございますけれども、吉田口も、富士宮口も、なかなか見つかりにく
いとお伺いしておりますが、本町の状況としてはいかがでしょうか。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○商工観光課長(湯山浩二君) 小林議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、なかなか医師の確保というのは苦戦している状況でございます。

現在、静岡県ですとか、山岳医師協会というようなところもございまして、そういった専門的
なところで派遣してくださるようなところなど、住民福祉部の方と協力して、医師の手配をして
いるという状況でございます。

以上であります。

○6番(小林千江子君) では、最後の質問に移らせていただきます。

177ページ、7款5項1目(2)14節住宅整備事業に関してお伺いいたします。

3,393万5,000円計上されておりますが、どの町営住宅を、どのように整備する事業計画なのか、
お聞かせください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○都市整備課長(遠山洋行君) 整備する町営住宅は、南藤曲団地のB棟であります。

事業の内容は改修工事であり、主な内容は、屋根の塗装と外壁の補修及び塗装の更新でありま
す。

以上であります。

○6番(小林千江子君) 再質問させていただきます。

すみません、この南藤曲のB棟ですけれども、何年、建てられて経過されており、また何人の
方が住まわれているのか、お聞かせください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○都市整備課長(遠山洋行君) 再質問にお答えいたします。

まず、何年に建てられたかということですが、一応平成15年築になりまして、22年が経過して
いるという状況でございます。

現在何人が住んでいるかということですが、人数ではなくて、戸数でいいますと、現在16戸、
18戸中16戸が居住しているという状況でございます。

以上でございます。

○6番(小林千江子君) 質問を終わりにします。

○議長(遠藤 豪君) それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 藺田豊造君。

○9番（藺田豊造君） 私は、歳入歳出合わせて、計10件の質問をさせていただきます。

まず最初に、14ページ、1款1項1目町民税の個人についてお伺いします。

町民税個人は10億4,720万円となっていて、前年比1億3,739万円の増となっています。その要因はどのようなものがあったのか。

ちょっと言いにくいですが、役場の職員の給料が高いと言われていますが、特別職を含む役場職員の納税は幾らか、それもお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡辺史武君） 藺田議員の質問にお答えいたします。

町民税個人の増額要因については、令和6年度は、住民税の定額減税が行われましたが、令和7年度は、本来の課税に戻ることから、減税された分が増額の主な要因となっております。

また、町民税個人における町職員の納税額につきましては約3,800万円、率にして3.6%と見込んでおります。

なお、職員の中には、給与所得のほか、農業所得や不動産所得などの所得もある職員もいることから、給与所得のみの税額を算出することはできません。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） こういうふうにして、いろいろな形でもって増収が見込まれているときは、このようなときには特定な歳出先とか、何とかを小山町では考えておられるのか、それも含めて、お答えできたらお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 町税等が増額された場合の特定の支出先でございますが、町税につきましては、一般財源となるため、必要な施策に充当していきたいと考えております。

以上です。

○9番（藺田豊造君） 次に、歳入の16ページ、1款4項1目1節の町たばこ税についてお伺いします。

町たばこ税1億5,900万円についてお伺いします。たばこに対する世間の目が厳しくなっている現在、町内はどのような喫煙状況になっているか。

また、これに関するとと思われる疾病は、どのような調査が行われているかを、その結果、また男女の比を含めてお答え願いたいと思います。ここ数年、この予算計上が保たれているような感じがします。まず、税の減収がなっていない、その理由からお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡辺史武君） 初めに、町たばこ税1億5,900万円についてであります。

町たばこ税の過去10年の推移を見ますと、平成26年度から平成30年度までは、税額、本数とも年々減少しておりましたが、令和元年度から令和5年度については、本数は減少しているものの、税額は増額となっております。

その要因としましては、平成30年、令和2年、令和3年に、たばこ税の増税が行われたことにより、たばこ1本当たりの税額が増えたことから、本数は減少しましたが、税額は増加したものと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（伊藤和彦君） 町内の喫煙状況につきましては、静岡県が算出している特定健診、特定保健指導に係る健診等データ報告書によりますと、令和3年に健診を受けられた方の喫煙率は男性で458人、32%、女性で123人、8.2%となっております。

たばこに関連すると思われる疾病は、調査内容は不明ではありますが、県のデータから、悪性新生物、いわゆるがんは、男性が8割以上、心疾患が男女とも5割程度、脳血管疾患につきましても、男女比は5割程度となっております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） 次に移ります。

今度は、予算書の20ページ、8款1項1目1節のゴルフ場利用税の交付金についてお伺いします。

説明欄1のゴルフ場利用税交付金1,940万円は、前年比600万円の減であります。この理由を伺います。

また、利用者も減るとなると、交流人口の減少も影響されます。更に、ゴルフ場へ行って、ふるさと納税を納めて、3割ぐらい安いやつを利用するというふうな方もいると聞いていますが、これらを防ぐ策はどのようにしているのか、併せてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 当初予算につきましては、県の資料等を参考に、ゴルフ人口全体の微減を見込み、前年度比600万円の減といたしました。

町では、ゴルフ場の利用者の増加を図るため、令和7年度予算に御殿場小山ゴルフ振興事業負担金110万円、町内ゴルフ場利用促進助成金100万円を計上しています。

また、ふるさと納税返礼品でのゴルフ場利用券を推奨して、町内のゴルフ場利用客の増加を目指してまいります。

以上です。

○9番（藺田豊造君） 次に移ります。

予算書の38ページ、18款1項1目太陽光発電事業敷地貸付収入等についてお伺いします。

財産貸付収入は3億6,048万1,000円であるが、前年比462万7,000円の増であります。

説明欄8の太陽光発電事業敷地貸付収入は285万7,000円となっておりますが、その根拠と平米面積、平米単価、また、その貸付地の地代はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（山本尚毅君） 太陽光発電事業用地の町有地貸付面積は1万1,340平方メートルで、単価は1平方メートル当たり250円となっております。

貸付地の地代については、事業者と地権者との貸付地代と同額となっており、事業当初のプロポーザルにて、事業者から提案のあった単価となっております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） 場所をもう1回言ってくれんかな。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（山本尚毅君） 場所につきましては、湯船原工業団地内の太陽光エリアとなっております。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） これでもってね、貸付地が11件になっているわけ。しかし、ほかの貸付地があるのか、ないのか。

また、棚頭がある、富士総業に貸し付けてある貸付地の面積を、あるいは単価について、あるいは総額について、併せて質問します。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（山本尚毅君） こちらに記載してございます285万7,000円の貸付地につきましては、太陽光発電事業用地、湯船原工業団地内の貸付用地のみとなっております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） これ以外の貸付地ということでございますが、予算書の18款1項1目の2節宅地・山林貸付収入というところに計上がございます。

それと、あともう1点、棚頭工業団地の貸付地でございますが、24万2,000円を計上してございます。

以上です。

○9番（藺田豊造君） いろいろな貸付地があって、山林であったり、あるいは宅地であったり、市街化区域だっているいろいろありますが、小山町にはその根拠となるようなものがあるんでしょうかね。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 小山町には宅地、山林、それぞれの基準がありまして、それにのっとり単価を決めてございます。

以上です。

○9番（藺田豊造君） 次に移ります。

予算書は141ページ、今度、歳出になりますかね。5款2項1目2事業の7節地域おこし協力隊についてお伺いします。

7節の報償金895万2,000円、説明欄7の謝礼等の地域おこし協力隊報酬597万6,000円、地域おこし協力隊生活費29万4,000円は、地域おこし協力隊の2名の予算となっていますが、その行動実態と、町が希望する仕事の内容は何であるのかをお答え願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 地域おこし協力隊の活動は、森林経営の技術を学ぶため、職員と一緒に森林の測量や森林資源の調査など、経験を積む活動を行っております。

また、森林資源を活用いたしましたアロマオイルやキノコ栽培など、新たな林産物の開発にも着手しているところでございます。

令和7年度は、伐採等の安全教育を受け、森林の伐採作業や植林作業を通じて、将来に、町の林業を担う人材となるような活動につなげたいと考えております。

以上でございます。

○9番（藺田豊造君） この制度が3年限りとなっていますが、その後、来てくれた方々が定住・移住するような方策、施策は考えておられるのかどうかをお聞きします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 小山町の地域おこし協力隊活動を通しまして、本町への定住となるように導いてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（藺田豊造君） 次の質問に移ります。

予算書は、同じく141ページ、5款2項1目2事業、説明欄12のバイオマス産業都市構想策定業務605万円は、どのようなものかをお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） バイオマス都市構想は、本町に存在するバイオマス資源を活用した収集、運搬、製造、利用まで、経済性が確保された一貫システムを構築し、バイオマス産業化に重点を置いた取組を目指すことで、環境に優しく、災害に強いまちづくりに資するものでございます。

この構想を作成することにより、バイオマスを活用した産業の掘り起こしができ、ベンチャー企業など新規参入が見込め、また本年10月頃に、国でバイオマス産業都市構想の提案募集が予定されており、本町の構想が選定地域に指定されると、バイオマス関連事業の補助金事業における事業採択において、優位となるなどのメリットがございます。

本件予算につきましては、この構想をまとめるため、バイオマス資源の調査や発生量の調査をし、資源再利用の可能性調査、そして、その結果導き出せる経済波及効果と削減できるCO₂の量

などの調査業務を実施し、構想を作成するものでございます。

以上でございます。

○9番（**藺田豊造君**） 同事業のような内容について、これは、今年の1月29日執行の入札結果では、370万円で落札されています。

この工期が、今年の9月30日となっていますが、この予算と、先ほど言った600万円の予算の計上は、どのような仕分けになっているのか、もう一度教えてください。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○林業振興課長（**湯山光司君**） 御質問の入札に関しましては、国のバイオマス産業都市構想の提案募集が本年10月にあるということで、その申請に間に合わせるよう調査に要する期間を確保するために、令和6年度から事業を進める必要があったことですので、債務負担行為として事業を進めさせていただいたものでございます。

設計については、当初600万円という予算を計上しておりましたけれども、議員御承知のとおり、今回の入札で、落札金額として安い金額で請負をされるということになったものでございます。

以上でございます。

○9番（**藺田豊造君**） 余分なことかもしれないけど、ここの1月の予定価格はね、550万円だったのよ。それでもって、370万円は、67.2%でもって、今回その差額も使うつもりでいるのかどうか分かりませんが、予算を使い切るということが原則だから、しっかり使ってください。

次に、移ります。

予算書については、143ページ、説明欄14、町単独治山事業800万円について、その内容についてお伺いします。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○林業振興課長（**湯山光司君**） 町単独治山事業、治山工事につきましては、竹之下字峠地区で、足柄峠から県境付近で発生いたしました法面崩壊箇所を手当てするため、土留めや法面工を施工するものでございます。

以上でございます。

○9番（**藺田豊造君**） 分かりました。

次に、予算書の145ページ、小山町商工会助成金、地域活性化対策助成金についてお伺いします。

商工業振興費、18節、小山町商工会助成金975万円と、地域活性化対策助成金は、商工会関係に係るものであります。

この地域活性化に関する事業内容について、また商工会へ出向している職員の給料を含めると幾らになるのかも教えてください。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○商工観光課長（**湯山浩二君**） 地域活性化対策助成金は、補足説明で御説明いたしました商工祭とリフォーム助成事業のほか、デジタルスタンプまつりと、金太郎ベンチャーキッズ育成事業、

また、なりきり衣裳でにぎわいづくり事業に対して助成するものであります。

また、商工会に出向している職員の給料の計上はございません。

以上であります。

○9番（**藺田豊造君**） 結構です。

次に、水文調査についてお伺いします。予算書は147ページ、6款1項2目2事業の12節水文調査についてお伺いします。

この事業は継続とされていますけれども、水文調査費750万円について、昨年度と同額であります。どのような調査を行うのか、前年度の調査を含めて、内容についてお伺いします。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（**山本尚毅君**） どのような調査かについてであります。湯船原工業団地で、立地協定により井水を利用する企業が増えてきていることから、周辺地域の水に影響があるかを、年4回の定点観測により調査しております。

調査内容については、流量調査を須川や湯船川などの五つの河川で24か所、地下水位連続調査を湯船原工業団地内の調査井戸で3か所、水質連続調査を2か所行っております。

以上でございます。

○9番（**藺田豊造君**） 再質問します。

これらの調査において、PFASの調査がされているのかどうか。

それから、この事業全体は小山町の財源から全部出ているのかどうか。

それから、ほかの工業団地がありますね、棚頭だとか、フジボウ跡地だとか、足柄とか、そういうところの調査は行わなくてよいというようなものがあるのか。

それから、ここはごみを取って、そういうふうなものがないようにということでごみを取ったんだけど、今頃まで、なぜそういう水文調査をするのか。

それから、また直接地下から水を取ってやって、安全性がどのように確かめられているのか。

それらも含めて、それから、またこの事業はいつまで続くのか、お答えください。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（**山本尚毅君**） こちらの財源につきましては、一般会計の方で財源の方を入れてございますので、町全体の町費から利用させてもらっております。

ほかの工業団地についての調査は、現在こちらでは行ってございません。

こちら、水文調査の目的についてですが、もともとこちらは湯船原工業団地内の地下水位、地下水の保全を目的に、減水したりとか、枯渇したりすることがないように調査を行っているもので、ごみのことによる調査であったり、ほかの工業団地というのは対象になってございません。

いつまでこちらの方を継続するかということでございますが、湯船原工業団地に各企業が立地された後に、使う水量が安定した段階で、地下水位に変化がないというのが見込まれた場合には、終了するものとなります。

以上でございます。

○9番(藺田豊造君) 汚水について、この中の水が汚れているかどうかということについてはあまり関係ない、そりゃ。それが一番重要なことじゃないの、この水文調査っていうのは。水量のことじゃなくて、中に含まれているものがどうかと、それからPFASのことについても答えてないんだけど、PFASはどうなってます。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長(山本尚毅君) こちらの水文調査におきましては、地下の水質等については調査してございません。

以上であります。

○9番(藺田豊造君) 次に、10番に移ります。

予算書は150ページ、6款2項1目2の7、8、10、11、地域おこし協力隊についてお伺いします。

観光振興費7,534万8,000円のうち、説明欄7、地域おこし協力隊報酬2,121万円、生活経費1,016万4,000円、8節の地域おこし協力隊旅費70万、10の地域おこし協力隊活動用消耗品費70万円、11の通信運搬費4万円は、どのような事業を行うためのものなのか、お答えください。

また、5款の協力隊との違い、また、その人数も含めてお伺いします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○商工観光課長(湯山浩二君) 商工観光課では、新たに地域おこし協力隊6人を増やし、7人体制とし、観光資源を活用した旅行商品の開発や、イベントの企画、また地域資源の掘り起こしや魅力発信など、観光地域づくりに携わっていただきます。

以上であります。

○9番(藺田豊造君) 5款のところでもって聞いたやつだと、あまり事業に対して活動が見えないんだけど、今回、この6款の事業に対しては、少なくとも毎日事業があるように仕事をしてもらった方がいいと思います。

それらを含めて質問を終わります。

○議長(遠藤 豪君) それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

次に、7番 室伏辰彦君。

○7番(室伏辰彦君) 歳出の方から、4点ほど質問をさせていただきます。

まず第1番目、69ページ、2款1項6目3事業18節防犯カメラ設置費助成金についてです。

防犯カメラ設置助成金100万円とありますが、本年度から始めると伺いました。その設置要件は何なのか、教えてください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○くらし環境課長(鈴木新一君) 室伏議員にお答えします。

設置要件ですが、町内の犯罪や事故等を未然に防止することを目的に、道路、公園、広場等公共空間を撮影するための防犯カメラが対象となります。

対象者は、小山町防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに従って、防犯カメラを新規に設置し、維持管理をする区の区長になります。

以上であります。

○7番（室伏辰彦君） 次の質問に移ります。

ページは70ページ、2款1項7目2事業12節自治体情報システム標準化対応業務についてです。

自治体情報システム標準化対応業務に2億1,891万1,000円とあります。全額国からの補助金とありますが、情報システムの標準化、共通化とはどのようなものになるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 自治体情報システム標準化とは、日本全国の自治体が個別に導入、運用している住民基本台帳や税などの基幹情報システムを標準化し、効率化を図る取組となります。

具体的には、これまで国の制度改正のたびに、全国の自治体が個々にシステム改修を実施してまいりましたが、標準化、共通化によりシステム改修費の削減が期待されます。

また、ガバメントクラウド、こちらは政府共通のクラウドサービスの利用環境となりますが、こちらを活用することになることから、情報セキュリティ対策が向上するほか、運用、保守に係る負担の削減も期待されます。

標準化、共通化により連携する新たなサービスの導入が容易となることから、より一層の住民サービスの向上が期待されます。

以上でございます。

○7番（室伏辰彦君） 次の質問に移ります。

ページは92ページ、2款7項3目3事業18節空家対策補助金についてです。

この補助金は、昨年度90万円でありました。本年度120万円、30万円増額しておりますが、その増額の理由を教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（岩田幸生君） 120万円とした増額理由についてであります。

解体工事費の高騰により、空家等対策協議会から1件当たり補助金の限度額を30万円から60万円に見直すよう意見があったため、上限額60万円とし、2件を予算計上したものです。

以上です。

○7番（室伏辰彦君） 次の質問に移ります。

ページは93ページ、2款8項1目2事業12節ホームページメンテナンスについてです。

ホームページメンテナンスに1,376万2,000円、リニューアルするとのことですが、どこへ依頼をするのか、また、いつ頃になるのか、どのようにしたいのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） ホームページリニューアルは、令和7年度当初に公募型プロポーザルにより事業者を公募し、選定することとしております。

リニューアルの完了は年度内を予定しております。

リニューアルにより、利用者にとって必要な情報を探しやすく、町の魅力が伝わるデザインに刷新するとともに、利用者のニーズや技術革新にも素早く対応できるものになりたいと考えております。

以上です。

○7番（室伏辰彦君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、5番 白井光明君。

○5番（白井光昭君） 一般会計について、3点お伺いします。

最初に、42ページ、予算書、歳入総括的事項、20款2項4目総合計画推進基金について伺います。

総合計画推進基金繰入金の7億9,984万8,000円の充当先の事業名、金額をお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 総合計画推進基金の繰入金の主なものについてお答えします。

まず、未来拠点整備事業1億5,750万円、小山PA特別会計繰出金1億5,105万9,000円、須走診療所等整備事業1億3,000万円、公共交通活性化事業9,492万3,000円となります。

以上です。

○5番（白井光昭君） 次に、7ページ、予算書、第2表継続費と、88ページ、2款7項1目温水プール整備事業についてお伺いします。

令和7年度の温水プール整備事業は、敷地借上料と工事請負費とのことですが、これ以外にはないということでしょうか。

町が計画している温水プールについて、事前に民間企業や団体から意見や提案を聞き、より実現可能で効果的な事業計画をつくることのできるサウンディング型市場調査を実施すると思っておりましたが、2月27日の意見交換会では、役場職員だけで要求水準書を作成したとのことなので、サウンディング調査や町民アンケート、パブリックコメントを実施する予定はないのでしょうか。

小山町自治基本条例では、まちづくりに関する基本的な考え方や、町民、議会、行政の役割と責務を明確にするために制定された条例であり、町民が主体となる参加と協働に基づくまちづくりを推進し、情報の共有、透明性の確保、公正な運営を目的としています。

本条例に基づき、パブリックコメント制度があり、パブリックコメントを実施しないのであれば、その根拠をお示しください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 温水プール整備に向け、継続費の設定をさせていただき、令和7

年度に実施予定の設計及び造成等の事業を進めるものです。

屋内温水プール整備事業については、既に基本計画等完了しておりますので、サウンディング調査は実施をいたしません。

また、基本計画の策定に当たり、パブリックコメント制度要綱の第3条に定めます対象政策ではないと判断をしており、3回にわたる意見交換会と説明会において、関係団体などの方々から広く意見をいただいた上でまとめております。

以上でございます。

○5番（白井光昭君） 次の質問に移ります。

ページ86、予算書、歳出2款7項1目地域公共交通活性化事業についてお伺いします。

令和5年決算では約8,000万円、令和6年予算では巡回バス実証実験のため、プラス2,000万円を計上し、合計1億円でした。

令和6年12月全員協議会での説明では、自家用有償旅客運送やライドシェアを活用することで、運行経費の大幅削減が期待できることから、4月から新公共交通システムを稼働するということがでした。

しかし、本予算での地域公共交通の総額は1億3,000万円とのことであり、従来の8,000万円から大幅に増額しています。

4月から6月までの旧システム運行費用、新システムの令和7年限定の初期費用、7月からの運行費用をお示してください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） まず、デマンドバスですが、現在の体制は、令和7年6月末までとなり、主な費用として、現在運行を委託しております交通事業者への負担金1,864万4,000円を計上しております。

また、令和7年7月からの新たな体制での運行に係る主な費用として、運行管理とシステム移行に係る費用を含め4,000万円を計上しております。

その他の費用としては、新たな取組として行う巡回バス運行業務2,004万8,000円、ライドシェア実証実験業務1,603万2,000円などが主なものとなります。

また、収入の増額もあり、ライドシェア実証実験業務につきましては1,032万9,000円の国庫補助を見込んでおります。

また、これまでのデマンドバスは、運賃収入及び国庫補助金が、直接交通事業者の歳入となっており、それらを差し引いた金額を負担金として支出しておりました。

7月以降は、町がデマンドバス及びライドシェアの運行事業者となることから、運行に係る経費全額を計上しており、歳入には、新たに運賃収入905万5,000円、間接補助としてフィーダー補助の雑入ではありますが、288万2,000円を見込んでおります。

以上であります。

○5番（白井光昭君） ありがとうございます。これで終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、1番 石原和美君。

○1番（石原和美君） 私の方からは、予算書より5件の質問をさせていただきます。

まず、最初の質問です。予算書7ページ、継続費、温水プール整備事業16億円について、令和7年度は造成、調整池、流末、道路施設の四つの設計業務との御説明ですが、8年度、9年度、それぞれの事業内容を御説明願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 令和8年度から令和9年度は、現在の予定ですけれども、調整池、流末、道路整備、それから敷地の造成、建築工事などハード整備を予定しております。

以上であります。

○1番（石原和美君） 近年、資材や人件費の高騰による公共事業の予算超過が続出し、事業の遅延や規模縮小につながるなどが問題になっております。

そんな状況の中で、町民温水プール建設計画のコスト、設計、工期などの変更や見直しが必要になるということはありませんでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 今後、公募型プロポーザルによって、事業者の選定時に事業費の上限価格を決めて、その範囲内で契約を予定しております。

今後の物価高騰によりまして、事業が進まなくなるなど、非常に大きな変化をすることがあれば、補正での対応を考えていきたいと思っております。

以上であります。

○1番（石原和美君） 次の質問に移ります。

予算書27ページ、16款2項1目5節地域公共交通確保維持改善事業費補助金の1,302万9,000円の充当先、詳細な内容と事業内容について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） こちらの補助金ですけれども、歳出、企画渉外費の地域公共交通活性化事業費にありますライドシェア実証実験業務に係る国庫補助で、全額当該事業へと充当をいたします。

ライドシェアは、いわゆる2種免許を持たない一般の方が主なドライバーとなりまして、タクシーのように、ドア・ツー・ドアで移動できる新しい移動手段となります。

7月から開始するライドシェアの実証実験は、今後運転手を募集し、運行できる自動車を5台程度登録して、運行していきたいと考えております。

運賃につきましては、タクシー料金の8割を設定しまして、小山町、御殿場市全域をはじめ、近隣市町の利用者が多い施設等を移動範囲として含めることを検討していきたいと考えております。

以上であります。

○1番(石原和美君) 次の質問に移ります。

予算書40ページ、19款1項4目1節道の駅地域振興センター寄附金2,000万円について伺います。

この寄附金は、道の駅敷地内に新たに新設されるベーカリー等の新設工事に充当されるとのことですが、既に別棟のふじあざみ内にベーカリーがございます。

ベーカリー独立棟新設の具体的な理由と目的、またその効果について伺います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○商工観光課長(湯山浩二君) 道の駅ふじおやまでは、新東名高速道路の開通や道の駅駐車場の拡張を見据え、新たな観光客を取り込むため、隣接する農村活性化センターからバームクーヘン、パン、餅製造部門を移設する予定であります。

ベーカリー棟は、製造工程が見えるようにして、販売意欲を高め、持ち帰り商品の充実を図るものであります。

また、移設により空いたスペースでは、弁当、惣菜部門を拡大し、ベーカリー棟と併せ6次産業化商品の生産能力が向上するものと考えております。

道の駅の機能強化により、利用者数、売上げの増加に加え、新たな雇用の創出につながるものであります。

以上であります。

○1番(石原和美君) 次の質問に移ります。

予算書147ページ、6款1項2目2事業18節小山町地域産業立地事業費補助金3億円は、新産業集積エリアに進出した企業1社の土地購入に充当との御説明でしたが、その企業名と事業内容、選定理由について伺います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長(山本尚毅君) 企業名は、日本ノボパン工業株式会社で、大阪府に本社を置く木材、木製品製造業者であり、パーティクルボードの製品の加工や製品の保管、配送、原料チップの保管を行っております。

地域産業立地事業費補助金は、町内で製造工場等を新規に立地した企業の用地取得費と、新規雇用に対して助成をするもので、当事業者は、令和3年に湯船原工業団地内の新産業集積エリアの用地を購入し、令和7年度に操業開始となり、補助要件を満たすため補助金を計上したものでございます。

以上であります。

○1番(石原和美君) 次の質問に移ります。

予算書174ページ、7款4項3目4事業14節公園整備事業7,000万円は、県の補助金を活用し、駐車場や展望デッキ等を整備との御説明でしたが、事業の詳細を伺います。

また、多額をかけて整備した後、公園をどのようにPRし集客につなげるのか、具体的な取組や戦略等がございましたら、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 誓いの丘公園整備の内容ですが、駐車場の舗装の整備や展望デッキの設置を主体に自転車置場や防犯カメラなどを整備する予定です。

集客増加への取組は、良好な富士山の眺望や既存の施設と調和した施設整備を実施することで、公園の魅力を向上し、立ち寄り客の増加を図ってまいりたいと考えております。

まずは、施設整備をしっかりと行い、周知とPR等を行っていきたいと考えております。

以上であります。

○1番（石原和美君） 以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号 令和7年度小山町一般会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- 日程第2 議案第30号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第3 議案第31号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計予算
 - 日程第4 議案第32号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第5 議案第33号 令和7年度小山町土地取得特別会計予算
 - 日程第6 議案第34号 令和7年度小山町介護保険特別会計予算
 - 日程第7 議案第35号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計予算
 - 日程第8 議案第36号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
 - 日程第9 議案第37号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算
 - 日程第10 議案第38号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計予算
 - 日程第11 議案第39号 令和7年度小山町水道事業会計予算
 - 日程第12 議案第40号 令和7年度小山町下水道事業会計予算

○議長（遠藤 豪君） お諮りします。日程第2 議案第30号から日程第12 議案第40号までの令和7年度特別会計及び事業会計の予算11件については一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号から議案第40号までを一括議題とします。

本議案については、2月25日及び27日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。通告に基づき、会計ごとに順次発言を許します。

最初に、議案第30号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計予算の質疑について、発言を許します。8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） それでは、国民健康保険特別会計について、2件ほど質疑をさせていただきます。

まず最初に、予算書の歳出で22ページ、2款2項1目の18節の高額医療費が、令和7年度1億8,000万円計上して、1,000万円ほど増額計上していますが、最近多くなっているように見えますが、何が原因として見ているのか、またどのような病気によるものなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 高額療養費の増加傾向の原因でございますが、小山町国民健康保険のみならず、全国的な傾向として高齢化や医療の高度化、高額薬剤の開発、普及等によりまして、高額療養費の総額が年々増加していると聞き及んでおります。小山町国民健康保険での分析はしてございませんが、同様の原因と考えます。

次に、高額療養費の対象となることが多い病気についてですが、循環器系の疾患、新生物、内分泌、栄養及び代謝疾患などが上位を占めております。

以上であります。

○8番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、次の質問に行きたいと思っております。

予算書の28ページの4款1項1目（2）の12節特定健康診査事業2,001万4,000円計上しておりますが、昨年より若干減少しております。受診率が県下では高い方だと聞いておりますが、最近2～3年の受診状況はどのようでありましてでしょうか。

また、下の欄に、未受診者対策事業の予算もありますが、未受診者への対策はどのようにしているのかお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 特定健診の受診率は、令和3年度の法定報告では49.9%、そして令和

4年度は49.5%で、いずれも県下3位でした。令和5年度は49.6%で、県下2位であります。

法定報告値は49%後半でございますが、もう一步伸び悩んでいる状況ではございますが、その年に受診票を送付した人数に対する受診率、速報値と申しますが、こちらは令和3年度以降、前年度を上回って推移してございます。

次に、未受診者対策でございますが、受診勧奨通知を3回送付いたします。1回目は、健診開始からおよそ一月後の段階で受診していない方を対象に、過去の健診の受診状況や年齢、性別、健診の質問項目の回答、通院の状況などを、AIを活用して幾つかのグループに分類いたしまして、その方の特性に合った行動変容を促す内容の受診勧奨通知を送付いたします。

2回目は、特定健診実施期間の中盤に、もう一度同じ通知を差し上げますが、その通知の大きさを変えて、手に取っていただけるような格好でさせていただきます。

3回目は健診実施期間の終盤に、健診の受診忘れを防止する内容の通知をして、より多くの方に受診をしていただくようにしております。

また、特定健診の相互乗り入れについて、御殿場市医師会様との協議が整いまして、来年度から小山町の医療機関でも、御殿場市の医療機関でも、特定健診を受けることができるよう準備を進めております。これによりまして、受診率が向上することが期待されます。

以上であります。

○8番（鈴木 豊君） ただいま御殿場市での受診も可能だということで承りましたが、今、確実に来年度から行うという確約でよろしいでしょうか。もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） そのように準備を進めてまいっておりますので、できるということで考えております。

以上であります。

○8番（鈴木 豊君） よろしく申し上げます。以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、3番 平野正紀君。

○3番（平野正紀君） 1点お伺いさせていただきます。

予算書の歳出、30ページです。4款2項1目2事業18節糖尿病等重症化予防連絡会議負担金でございます。1万8,000円での負担金になるわけですが、この会議の事業内容、構成メンバーはどのようなものであるか、また本町のこの取組に関する重症化予防の実績、効果についてお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 糖尿病等重症化予防連絡会議は、小山町及び御殿場市が行います糖尿病性腎症重症化予防事業に対しまして、専門委員の方等によります事業の計画、評価及び連絡調整等を行うことを目的とした会議でございます。

構成員は、御殿場市医師会に属するお医者様3名、糖尿病重症化予防に係る専門員の先生が2

名、そして静岡県御殿場健康福祉センターで健康増進事業を所管する所属の職員の方、そして御殿場市及び小山町の国民健康保険及び健康増進事業を所管する所属の職員となっております。

事業の実績ですが、令和6年度は健診2次健診として尿中アルブミン検査を実施した方が96人、保健指導を実施した方が11人、通知による受診勧奨を行った方が99人ございます。

また、糖尿病の指標の一つでありますヘモグロビンA1cが7%以上で、糖尿病に関する受診歴がない方と、糖尿病の治療を中断したと思われる方に対しまして、保健師による訪問指導を実施いたしました。

そして、事業の効果につきましては、ほかの保健事業と同様に、すぐに効果が現れるものではないので、お答えいたしかねますが、地道に取り組んでまいりまして、被保険者の健康維持、増進と医療費の抑制に努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○3番（平野正紀君） この取組ですが、糖尿病が重症化するリスクの高い方への腎不全や人工透析への移行を防止することを目的とした極めて重要な事業でありますので、引き続きの取組をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計予算の質疑について、発言を許します。8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） 小山町育英奨学資金特別会計について、1件だけ質問をさせていただきます。

11ページの1款1項1目（2）の20節で、育英奨学資金の貸付金216万円計上していますが、昨年より36万円程度減額になっていますが、その理由と、この奨学資金の借入れで、令和7年度高校、大学、それぞれ何名の借入れを見込んでいるのかお伺いします。

また、現在高校無償化も国で検討しておりますが、町としてこの奨学金制度を今後どのように考えていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 令和7年度の当初予算では、継続の大学生3人と専門学校生1人、新規の大学生2人の計6人を見込んでおりますので、高校生は0です。

前年度の継続3人と、新規4人の合計7人を見込んでおりました前年度と比べまして、1人の減となっております。

貸付人数につきましては、令和元年度から4年度にかけては減少傾向でしたが、令和6年度の実績と令和7年度の見込みでは、コロナ禍前と同程度に回復しております。

今後につきましては、引き続き無利子の貸付型奨学金として、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、学資を貸し付けて、教育の機会均等を図り、有用な人材の育成を目指してまいります。

以上です。

○8番(鈴木 豊君) 再質問ですが、今、高校生が0ということで、今後やはり高校生へのPRも必要だと思います。やはりせっかくいい奨学金ですもので、これを継続していくためにも、やはり人数を増やしていったらどうかと思いますもので、その点の考えを、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○学校教育課長(勝俣暢哉君) 議員おっしゃるとおり、今後PRに努めてまいります。

以上です。

○8番(鈴木 豊君) 以上で終わります。

○議長(遠藤 豪君) これで議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第34号 令和7年度小山町介護保険特別会計予算の質疑について、発言を許します。
3番 平野正紀君。

○3番(平野正紀君) 1点お伺いをさせていただきます。

予算書、歳出、31ページです。4款3項1目2事業19節成年後見人報酬助成でございます。193万1,000円で、前年度と比較しますと、大幅に増額されています。

増額の理由と、町における成年後見人制度の現状と方向性についてお伺いいたします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○長寿介護課長(杉山則行君) 成年後見制度の報酬助成は、小山町成年後見制度に係る後見人等の報酬助成に関する要綱により支給しています。

現在の要綱は、助成対象を、町長の後見等開始の審判申立てに限定していました。令和7年度からの助成につきましては、新たな要綱の制定を準備しており、親族等による審判申立てについても助成対象とする等、対象を拡大することから大幅な増額となっています。

次に、成年後見制度の現状では、今年度町長申立てした件数が、高齢者で1件、障がい者で1件の合計2件で、報酬助成では、高齢者は案件がなく、障がい者では3件です。

今後の方向性につきましては、成年後見制度を利用しようとする人が、全国どこに住んでいても同様の利用ができるよう、本町においても報酬助成を充実させるほか、引き続き制度の啓発と相談体制の強化、市民後見人養成講座による人材育成を行ってまいります。

以上であります。

○3番(平野正紀君) 再質問ありません。ありがとうございました。

○議長(遠藤 豪君) これで議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第36号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算の質疑について、発言を許します。9番 藪田豊造君。

○9番(藪田豊造君) 小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算について質問します。

この予算については、6,770万8,000円の予算がついています。そのうち、8ページ、3款1項

1目1節について、名称は企業版ふるさと寄附金、寄附金額400万円の減額について、その理由を質問します。

それから、もう一つ、ナンバー2、予算書8ページの1款1項1目1節の売電・売熱収入は6,562万1,000円のうち、説明欄2、売熱収入1,174万4,000円の売熱先と、算出根拠をお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 企業版ふるさと寄附金の減額理由といたしましては、令和7年度より新たに売熱収入が得られることにより、安定した収入が得られることから、基金を減額したものでございます。

続いて、売熱先につきましては、発電所の隣接地で、木質燃料加工施設を建設している株式会社フォレストサイクルです。

売熱収入の算定根拠につきましては、熱供給前の高温の熱と供給先で消費した冷めた温度との差から求めた熱量に、年間の供給量と売熱単価を乗じた額を計上しております。

以上でございます。

○9番（菌田豊造君） その算出根拠については、カロリーでもってやっているのか、それともジュールでやっているのか、どちらですか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 算定根拠につきましては、カロリーで計算をさせていただいております。

以上でございます。

○9番（菌田豊造君） 我々がね、かつて森のエネルギー研究所というところでもってレクチャーを受けたときには、小山町2,000万円余のここから収入が上がるとされていましたがけれども、これらになるには、いつ頃なんですかね。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 現段階で算出された今後の売熱量につきましては、この量で継続していくような形で考えております。

その後、売熱先で、新たに隣接事業者で、温度の熱を供給するという会社がございましたら、そこにも供給を考えていくというところでございます。

以上でございます。

○9番（菌田豊造君） 終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、7番 室伏辰彦君。

○7番（室伏辰彦君） 小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算から、歳入について質問いたします。

ページは8ページ、1款1項1目1節売熱収入についてです。

売熱収入1,174万4,000円についてですが、売熱の単価は何でしょうか。

そして、来年度何月からの収入が始まるのか、また設備の概要を教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 売熱単価につきましては、1キロワットアワー当たり7円としております。

売熱収入はいつからかにつきましては、供給先と試運転調整を行った上で、5月中旬頃を予定しております。

設備の概要につきましては、発電所と供給先等を配管でつなぎ、熱が循環するシステムとなっております。

以上でございます。

○7番（室伏辰彦君） 再質問をさせていただきます。

1キロワット当たり7円と言いましたけれども、その算出根拠を教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 7円の単価を設定した理由につきましては、他市町事業者の売熱事例等を参考とし、7円とさせていただきました。

以上でございます。

○7番（室伏辰彦君） 以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、5番 臼井光昭君。

○5番（臼井光昭君） 1点質問させていただきます。

歳入歳出の5ページと6ページ、1款1項について伺います。

令和6年3月に発行されました小山町電気事業経営戦略によると、令和7年からは売熱により経営の安定化が図れるとのことでした。しかしながら、令和6年に設備の故障により稼働率が68%に低下し、赤字になりました。

令和7年からは、稼働率をノートラブル時の87%ではなく、突発的なトラブルでも、企業版ふるさと納税という営業外収入に頼ることのない経営が必要なのではないかと思えます。

また、令和9年と令和16年に発電機のオーバーホールを予定しており、オーバーホール費用1,000万円の歳出増加と、稼働停止による稼働率が低下し、赤字になることが予想され、令和7年より経営安定化の取組が必要と思うのですが、どう考えているか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） バイオマス発電事業の経営を安定させるためには、発電所の安定稼働が必要となります。そのため、発電所の運転に支障となる突発的な設備の故障が発生した際は、速やかに修繕を実施し、復旧に努めるとともに、点検等で運転を停止する期間に合わせて、消耗部品等の交換を行うなど、発電停止期間の短縮を図ってまいります。

また、令和7年度から新たに売熱収入が得られる予定であることから、経営の安定化は図れるものと考えております。

以上でございます。

○5番(白井光昭君) 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長(遠藤 豪君) これで議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第39号 令和7年度小山町水道事業会計予算の質疑について、発言を許します。6番 小林千江子君。

○6番(小林千江子君) 総体的な質問をさせていただきます。

町内における老朽管の交換作業の進捗状況をお聞かせください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○上下水道課長(山口幸治君) 老朽管更新事業の進捗状況であります。今年度の管路更新延長は1,905メートルで、来年度は約1,000メートルの布設替え工事を計画しております。

管路の経年化率では、令和5年度末が27.16%で、今年度末の実績では約26%程度になる見込みであります。

以上です。

○6番(小林千江子君) 再質問をさせていただきます。

水道料金も改定され、財源も少し増加したわけですが、この進捗率を見てみますと、それほど進んではないのかなあというふうな印象も受け取れますが、いかがでしょうか、多少はこの老朽管の交換の進捗は促進できているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○上下水道課長(山口幸治君) 令和4年度に水道料金の改定を行ったことで、僅かながらでも、老朽管更新や耐震化の進捗が図れているというふうに考えております。

以上です。

○6番(小林千江子君) これで終わりにします。

○議長(遠藤 豪君) これで議案第39号の質疑を終わります。

次に、議案第40号 令和7年度小山町下水道事業会計予算の質疑について、発言を許します。6番 小林千江子君。

○6番(小林千江子君) 下水道事業の会計に関して、総体的な質問を1点させていただきます。

全国的に老朽化による排水問題が発生しておりますが、小山町は安全点検をされたと新聞等で、報道で伺っております。どのような調査をされ、またどのような結果が得られたのか、お聞かせください。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○上下水道課長(山口幸治君) 埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、須走処理区の全管路約23キロメートルとマンホール及びマンホールポンプの緊急点検を実施いたしました。

上下水道課職員による管路表層路面の目視点検と、検査ミラーを使用したマンホール内の目視点検を行いました。

点検の結果、異常箇所は発見されませんでした。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

この須走の下水ですけれども、約40年ほどが経過しているという、40年以上経過しているというふうに聞き及んでおります。

埼玉県八潮市の下水道管の破裂事故で使用されていた下水道管は、1983年につくられて、42年が経過して、老朽化も懸念されていたようです。そのような事態に、小山町もなる危険性はないのか、このように点検をしていただきましたけれども、今後そのような危険性はないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（山口幸治君） まず、須走処理区の下水道管路の埋設年数ですけれども、供用開始から25年が経過したところでございます。八潮市の事故につながった下水道管路につきましては、直径が4.75メートルと、非常に大きい流域下水道でありまして、本町の須走処理区における最大管路直径は0.45メートル、45センチでありますので、同規模の事故の発生はないものと考えております。

しかしながら、小規模であっても事故の発生をさせてはいけませんので、次年度以降も管口カメラによる管路点検と併せ、職員による定期点検を継続して実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（小林千江子君） 質問を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） これで議案第40号の質疑を終わります。以上で特別会計及び事業会計の質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第30号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第31号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第32号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第33号 令和7年度小山町土地取得特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第34号 令和7年度小山町介護保険特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第35号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第36号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第37号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第38号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第39号 令和7年度小山町水道事業会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第40号 令和7年度小山町下水道事業会計予算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月6日木曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午後1時35分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 米 山 千 晴

署 名 議 員 岩 田 治 和

令和7年第1回小山町議会3月定例会会議録

令和7年3月6日（第4日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	山本 智春君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	フロンティア推進課長	山本 尚毅君
企画政策課長	勝又 徳之君	総務課長	渡邊 徹君
住民課長	野木 雅代君	健康増進課長	伊藤 和彦君
こども未来課長	坂本 竹人君	商工観光課長	湯山 浩二君
農業振興課長	安部 将彦君	学校教育課長	勝俣 暢哉君
総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	11番 米山 千晴君	12番 岩田 治和君	
散 会	午後2時42分		

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

11番 米山千晴君

1. 込山町長が掲げる政策提言の取り組みについて
2. 世界遺産富士山を小山町が積極的にうち出す取り組みについて
3. 総合体育館周辺を核としたスポーツ・観光振興策について

9番 藺田豊造君

1. 町長の政治姿勢について
2. 医科大学誘致について
3. 所領堰について

10番 渡辺悦郎君

1. 小・中学校一貫校化について
2. クアオルトについて

1番 石原和美君

1. おむつのサブスク導入について
2. 本庁舎1階の改修に合わせ、お悔みコーナーの開設を！

7番 室伏辰彦君

1. 財政の見通しについて

2番 池谷 元君

1. 誰もが、いつでも、行きたい場所に行ける町の実現

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うこととします。再質問については、全て自席で答弁を行うこととしますので、協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず代表質問を行います。

最初に、11番 米山千晴君。

○11番（米山千晴君） おはようございます。本日、私は会派新生会を代表いたしまして、一括質問一括答弁方式にて質問させていただきます。

私はこのたび、込山町政2年の節目に来たところで、町長は「おやま、再稼働」の進捗について、その成果とこれからの戦略について伺いたいと考えております。

このたび、小山町の令和7年度当初予算案について町長から発信がございました。令和7年度の一般会計では148億8,800万円と、平成31年度予算に次ぐ大規模な予算編成となっております。町長が掲げる「おやま、再稼働」を予算の組立てからも着実に進捗する体制に向かっていることを確信いたしました。

町長、現在、日本国中の地方自治体では、地方の得意な分野を打ち出したいという独自の創意工夫の出し合いの動きが盛んに言われております。込山町長が掲げる「子育て教育100年」が小山町が取り組むべき多くの施策のうち重要課題であることは、町長はよく挨拶の中で話されているのは承知しております。

その他にも、各地域などの状況に応じて異なりますが、一般的には、デジタルトランスフォーメーション、または持続可能とSDGs、観光誘致を含めた地域活性化と人口減少対策、住民参加型の政策形成、多文化共生、人材育成と働き方改革、財政健全化、防災・危機管理強化が掲げられるかと推察いたします。

全てのテーマが町長の考えや総合計画、予算編成の中に含まれていると思われませんが、我が小

山町の得意分野とは何でありましょうか。この分野を推し進める独自性の施策について、町長の考えをお伺いいたします。

次に、私達小山町は、尊い町民の皆様方からの町税、企業からの法人税などの税金をいただき、国・県などからは補助金をいただき、町の事業へ予算化されております。その予算の目的は、町民の暮らしやすさ、本町の発展に欠かせない財源であります。国では、地方の力の後押しをうたいながら、一方では、そのやる気を否定するような、交付金、補助金などのカットが本3月議会での補正予算の中でも受け取られます。

例えば、国関係においては、地方特例交付金、土木費国庫補助金、県関係では、土木費県補助金など、毎年小山町ではその事業の執行に当たり、予算の裏負担の確保や執行する職員の人的確保などなど、時間を割いて検討されている努力の何分の1かは無駄になってしまいます。

また、事業計画が遅れることによって、その先の町民の生活に危険な状態が長引かされていることにもなるわけでございます。本町では、2027年度には新東名高速道路が供用開始となっております。これまでにはやらなければならない事業も山積されている中、このまま町で指をくわえて、国・県の示される予算を待つしかないのでしょうか。積極的な手だてが町は必要だと私は考えます。

町長の得意分野でありますトップセールスも活用し、国・県に働きかけていただきたいと思いますのですが、町長はこの状態をどう検討されているのか、お伺いいたします。

二つ目の質問になります。小山町が現在、世界に認められている世界文化遺産富士山について、町長の考えを伺います。

我が町小山町では、富士山がある町、富士山山頂を町域としている町など、富士山のブランドを出しておりますが、まだまだ富士山といえば小山町と認識されているのでしょうか。周りを見渡しますと、自分達以上に富士山を前面に出しているところがございます。もっともっと小山町は富士山を前面に押し出すべきだと考えます。

さて、県が発表している令和5年度静岡県観光交流の動向によれば、我が町小山町の昨年度の年間観光交流客数は296万1,778人であり、インバウンドを含む多くの観光客が本町を訪れております。しかし、地域経済への波及効果はまだまだ実感できない状況であります。ただの通過点になってしまっている感が否めません。お隣、山梨県富士河口湖町では、年間450万人の観光客数を迎え、目に見える観光業が成り立ち、街中に人があふれている実感が地元にもあります。

町長も政策提言の中で、「観光立町への挑戦」で富士山を出されておりますが、この1月に就任した某国の大統領が自分の国が一番である、そのために強いリーダーシップをとられている姿を見ると、町長、もっと強く富士山ファーストを表明し、インパクトがある町づくりをしてはどうでしょうか。全ての分野に富士山を取り入れた強い表明を期待しておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

三つ目の質問でございます。総合体育館周辺地域を核としたスポーツ・観光振興策についてで

ございます。

町では、子育て、教育環境の改善や町民の健康増進を目的として、温水プールの設置を検討しており、関係者との意見交換会や住民への説明会を実施してきております。この中で、建設や維持管理に多額の費用がかかるなどを理由に反対する意見もあるようですが、私ども新生会には、温水プールを早く利用したいなどの設置を望む意見も寄せられているところであります。

計画では、阿多野の総合体育館の隣接地に屋内温水プールを整備し、天候に左右されない水泳授業の実施と維持管理の効率化を図るとしております。また、町民の皆様も利用できるプールとすることで町内のスポーツ環境を充実させ、町民の健康づくりを推進することを目指していくとしております。

水泳授業の目的の一つは、水難事故を防ぐための知識や技能の習得である。私は天候が原因で水泳の授業回数が十分に確保できない現在の環境では、子ども達がこうした知識、技能を身につけて、得ることができなくなってしまうことを危惧しております。

また、水泳授業のほか、町外のスイミングクラブに通っている子ども達やリハビリ、健康づくりのために町外プールを利用している方はもちろんのこと、近くにあることで健康づくりを始め町民が増え、これらの活動ができるようになることは大きなメリットであると考えています。

こうしたメリットを考えれば、国の交付金や起債を活用して町民の負担をできる限り軽減し、温水プールを建設することは、子ども達への未来の投資として許容されるのではないのでしょうか。

また、町ではスポーツ合宿の誘致など、スポーツを活用した交流人口の増加や地域経済の活性化に取り組んでおります。総合体育館、総合運動公園の隣接地という温水プールの立地条件を考えれば、こうしたスポーツ施設との相乗効果がある利用促進策を充実させたり、新たなスポーツ施設を整備することで、町外からのスポーツ、観光誘客も見込めるものと考えております。

そこで、以下三つの質問をさせていただきます。

温水プールの設置計画の進捗状況と今後のスケジュールについて。温水プールの設置効果を考えると一日でも早い開設が望まれますが、現在までに実施された意見交換会や説明会の成果、今後のスケジュールについて伺います。

2点目。温水プールの利用促進策として、地域活性化への寄与について。町民の利用促進策や温水プールを活用した地域活性化の具体的な施策、例えば、イベント開催や観光資源としての活用などについて、どのように計画されているのか伺います。

三つ目でございます。アーバンスポーツパークの整備について。令和6年6月定例会において町長は、スケートボードなどのアーバンスポーツパークの設置について、子ども、若者などの意見を聞いた上で検討するとしており、場所については、運動施設の隣接地が適切であると御答弁されております。昨年のパリオリンピックのスケートボードで日本選手が金メダル二つ、銀メダル二つを獲得したことで、アーバンスポーツに対する注目度が国内で高まっております。さらに、アーバンスポーツパークを設置する自治体が増えておりますが、500万人強と言われるスケート

ボード人口に対して施設数が少なく、選手や愛好家は練習場を求めて遠くまで足を運んでいると聞き及んでおります。また、本県静岡市でもアーバンスポーツパークの設置の動きが活発に進んでおります。本町の友好交流都市の茨城県境町においては、スポーツを核としたまちづくりを進めており、いち早く世界レベルのアーバンスポーツパーク施設も設置しております。全国レベルでの大会を次々と開催し、練習環境も整えることで、町民の利用だけでなく、競技者の移住・定住につなげております。

こうした中、東京から近く、雄大な富士山が望める小山町に初心者から上級者までのアーバンスポーツを楽しめる施設ができましたら、県内外から多くの利用者が訪れるのではないのでしょうか。また、アーバンスポーツパーク利用者が温水プールで泳いだり、温泉やサウナでくつろいだりしていただけるなど、総合体育館周辺のみならず、地域の活性化にも寄与すると思うが、町長の考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 米山議員にお答えをいたします。

初めに、地方自治体が抱える政策課題を解決するには、小山町が打ち出す得意分野についてであります。

得意分野とは、他の自治体よりも優れていることと考えますが、三つ挙げるとしたら、一つ目は、良質で豊富な水資源があること、二つ目は、緑豊かな森林を抱えていること、三つ目は、静岡県の最北東端に位置して、神奈川県と山梨県に接していることであります。自然環境と地理的要因のことではありますが、もともと持っている資産や条件を活かすことにより、周りより優れたことを行うことができると考えております。

一つ目の良質で豊富な水資源については、富士山を恵とした清らかな豊かな水は田畑を潤し、良質なお米や水かけ菜などを生産することができます。また、本町では地下水を資源とした地域産業が発展してきました。今後も地下水の保全に努めながら、地下水の活用を活かした企業誘致も進めてまいりたいと考えております。

二つ目の豊富な森林資源については、産業の分野で、木材の製造やエネルギー源として活用ができます。本町では町域の67%を森林が占めています。木材は計画的な森林管理により再生可能な資源として有効であります。湯船原工業団地を拠点に、木質バイオマス発電事業をはじめ、持続可能な地域循環型林業を進めてまいります。

三つ目の最北東端に位置している本町は、静岡県の東の玄関口として東京圏からの産業や交流人口の流入を受けやすくなっているところであります。この利点を活かし、静岡県ふじのくにフロンティア推進区域の指定を受け、平成25年から三来拠点事業をはじめ、工業団地の造成から企業誘致や小山PA周辺の開発を進めているところでございます。また、今後更に、ホテル等の宿泊施設の建設や新東名高速道路が開通することにより、富士スピードウェイ、ゴルフ場、ホテルなどへ観光客が訪れ、ますます交流人口の増加が期待されているところであります。

私が小山町を元気にするために、町民の皆様が豊かになるよう、常に心がけているスピード感を持って、様々な施策を進め、実を結んできていることを実感しております。このことも得意分野というかもしれません。

議員おっしゃるとおり、私の政策提言において、「子育て教育100年の計への挑戦」を最重要と掲げておりますが、今申し上げた小山町の有利な点を活かした施策についても全力で取り組んでまいります。

次に、事業を予算どおり進捗するための補助金確保の手だてについてであります。議員から御指摘されました本3月定例会の補正予算において、土木費の国庫補助金及び県補助金の減額につきましては、社会資本整備総合交付金などの内示額が当初申請した額より減額されたため、規模の縮小や次年度以降に事業を先送りしている状況であります。このことは、地方からの要望に対応できるだけの補助金等を国が地方へ配分できないためであります。本町だけでなく、他の自治体も同様であることから、全国町村長会等を通じて、国に対して要望を続けております。

本町の一般財源にも限りがあるため、総合計画の実施計画及び予算編成においても、国及び県などの補助金等を積極的に活用するようにしております。また、石破総理大臣が重要施策に位置づけている地方創生の推進のために、地方への交付金も大幅に増額しており、この交付金の活用も積極的に行ってまいります。

次に、世界遺産富士山を小山町が積極的に打ち出す取組についてであります。

現在、町では第5次小山町総合計画に定める地域資源を活用した観光交流の振興において、富士山交流観光プログラムを掲げ、また、私の政策提言における観光立町への挑戦として、富士山に関する様々な施策の推進とともに、富士山全般における環境整備や観光促進に取り組んでいるところであります。

須走口五合目における入り込み客数や登山者数はコロナ禍前に近い状況まで回復しており、近年の傾向として顕著なのは、インバウンド、つまり、外国人旅行者の急増であると実感しております。関係者の話によれば、須走口五合目来訪者の6割以上が外国人であったとのことであります。その対応として、須走口登山認定ガイドや富士山ナビゲーターの配置により、外国人登山客の方々が安心して快適に富士登山にチャレンジできる環境を整えております。また、富士山須走口インフォメーションセンターにおいては、小山町観光協会が登山指導や観光案内を行うなど、その活用を図っているところであります。

本年度新たに実施した事業といたしましては、山小屋施設安全・快適対策事業費助成金を創設し、山小屋の滞在環境の大幅な向上を図ることで来訪者が快適に過ごせるようになりました。今後、希望する全ての山小屋についても対応していきたいと考えております。

また、例年、けが人が後を絶たなかった下山道の砂走りにおいては、大幅な改修事業を行った結果、多くの登山者から安全に歩きやすくなったとの喜びの声が届いております。

さらに、須走口五合目の魅力向上と情報発信という点で、静岡県立大学の学生さん達から富士

山須走口のブランディングについて参考になるアイデアもいただいたことから、これらも参考に、SNSの活用や4か国語対応パンフレットの充実など、インバウンドも含めた全ての来訪者への観光PRと情報発信を強化をしております。

夏山登山終了後の施策としましては、登山道の段階的規制を実施し、緑豊かな本六合目までハイキングができる環境構築をしております。

また、私の政策提言である富士山五合目へのモノレールの敷設については、昨年度よりモノレールに関する専門家、大学教授、地元関係者等を交えた勉強会を開催し、その実現可能性を探っております。今後も夢あるこの計画について議論を重ねていきたいと思っております。

来年度にあっては、まず須走口五合目インフォメーションセンターに救護所の開設を予定をいたしております。これは夏山登山期間中における登山者の安全安心対策の向上を図っていかうとするものであります。また、富士山の絶景を気軽に楽しめる小富士遊歩道の整備も進めてまいります。

さらに、株式会社まちづくり公社おやまでは、観光振興と地域経済の活性化を目的に地域DMOを組織し、地域事業者との連携による持続可能な観光推進の役割を担います。須走地区では、今年の夏頃に長期滞在型リゾートホテルがオープンする予定であることから、こういった町内における新たな観光資源も視野に入れ、富士山を満喫できる小山町ならではの着地型・体験型旅行商品等の開発にも取り組んでまいります。

さて、令和7年度の富士登山に関しては、静岡県、山梨県と歩調を合わせ、入山料4,000円の徴収が始まる予定であり、大きな変革の年となります。このような中、町も国・県等の関係機関、関係事業者の方々と連携し、富士山須走口はもちろんのこと、小山町全体の魅力と知名度向上に向けた施策の推進を着実に図っていかねばなりません。富士山は本町の誇りであり、その雄大な自然と歴史的価値は未来へと引き継ぐべき貴重な財産です。富士山は登るだけでなく、見る、学ぶ、味わう、体験するなど、様々な形で人を引きつける日本の象徴でもございます。このことから富士山の魅力を最大限に活かし、それは観光分野だけにとどまらず、様々な場面で富士山を意識したまちづくりに取り組んでまいります。

次に、温水プールの設置計画の進捗状況と今後のスケジュールについてであります。

屋内温水プールの整備につきましては、今まで議会や意見交換会、住民説明会の中で御説明してまいりましたが、本町の各小学校のプールは建設から数十年を経過し、50年以上のプールが3校と老朽化が著しくなっております。また、近年の酷暑の影響により、本町においても屋外における子ども達の活動自体ができない場合が起きてきております。

このような状況の中、五つの小学校の屋外プールを一つの屋内温水プールに集約し、安全に安心して通年利用できる利便性の高い施設とし、あわせて一般の皆様も利用できる施設として整備を進めてまいります。

現在まで、設置に向けた意見交換会を3回、住民への説明会を1回開催し、意見を伺いました。

参加者の皆様からは、プール建設への賛成、反対、幼児プールの設置の要望、建設費用やランニングコストの縮減など、様々な御意見をいただき、基本計画やプロポーザル募集要項に反映させてまいりました。

今後は、令和7年度当初予算の議決をいただいた後、募集要項の要求水準書により事業者から提案を受け、事業者を決定し、設計に着手をいたします。令和8年度には、本施設の建設に着工し、令和9年度中の利用開始を目指します。

また、並行して、教育委員会において、具体的な水泳授業の計画や利用方法について検討が進められております。

次に、温水プール利用促進策と地域活性化への寄与についてであります。

まずは、屋内温水プール建設の第一の目的である小学生の水泳授業の充実を図ってまいります。水泳授業で利用する時間以外は一般開放します。町民の皆様には、1年を通してスイミングや水中ウォーキング、サウナでの健康づくりを行っていただくことができます。また、子ども達から大人までの様々な種類の水泳教室などを充実させるほか、運営事業者による民間企業ならではのイベントなど、にぎわい創出事業を実施していただくことにより、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

近年、東京圏から近いということで、スポーツ合宿による来町者が多くなってきております。今後、屋内温水プールを活用した水泳合宿だけでなく、サッカーや陸上などの合宿をされている方のトレーニングなどにも利用していただければと期待をいたしております。

次に、アーバンスポーツの整備についてであります。

アーバンスポーツには、スケートボードのほかに自転車BMXやバスケットボールのスリー・オン・スリー、スポーツクライミングなどがあり、中でもスケートボードは東京2020オリンピックの正式種目となって以降、特に子ども達や若者を中心に競技人口が急増いたしております。

一方で、議員御案内のとおり、まだまだ施設数が少ない状況にあり、練習する場所を求めている愛好者が多くいるようであります。施設がないことから、近隣の愛好者などは公園や駐車場の一部で練習をするようですが、他の利用者との関係からスケートボードの利用を禁止されている場所も多くあり、練習場については厳しい状況のようであります。初心者から上級者までが利用できるパークがあれば、多様化が進む子ども達のスポーツ環境の充実が図られるほか、県東部はもちろんのこと、神奈川県や関東圏の若者が多く訪れることが期待できます。さらに、プロまで利用できる施設となれば、茨城県の境町のように、大会の開催や選手の移住などによる交流人口の拡大にもつながります。

小山町に富士山が望めるアーバンスポーツパークが設置できれば、境町に引けを取らない観光資源の核となり得ると考えております。このような施設が総合体育館の隣接地域に設置できれば、建設予定の屋内温水プールやその他のスポーツ施設との相乗効果も期待できます。今後も先進地視察を重ね、事業者からのヒアリングを行うなど、設置に向けて検討していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○11番（米山千晴君） ただいま町長から、本町の得意分野といたしまして、水資源、豊かな森林、本町の立地的優位があるのだと答弁をいただきました。

では、その優れた分野をより磨き、発信し、小山町の発展につながる令和7年度当初予算への組立てはどのように反映されておられるでしょうか。再度、具体的な計画、事業などをお伺いいたします。

次に、国・県からの補助金等の減額についての質問であります。石破総理は令和6年11月に、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を閣議決定し、都市部のみならず、地方の皆様方が希望や幸せを実感することが重要である、新しい地方創生交付金の倍増を前倒して実施することにより、地域が自ら考え、自ら行うということを支援してまいりたいと表明し、補正予算の一般会計追加額は13.9兆円を組んだ状況とは真反対で、どうもつながらない現状がここにあります。

町の方針ですが、国の方針につながっていない状況ももっと訴えていただきたいのですが、何か対策はあるのでしょうか。再度お伺いいたします。

次に、富士山についての質問でございます。

こちらは静岡県知事から、富士山の保全や価値の継承について、登山だけではない富士山観光の楽しみを外国人観光客などへの提案や条例による入山規制導入と山麓の周遊観光促進の必要性を強調されております。また、麓の町から見る富士山が美しい、それを発信すべき、さらに、観光地化された山梨県に比べ、本県は観光の伸び代が大きい。富士山はキラーコンテンツだと述べられております。

具体的に、交通空白地域の解消についての事業も示されておりますが、これをチャンスと捉えなければならぬと考えております。

また、これに加え、我が町独自の観光客がもたらす地元への何か目に見える施策、例えば入湯税、関連し、宿泊税の導入などの考えはございますでしょうか、伺います。

次に、温水プールの建設には町内小学校のプールの統合であることがスタートであることは、それぞれの維持管理費、また、水泳授業の必要性があると思います。水泳授業は、子ども達に陸上生活とは違う環境を学校教育内で指導を受け、経験することで、怖さや対応、そして、泳法を学ぶことを通じて、楽しさや喜びを学習することができるのではないのでしょうか。

観光交流での議論が大きくなると、必ず採算が先に出てきます。この施設が受け持つ使命をもっとたくさんアピールしていくことを期待しております。

また、その建設予定地付近でのアーバンスポーツ施設の検討につきましては、今日の近代スポーツの捉え方が変化していることをまず受け止めることからのスタートと伺いますか、私達も新しい分野に目を細め、構えることではなく、次の世界を創造する考えが持てるよう、変化をどう

受け止められるかについて、これから十分な勉強を行い、進めていかなければならないと考えます。そのような勉強会や視察の考え方はございますでしょうか、伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 米山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

初めに、本町の得意分野をどのように令和7年度当初予算に反映させているのか、具体的な計画や事業についてお答えをさせていただきます。

良質で豊富な水資源を活用した事業として、農業ほ場整備事業を継続して実施をしております。また、もうかる農業の育成や推進を図るため、地域おこし協力隊員を増員し、6次産業化を促進するため、経営発展事業補助金を創設いたしました。

豊富な森林資源を活かした事業として、町有林の整備事業や町有林Jークレジット創出事業、バイオマス産業都市構想策定業務を実施いたします。

首都圏から近いという地理的優位性を活かした事業として、令和9年度開通に向けた仮称小山のS I C整備事業やフロンティア推進区域への企業誘致に努めてまいります。

次に、町の方針が国の方針につながっていない状況に対する対策についてであります。

国への要望活動を継続する一方で、3月補正予算で対応いたしました中学校体育館への空調機器の導入やトイレカーの導入などのように、国の新たな政策や特別交付金などに関する情報を確実に捉え、活用していくことも対策の一つとして強化してまいりたいと考えます。

また、地方創生に関連する補助金、交付金につきましては、ハード整備だけでなく、ソフト事業との連携により採択基準が緩和されている傾向もあるため、他市町の事例などを参考にしながら、対策の一つとして取り組んでまいりたいと考えております。

次に、我が町独自の見える施策、例えば入湯税と関連して、宿泊税の導入などの考えはあるかについてであります。

先ほども答弁いたしました。本町を取り巻く観光事情は明るい兆しを見せており、今後、本町における観光客数及び宿泊者数は増加していく傾向にあると考えております。一方、富士山をはじめとする本町の魅力的な観光資源の有効活用、魅力向上、受入れ環境の充実を図っていくためには安定した財源の確保が必須であります。よって、受益者負担の観点から、この財源として本町への来訪者の方々に求める宿泊税の導入について、今後、前向きに検討していかなければならないものと考えております。

次に、アーバンスポーツ施設の検討について、勉強会や視察の考えはあるのかについてであります。

アーバンスポーツパークについては、先ほども答弁で述べましたが、茨城県境町が大変先進的に取り組んでおります。境町のアーバンスポーツパークは屋外型と屋内型の2施設が併設されており、初心者からプロ級の上級者までが日々練習をしております。私も何回か現場を視察し、説

明などを聞いております。また、ほかにも参考になる施設があれば視察して、今後の参考にしていきたいと考えております。

以上であります。

○11番（米山千晴君） ただいま町長からそれぞれのお答えをいただき、小山町はこれからも進んでいくという気持ちが伝わってまいりました。小山町は今まで消滅可能性自治体でありましたが、込山町長が進める施策を職員も一丸となって進めていることで、今回は脱却をしています。これは物すごい成果である、このように思っております。この成果を維持することが大事であります。それにはまだまだ将来を支える子育て環境を充実させていかなければなりません。

町長、「子育て100年の計の挑戦」は限りない挑戦かもしれません。挑戦している姿勢は誰も批判されるものではありません。我々議員も消滅しない小山町をつくり上げることに尽力してまいりますので、ぜひ成果を次につなげていただくことをお願いし、代表質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、9番 藺田豊造君。

○9番（藺田豊造君） 私は今回、町民本位の会を代表して、一問一答方式で質問いたします。

私達の会はいつも町民の皆様方とともにあることを基本として、議会や町政運営に参加することを心がけています。

さて、今日の世界の価値感が変わりつつあります。日本の政治においてもその変化の兆しが見えてきました。町が特色を出すためにやっていた、あるいは競争していたものが、例えば給食費あるいは学童生徒の医療費または学費に至るまで無料化されようとしています。当たり前ものに競争しなくていいような時代が来ると私は感じています。皆様方はどうでしょうか。

そうした中においても、行ったことを総括し、検証し、反省がなければ、私は進歩がないと確信しています。そうしたことを踏まえ、私は3分野において質問をいたします。

まず、町長の政治姿勢です。行政運営について、1の問題に入ります。これから質問に入ります。

事業を行うに当たり、町民の皆様方の理解を得られないこともあります。そのときに対して議案に対し説明責任の在り方、どのような視点、観点からあるべきと考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 藺田議員にお答えをいたします。

説明責任については、行政と町民が信頼を築くために非常に重要なことと捉えております。行政は町民の皆様から信任を受けて運営されており、その信任に応えるために、適切な情報提供と説明が不可欠だと考えております。町民に対して分かりやすく情報を伝えること、また、意見や要望等に対し誠実に応えるよう引き続き努めてまいります。

具体的には、広報やホームページの掲載により広く情報発信しているところであり、その他、出前講座や、必要に応じて個別に説明会などを実施し、町の施策等について説明しているところ

であります。

今後も町民の皆様の信頼に応えるため、説明責任を果たしていく所存であります。

○9番（藺田豊造君） 再質問します。

それでも町民の方々は法的根拠や経済的観念に鋭いものを持っていて、それを押し通そうとする小山町の態度は、町民に対してのしんしゃくはしないとする場面もあります。そのようなことが今いろいろとある問題の中に含まれていますけれども、その場合はどのような態度でもって臨むのかをお尋ねします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 具体的にもう一度御質問してください。

○9番（藺田豊造君） 例えば、都市計画税とか、あるいは今回のプールの問題などは、私には町民の憂いなどをしんしゃくしてないというふうに映っています。それを理解をされるのにどのようなにするのかということをお聞きしています。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 今答弁したように、町民の方に御理解いただくように、丁寧に説明会を行ったり、また、議員の皆様方には特にその都度御説明申し上げて、また、議員の皆さん方からも、自分に関わる方々に御自分のお口からお伝えいただく、こんなことも期待をいたしておりまして、その辺は注意深く努めているつもりです。

○9番（藺田豊造君） 2番に移ります。

国の政策の変化は町にどのようなものをもたらすのか。例えば年収の壁が103万円から178万円に引き上げられるとか、そういうふうな場合、どのような影響があるかお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（込山正秀君） 国におきましては、昨年10月1日に石破内閣が発足をいたしました。それまでのデジタル田園都市国家構想実現会議に替わりまして、新たに、新しい地方経済・生活環境創生本部が設置をされたところでございます。大規模な地方創生策を講ずるとされているところでございます。このことにより、新しい地方経済・生活環境創生交付金、いわゆる第2世代交付金が創設をされております。予算規模につきましても、これらのデジタル田園都市国家構想交付金から倍増され、制度も見直されたところであります。

本町では、この新たに創設された第2世代交付金を活用し、これまで課題であった災害発生時の快適なトイレ環境の整備、提供を可能とするトイレカーの導入を直ちに予算化もいたしました。また、学校施設の防災機能強化のため、国の補正予算により創設された空調設備整備臨時特別交付金及び補正予算債を活用し、中学校体育館への空調設備設置を直ちに予算化し、3月補正予算にて議決をいただいたところであります。さらに、本町の令和7年度当初予算編成においても、第2世代交付金を活用した施設予約システムの導入及び道の駅ふじおやまの改修事業を組み込んだところであります。

このように、町では国の施策の変化に即座に対応できるよう、町政運営を進めているところがあります。

○9番（**藺田豊造君**） 先ほど言った税収減についての対応はできているのか。小山町は令和5年度から令和17年度までに長期行財政運営計画を定めています。これらについての変化はどのようにあるのでしょうか。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○政策監（**湯山博一君**） 藺田議員にお答えいたします。

例えば103万円の話なんですけれども、それは当然のことながら、国の制度が変わることで地方にそれが来る場合には、当然、総務省の地方財政計画というのを立てられまして、その中に何らかの形で財政措置が組み込まれると予想しておりますので、結局、小山町を含めた1,718の全国の市町村は、その地方財政計画に基づいて予算をつくってまいりますので、それを待つことになると思います。

以上です。

○9番（**藺田豊造君**） 次に、さきに申し上げましたとおり、私は反省なくして進歩なしと考えています。このような観点から、小山町の財産について御質問いたします。

4番目です。和栄への土地の売買についてお伺いいたします。

和栄への土地売買、静岡地裁の判決をどう受け止めているのか、役場の見解をお伺いします。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。（「1問飛ばしてる」「1問飛んでます」と呼ぶ者あり）

○9番（**藺田豊造君**） 飛んでる。ああ、そうか。失礼。戻ります。

まず、事業を行うときの財政出動の心構えについてお伺いいたします。

事業を行うとき、経済性、公益性、効果、それにつながる住民福祉の向上についての注力はどうにあるのか。

それから2番目に、それら事業の検証と総括と、どう評価しているのか、どこでそれは評価しているのか、併せてお伺いします。

○議長（**遠藤 豪君**） 併せての回答でよろしいですか。

○9番（**藺田豊造君**） はい、結構です。

○議長（**遠藤 豪君**） 答弁を求めます。

○町長（**込山正秀君**） 藺田議員にお答えさせていただきます。

地方自治法の第1条の2に、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」とあり、それに基づき施策を進めております。また、同法第2条第14項に、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるように」とあることから、これに基づき、経済性、公益性、効果を図っているところであります。

以上であります。

- 議長（遠藤 豪君） 総括評価についてもお答えいただきたいと思います。
- 町長（込山正秀君） 現在、令和8年度から令和12年を計画期間とする第5次総合計画後期基本計画の策定を進めており、その前段として前期基本計画の策定評価の検証及び評価を実施して、後期基本計画の策定を行ってまいります。また、総合計画実施計画の評価結果については、例年12月議会において報告をいたしております。
- 9番（菌田豊造君） はい、結構です。
- 議長（遠藤 豪君） 9番、続けてください。
- 9番（菌田豊造君） では、4番に移ります。和栄への土地売買についてお伺いいたします。まず、静岡地裁の判決をどう受け止めているかについてお伺いいたします。
- 議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。
- 町長（込山正秀君） 裁判の判決は、令和4年4月1日に確定をいたしております。判決の主文のとおりであると認識をいたしております。
- 9番（菌田豊造君） 予想したとおりですけれども、和栄への土地の売買のその次の後ろの方に、判決の後ろの方に、この土地についての取引は無効だとされています。それと同時に、これは価格漏えいがあったからというような指摘がありました。それについてはどうお考えですか。
- 議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。
- 町長（込山正秀君） 今申したとおり、主文のとおりと承知しています。
- 9番（菌田豊造君） では、その裁判を受け入れた理由は何でしょうか。要するに控訴しなかったでしょう。控訴しないからこのようなものが残っちゃってる。それについてどう……。主文は分かります。（「意味が分からない」と呼ぶ者あり）意味が分からなくない。最後まで読んでないでしょう、裁判の結果を。無効だって書いてあるでしょう、取引は。そこまで読んでるんですか。裁判の結果について、私たちも裁判の結果を弁護士からもらいました。その結果について、この取引は無効ですよって書かれているんですよ。
- 議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。
- 町長（込山正秀君） 令和4年でありますので、私は当時、町長をしておりませんでした。対応はよく分かりません。
- 9番（菌田豊造君） その中において、前の議会において、町はあの土地については小山町のものだという証言をしてるんだよ、発言を御自身で。それについてどうですか。
- 議長（遠藤 豪君） 菌田議員に申し上げます。既に裁判で決着したことについて、先ほど町長からも答弁いただきましたけれども、それ以外のことについて法律論争している場ではありませんので。
- 9番（菌田豊造君） いや、違うよ。だから聞いてんの。前にね、私に答えたことと今のことが違うから言ってんだよ。今からなんて言ったらしょうがないよ。私は小山町の土地だって言ってる、1万6,000平米のことについて。けどもこれがまだ小山町の土地になってないじゃん。私に

答弁したことと違うじゃん。ここに謄本があるけども。だから聞いてんの。これに時間潰しちゃうと困るからさ、よく裁判読んでくれ。この責任だってしっかり取ってもらわないと困るんだよ。

○議長（遠藤 豪君） 9番。

○9番（藺田豊造君） らちが明かないから先に進みます。

5番目のこれは小山町の施策の今回の重要課題でありますけれども、フィリピンからのALTのことについて聞きます。

交流都市協定の内容について、前の予算質疑の中で説明されておりましたけども、そのほかに重要なことがあったらお答えください。（「フィリピンの件ですか」と呼ぶ者あり）今度はフィリピン。

前のことはね、よく調べてくれよ。小山町の土地だって私に言ったんだから、これ。前の議事録見てみな。今度はフィリピン。いくら聞いたってさ、答え出てこないでしょう、今の。私はいないなんて、私が言ったことも書いてありますよ、ここに。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 私の子育て百年の計への挑戦では、英語教育の強化の施策として、外国人講師を招聘し小学校で英語教育の強化を掲げております。フィリピン人ALTは親しみやすい性格で、標準的かつ分かりやすい英語を使う能力があることから、フィリピン人のALTを任用することといたしました。

○9番（藺田豊造君） まず、先に質問します。英語を母国語としない国として今述べられたようなことでしょうかけれども、それが選定の理由なんですか。私はちょっと違和感を感じてるんだけど。母国語としない国の英語教師を選んだということが私は少し違和感を感じるんだけど、その点についてはどうなのでしょう。

○議長（遠藤 豪君） 回答できますか。

違和感については個人の感想だと思いますので。答弁の必要がありますか。

○9番（藺田豊造君） 説明できないということ。

○議長（遠藤 豪君） 次へ進んでください。

○9番（藺田豊造君） 個人の感想じゃなくて、これは多くの人が持つと思うよ。

○議長（遠藤 豪君） 9番。

○9番（藺田豊造君） 小山町の英語教育はどのように変化するのか、目的や、それから目標についてお答え願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） これから異文化議会や異文化コミュニケーションがますます重要になってくると思います。今後の英語教育において、基礎的、具体的な知識、技能とそれらを活用して主体的に課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育成することは、児童生徒の将来的な可能性の広がりのために欠かせないことであると考えております。

このようなことから、ALTを増員し英語の授業以外でも積極的に活用することにより、ALTと触れ合う機会を増やし英語に親しむ場面をつくっていくことで、英語教育の一層の充実につながると考えております。以上であります。

○9番(藪田豊造君) 具体的に聞きますけれども、これらの会話能力というか、そういうものに対して、例えばディスカッションからリポートに達するような英語力の向上を図るまで考えているのかどうか、お答え願います。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○教育長(勝俣 純君) ただいまの御質問にお答えいたします。

日本の英語教育が、かつては英語とか国語というのは、聞く、話す、読む、書くで、日本の教育の英語は、読むこと書くことが基本でした。それが、20年前ほど前から、学習指導要領の改訂により話すこと聞くことが中心になってきています。

先ほど来、質問に出ていましたけれども、実際現に今小山町でALTで雇っている方の中にフィリピン出身の方もいます。その当時から、かつてはイギリスのクイーンズイングリッシュ、アメリカの英語が重視されてきましたけれども、国際社会の中で伝わる英語の必要性が強求められています。フィリピンの場合、公用語として英語を扱っていますので、フィリピンの方が現に今も学校にいます。

先ほどの質問ですけれども、今後子どもたちですけど、英語の事業の目的が一つ、国際社会の中で多くの日本国民が外国語を活用して活動できるように、まず、話したり、基本的な会話ができたりするようなことというのが目標ですけれども、先ほど町長の回答の中にもありましたけれども、英語教育の2つ目の目標として、異文化を理解する、また、コミュニケーション力を高めるという狙いもあります。ですので、詳しいことを英語でディスカッションしようというところまで行ける子どもたちも出ますけれども、やはりそれは子どもたちによってという形になりますけど、方向性としては、話すこと聞くことがしっかりできるということを目指していく方向で考えております。

以上です。

○9番(藪田豊造君) これからの固有の財源について、この間も伺いましたけれども、もう一度お願いします。それから、この方々が11名来られる、それからまた、その前にいた方々のことも考えなきゃなんで、これらの費用について、それから住居についてお伺いします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○町長(込山正秀君) 財源は一般財源ですが、利用に伴う報酬等の経費は、1人当たり481万6,000円の地方交付税措置が講じられます。また、住居につきましては、町内の賃貸アパートへの居住を予定をいたしております。

○9番(藪田豊造君) これらにかかった費用、フィリピンへ行った費用はどのぐらいかかりましたか。それからまた、この法律というか、助成金というのは時限立法か何かですか、それとも永

久的にこれは続くんですか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。Dの質問のかかった費用について。

○町長（込山正秀君） 国際友好交流都市協定に当たり、数多くあるフィリピン共和国の自治体からALT派遣可能な自治体の調査と協定に向けたコーディネートについて専門業者に205万円で委託をいたしました。また、協定調印に向けた現地訪問では102万7,000円を支出をいたしております。以上であります。

○9番（菌田豊造君） どういう方が行かれたのかお答えできますかね、この事業に対して。（「フィリピンに行った人」と呼ぶ者あり）フィリピンから来た人じゃなくて行った人ね。どのような方が行かれたか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 今回10月に、フィリピンの方に国際友好交流都市協定の締結に行ったメンバーですけれども、町長以下、教育長、理事、企画政策課長と担当の5名でフィリピンの方で行って、調印をしましました。以上でございます。

○9番（菌田豊造君） 小山町には教育委員会という教育の諮問機関があります。教育長1人というふうなことになっているのはどういようなことで、そのように、なぜ教育委員のほかの方が行かれなかったか、それについてお尋ねします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） ただいまの御質問にお答えいたしますが、なぜ教育委員が含まれなかったかということかと思いますが、今回は国際友好協定の締結ということで、教育委員会としては、ALTは絡むものの主たる目的としては協定の締結ということで、教育委員がそこに入らなかったものと承知しております。以上であります。

○9番（菌田豊造君） 答えなくていいけどね、教育が、悪いけど政治に利用されているというふうなことが否めない、私は。これは答えは要りません。

次に、移ります。

ルーマニアの派遣について、企業誘致という目的でもって行かれましたが、これについての費用その他についてお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 今回本町が誘致を試みているアレクサンドリオン社は、ルーマニア国に本拠地を持ち、欧州・米国に手広く酒造事業を展開している国際企業であります。昨年、同社の会長が来日した際、ジェトロや静岡県経済産業部を介して私は御本人と2回面会をし、湯船原地区への新産業集積エリアを視察した後、同所を蒸留所等の拠点施設の候補地としていただきました。本町への誘致に当たり、アレクサンドリオン社の操業状態を視察し、創業者でもあるナウワーフ会長御本人との面談により、基本合意を得るために昨年11月のルーマニア訪問に至りました。

次に、出張にかかった費用であります。航空券代など合わせて390万円弱であります。

○9番（藺田豊造君） 町長が行かれるということは、重要、あるいは成果があると思って行かれていますと思いますが、その成果についてはどのようなのですか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 日本に候補地があったようでございますが、最後に山梨県と当町が残ったということで、山梨県の方はその後、無理があるということで、当町に的を絞っていただいたということでございました。

○9番（藺田豊造君） これは現在進行中ですか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） いろいろ大和ハウスさんと建築費の問題で、なかなか今ちょっと難しい状態にございます。

○9番（藺田豊造君） 先ほど最少費用の最大効果って言われましたけれども、こういうふうなことがあると多少責任を感じてもらわなきゃ困ると。町長が行くからには、やはりその成果をしっかり上げてくれなきゃ私はいけないと思うし、そういうふうなものを当町につくるのも、役場の方々、その周りの方々だと思います。

この質問はこれで終わります。

次に移ります。これは人事に関わる問題ですから、本来ならば町長の専権事項だということは承知しています。

まず、人事の登用に対するの基本は、町長のお考えはどうですか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 本町の職員の採用方針は、職員人材育成基本方針の中で、「職員の採用は人材育成の出発点です。組織は人から成り、人の重要性を再認識し優れた人材を育成することは、そのまま住民サービスへの向上につながるという信念の下、人材確保に取り組みます」としています。本町の職員はこの方針に基づき、町民の立場になって一緒に考え行動する職員を採用しております。

○9番（藺田豊造君） 政策監、参与についてお伺いします。政策監、参与の職務権限、あるいは職務はどのようなことをやっておられるのか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 政策監は地方公務員法に基づく特別職の秘書職で、対外的な折衝や交渉、政策の立案や推進、政策実現のための調査や調整を担っています。参与の職務は、私の指示により専門的な知識、経験、または識見に基づき、助言、調査、診断等を行っております。具体的には、公共施設の建設や活用、町のDXの推進、企業誘致や住宅造成に関することについて助言等をいただいているところであります。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） これについて、私はさきの公有財産取得について一部の議員から、これは

参与の関わってる事案だと。そのようなことは庁内でどのような稟議が行われたか、お答え願えますか。（「どの公有財産ですか」と呼ぶ者あり）だから今回の財産取得の場合。あったでしょう、地下の随契でもってやった2,600万円について。（「備品購入です」と呼ぶ者あり）備品購入の話。時間がないからどんどん言ってくれよ。（「公有財産って1階の財産の購入」と呼ぶ者あり）そうよ。だって公有財産取得でもって出てるでしょう。そうですよ。備品購入の……。

○議長（遠藤 豪君） それと今の質問とどういう関係があるんですか。

○9番（藺田豊造君） これは参与が関わっているということを一部の議員が皆さんの前で発言していた。そういうふうなことがあり得るのかどうか、それで、それに対しての稟議がどうだったかということをお聞きしたいんです。

○議長（遠藤 豪君） 確定されたことではないですよ。質問の意味が私もよく分からないんですよ、どういう今の御質問か。

○9番（藺田豊造君） 参与のね、発言力ってどこまであるのかということを知りたいの。

○議長（遠藤 豪君） 発言力がどこまであるかということですね。答弁を求めます。

○副町長（室伏博行君） 先ほど町長が答弁したとおりでございまして、当然アドバイス等ももらって、そのアドバイスに基づいて決定をしているということでございますから、参与としては必要なことだと思っています。

○9番（藺田豊造君） 稟議をしたってということだね、このことについてもしっかりと。

○副町長（室伏博行君） 稟議をしたということは。

○9番（藺田豊造君） だから、中でもってしっかりとこれに取り組んだということでしょう、話し合っ。

○副町長（室伏博行君） そうです。

○9番（藺田豊造君） 時間がないから次に移ります。

○議長（遠藤 豪君） 9番。

○9番（藺田豊造君） 会計年度職員について伺います。会計年度職員について町長の採用の考えについてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 人事的な基準については、常勤職員と同じく地方公務員法の服務に関する規定に基づいております。そのほか、各職種により担当課長等が面接を行い、話し方や意欲、熱意、適応力等10項目を評価して採用・不採用の判断をしております。以上です。

○9番（藺田豊造君） 私、ここにある人からこういうふうなものを預かってるんだけど、この方は、前の池谷町長のときに辞めたんですけど、おりました。町民に対して非常な暴言を吐いたりして、それでもってわび状まで書いた人、そういう人が今回採用されています。どのような理由から採用したのか。知っておられると思うけど。名前は挙げないからね、これは。どのような理由でという。町民に明らかに暴力的な発言をし、脅迫的な発言をしたと。それについて、その方

はわび状を書いてまで辞めてった。その方がまた戻ってきている。どのような理由か、お答え願います、採用の理由を。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） ちょっと藺田議員の言われた事案につきましては、今、私のところでは把握をしてございません。以上です。

○9番（藺田豊造君） 分からないのに聞いたってしょうがないから次に行きます。

○議長（遠藤 豪君） はい、次へ行ってください。

○9番（藺田豊造君） 次は私が念願としている医科大学の問題です。

まず、人事は政策の要だと思っています。その前に町民の不平不満がそこに集中するときがある。しっかりと町長が信賞必罰をもって実行することをこの件については望んで、この質問は終わりにします。

次に、医科大学の誘致について御質問します。

私は、医科大学誘致については、自分の政策について、選挙演説、あるいはそういう公約を、私ができるわけではないけどもしてきました。時によっては原健三郎だろうというふうな揶揄も飛ばされましたけど、私は、小山町がこれから200年、300年やっていくには医科大学誘致は必須なものだと思うし、それが小山町の発展の要になることは私は否めないと思っています。

医療、これは医だね、医食住、それから町長は食のことについては一生懸命やっている。住についても。今の頭は医療が私は主だと思っています。御殿場市においては、医療関係について総合病院をつくろうなんて2万人署名を行ってはいすけれども、私はそれだけじゃ駄目だと思う。やっぱり若者が集まる大学がそこに来なきゃ駄目だと思う。

そこで質問をします。まず、医科大学について小山町の、町長の所見がありましたらお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 藺田議員にお答えをいたします。

医科大学につきましては、少子化の状況が続くことから、文部科学省では今後も医科系大学の新設は認めない方針であるものと認識しており、平成29年3月定例会で藺田議員に答弁を申し上げたとおり、引き続き静岡県の医療施策の方針や進め方を注視してまいります。以上であります。

○9番（藺田豊造君） それが町長の所見とお伺いしてよろしいでしょうか。今の考え方が町長の考え方でよろしいですか。

○町長（込山正秀君） はい、今答弁したとおりであります。

○9番（藺田豊造君） 小山町は医療に関して非常に見識が浅いという感じがして、これからここで生きていくのに大変不安を感じるような答弁でした。ただ、県においては医科大学設置に向けた基本構想が令和6年2月に医科大学設置準備委員会から知事へ提言されています。また、これらに対するの根拠について、私は前の知事の川勝さん、それから今度の知事の鈴木さん。川勝さ

んは東部に医科大学を引っ張ってこようというような公約をされておりました。鈴木知事においては、東部の医療の充実を図ろうということをお明言されておりました。これについてはどういふふうにお考えですか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 令和6年2月に仮称医科大学院大学の設置に向けた基本構想が医療教育関係者等による準備委員会から静岡県知事に提言されていると認識をいたしております。この基本構想では、医学博士の学位が取得できる仮称医科大学院大学の設置により、医学研究と人財育成に取り組み、臨床現場を離れることなく現場で見出した課題を研究できる環境を整備することが提案されており、附属病院を確保する必要があるとされております。仮にこの構想が東部地区において実現すれば、若手医師の定着が図られ、高度医療の医療とともに地域医療の充実が期待できるところであります。

昨年末に開催された東部地域首長懇談会において県知事から、静岡県東部地域の医師不足は深刻な課題であり、できるだけ地域に寄り添って医師確保、あるいは医療体制の充実に向けた取組を行っていききたいと発言がありました。しかしながら、さきの静岡県議会2月定例会の県知事所信表明においては検討を先送りにすると表明されたところであるので、今後、県の医療施策を注視していきたいと考えております。

○9番（藺田豊造君） これは私の意見ですけれども、まず、医科大学誘致というのは若者が集まる、それから医科大学病院というのが来る、それから、先端医療に関するそのような工業が生まれる、このような3つの、あるいは5つ、6つの要素が含まれます。

私は、原健三郎という方が、瀬戸内海から淡路島へと橋を架けるということをお40年かけてやったと。そのような構想でも結構ですから、頑張ってお町の発展に尽くしていただきたいと思おいます。

次に、移ります。

次は所領堰についてお伺いいたします。所領堰の現状については、当局が説明するまでもなく現状についてはよく御存じだと思おいます。しかしながら、この所領堰というのは、延宝8年、1680年に村人の努力によって、まだ技術も未熟な中でお造られた。それも3キロも離れた足柄駅前のお鮎沢川から取水して、それをサイホン式でお上げしている。トンネルもやりました。そういうふうな村人の努力によって造られたものであり、これは私は、土木遺産であり、農業遺産であり、また文化遺産だと思おっています。

この水が15年以上も止まっている。不便をきたし困るという所領地区の方々からいろいろな要望があり、町長にも何回も言っていると思おいます。この現状と、また今後について最後にお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（大庭和広君） 藺田議員にお答えをいたします。

所領堰は、鮎沢川から取水し、足柄ふれあい公園の東側から素掘り隧道約2キロメートルを通

り、所領地域の農業用水や防火用水、生活雑排水を流すことなどに利用されております。隧道には管理用の開口部が数か所あり地元で管理をしておりますが、隧道の老朽化や管理場所ががけの中腹にあるなど、維持管理面での課題が多くあります。

そのような中、令和元年に発生した台風19号の影響により隧道内に土砂が流入し、通水不能となりました。復旧に向け隧道内部の調査や部分的な復旧工事を試みましたが、いまだに詰まりは改修されていないというような状況となっております。しかしながら、隧道の根本的な復旧には至っておりませんが、昨年6月に隧道の管理口2か所において、沢の水を用水につなぐ工事を実施いたしました。これによりまして、水稻の作付には十分な水量ではありませんが、ある程度の水量は確保できているものと考えております。

今後の方針について併せて回答させていただきます。

農業用水としての水量を確保するためには、隧道の復旧工事やほかのルートへの新設、井戸によるポンプアップなどが考えられますが、どれも多額の費用が発生することや受益地が限られているため、国県の補助金の活用も難しいものと考えております。今後も現在運用している沢の水を用水として利用し、効率的かつ持続的に活用できるよう検討してまいります。以上であります。

○9番(菌田豊造君) これはもうね、340年も村の人たちが守ってきた。それから、付け加えれば、阿多野用水よりも40年も早くサイホン式で行っている。そういう歴史的なことを考えて、もう少し先人の皆さんの苦勞を考えると、一日も早く元に戻るよう祈念しまして私の質問を終わります。

私は今日質問していて、町は都合の悪いところは隠す、それから都合のいいところは、私の令和4年の発言などの話を持ってくる。そういうことでは困りますから、しっかりと過去を振り返って、どのようなことがあったか反省を踏まえて臨むことを希望いたします。

政治というものが、最後に芭蕉の句のように、「おもしろうてやがて悲しき鶉舟かな」というふうにならないようお願いいたして、質問を終わります。

○議長(遠藤 豪君) それではここで、少し早いですが、午後1時まで休憩といたします。

午前11時38分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで御報告します。副町長は午後の会議を欠席しておりますので、御報告します。

次に、個人質問を行います。

通告順により順次発言を許します。

10番 渡辺悦郎君。

○10番(渡辺悦郎君) 10番 渡辺悦郎でございます。一括質問一括答弁方式にて2件の質問を行います。

まず、小中一貫校化についてであります。

現在、全国的にも少子高齢化が進行し、学校の在り方が問われています。我が町でも年間出生数が2桁となり、今後の方向性を示す時期に来ていると考えられます。全国的には公立私立を問わず小中一貫校が増えている中、歴史ある学校を大切に思う住民の声もあります。

県内では、沼津市において平成15年から19年にかけて小中連携の研究が進められ、平成26年には県内初の公立小中一貫校である静浦小中一貫校が開校いたしました。本町議会においても視察を行い、その成果を確認しております。また、本年1月21日に開催された小山町総合教育会議において小中一貫校化を進める方針が決定され、令和9年度をめどに須走校区から開始する計画と聞いております。

施設の設置には、一体型、隣接型、分離型とあるようですが、地域との連携の在り方も重要な課題と考えます。そこで次の点について伺います。

まず最初に、小中一貫校化を決定した経緯について伺います。2番目に小中一貫校化のメリットについて伺います。3番目に施設設置の方針、先ほど申しましたけれども、一体型、隣接型、分離型のどの方式を採用するのか、伺います。最後に、地域と学校のつながりについての考えをお答えください。

2つ目の質問です。クアオルト健康ウォーキングについて質問いたします。

クアオルト健康ウォーキングとは、ドイツのクアオルトで活用されている運動療法を日本の気候や地形に適応させたウォーキングです。専用のコースを専門ガイドと共に歩くことで、住民の健康増進に寄与するだけでなく、地域資源を生かした独自のプログラムとして観光にも活用できる点が魅力とされております。

現在、日本でもクアオルト健康ウォーキングを取り入れる自治体が200以上あると言われ、増加傾向にあります。先進地である上山市では、クアオルトプロジェクトとして健康寿命の延伸と観光資源化を目指した取組が進められております。我が町においても、県下で最も低い健康寿命を改善し、観光資源として活用できる可能性を模索しながら、公認された2つのコースが定着してきました。そこで次の点について伺います。

まず、最初にクアオルト健康ウォーキングの現状についてお聞かせください。次に、参加状況についてお聞かせください。3番目に、既存のコース以外に町の魅力をアピールできる新たなコースや取組の計画についてお答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 渡辺議員の質問のうち私からは、本決定に至った経緯についてお答えをさせていただきます。

1月21日に行われた総合教育会議において、小学校と中学校を一つとする小中一貫校化は、小規模校を存続していくための有効な手段であるとして、町内の小中学校の一貫校化を進めていくことを町の方針として決定いたしました。

そのほかの御質問につきましては、教育長から御答弁させていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（勝俣 純君） 総合教育会議に至るまでの経緯について付け加えさせていただきます。

昨年10月に開催されました須走中学校区学校運営協議会において、地域に学校があることは大切であり、子どもにとってもプラスなこと、地域として一貫校設立を推進していきたいという意見がまとまりました。

近年、少子化に伴う対応として、小学校と小学校、また中学校と中学校同士における一律的な統廃合を進めるよりも、小中一貫校化を図り地域に学校を存続させることにより、地域を衰退させないことを選択する自治体が急速に増加しています。既に静岡県東部地域では沼津市をはじめとして、今年度は河津町などにおいて小中一貫校化の具体的な第一歩を踏み出しているところです。

次に、一貫校化のメリットについてであります。

まず、平成までの学校では、小学校の場合、担任の先生が全教科を受け持つことが基本でしたが、令和に入り教科担任制を実施することにより、小学校における事業内容の充実を図ることが文部省によって推し進められています。小中一貫校化により中学校で専門教科を教える先生が質の高い事業を小学校でも行いやすくなり、子どもの学力や学習意欲の向上が期待できるものであります。

また、小中学生の存在が身近となり、異年齢とのコミュニケーションの機会が増え、小学生の中学生への憧れや、中学生の小さい子への思いやりが育まれます。併せて、小学校のときから子どもを見続けている先生方が中学にもいるので、長期視点の安定した生活指導、生徒指導が可能となります。

次に、施設の設置に当たって、一体型、隣接型、分離型があるようだが、町はどのように行う予定であるかについてお答えいたします。

須走小中学校を一貫校化する場合、既にランチルームで小中学校がつながっておりますので、隣接型小中一貫校に当てはまることとなります。一方で、北郷中学校区における北郷小学校、北郷中学校及び小山中学校区における成美、明倫、足柄の各小学校と小山中につきましては、現況の校舎を活かしながらそのまま移行することを前提にしますので、それぞれ校舎が離れていることから分離型一貫校として取り組むこととなります。

最後に、地域と学校のつながりについて、どのように考えているかについてであります。

現行の第2次小山町教育大綱の基本方針には、生きる力の養成を教育に求め、そのための方策として、郷土に誇りと愛着を持つ教育の推進、地域社会全体で取り組む教育の推進を挙げており、このことから、子どもたちの目指す将来の人間像と地域の関わりは大変重要なものであると言えます。

また、地域にとって学校は地域コミュニティの核となる存在であります。全国的に、学校がなくなることにより地域が衰退したとの事例をよく見聞きするところであります。小山町において

も町民の多くの方々は、小中学校は避難施設としての役割だけではなく、いろいろな面で生活の拠り所になっているものと考えております。また、小中学校での子どもたちのはつらつとした姿から元気をもたらしている、勇気づけられるなどの地域の方々からの多くの声をいただいております。以上のとおり、学校と地域との関係は密接なつながりがあるものとして認識しております。学校運営協議会は区長をはじめ、地域の代表の方や児童生徒の保護者などで構成し、学校運営に必要な支援について協議する機関として位置づけられています。町内においては今年度から全小中学校にこれを設置し、活動を開始しております。今後、地域と学校のパイプ役としての学校運営協議会を活用し、地域と学校との間でより強い連携が図られるようにし、一貫校化をサポートしていくことを期待しているところであります。

小山町では、令和9年度からの小中学校一貫校化の実施に向け、準備に入っているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 私からはクアオルト健康ウォーキングの御質問についてお答えいたします。

初めに、クアオルト健康ウォーキングの現状についてです。町では現在、須走地区の須走・富士山眺望コースと、足柄地区の足柄古道・銚子ヶ淵コースの2コースを設定しており、毎月5のつく日に須走コースを、0のつく日に足柄古道・銚子ヶ淵コースでのウォーキングを実施しております。また、通常のベーシックコースに加え、和ハーブ講座などのプログラムをプラスしたウォーキング+1や、2つのコース以外で森林ヨガなどアクティビティを体験できるアクティビティウォークなど、ウォーキングだけでなく様々な体験ができるよう工夫して実施しております。併せて、参加者の希望に合わせ、団体等で予約することで0や5のつく日以外にも実施することができる予約型も実施しております。

次に、参加状況についてです。令和6年4月から令和7年1月末まで現在の延べ参加人数を申し上げますと、須走地区では、ベーシックコースが39人、ウォーキング+1が38人、予約型が65人です。足柄地区では、ベーシックコースが47人、ウォーキング+1が78人、予約型が57人で、参加者の合計は、アクティビティウォークの140人を加えた464人であります。これは、令和5年度の同時期と比較しまして、154人、率にして49.6%の増となっております。

次に、現在のコースのほかに町をアピールできる楽しめるコースや、新たな取組などの計画はないのかについてであります。

町が健康インセンティブ事業として2月から開始しました健康マイレージアプリにウォークラリーのサービスメニューがあり、そこにクアオルトのコースの紹介や健康ポイントの付与などを掲載しておりますので、アプリの利用者が増加する中で、クアオルト健康ウォーキングの啓発にもつながるものと考えております。

また現在、2コースのほかに、成美地区、明倫地区、北郷地区での新コース設置のため、コー

スの距離や所要時間、標高差や路面の状況などを踏まえた調査及び新たな参加につながる取組などについて、昨年10月に発足したNPO法人や実践ガイドの皆さんなどと検討を進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。まず最初、小中一貫校化についてであります。

町長答弁の中で、児童生徒を主体とした地域に小規模校を残すという基本的な考えが示されました。しかしながら、多くの町民は本計画の詳細について説明を受けておらず、不安を抱いているものと考えられます。そこで、次の点について伺います。

まず最初に、小中一貫校化についての説明会の開催の予定について伺います。次に、住民、児童・生徒、保護者、地域住民等への周知方法について伺います。以上、町の教育の未来を考える上で住民が十分な情報を得られることが重要と考えますので、具体的な回答をお願いいたします。

次に、クアオルトについて再質問させていただきます。

答弁にあったベーシックコースは須走・富士山眺望コースと足柄古道・銚子ヶ淵コースであり、参加者数には大きな変化は見られません。しかし、ベーシックコースに新たなプログラムを付加したウォーキング+1や、森林浴などアクティビティを体験するコースの方が参加者数について増加傾向にあるようです。そこで、以下の点について伺います。ウォーキング+1や森林浴等アクティビティを体験するコースの開催回数とそれぞれの参加人員について伺います。

次に、予約型プログラムの開催回数及び参加者の町内町外別の分類について伺います。

3番目に、参加者数が約50%増加している理由について、町としてどのように分析しているのか、以上3点について具体的な回答をお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 私からは、小中一貫校化についてのうち、その周知の方法についてお答えをさせていただきます。

まず、説明会についてですけれども、5月21日に須走地区での説明会を計画しております。ほかの地区につきましては、順次、計画を進めていきたいというふうに考えております。

それから、広報ですけれども、周知の仕方ですけれども、説明会の開催と併せまして、小中一貫校化を実施していく方針についてを、町広報紙、それからホームページなどに掲載をしたいと考えております。また、各学校で発行しております学校だよりなどにも載せられたらいいなというふうに考えておりますので、各学校と協力しながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（伊藤和彦君） 私からはクアオルト関係の再質問にお答えします。

初めに、ウォーキング+1及びアクティビティウォークの開催回数と参加人員についてです。

ウオーキング+1につきましては、足柄古道・銚子ヶ淵コースが、9回、参加延べ人数が78人、須走・富士山眺望コースが10回、参加延べ人数は38人であります。アクティビティウオークは、全10回で延べ140人の参加でした。

次に、予約型の回数、参加人員の分類については、5回開催し、延べ122人の参加がありました。そのうち町内の方は4人、町外の方が118人です。

次に、参加者が約50%増加となった理由についてです。1月末現在で、ウオーキング+1が8回、アクティビティウオークが5回、予約型が2回、それぞれ前年度より多く開催していることによるものと、定期的に参加いただけるリピーターの方や、広報及び口コミ、また新型コロナウイルス流行からの回復などによる効果が考えられます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○10番（渡辺悦郎君） 再々質問をさせていただきます。まず、最初に小中一貫校化についてでございます。

時代とともに変化しつつも大切なものを残していくことは非常に重要であり、学校と地域は切り離すことができない関係にあると考えます。子どもたちの教育環境をよりよいものとし、地域住民が納得できる形で進めていくには、丁寧な説明と理解が必要です。そこで、小中一貫校化について教育長の教育理念について伺います。

次に、クアオルトについてであります。

再質問の答弁にありましたように、2つの公認コースの参加者は一定水準に落ち着きつつあるようですが、一方、ウオーキング+1や森林浴等のアクティビティを組み合わせたコースの人気の高まっております。当初の答弁にあったように、NPO法人や実践ガイドの皆さんと連携し、新たなコースの探求、設定を進め、町を訪れる方々に積極的に参加していただくことが重要だと考えます。また、町内には宿泊施設の建設計画も進められており、通過型観光から滞在型観光への転換が求められております。そこで、町の観光資源としてクアオルトを活用する具体的な取組の方向性について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（勝俣 純君） ただいまの渡辺議員の再々質問にお答えいたします。

まず、教育理念について、私がかねがね次の2点を意識し、教育活動に携わってまいりました。

1点目として、経済格差のない教育の推進です。公立学校においては、経済状況や宗教、趣味趣向など関係なく、子どもたちが伸び伸びと学校生活を送れることが大事であると考えております。

2点目として、地域間格差のない教育の推進であります。日本全国、それぞれの地域特有の教育があるのは当然であります。ただ、小山の子どもが、例えば、東京の子どもよりも恵まれない教育環境にあってはならないと考えます。また、小山中校区でも、北郷中校区でも、須走中校区

でも、一定の教育水準の担保が求められます。教育現場において大事にしたい経済格差をなくすこと、地域間格差をなくすこと、いずれも教職員だけが意識することではなく、地域の皆様にも理解と協力を得ることが不可欠であると考えております。

さて、渡辺議員の御質問に「時代とともに変化しつつも大切なものを残すべき」というお言葉がありました。この「大切なもの」とは、教育の不易と流行の不易に当たるものと言えます。生成AIが人間から様々な職業を奪っていくと言われる中であっても、小中学校の先生はなくなると言われているゆえんは、教育とは人が人を育てるという大原則があるからです。

6歳で小学校に入学するまでの子どもは、家庭という極めて狭い世界で生活しています。そこから一気に小学校区という広い世界の一員になったことを意識し始めます。そして、小学校を卒業する12歳のときには、6年間の小学校生活の中で、日本、静岡、そして小山町に住む人としての自覚と、自分の小学校区、すなわち地域住民としての概念が形成されます。併せて、日々の学校での学びや地域生活の中で、道徳心や協力性、思いやり、自然愛護など、様々な体験的な学びの中で人格形成がなされていきます。

子どもたちは、小学校生活を通して同級生を友達と意識でき、先生方や地域の皆さんの優しさに触れることで、自分の足で通った学校に愛着を持ち、愛校心や郷土愛を育むだけでなく、それぞれの地域に育つ者としての常識や人格を形成していきます。人が人を育てることの第1段階の集大成がこの9年間にあると言えます。さらに、中学校3年間では、自分の地域への感謝の思いや地域との関わり方をしっかりと考えるようになりながら、将来の生活を夢見て進路を決定していきます。

私はできる限り、義務教育の9年間は子どもが自分の足で通える、自分の生まれ育った地域で大切に育てられることに大変重要な意義があると信じています。小中一貫校化により15歳までは自分の地域で地域の方々に守られながら生活できることにより、地域も家族も自分も大切に思いやれる人間づくりがかなうものと期待しています。

渡辺議員のおっしゃる「子どもたちの教育環境をよりよいものにする」ためには、地域の方々の協力なしには進みません。学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティスクール制度は、令和新時代の学校づくりのために不可欠なものと言えます。今回の小中一貫校化の議論も、須走地区学校運営協議会の場で地域と学校の総意として、意見が出されたことに深い意義があります。地域の子どもは地域で育てるといふ、よりよい学校環境づくりの第一歩が踏み出せていることに感謝を申し上げます。先ほど教育次長からありましたとおり、小中一貫校化につきましては、5月以降、各中学校区ごとに住民説明会を開催し、丁寧に説明させていただき、町民の皆様にも御理解をいただきたいと考えております。

2014年、消滅可能性都市が発表されたとき、残念なことに小山町もその中に入っていました。そのとき、将来、集落が残るところは学校の周りであるという分析を目にしました。以来、おおむねこの10年間、私自身、いかに学校は、よりよい学校づくり、よりよいまちづくりを地域と連

携して進めるべきかを模索するようになりました。

昨年4月、私がこの場で申し上げた教育長就任の挨拶の中で、小山町だけでなく日本の教育が大きな曲がり角に立っているとお話をさせていただきました。私たち小山町においては、ここにいる議員の皆様方、町当局の皆さん、そして全ての町民の力を借りて、希望にあふれる学校づくりに邁進したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 渡辺議員のクアオルトに関する再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど米山議員の代表質問でも答弁いたしました株式会社まちづくり公社おやまが組織する予定の地域DMOの連携事業者として、商工、観光事業者等と共にクアオルト健康ウォーキングの関係者の方々にも御参画していただきたいと考えております。今後、DMOの活動の中でリゾートホテル等の魅力ある新たな観光資源にクアオルト健康ウォーキングなど既存の事業をうまく絡めていくことにより、本町ならではの旅行商品や体験型プログラム等の開発に取り組んでいけるものと考えております。以上であります。

○10番（渡辺悦郎君） 今回質問いたしました小中一貫校化については、教育委員会と、また、当局の地域振興とかの部署が連携してやっているということを感じたところであります。また、クアオルトにつきましても、現在所掌しているのは健康増進課であります。商工観光課と連携して町が一丸となって進めているというところを感じたところであります。やっぱり、よりよい事業を進めていくには横のつながりも大事にしていきたいなということを感じました。

町の発展、また、町民のため町のためにさらに御尽力いただきますようお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、1番 石原和美君。

○1番（石原和美君） 1番 石原和美です。通告に従いまして、一括質問一括答弁方式で2件の質問をさせていただきます。

まず、1件目の質問です。おむつのサブスク導入について。

厚生労働省の調査によりますと、第一子出産後の女性の就業率は、正規職員、パートまたは派遣ともに年々増加、今は出産後0歳から子どもを預け、仕事に復帰する方も多く、仕事と育児の両立が当たり前の時代になってきました。また、それに伴い保育施設のニーズも増加傾向にあります。起床し、親子共々出社・登園の支度、朝食を取り、家事を行ってから出かけるという日々、さらに、朝の子どもの体調の変化や赤ちゃんの排せつなどの突発的事態への対応と、戦場のような慌ただしさです。

保育園に通うには毎日たくさんの荷物を持っていく必要があります。おむつ、お尻ふき、食食用エプロン、手口ふき、着替えなど。これに加え、昼寝用の布団カバーを持ち帰り、洗濯して交換等、これらは仕事と育児を両立する保護者には大きな負担となっています。このような状況の

中で、今、全国的に広がりを見せている手ぶら登園、おむつのサブスクリプションがあります。サブスクリプションとは、商品やサービスを一定期間、定額料金で利用する方式のことで、略しておむつのサブスクと呼んでいます。

保護者は従来、薬局などで紙おむつを購入後、1枚ずつ名前を書き、必要な枚数を計算して毎日子どもが通う保育園に預けています。一方、園側は在庫を園児ごとに個別に管理し、不足が生じた場合は園の在庫を使います。その後、保育者に使用したおむつの数を連絡し、その分のおむつを園に持ってきてもらいます。

おむつのサブスクを導入すると、毎月定額の利用料2,000円から3,000円台で、会社、おむつの種類によって異なりますが、その代金を支払うことによって、業者が直接、紙おむつとおしり拭きを保育施設に届けてくれます。制限はありませんので使いたい放題。このサービスにより、今までのように1枚1枚に記名することもなくなり、おむつ切れの心配もありません。

さらに、おむつを持参することもなくなるので荷物も少なくなり、保護者の負担は減ります。保育教諭にとっても、おむつに関する手間が省け、それにより子どもと関わる時間が増え、業務の軽減、効率化につながります。さらに、サービスの会社と災害時の協定を結ぶことによって、レベル4以上の災害時にはおむつのサブスク契約者以外にも園内の在庫のおむつを開放してくれるというメリットもございます。

お試し期間として2か月間無料で使用できるトライアル期間もあり、強制ではなく希望制、保護者と事業者との直接契約となりますので、町の財政負担はありません。現在、導入自治体は全国で増え続けており、県内では、磐田市、清水町、三島市、長泉町の公立保育施設で導入されています。子育て支援の意味からも、保護者、保育教諭双方にメリットのあるサービスです。

これらを踏まえ、以下の質問をいたします。

保育教諭の仕事は、行事の準備や実施、計画書の作成、保護者への対応、衛生・安全管理等々、多忙を極めます。業務負担の深刻化により心身に影響し離職につながることもあり、保育現場の業務負担を軽減し、本来の仕事である保育の目的を果たすために、子どもと向き合う時間を増やす必要があります。そのためには具体的にどのような業務改善が必要とお考えでしょうか。

2点目、今までにおむつのサブスク導入について検討されたことはございますでしょうか。検討されているとしたら、担当部署、園長、現場の保育教諭、保護者等、どのような範囲の方々に検討されたのでしょうか。

3点目、おむつのサブスク導入について、町がお考えになるメリット、デメリットについてお答えください。

4点目、2か月間の無料トライアルを実施するお考えはございますでしょうか。

5点目、おむつのサブスク導入について、町のお考えを伺います。

次に、2件目の質問です。本庁舎1階の改修に合わせお悔みコーナーの開設を。

昨年11月から、来庁者の利便性の向上及び職員の執務環境の改善を目的に、役場本庁舎1階の

改修工事が行われています。備品も新たに入れ替え、レイアウトも変え、約9,000万円をかけて改修されました。町民が来庁した際に「きれいになった」と感じるのはもちろんのこと、「以前と変わって便利になって助かる」と実感していただくことが大事かと思えます。

デジタル田園都市国家構想交付金を活用したデジタルフロントヤード事業により、住民課等の窓口について、デジタル技術の活用で、「書かない、待たない、迷わない、行かない窓口」を実現し、住民サービスの向上と業務の効率化を図るとのことですので、誰もが利用しやすい庁舎となることを期待いたします。

私は一昨年の6月定例会で、ワンストップ窓口のお悔みコーナーについて質問しました。これは、死亡時の複数の手続を一つの窓口で一度に行うことができるサービスです。メリットとしまして、予約制とすることで事前の準備も整い、余裕を持って対応できます。そして、手続の時間が短縮でき、必要書類の確認をすることによって手続の漏れがなくなります。その結果、御遺族、職員双方にとって負担が軽減されます。

私の父の死亡手続の際、訪れた市役所のお悔みコーナーでは、予約した時間に窓口に伺うと、「このたびは御愁傷さまでございます」と担当の方が丁寧に親切に接してくれました。氏名、住所が印字された必要書類も全て手元に届き、短時間で手続が済んだ安心感で心満たされ、すがすがしい気持ちで庁舎を後にすることができました。

今、沼津市、三島市、長泉町、裾野市等、近隣自治体はじめ、多くの自治体に設置されているこのサービスですが、庁舎1階の改修工事完了に当たって町民に寄り添ったワンストップ窓口のお悔みコーナーの設置について質問をいたします。

今回の本庁舎改修により町民サービスの観点から改善された点を御説明願います。

2点目、「書かない、待たない、迷わない、行かない窓口」実現のために、今までと変わった点について伺います。

3点目、来庁者と直接対面する窓口でのサービス向上について、どのような点が大切とお考えでしょうか。

4点目、死亡時の手続を予約制にすることによるメリット、デメリットについて、また、本庁舎1階リニューアルに合わせお悔みコーナーを開設することについて、当局のお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（山本智春君） 初めに、こども園での業務改善についてであります。

町立こども園では令和2年度から園業務支援システムを導入し、ICT化を図っております。令和5年度にはシステムを更新し、園児の登降園管理にとどまらず、活動記録の作成や保護者向けの連絡機能の強化を図り、働き方改革を進めております。また、世代別での研修会を行い、こども園での働き方の課題や改善策を話し合い、改善できることから対応して、働きやすい職場環境の構築に取り組んでいるところであります。

次に、おむつのサブスク導入の検討とメリット、デメリットについてであります。

一般的なメリットとして、おむつに記名したり、こども園に持参する必要がなくなるため保護者の負担が減るのではないかと、園でのおむつの管理がシンプルになるのではないかと意見があります。一方、デメリットとしては、おむつの保管場所の確保や補充業務が生じる問題、また、導入時におむつを統一する必要があることから、保護者の希望するおむつメーカーでない場合があることや、自分で用意するのに比べると割高感があること、全員が利用しないとかえって複雑になってしまうことなどが挙げられます。

こども未来課では令和5年度から検討を始めておりますが、現場の保育教諭の意見としては、ただいま申し上げたデメリットや業務の効率化につながらないといったものが多く、現在まで導入に至っておりません。

次に、無料トライアルの実施と導入についての町の考え方についてであります。

一部の業者では2か月間の無料トライアルがありますが、これは導入を前提としたものであると考えており、トライアルとはいえ、現場で混乱が生じないように今後導入している自治体等の状況を調査、確認するとともに、保護者向けのアンケート調査の実施や、現場保育教諭の意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

次に、本庁1階の改修に合わせたお悔みコーナーの開設についてお答えいたします。

初めに、今回の本庁舎の改修により町民サービスの観点から改善される点についてであります。改修後、1階のフロアの運用は毎月17日月曜日からを予定しておりますので、来庁者の利便性向上を目指した主な改善点についてであります。

令和5年度、職員が実施した窓口利用体験調査において、住所や氏名を何回も書かせている、経路と案内看板が分かりづらいなどの課題が明らかとなりました。これを踏まえ、「書かない窓口」を目指し、お客様が極力書かないで済むよう、職員の聞き取り等により必要な手続に関する申請書を作成する専用の機器を導入いたします。また、「迷わない窓口」を目指し、お客様がどこに行けばよいのか分かりやすく表示するAIによる自動案内機能などを搭載した総合案内板を設置いたします。

次に、「書かない、待たない、迷わない、行かない窓口」の実現のため、今までと変わる点についてであります。

「書かない窓口」と「迷わない窓口」については、ただいま答弁したとおりであります。「待たない窓口」については、御自身のスマートフォンやパソコンから事前に申請情報を入力できるようになりますので、これまでよりも短い滞在時間で各種手続が済むようになります。「行かない窓口」については、本庁、各支所、健康福祉会館を結ぶテレビ会議システムを導入し、これまで本庁や健康福祉会館に足を運ばなければできなかった相談等について、相談内容にもよりますが、近くの支所からも対応できるようになります。

また、マイナンバーカードを利用し、役場の窓口に行かなくても住民票など各種証明書を取得できるコンビニ交付を促進するため、本年4月1日からコンビニ交付手数料を一律100円減額す

る条例の一部改正を本定例会に上程しているところであります。

次に、窓口でのサービス向上について、どのような点が大切と考えているかについてであります。

お客様の立場に立ち、自分事として捉え、親切で分かりやすい対応をすること、お客様を思いやる気持ちを持って接することが何より大切であると考えています。特に、今回の改修により窓口全体の利便性が向上するものと考えておりますが、一方で新しい仕組みに戸惑う方も多いと思われまので、これまで以上にお客様に寄り添った対応をしてまいります。

次に、死亡時の手続を予約制にすることによるメリット、デメリット及び本庁1階リニューアルに合わせお悔みコーナーを開設することについてであります。

予約制のメリットは、議員のおっしゃるとおり、お客様も職員も事前に準備ができることなどが挙げられます。デメリットは、1日に対応できるお客様の数が限られる点が考えられます。また、お悔みコーナーの開設については、今回の1階のリニューアルに合わせて導入する職員の聞取り等により申請書を作成する専用の機器により、お悔みに関する手続についても一括で対応できるようになります。

このため、まず新しい仕組みでの運用状況を検証した上で、お悔みコーナーの設置について検討してまいります。以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番（石原和美君） 再質問をいたします。

まず、1件目、保育現場の業務負担軽減に向けたICT化の現状と課題、今後の展望を伺います。

2点目、「現場の保育教諭の意見としては、業務の効率化につながらないというものが多く」という点について、具体的にどのような意見があったのか、また、その意見に対する町の見解を伺います。

3点目、昨年10月からサブスクを導入した清水町でも保護者へのアンケートを実施し、おむつの種類や金額を踏まえた最適なプランを検討後、導入したそうです。御答弁にありました保護者向けのアンケート調査の実施や、現場保育教諭の意見を聞きながら検討していきたいという点について、具体的な実施時期や調査内容、検討スケジュール等を伺います。

次に、2件目の質問です。

先日、私が庁舎を出るとき、出口付近で戸惑っている様子の方がいらっしゃり、伺ってみると、神奈川県から親族に関する手続に来たが、改修中でどこに行けばよいか分からないとのことでしたので、一緒にエレベーターに乗り、2階会議室まで御案内しましたが、以前より庁舎内には案内コーナーがなく、来庁されても戸惑う方がいるのではと感じておりました。自治体によっては専用のコーナーがあり、手続を行うためにどこに行けばよいか、また、その場所を図で説明し、丁寧に教えてくれる市町もございます。役場は県外から初めて来庁される方もいらっしゃいます。

来庁者が戸惑わず、気持ちよく手続を行えるような配慮が大切と考えます。今回、新たにAIによる自動案内等を搭載した総合案内板を設置していただいたとのことですが、それについて詳しい説明を伺います。

2点目、申請や移動にかかる時間の短縮につながるシステムを導入していただき、大変にありがたいところですが、それら新しいシステムの導入について、町民の皆様にごどのように分かりやすく周知、説明していただけますでしょうか。

3点目、死亡時の手続を予約制にすることのデメリットについて、1日に対応できるお客様の数が限られるとのことですが、昨年1年間の町内死亡者数が260人ですので、役場が開いていた日は248日、1日平均約1人となります。ただ、冬場にお亡くなりになる方が多かったり、年度末などは窓口が他の業務で混雑します。それらの時期の集中、混雑緩和のためにも予約制は有効と考えますが、いかがでしょうか。

4点目、窓口のサービスの向上について、自分事と捉え、お客様を思いやる気持ちを持って接することが大事との御答弁でしたが、特にそのような思いで接してさしあげなければならないのは、どのような方々でしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（坂本竹人君） 私からは、おむつのサブスクの再質問にお答えさせていただきます。

初めに、ICT化の現状と課題、今後の展望についてであります。

ICT化の現状ですが、先ほど部長答弁のとおり、現在、園児の登降園管理のほか、活動記録の作成や保護者との連絡をシステムにより行っております。このシステムは、他のクラスの活動を見ることが可能であり、園内の情報共有にも役立っております。

課題と今後の展望といたしましては、システム入れ替えから1年が過ぎましたが、まだまだ使いこなし切れていない保育教諭も多いため、ICT部会を編成し、システム活用を推進することで業務改善に取り組んでいるところであります。

次に、具体的な意見についてであります。

現場の保育教諭が在庫管理や発注作業をしなければならないこと、サブスクに加入している園児とそうでない園児が混在する場合には、園児のサブスクの加入状況を一人一人把握しなければならないこと、導入するなら全員加入にしてほしいなどの意見のほか、保護者が園児の成長を感じ取る機会の減少を危惧する声が寄せられました。

町としては、おむつのサブスク導入には、働き方改革や保育士の成り手不足の状況を踏まえながら保育現場の意見を尊重する必要があると考えると同時に、懸念される事項の解決策についても検討する必要があると考えております。

最後に、アンケートの具体的なスケジュールについてであります。

まず、アンケートの実施時期ですが、4月から園児の入れ替わりもあることから、園生活に少

し慣れてきた5月以降に実施したいと考えております。アンケートではプランや仕組みなどを説明の上、実際に導入した場合に利用を希望するか、どのプランを希望するのかなどを尋ねたいと考えております。歳児により導入希望にも差があると思われまので、どの程度の希望者がいたならば導入するかなど、慎重に進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 私からは、本庁舎1階の改修に合わせた対応等に関する再質問にお答えさせていただきます。

初めに、新しい総合案内板についてであります。

A Iによる自動案内の機能を搭載した総合案内板は、正面玄関を入った場所に設置をいたします。これはタッチパネル方式で行うもので、お客様が要望を選択すると、どの課に行けばよいのかA Iが回答し、御案内をいたします。また、町のホームページの画面も総合案内板の中にありますので、転入されてきた方などが町の情報を御覧いただくこともできます。

なお、多くの方が利用する東玄関、駐車場側の入り口には、その日の行事予定と各課の案内図がデジタルで表示されるようになりますので、従来よりも、どこに行けばよいか分かりやすくなります。

次に、周知の方法についてでございます。

新たなシステムの概要につきましては、昨年の広報おやま12月号で御案内いたしました。今後、改めて広報紙、町のホームページ、町の公式LINE、先にリリースいたしました小山町の公式アプリなどを活用して周知を図ってまいります。

次に、予約制についてでございます。

今回、導入する新しいシステムに予約システムの機能がございまして、活用する予定でございます。

最後に、特に思いやりを持って接するべき方々についてであります。

例えば、大切な方を亡くされた方など大変な思いをされている方、困っている方には、特に思いやりの気持ちを持って、その方に寄り添った対応をしてみたいと考えております。また、今回新しい仕組みを導入いたしますので、御高齢の方、そして、どう利用していいか分からず立ち止まっている方などに、これまでと同様、積極的に職員から声かけをしてみたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○1番（石原和美君） 再々質問を行います。

まず、1件目の質問に対して、保育教諭の負担軽減にはICT化の推進が欠かせません。今お答えいただいたように、ICT化の推進においても、皆でその利便性が実感できるようになるまでには、ある程度の時間と工夫や努力が必要です。2023年7月から導入している三島市の担当課

や公立保育施設にも伺ってみましたが、サブスク利用者と非利用者との区別や個々のおむつのサイズなどを分かりやすく貼り出して全員で情報共有するなど、様々現場で知恵を出し合い、当初懸念されていた事項に対処し、現在では問題なく運用しているとのことでした。

I C T化の推進とともに、今、全国で進んでいるこのおむつのサブスク、町内では1か月のお試し期間を経て、私立のみらいこども園がこの3月から、また、御殿場未来こども園が4からの導入が決定しております。担当課でリサーチしていただいているように、サブスクのサービスを提供している会社は数社あり、扱っているおむつの種類、金額、発注方法は様々です。御答弁いただいた保育教諭からの御意見も、どのサービスを選択するかによって、ある程度問題は解消されるかと思えます。

今の御答弁で、5月以降にアンケートを実施し、導入の可否を検討するとのことですが、アンケート結果を踏まえ、いつ頃までに導入の判断を下していただけるのかを伺います。

2件目の質問に対して、今までの御答弁で、今回の改修によって「書かない、待たない、迷わない、行かない」窓口実現のためのシステムを整えていただき、非常にうれしく思います。さらに新しい予約システムも導入ということで、以前に比べ一段とお悔みコーナー開設へのハードルは低くなりました。本庁舎1階の改修は、町民サービスの向上を図る絶好の機会です。窓口サービスの向上において、特に大切な人を亡くされた方や困っている方にこそ自分事と捉え、温かな思いやりの心で接していくべきとの今の御答弁のとおり、お悔みコーナーの設置は、町民の皆様に寄り添い、心からの安心を提供する非常に重要な施策であると考えます。

コーナー設置について、運用状況を見て検討するとの御答弁でしたが、具体的にいつまでに、どの部署が中心となって検討を進めていただけますでしょうか。スケジュールと担当部署をお示しく下さい。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（坂本竹人君） おむつのサブスクの再々質問にお答えいたします。

アンケート調査結果にもよりますが、本年8月には令和8年度の新入園児の申込みが始まります。それまでには導入について判断をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 私からはお悔みコーナーに関する再々質問にお答えをさせていただきます。

お悔みコーナーの設置につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、新しい仕組みでの運用状況を検証した上で検討してまいりますので、申し訳ありません、スケジュールについては、今の段階ではお答えできません。申し訳ありません。

なお、令和7年度は自治体情報システムの標準化・共通化対応によりまして、国の示す標準準拠システムへの移行が予定されておりますので、その後の事務の流れ等を勘案しながら検討して

まいりたいと考えております。

そして、担当部署につきましては、初めの窓口となることが多い住民課が中心となると思いますが、お悔みに関する手続は亡くなられた方や御家族の状況、所有する資産の有無などによりまして、それぞれ必要な手続が異なりますので、関係部署との連携を図りながら進めてまいりたいと考えます。

以上であります。

○1番（石原和美君） 保育教諭、保護者双方にとって負担軽減となるサブスクの導入が実現し、子ども達と笑顔で過ごせる時間が少しでも増えることを期待いたします。

また、生まれ変わった1階庁舎が新たなシステムによって住民に寄り添ったサービスを提供していただけることを楽しみにしております。

以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後2時02分 休憩

午後2時12分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 室伏辰彦君。

○7番（室伏辰彦君） 通告に従い、一括質問一括答弁方式で行います。

財政の見通しについてであります。

小山町のホームページから町の財政状況等一覧表及び財政比較分析表と令和5年度決算審査意見書を見ると、令和3年度、令和4年度、令和5年度の住民税・固定資産税等の町税の状況は、令和3年度、38億8,768万8,000円、令和4年度、40億6,278万6,000円、令和5年度では44億1,598万8,000円と増加傾向が続いております。

また、地方債現在高（特別会計を除く）と、令和3年度は87億8,251万8,000円、令和4年度は88億9,703万6,000円、令和5年度では90億4,397万7,000円と、地方債も増加しております。

将来負担比率を見ると、令和3年度は7.7%、令和4年度は25.2%、令和5年度では30.7%と負担率は高くなっております。

実質公債費比率を見ると、令和3年度8.8%、令和4年度9.1%、令和5年度では10.3%と高くなっております。

財政力指数を見ると、令和5年度決算意見書では、令和3年度0.834、令和4年度0.842、令和5年度では0.893と少しではありますが、高くなっております。

令和3年度に比べ令和5年度の町税収入は5億2,830万円と増加しておりますが、地方債も2億6,145万9,000円と増えています。また、将来負担比率・実質公債費比率も高くなってきております。

そこで、次の点を伺います。4点ほど質問いたします。

まず最初に、実質公債費比率の3年間の平均ですが、これを見ると毎年度の公債費は低めではありますが、比率は少しずつ高くなってきています。今までの建設事業の町債の償還が原因であると思います。すぐには解消はできませんが、利子の増加もあり、今後は地方債の借入残高を減らす必要があるのではないかと考えますが、償還計画を含めて伺います。

二つ目、今後、建設しなければならない道路や公共施設もあります。町長が公約された事業もあります。国、県からの補助金をうまく使って事業を進めるのはよいと思いますが、地方債を減らしていかなければ財政は厳しくなっていきます。どのようにしていくのか伺います。

3点目、将来の財政運営をどのようにしていくのか、方針計画を伺います。

4点目、令和7年度の予算にはどのように反映されているのか伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 室伏議員にお答えします。

初めに、財政の見通しについてのうち、地方債の償還計画についてであります。実質公債費比率とは町の財政規模に対する地方債の返済額等に対する比率で、町の資金繰りの程度を示す指標でもあります。議員御指摘のとおり、本町の令和5年度の3か年の平均実質公債費比率は10.3%と、対前年度比1.2%の増となっております。

国は令和3年度に公共施設等の総合的適正管理の更なる推進についての中で、公共施設の集約化や長寿命化を推し進め、交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債をつくりました。本町でもこの地方債を活用し、公共施設の個別管理計画に基づく改修工事を行ったことや、普通建設事業費の財源として積極的に地方債を活用したことにより、実質公債費比率が増加したものであります。

また、償還計画については、令和7年度予算で地方債の償還額である公債費を9億1,200万6,000円、前年度比で5,353万3,000円の増を見込んでおります。今後、大型事業を踏まえた公債費のピークを令和10年度の10億2,000万円程度と見込んでおります。これらの大型事業が完了した後は、新規の地方債の借入額を令和7年度の地方債の額から大型事業費を除いた額である5億円から7億円程度にできる限り抑制して、令和15年度には公債費が8億円程度になるように努めることで、実質公債費比率も10%以下に抑えられると考えております。

次に、地方債を減らしていくためにどのようにしていくのかについてであります。

令和7年度以降、計画されている事業のうち、地方債借入れの大きいものは令和7年度から令和8年度までの小山消防署建設事業、令和7年度から令和9年度までの屋内温水プール建設事業があります。これらの事業を踏まえた地方債の残高は、令和9年度末にピークを迎え118億円程度となり、令和9年度の実質公債費比率は11.3%程度になると予測しております。令和9年度以降は、道路構造物の長寿命化や消防自動車の購入等が地方債の中心となっていくと考えております。

地方債を減らしていくために、先ほど申し上げたとおり、新規の借入れを5億円から7億円までに抑えていきたいと考えております。

また、その他の財源確保策としては、PFIなど民間資金等を活用し、地方債の増加を招かない事業計画とするよう考えております。

次に、将来の財政運営についてであります。

持続可能な財政運営に取り組むため、企業誘致等による税収増や、ふるさと納税の増額など自主財源の確保に努めてまいります。また、普通建設事業費や物件費の抑制、地方債の活用や公共施設の適正管理等を柱として財政運営をしてまいります。また、年度間の財源の不均衡の調整や災害・減収などに備えて、財政調整基金の残高を標準財政規模の15%である8億円以上を目指してまいります。

最後に、令和7年度予算への反映についてであります。

予算編成方針において財源確保が厳しいことを全職員に周知し、積極的な国、県の補助金等の活用や獲得、各基金の残高等についての共通認識の下、予算編成を行いました。具体的には、消耗品費は原則対前年度比10%削減し、計画策定などの委託料については仕様内容を再度精査するなど、予算額の削減に努めてまいりました。

また、新規事業はもちろんのこと、継続事業においても改めてその必要性や内容、緊急度を再検討し、規模の縮小や次年度以降への先送りを実施いたしました。

普通建設事業については、住民負担の世代間の公平性確保のための調整や財政負担の平準化、交付税措置による国の財源を最大限活用するという観点から、必要な事業については地方債を活用した予算編成といたしました。今後も町の未来への投資の歩みを止めることのない予算編成としつつ、持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） 再質問を3点ほどさせていただきます。

自治体の破綻という言葉があります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のうち一つでも基準を超えれば、自治体自ら財政健全化計画を定め、議会の議決を得なければならないとあります。

今、小山町は現在一つも基準に近いものはありません。ただ、多額の起債に依存した投資を続けた結果、公債費負担が過大になっていくと不安です。令和9年度の実質公債費比率は11.3%程度となると予測していると答弁がありましたが、10年度からは減らしていくと理解してよろしいでしょうか。その前から減らすべきではないかと思いますが、その点を伺います。

二つ目、小山町長期行財政運営計画が令和5年3月に出されております。その中で、基金残高の推移が示されています。今後、人口の減少による税収の減少や物価上昇による収支ギャップは年々拡大傾向にあり、令和9年度には基金残高が0となる見込みと書かれております。この中で

は税収は増えておりますけども、令和7年度はどうなるのか。9年度に0にならないような施策をしているのか伺います。

3点目、令和7年度第5次総合計画後期基本計画策定に向けて、令和6年度に長期行財政運営計画の見直しを検討するとあります。以降、進捗状況の評価を踏まえて適宜に見直しを検討するものとありますが、その内容を伺います。できていなければ、いつできるのか伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 室伏議員の再質問にお答えします。

初めに、起債の削減についてであります。

令和5年度小山町一般会計等の健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率は算定されず、実質公債費比率は10.3ポイント、将来負担比率は30.7ポイントであります。議員がおっしゃるとおり、財政健全化計画の策定と議会の議決が必要となる早期健全化の判断基準には該当しないものとなっております。

先ほど答弁しましたとおり、令和7年度から令和9年度まで小山消防署建設事業、室内温水プール建設事業と地方債借入れの大きい事業がありますので、令和10年度以降、国、県の補助金、交付金等の活用を十分に検討するとともに、事業の優先順位を検討することで、起債の増加を招かない財政運営に努めてまいります。

次に、基金の状況と長期行財政運営計画の見直しについてであります。

令和7年度予算編成後、土地開発基金を除いた本町の基金残高は19億3,000万円余となる予定であり、対前年度比マイナス12億8,700万円余であります。令和5年度に作成した長期行財政運営計画は、平成28年から令和3年度までの決算状況等の推移により、財政シミュレーションをしたものであります。そのシミュレーションにより、令和9年度に基金残高が0円となるとしております。

計画策定時から3年が経過し、令和4年度以降、財政状況も変わっているため、長期行財政運営計画の見直しを検討していきたいと考えております。

来年度は、第5次総合計画後期基本計画の策定が本格的に進む予定であります。長期間の行財政運営を計画する上で、その計画との整合性を取ることが大変重要であることから、第5次総合計画後期基本計画の策定状況を踏まえ、令和7年度中に見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○7番（室伏辰彦君） 内容的には同じ質問になってしまうんですけども、令和10年度以降、国、県の補助金、交付金等の活用を十分に検討するとともに、事業の優先順位を検討することで、起債の増加を招かない財政運営に努めるとの答弁が今ありましたが、起債を減らしていくと考えて

いるのか伺います。

二つ目、令和7年予算編成後、土地開発基金を除いた町の基金残高は19億3,000万円余りとなる予定であり、対前年度マイナス12億8,700万円余とのことです。長期財政運営計画では令和9年度に基金が0となると書かれております。10億円ずつ取り崩せば、令和9年度には書かれているとおり基金が0となります。長期財政運営計画の見直しを検討するとの答弁がありましたが、速やかに進めなければならないのではないのでしょうか。基金がなくなった場合の町の運営はどうなるのか伺います。

また、岳麓新聞に載っていましたが、令和7年度末の町民1人当たりの借金は5万8,415円増えて63万円余りとなります。このことについて、どのように考えているのか伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 室伏議員の再々質問にお答えします。

先ほど答弁したとおり、令和10年度以降、起債の増加を招かない財政運営に努めることで、町民1人当たりの借金も減少していくものと考えております。

また、令和7年度から長期行財政運営計画の見直しを進め、計画的に基金の積立てを行い、必要な施策に充当できるよう努めてまいります。

以上です。

○7番（室伏辰彦君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、2番 池谷 元君。

○2番（池谷 元君） 通告に従い、一括質問一括答弁方式で1問質問させていただきます。

件名、誰もが、いつでも、行きたい場所に行ける町の実現です。

誰もが、いつでも、行きたい場所に行ける町が実現すれば、子育て、教育、通勤、通学、高齢者支援や障がい者支援など、あらゆる分野において利便性が向上します。

小山町では、令和2年度からデマンドバスの運行を開始しました。利用者が多く予約が取りづらい状況が続いております。デマンドバスの利用者を分散させるため、令和6年8月から町内5ルートを走る巡回バスの実証実験を行いました。利用者の分散は難しく、既存の仕組みと体制では、利用者増加に対しデマンドバスの増車を行う必要がありますが、運転手不足により交通事業者での対応が難しいと聞いております。

それで、町では新たな移動手段としまして、自家用車、一般ドライバーを活用した公共ライドシェアの導入を行うようですが、ライドシェア導入について4点伺います。

まず、1点目になります。使用する車の最低限の車種や年式などはどのように考えているのか。

2点目になります。ドライバーと乗客の安全のため、車内、車外のドライブレコーダーやカーナビは必要不可欠なものです。導入する車両の基準に入っていますか。

そして、3点目です。運行前のアルコールチェックや健康確認、車両の運行前点検はどのよう

に行うのか。

4点目です。ライドシェアのドライバーは新たに保険に加入する必要があるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 池谷議員にお答えいたします。

初めに、使用する車の最低限の車種や年式などはどのように考えているかについてであります。車種、年式の指定はありませんが、乗車定員として4人以上乗車可能な軽自動車もしくは普通自動車が望ましいと考えております。また、ドライバー採用時に所有する車の車検証や点検記録の提示を求めますので、定期的に点検されている車かどうかの確認は行ってまいります。

次に、ドライブレコーダーやカーナビは導入する車両の基準に入っているかについてであります。ドライブレコーダーについては、町が用意した機器を取付けていただきます。カーナビについては、予約システムと連動したアプリを使用することから、ドライバーの採用条件の一つとして、スマートフォンを所有し操作ができることを挙げております。ドライバー所有のスマートフォンを使用していただく予定で考えております。

次に、運行前のアルコールチェックや健康確認、車両の運行前点検はどのように行うのかについてであります。運行の前後において、町が運行を委託した事業者の運行管理者とドライバーが専用のスマートフォンアプリを通して、ビデオ通話などによる確認を行います。アルコールチェックについては、あらかじめドライバーに専用の機器を貸与し、測定結果を運行管理者が確認をいたします。

最後に、ライドシェアのドライバーは新たに保険に加入するのかについてであります。新たな保険加入は必要ありませんが、ドライバーの採用条件の一つとして、任意の自動車保険に加入していることを条件としております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○2番（池谷 元君） それでは、4点再質問させていただきます。

まず、1点目になります。4月からの試験運行はどのような内容で行うのか。

2点目です。ドライバーに対する研修などは実施するのか、併せて研修の内容を伺います。

3点目になります。万が一、事故等を起こしてしまったときは、ドライバー自身の任意保険で対応することになるのか。

4点目です。ドライバーの確保はどのように行うのか。

以上4点お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 池谷議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、4月の試験運行はどのような内容で行うかということですが、まず4月の試験運行につきましては、平日の8時から13時の運行を予定しております。これはデマンドバス

において、最も利用が集中している時間帯に合わせております。

運行範囲については小山町内での発着を条件としておりまして、小山町、御殿場市全域において、ドア・ツー・ドアの移動が可能となります。

予約については専用アプリから行いまして、支払いはアプリ内で事前に登録したクレジットカードなど、電子決済で行わせていただきます。

運行車両については、軽自動車か普通車2から3台を予定しておりまして、運賃はタクシーの料金の8割としております。

町としても初めての取組ということになりますので、まずは運用方法の確認や課題の洗い出しなどを行っていきたくと考えております。

続きまして、ドライバーに対する研修ですけれども、採用ドライバーは勤務開始前に接遇面やシステム操作など運行に必要な最低限のマナーや知識の習得、国土交通大臣認定講習を受講していただきます。

また、各ドライバーの課題解決を図る定期研修ですとか、事故やクレーム等があった際には即時研修を実施するなど、安全運転に必要な知識とスキルを身につけていただく様々な研修の実施を予定しております。

続いて、三つ目の事故が起きたときのドライバーの任意保険での対応ですけれども、運行事業者が公共ライドシェア専用の保険に加入をして、サービス提供のときの事故については運行事業者が加入する保険から補償を行います。ですので、ドライバー自身の保険を使って等級が下がるといったようなことはございません。

最後にドライバーの確保ですけれども、運行事業者によりまして地元求人媒体等を活用して広く募集をかけていく予定でおります。既に何人かドライバーを希望する声もいただいている状況でありまして、万が一、ドライバーが見つからない場合でも、運行事業者が抱える人員の中から手配をしていただくということで今進めております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 再々質問なんですけれども、させていただきます。1問させていただきます。

このライドシェアサービスがうまくいきましたら、やはり今、デマンドバスに非常に経費がかかっているんですけれども、そのデマンドバスを減らすということは考えていますでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） デマンドバスについては、今回、新たに町が実施主体となって運行事業者を決めてやっていくわけですけれども、そこで、今まで富士急さんをお願いしていたときよりも経費の方は格段下がるわけです。ただ、今後将来的に、例えばこのライドシェアで運転手が確保できるとかいうふうになってきたときにはライドシェアの方を中心として、例えばデマ

ンドを無くすとか、そういったことは将来的にですけれども、何年後になるか分かりませんが、
そういうのは考えていく必要があるのかなとは思っております。

以上であります。

○2番（池谷 元君） 質問の方は以上です。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月7日金曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時42分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 米 山 千 晴

署 名 議 員 岩 田 治 和

令和7年第1回小山町議会3月定例会会議録

令和7年3月7日（第5日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	教 育 長	勝俣 純君
政 策 監	湯山 博一君	未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君
企 画 総 務 部 長	長田 忠典君	危 機 管 理 局 長	高村 良文君
住 民 福 祉 部 長	山本 智春君	経 済 産 業 部 長	大庭 和広君
都 市 基 盤 部 長	清水 良久君	教 育 次 長	野木 雄次君
おやまで暮らそう課長	岩田 幸生君	企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君
総 務 課 長	渡邊 徹君	くらし環境課長	鈴木 新一君
防 災 専 門 監	永井 利弘君	都 市 整 備 課 長	遠山 洋行君
上 下 水 道 課 長	山口 幸治君	学 校 教 育 課 長	勝俣 暢哉君
総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	鈴木 史幸君
会 議 録 署 名 議 員	11番 米山 千晴君	12番 岩田 治和君	

散 会 午後3時33分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

8番 鈴木 豊君

1. 空き家の利活用の促進や特定空き家などの解消について
2. 都市計画の見直しと今後の小山町における都市計画事業について

3番 平野正紀君

1. 町営温水プール建設についての町民アンケートの実施を

6番 小林千江子君

1. 町内における猫の保護活動に関して
2. 学校へ通えなくなってしまった子ども達のための支援センター開設に関して

5番 臼井光昭君

1. 能登半島地震の教訓と水道事業の防災対策について

12番 岩田 治和君

1. 町職員の職場環境の整備と行政改革の推進について

4番 牧野恵一君

1. 町長の再稼働と温水プール計画

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。副町長は本日の会議を欠席しておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うこととします。再質問については全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。本日は個人質問を行います。通告順により順次発言を許します。

最初に、8番 鈴木 豊君。

○8番（鈴木 豊君） 今回2件を一括質問一括答弁方式で行いますので、よろしくお願ひします。まず、1件目の質問に入ります。

1件目は、空き家の利活用の促進や特定空き家などの解消についてであります。

全国的に人口減少や既存住宅の老朽化などにより、適切な管理が行われずに、周囲の環境に影響を及ぼす空家は増加傾向にあります。総務省が令和6年9月に公表した令和5年住宅・土地統計調査では、全国の総住宅の戸数は6,504万7,000戸で過去最高となっており、そのうち、空家数は900万2,000戸でいずれも過去最高となっております。

私が調べたところによりますと、小山町では上記の調査によりますと、住宅戸数は7,580戸で、そのうち空家数は1,460戸と平成30年の1,520戸に比べ若干減少したものの、いまだ増加傾向にあります。また、空家1,460戸の内訳を見ますと、賃貸用の住宅が570戸、別荘などの空家が40戸、売却用の空家が20戸となっており、転勤や入院などのために長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊す予定住宅が830戸と聞いております。

そこで2点ほど質問いたします。

1点目は、小山町では平成27年度に空家対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家対策計画を策定し、空家の利活用の促進や特定空き家などの解消に努めてきたと伺っておりますが、直近5年間の取組及び件数に対して、どのように実施してきたのか町長に伺います。

2点目は、空家の利活用に町としてどのような助成をする考えを持っているのかも伺いたします。

続きまして、2件目の質問に入ります。

案件は、都市計画の見直しと今後の小山町における都市計画事業についてであります。

将来の小山町のまちづくりについて問いかけをするために質問いたします。以前に都市計画税条例が否決され、現在に至っております。小山町の都市計画は、現在遅れているように私どもは感じております。近隣の御殿場市などは都市計画税などを利用して、様々な道路の拡幅や延長に取り組んでおり、うらやましい限りであります。町は、都市計画並びに市街化調整や市街化区域の見直しの努力を早急に実現するよう私は促すものであります。以前に当局は、町民の意見を伺い、都市計画の再構築を進めたいと申しましたが、現状はどうでしょうか。現在、線引きの見直しについても具体的にどの程度進めているかの情報提示が私どもにされておられません。また、今後の都市計画の事業についても何も示されていないのが現状と私は思っております。

そこで3点ほど質問いたします。

一つ目は、市街化調整区域や市街化区域の線引きの見直しについて、以前、令和7年度末の完了予定と申ししていたと思いますが、現在どのように進めているかの状況と成果があるものについて伺いたします。

2点目は、今後、都市計画事業について、小山町として新たにどのような事業を考えているのか伺いたしたいと思います。

3点目は、JR駿河小山駅周辺の再整備について、都市計画において、今後、駅舎を含めた再開発についてどのように考えて進めていくのか町長にお伺いたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員にお答えをいたします。

初めに、駿河小山駅周辺の再整備について、駅舎を含めた再開発についてどのように考え、進めていくのかについてであります。

駿河小山駅周辺の土地利用につきましては、第5次小山町総合計画における土地利用構想において、にぎわいを取り戻す拠点エリアとして整備を推進すると位置づけております。これらを踏まえ、私が町長就任前には、駿河小山駅、音淵、落合のまちの未来像をまとめるために、にぎわいまちづくりワークショップを開催し、駿河小山駅前タウンセンター構想を打ち出しました。具体的な事業化につきましては、町の玄関口としてにぎわい創出が進むよう、土地地権者である富士紡ホールディングス株式会社との協議を重ねているところであります。今後も魅力あるタウンセンターの整備を早期に実現できるよう努めてまいります。

その他の御質問につきましては、未来創造部長、都市基盤部長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 私からは、空家の件についてお答えをいたします。

本町の特定空家の解消に向けた取組につきましては、初めに、例年区長会に調査をお願いし、各区から報告があった物件に対し、町で現地を調査し、倒壊等著しく危険のおそれのある空家や、衛生上有害となる空家につきましては、空家等対策協議会にお諮りをし、特定空家として認定をいたします。特定空家につきましては、土地所有者及び建物所有者の方に対し、建物の解体を交渉しております。令和2年度から今年度までに特定空家として認定した件数は8件、そのうち解体まで至った件数は6件であります。

次に、空家の利活用の促進に向けた取組についてであります。

本町では、町内にある空家または空き地の売却若しくは賃貸を希望する所有者等を対象に、小山町売りたい・貸したい不動産バンクへの登録を推奨し、空家の利活用の促進に努めております。令和2年度から今年度までの小山町不動産バンクへの登録件数は48件、そのうち24件が売買及び賃貸借契約の締結に至っております。また、令和5年度から小山町空家活用・流動化促進助成金交付要綱を制定し、子育て世帯等の定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的に、自ら居住するために空家を取得し、リフォーム工事等を行う方に対し、予算の範囲内で助成金を交付しております。本助成金制度は、昨年度から制定したため、初年度の実績はありませんでしたが、本年2月末現在では5件申請があり、今後も空家の利活用の促進に努めてまいります。

次に、空家の利活用に町はどのような助成をする考えを持っているのかについてであります。

現在フロンティア推進区域では、様々な企業が進出し、従業員の受入先となる賃貸住宅が不足しております。このため、町内の賃貸住宅やアパート、一戸建てを所有する個人または法人の方を対象に賃貸住宅のリフォーム助成を行っております。アパートのリフォームでは、改修工事費の3分の1を一室、1回限り最大10万円助成し、一戸建てのリフォームでは、同様の助成率で1回限り最大20万円を助成いたします。

今後も空家活用・流動化促進助成金や、危険空家の解体による空家対策補助金を引き続き予算化し、空家の利活用の推進に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 私からは、都市計画の見直しと今後の小山町における都市計画事業についてのうち、線引き見直し等の進捗状況と成果についてお答えいたします。

令和6年6月定例会で小林議員から一般質問を受け、都市計画見直しの進め方について、まずは都市計画道路の見直しを進め、区域区分いわゆる線引きの見直しは、湯船原工業団地の立地企業の種別等がある程度確定した段階で県等との協議を開始しますが、都市計画道路の見直しに関連した区域の線引き見直しについては、先行して検討に着手すると答弁をいたし、その後、都市計画決定の変更に向け県との協議に着手しております。現在の進捗は、都市計画道路竹之下中島線の一部区間の廃止と線形変更について県との協議を進めており、年度内には変更する線形等を

含めた都市計画決定の方向性を決定する予定であります。

また、区域区分の見直しについては、先ほど御説明いたしましたように、都市計画道路見直しの進捗に合わせ、竹之下中島線の廃止予定区間の一部に隣接する菅沼地内の谷戸林エリアについて市街化区域から市街化調整区域に変更する、いわゆる逆線引きの進め方に関する事前相談を県の所管部署と開始したところであります。令和7年度は、都市計画道路については、年度内の都市計画決定を目指し、住民説明会や県との本協議及び町の都市計画審議会への諮問など、必要な手続を進めてまいります。

また、区域区分の見直しにつきましては、県が行う都市計画決定となるため、谷戸林エリアの逆線引きの妥当性や進め方について県と本格的な協議を実施し、進捗を図ってまいります。更に谷戸林エリア以外の見直し対象とする候補区域についても順次検討に着手し、早期の都市計画決定の実現を目指して進めてまいりたいと考えております。その他にも、市街化調整区域において、都市計画法第34条第2号の運用基準の適用区域の変更や市街化調整区域における地区計画適用に関する基本方針の見直しなど、運用についての検討を実施しているところであります。

次に、新たに考えている都市計画事業についてであります。

町が今後進めていく都市計画事業といたしましては、一つ目は、菅沼谷戸地区の土地区画整理事業であります。昨年6月定例会の一般質問で答弁いたしましたとおり、市街地再開発事業に関する計画となる菅沼谷戸地区土地区画整理事業を進め、明倫地区のにぎわいを創出してまいります。

進捗状況は、昨年5月に組合設立準備委員会を立ち上げ、その後、現地の測量や隣接者を含む地権者86名を対象に、地区境界の立会い確認を実施した上で、関係機関協議や設計及び事業計画の策定を進めております。今後は、令和7年度内の土地区画整理組合設立を目指し、設立認可申請書の提出に向け準備してまいります。

二つ目としましては、先ほど都市計画の見直しについて答弁いたしました都市計画道路竹之下中島線であります。当該路線の整備については、線形変更の都市計画決定が完了した後に、事業化の早期実現に向け、県との協議を進めるとともに、必要な調査検討に着手してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） それでは、再質問させていただきます。

1件目の空家の利活用の促進や特定空家などの解消についてですが、1点ほど再質問をさせていただきます。

先ほど小山町売りたい・貸したい不動産バンクへの登録件数は48件で、そのうち24件が売買及び賃貸契約の締結に至ったとの答弁がありました。差引きすると24件が利活用可能となりますが、本町の人口減少や若年男女の流出など課題は多く、一方でフロンティア推進区域等では、様々な企業が進出し、雇用も増加する中、利活用な空家等が少なく感じます。この点についての考えを

お伺いしたいと思います。

次に、2件目の都市計画の見直しと今後の小山町における都市計画事業についての再質問ですが、3点ほどお伺いしたいと思います。

1点目は、線引きの見直しも平成30年度から調査業務を実施していると聞きましたが、先ほどの回答では本当に進めてきている感じがしません。今後どのようにしていくのか、再度お伺いします。

2点目は、都市計画道路竹之下中島線の一部区間の廃止と線形変更など、都市計画道路の見直しをしますが、どのような見直しとするのかと、あと、いつ頃までを予定しているのかお伺いしたいと思います。

3点目は駿河小山駅前タウンセンター構想を町長は打ち出していると回答がありましたが、私ももっとどのようなタウンセンター構想しているのか、具体的な構想をお伺いしたいと思います。

以上、再質問であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

初めに、駿河小山駅前タウンセンターの具体的な構想についてであります。

御殿場線の駿河小山駅と周辺地区は、町の交流の玄関口として多くの来訪者が訪れていただけるような拠点としたいと考えております。特に、富士紡ホールディングス株式会社が所有している駅北側のエリアについては、商業サービス施設、居住用の集合住宅や複合施設などを再整備して、町の交流拠点となるタウンセンターを構想しております。また、事業手法といたしましては、民間事業者を呼び込み、PFI、PPP事業などの導入も視野に入れ検討していきたいと考えております。

その他の再質問につきましては、担当部課長からお答えいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 鈴木議員の空家の再質問にお答えをいたします。

先ほども御答弁をいたしました。本町では通年、区長会に空家調査をお願いしておりましたが、昨年度初めて、住宅地図メーカーでございます株式会社ゼンリンに委託をし、実態調査を行いました。調査に当たりまして、人が住んでいないと思われる戸建て住宅や集合住宅、店舗などを対象といたしました。地区別の件数ですが、成美地区が133件、明倫地区が50件、足柄地区31件、北郷地区47件、須走地区135件の計396件でした。今回の調査結果で空家に該当しないものも数多くありましたので、現在、町が委嘱しております住まいの相談員によりまして精査をしております。最終的に、精査した利活用可能な空家は土地所有者及び建物所有者をお願いをし、小山町売りたい・貸したい不動産バンクへの登録を行い、町内の不動産事業者と連携し、空家利活用の促進に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 都市計画に関する再質問のうち、1点目と2点目にお答えいたします。

初めに、線引きの見直しの進め方についてですが、議員御指摘のとおり、平成30年度に区域区分界妥当性検討調査業務を実施しております。この際に検討を実施した区域が幾つかありますが、この成果に基づき、谷戸林以外の区域については、社会情勢を見ながら優先順位をつけ、必要な箇所から順次検討に着手してまいりたいと考えています。

次に、都市計画道路竹之下中島線の見直しの内容についてお答えします。

現在の都市計画決定は、足柄、宿区内の東名跨道橋竹之下橋南東側付近を起点に北側に向かい、二級河川馬伏川、吉久保地内の県道沼津小山線を横断し、谷戸林エリアから藤曲区内を通過後、国道246号中島インター付近に接続する全長約4.2キロメートルの道路であります。見直しの内容は、谷戸林から北側、中島インターまでの約2.9キロメートルの区間は実現性が低く、代替道路もあるため廃止とし、県道沼津小山線から谷戸林に至る約0.5キロメートルの区間は、並行して整備済みである町道原向中日向線を活用した線形に変更することとし、更に県道沼津小山線から南側、足柄方面の竹之下橋までの約0.6キロメートルは、深い谷地形を橋梁で結ぶ区間であり、最短経路で結ぶよう線形変更する計画であります。

このように、都市計画決定を変更することで、東名足柄スマートインターチェンジから、現在整備中の新東名小山スマートインターチェンジに至る一連の道路ネットワークを構築し、観光、産業及び生活交通の利便性の向上、防災・救急活動の強化などが図られるものと期待しております。将来を見据えたまちづくりに大きく貢献する事業となりますので、都市計画決定については令和7年度内を目標に必要な手続きを完了し、その後は、早期の事業化に向け進めて参りたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○8番（鈴木 豊君） 再々質問ですが、2点ほど再々質問をさせていただきます。

1点目は、まず空家の利活用の件で特定空家の解消についてですが、土地所有者や建物所有者への建物の解体交渉は時間がかかり、コロナ後、物価高騰の影響により解体工事費も増大しております。一戸建て住宅を解体するにも相当な費用が必要となります。私が把握している中で、本町では、特定空家を解体した場合には、空家対策補助金があります。特定空家に認定された空家等について、解体撤去業者による危険空家の解体及び撤去に要した工事費用の3分の1以内、限度額30万円を補助するとしていますが、限度額30万円では、解体工事費の高騰を含め少ないと思いますが、町の考えをお伺いしたいと思います。

2点目は、先ほど都市計画の件で、都市計画道路竹之下中島線の見直しの詳細の説明をしてい

ただきましたことで、今後前向きに進めていただきたいと思います。その点の考え方の中で、進め方にもいろいろありますが、その点を再度お伺いしたいと思います。

以上、再々質問です。よろしくお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 鈴木議員の空家関係の再々質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、コロナ禍後、解体工事費は高騰をしております。空家等対策協議会でも同様の意見がございました。このため、令和7年度からとなりますが、解体事業者による危険空家の解体及び撤去に要した工事費用の3分の1以内、限度額を30万円から60万円に引き上げるよう補助金交付要綱の一部を改正し、さらなる特定空家の解消に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 都市計画の関係の再々質問にお答えいたします。

都市計画道路竹之下中島線の進め方ということでございますが、もうちょっと細かく具体的に言いますと、都市計画決定の変更には、来年度決定まで進めたいと思っておりますが、具体的な順番としては、県との下協議がまず先になると思っております。これについては、線形とか理由とか、この辺をしっかりと御理解をいただいた上で、おおむね方針が固まった段階で各地区ごとになるかと思っておりますが、地元説明会こちらに入っていきます。それが済んだ後に、都市計画決定の素案ができてくると思っておりますので、こちらをもって県との本協議をやらせていただいた上で、あとは町の都市計画審議会と、こういったような順番になろうかと思っておりますので、一応いろいろ難しい協議等もございますが、その辺まで含めて、来年度、都市計画決定の変更ができるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（鈴木 豊君） それでは最後に、回答を得ませんが、いずれにしても駿河小山駅は、障がい者などの一番不便な駅だと思います。車椅子でホームまで流れないなどありますので、早期によいタウン構想ができるよう願っておりますことを申しまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 次に、3番 平野正紀君。

○3番（平野正紀君） 私は通告に従い、町営温水プール建設についての町民アンケートの実施をというテーマについて一問一答方式で質問させていただきます。

町営温水プール基本計画が2月3日に町ホームページにおいて公表されました。この温水プール建設については、多くの町民の皆さんが関心を持っていながらも、内容がよく分からないまま進められているとの声を多方面から聞きます。また、高齢者や移動手段のない人、水泳を好まない人など利用しづらい人も多く、税金の公平性に疑問があるとか、建設後の維持管理にかかる莫大な費用により財政圧迫を招かないかなど不満の声が多いですし、意見を申し述べたくてもできな

い方も数多くいられるのではないかと察するところです。

私は、過日、近隣で運営している御殿場市のふれあいプール玉穂、清水町温水プール、三島市民温水プールの各施設を視察させていただき、それぞれの運営状況、入場者や維持管理に関する経費や運営上の留意点等について勉強をしてみました。机上の議論に加えて、各施設の実際の様子を見学させていただき、プール建設・運営に関する知識も深まったものと感じております。

今回の質問では、私自身既に理解している事柄や基本計画に掲載の事項であっても、改めて町民の皆様に分かりやすく理解していただけるよう、基本計画の内容と今後の進め方について、学校教育現場からの観点、収入見込みと維持管理経費の算定、今後の進め方と町民アンケートの実施についての3点から質問いたします。

初めに、学校教育現場から見て必要な施設であるかについて幾つか質問いたします。教育関係者にアンケートをとったと言いますが、誰を対象にしたアンケートだったのか。また、どのような意見であったのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○政策監（湯山博一君） 平野議員にお答えをいたします。

教育関係者へのアンケートということでございますけれども、昨年1月の校長会におきまして、そこにお邪魔をして、ぜひ現場の声を聞きたいということをお願いをしたところでありまして。いわゆる一般的なアンケートという形式では全くありませんで、項目の設定とか回答の様式も一切定めずに、自由に忌憚のない意見を伺いたい旨をお願いしたところです。寄せられた意見でございますが、課題や不安も多くありましたし、期待する意見もありました。総じて送迎を含む授業の組み立て方の意見が多かったと感じているところです。

以上です。

○3番（平野正紀君） 再質問させていただきます。

2回目の意見交換会を傍聴した際に、校長会に出向いて学校の先生方からアンケートをとった、様々な意見があったが、プール建設については肯定的な意見が多かったとの説明であったと認識しています。教育現場からの意見は具体的にどのようなものであったのか、詳しく伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○政策監（湯山博一君） 平野委員にお答えをいたします。

意見交換会の際の説明の中でアンケートという言葉を使ったというのは、すいません、うかつでした。真意を申し上げますと、1月30日に町の方で決めました意見交換会の要綱の中で、私が座長ということ命ぜられましたので、何分学校現場のことがよく分からないものですから、意見交換会をする前に、ぜひ学校の状況を聞きたいよということをお願いをしました。そのときお願いしたときに気をつけたことは、校長先生にももちろんお願いをしたんですけども、実際授業を行う体育の先生であるとか、それから担任の先生であるとか、養護の先生とか、とにかくいろん

な方の意見を教えてくださいということもありまして、その意見のベタ打ちがここにあるんですけども、これ全部読むと時間がありませんが、先ほどのお答えの繰り返しになりますかもしれませんけれども、授業の運用方法がなかなか想定できないので、そこに戸惑いも含めた、どんなふうになるんだろうという不安はもちろんありました。それが大体3分の1ぐらいは占めているのと、整理をしてくれている先生はメリット、デメリットを期待すること、課題とかいうふうな形で整理をしておりますので、これをお願いするときに、公開をするということは言っていないのでなかなか形で公開することはできないと思いますけれども、もし、そういう御希望があれば一般的な形でまとめることは可能ですので、またその際は申し伝えてくださればありがたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

教員の負担軽減とありますが、実際にそのようであるのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 平野議員にお答えいたします。

教員の負担軽減について、まず現状でプールの管理を担当する教員においては、多大な負担がかかっていると考えております。割れた瓶が入っていたときには、一度プールの水を全部抜いて掃除をした後、再度水を入れる、その際に二、三日を要し、その間は水泳の授業ができなくなります。ごみなどが入っていたときには、毒物が混入していないかなどと心配になるなど、夜も寝られなくなるという経験談を直接耳にしております。今後、屋内温水プールが設置され、監視員等プールの従業員に安全面での補助的役割を担ってもらうことになれば、これも負担軽減になると考えているところであります。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 再質問させていただきます。

プールの管理を担当する教員については、答弁にあるような御苦労があることは理解いたします。ただ、教員全員で行うプール清掃を除き、全ての教員には負担がかかっていないと思います。大げさ過ぎませんか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） お答えいたします。

プールの授業に関する毎日の業務は、体育主任1人では賅い切れない状況です。施設の開錠、施錠のほか、定期的な水量、塩素の濃度、水温、気温、暑さ指数の測定や必要に応じてその調整、ごみや虫の死骸、藻の除去等、施設設備の安全点検等を教員が分担して行ったり、授業前後の授業者が行ったりして維持管理をしています。このような状況において、業務が削減されたり、補助員による指導や安全面での補助があったりすることは、全ての教員の物理的・心理的な負担軽

減につながると考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 再々質問をさせていただきます。

牧之原幼稚園児バス置き去り死亡事故以来、教育現場では、バスでの送迎や引率に大変ナーバスになっています。温水プールへの引率も教員1人では不十分。小学校1、2年の低学年の児童の引率を想定してください。一つ一つの行動に細心の注意が必要です。更衣室で着替えをさせること一つをとっても、きちん濡れた髪や体を拭いているか、忘れ物はないか、全て教師がチェックしなければなりません。引率は最低でも2人必要になります。このようなことから、結果的に教育現場の負担は増大するのではないかと思います、どのような見解でしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 平野議員がおっしゃるように、送迎にも負担がかかることは承知しております。私が聞いた範囲になりますが、送迎の負担よりも日々のやはりプールの管理の方が大変であるというような意見を今伺っております。平野議員のおっしゃることも分かりますが、プールができますと、先ほど答弁したとおり、物理的・心理的な負担軽減につながると考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

年間を通じて水泳の授業を行うことは現実的でないとの意見を聞きますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 年間を通じての水泳の授業の実施についてですが、屋内の温水プールにおいては、年間を通して水泳の授業の実施は可能であります。気温等の諸条件や教育課程の編成等を考慮すると、実際には6月から10月くらいの間で実施することになると考えております。何より事前に計画したとおりに水泳の授業を実施できることは、年間の全体的な教育課程を円滑に遂行していく上において有益であると考えているところであります。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 再質問させていただきます。

水泳授業を行う際は、25メートルプールと小プール、児童プールであります。これをどのように利用するのでしょうか。また、プールのほか、更衣室なども含め、プール施設をどの程度占有することになるのか。水泳授業を行う場合、一般市民の利用はできなくなるのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 現段階では、学校の水泳の授業で使用させていただく場合は、施設を全面的に占有させていただきたいと考えております。25メートルプールを3年生から6年生、児童プールを1・2年生が利用することを考えております。占有させていただくことで、授業時

の声の大きさ、プール内での水しぶきやプールサイドの使い方等で一般の方に迷惑となったり、更衣室等の利用による混雑やトラブルを防ぐことができると考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

授業カリキュラムに支障があると考えられますが、最も重要である授業時数の確保について影響がないのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 授業時数の確保についてですが、水泳の授業時数については、現在のところ毎年10時間程度を計画をしています。実際には天候等の理由から、計画どおりに実施できずにいるのが実情です。したがって、水泳の授業を10時間以内の時数で実施することは何ら支障が出るものではないと考えております。また、屋内温水プールまでの往復に要する移動時間についてですが、体育・水泳の時間に限らず、授業日数の見直しをしながら、年間を通してゆとりのある日課とするよう予定をしているところであります。往復の移動時間が加わったことにより、全体の日課に影響が出ないようにしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 再質問をお願いします。

授業日数の見直しをしながら、年間を通してゆとりある日課とするよう予定しているとのことですが、授業時数を確保するため、例えば、夏休みの日数が減ってしまい、結果的に教師の負担が増えることも考えられますが、どのような想定か伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 現在、子ども達の集中力等の観点から、平日の時間割が詰め込み過ぎではないかという議論が起こっています。その解決方法として、授業日数を増やすことで5時間や6時間の日を減らし、日々の学校生活や業務にゆとりを持たせることを考えております。議員御指摘のとおり、その分長期の休業の日数が減ってしまいますが、例えば夏休みについては、子ども達には夏休みの課題等の精選、教職員については、学校の閉校日を設定し、確実に連続した休暇がとれるようにすると配慮したいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

この温水プール建設の大きな理由として、天候などのために水泳授業が思うとおりにできないからとか、プールの維持管理など教育以外の業務が多いことなどを理由に挙げています。あれだけ立派なふれあいプール玉穂がある御殿場市でも、ふれあいプール玉穂を利用しているのは玉穂小だけで、一般利用が始まる前の時間帯に限り利用しているとのこと。やはり、バスで移動

して授業を行うことが困難なことの表れです。教育委員会として、学校教育現場から見て必要な施設であるのか、改めて伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 必要な施設であるのかについてお答えします。

まず、ふれあいプール玉穂につきましては、玉穂小学校プールの老朽化に伴い建て替える際に、元の校内、学校敷地内ではなく、今ある場所、今の現在の場所に設置するものとして、また地元の方々に使用していただくための施設として位置づけをして設置した経緯があると聞いております。小山町の場合は、小学校全5校の使用を前提としているところであり、各校平等に使用することができると考えています。

次に、水泳の授業は、過去の大きな水難事故を教訓として、その防止のため指導要領に示されているところであり、子ども達にとって得手不得手の差はあるものの、総じて子ども達が楽しみとしている授業であります。教育委員会及び学校教育現場から見て、屋内温水プールは必要な施設であると考えています。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 再質問をさせていただきます。

1月の総合教育会議で決定された小中一貫校化の今後の学校施設の在り方を考える上で、地区によっては校舎の廃止・解体に近い将来、現実的なものとなってくると思います。ならば、今、わざわざ巨額の経費、ランニングコストと借金に頼ったプールを新設しなくとも、仮に比較的新しい明倫小のプールに集約し、施設を屋内化するなどして各学校が利用することは可能であると考えます。その点に関して、教育委員会としてどのような見解か伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 須走小学校の事例から、プールに屋根等を設置して屋内化することにより、水温が上がらなくなり、かえってプールを利用しにくくなると考えております。教育課程の編成等を考慮すると、気温等の諸条件に影響されず、6月から10月ぐらいの間で計画したとおりに水泳の授業を実施できることは大変ありがたいことであると考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次に、収入見込みと維持管理経費の算定は適正であるかの観点から質問いたします。

1日平均200人の利用者を見込み、施設利用料収入として3,000万円を計上していますが、過大ではないかとの意見を多く聞きます。適当な試算でしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 平野議員にお答えいたします。

利用者数は、小山町民に加えて御殿場市や神奈川県、山梨県などからの一般利用や指定管理者

が実施する水泳教室の受講者、スポーツ合宿での来町者等を見込んで試算いたしました。また、2種類のサウナを設置することで、プールのみの施設に比べてより集客力を高めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） ただいまの答弁についてお伺いします。

入場料は500円ですが、子ども料金の設定はしないのか。また、学校の授業でプールを使う場合は、町民の利用はできなくなり、それぞれの収入減額相当分についてどのような考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 利用料金につきましては、類似施設の事例を見ますと、子どもの料金を設定している事例が見られます。こちらは事業者の提案に基づき、町と協議をして町の条例、規則で定めてまいりたいと考えております。清水町の温水プールなどでも、事業者の自主事業ですとか、水泳授業などで利用料以外の収入を確保しております。特に子どもから大人までの水泳教室などの提案も大きく影響してくると考えております。

以上であります。

○3番（平野正紀君） 再々質問をさせていただきます。

ふれあいプール玉穂は魅力的な設備がそろい、家族連れでの利用が多く、その分利用者も多い、それでも1日平均228人です。プールの指定管理を行う専門業者の見解では、小山町では1日平均40人から50人程度を見込むべきではないかと聞きました。また、御殿場市との人口割合によって計算してもその程度の人数になると考えます。基本計画にある設備・仕様で、学校プール授業による利用制限も考慮して、果たして年間1日平均200人を見込めるのか、改めて伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 三島市、長泉町、清水町、それぞれ市町に温水プールがあります。これらのエリアの3市町ですけれども、人口の合計が約18万5,000人おります。三つの公営プールの利用者ですけれども、年間約21万6,000人が利用しております。例えば、これを御殿場市と小山町の人口が今約10万3,000人となつてございまして、これに神奈川県、山梨県などからの利用者を考えれば、相当の需要があると考えております。また、事業者からの魅力ある提案を求めまして、計画を達成できる集客力の高い施設を目指してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

視察した各施設では、指定管理者が管理運営を行い、各種の水泳教室や健康増進事業など、工夫を凝らした自主事業を展開し、利用者数増加と収益の確保に努めていました。自主事業についての考え方、また民間による施設の管理運営方法はどのように考えているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 管理運営方法は、指定管理を考えております。他施設の事例では、通常のスイミングスクールに加えて、アクアビクスやフィンスイミングなど様々な自主事業が行われていることから、選定に当たっては、事業者からこうした魅力的な提案を求めてまいります。以上です。

○3番（平野正紀君） 再質問です。

自主事業について事業者から魅力的な提案を求めるに当たり、町が必要とする事業や各種教室やその売上げ収入について、どの程度まで求めたいのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 水泳教室などの事業ですけれども、こちら収入に影響することが予想されることから、事業者の提案が重要であると考えております。以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

施設の規模や仕様が違い、全てが参考になるとは言えませんが、多くの町民が御存じのふれあいプール玉穂と比較して、以下何点か質問いたします。

ふれあいプール玉穂では、監視業務員を含む人件費について、事故防止のために監視員は常時5人いるそうです。その他に受付担当や管理担当ほか、実は大勢のスタッフが日夜働き、年間9,100万円余の費用がかかっています。小山町は人件費として5,200万円しか計上していません。これでは到底安心安全な運営はできないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） このたび作成しました基本計画であります。実施設計につなげるために、概要を把握し検討するために作成したものであります。経費や規模についても、導入自治体の実績などを参考にしたものであります。プール管理運営費についても、玉穂プールのほか、近隣市町や県外のプールを訪問調査して、それぞれの費用を参考にしております。以上です。

○3番（平野正紀君） 再質問をお願いします。

他施設の管理運営費用を参考にしているのは理解できます。では、基本計画の仕様による管理運営スタッフ、監視業務員、その他、必要な人材についてどのように積算しているのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 管理運営スタッフ、監視員なども他市町のプール、管理スタッフの状況や同プールの事例を参考にしまして算出をしております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

同様に水道光熱費も4,350万円に比較して、町は1,700万円です。どのような根拠でしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 光熱水費については、同規模となる清水町温水プールを参考にしております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 再質問です。

清水町温水プールの水道料については、柿田川の湧水を利用しているためプールに利用する水道代は無料とのことです。また、このところの電気代、燃料費の高騰を勘案すれば、とても賄える金額でないと考えます。どのような見解でしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

できる限りコスト削減に努めてまいりたいと考えておりますので、事業者選定におきます要求水準書において、熱源をヒートポンプチャラーにすることやソーラーパネルの設置などを入れ、光熱水費を削減してまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

同様に修繕費も1,300万円に比較して、町は僅か150万円の計上です。ふれあいプール玉穂では、規模の違いと経年劣化もあると思いますがあまりにも違い過ぎます。どのような根拠でしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 修繕費につきましても、同規模プールの小規模修繕の実績を参考とさせていただきます。

以上です。

○3番（平野正紀君） 再質問です。

ただ単に金額だけの計上ということでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

ほかの施設と同様、小規模修繕費用も概算の金額であります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

基本計画に記載の経費のほかに、ふれあいプール玉穂では、職員の社会保険料などの福利厚生費、法人税としての租税公課、折り込みチラシなどの広告料など幾つもの経費が計上されています。これらはどうなっているのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 基本計画につきましては、先ほど申し上げたとおり、詳細な経費の積み上げは今後の進捗の中で行ってまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

以上を総じて、12月の町民説明会で意見があったように、イニシャルコストもそうですが、利用料収入、ランニングコストによる収支費用計上がアバウト過ぎないか。もっと時間をかけて具体的な施設整備等の青写真を固めてコストを算定すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 現在は基本計画の段階なので、同規模プールの実績を参考にして、概算費用として捉えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 再質問です。

基本計画の段階であり、同規模プールの実績を概算費用としているとの答弁です。これらの年間8,850万円の経費を根拠として町民に説明していることが恐ろしく感じます。近隣市町の同規模プール実績を模倣した根拠など、何ら信用に値しません。町民への説明について責任が持てるのでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 繰り返しになりますけれども、基本計画の段階ではあくまでも近隣市町の実績やプール運営事業に携わっている事業者からのヒアリングにより概算費用として算出しております。先ほどお答えさせてもらったとおり、詳細の経費の積み上げは今後の進捗の中で行ってまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

熱源については、電力式ヒートポンプ方式を採用して、太陽光発電などの再生エネルギーを積極的に活用することですが、町民の関心が非常に高い木質ペレットを利用する計画はあるのか。その現実性についてお答えいただきたい。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 熱源設備については、現在の要求水準書では、空気熱源ヒートポンプチャラーと定めてあることから、要求水準書のとおりとすることを考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

施設建設費用に係る起債額、すなわち借金ほどの程度を見込み、その後の償還額、償還期間等をどう見込んでいるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 基本計画におきましては、起債額は約13億円と見込んでおります。利子も含めまして、償還期間を30年、利率を2%と想定いたしますと、1年間で元金が4,800万円、利子が1,200万円の6,000万円と見込んでおります。

以上です。

○3番（平野正紀君） 再質問です。

起債に関しては有利な制度を活用して、地方交付税の措置対象となると聞いています。実質的な町の年間負担額はどのくらいが見込まれるのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

平野議員がおっしゃったとおり、交付税措置を除きますと、基本計画の段階では、元金と利子を含めまして約3,000万円と見込んでおります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

敷地となる土地は買収か借り上げか、その金額ほどの程度を見込んでいますか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 一部、土地開発基金で取得する土地がありますが、ほぼ賃借地となります。説明会では賃借地については、地権者と交渉中であり、基本計画には載せませんでした。現時点では、賃借地として、令和7年度当初予算に賃借料約200万円を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

なぜ起債の償還額や土地の借上料の経費負担を基本計画に盛り込まないのか。それらを含んだ収支による町の実質的な負担額を提示しないのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 基本計画の時点では、土地については先ほど申し上げたとおりです。また、起債の利息分については、利率も不明であるため記載をいたしませんでした。

以上です。

○3番（平野正紀君） 再質問です。

私が一番申し上げたいのは、この点であります。賃借地は地権者と交渉中であること、起債は

利率も不明であるため基本計画には載せないとのことですが、この経費は必ず毎年必要な経費になってくるものです。基本計画に掲げる年間費用は、学校水泳授業、運営費を含む収支計算では6,750万円です。これに200万円の土地借上料、起債償還額の3,000万円を合計すると9,950万円、毎年約1億円もの財政負担は確実になるわけです。恐らく、町民の多くは、5,850万円の負担で済むと理解しています。しかし、30年間、子や孫の世代まで実は1億円の負担となると説明すると、皆、聞いていることと違うと言います。町民に大きな誤解を招かざるを得ないこの現状についてどのような見解か伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 起債の額につきましては、基本計画時の財源計画の試算であります。また、元金につきましては建設費の方に計上しているところであります。しかしながら、町の財政負担が最少となるよう、引き続き最も有利な国の補助制度などの検討を進めているところであります。

以上です。

○3番（平野正紀君） 再々質問です。

起債額や国の補助制度はぜひ研究していただきたいですが、先ほど触れました年間収入見込額の3,000万円については大いに疑問を感じます。収入が見込みどおりでなければ、1億円どころかもっともっと負担が増すわけです。悪い言い方をすれば、町民はだまされてしまいます。しっかりとした説明が必要であります。改めてどのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再々質問にお答えいたします。

プロポーザルにおきまして集客力のある施設とすることで、収入を確保でき、また効率的な運営により維持管理費を低くできる提案を求めてまいります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

通常のランニングコストに加え、経年劣化による修繕費用が多額となることが予想されます。ふれあいプール玉穂では、半年間の営業休止による約5億円もの費用をかけた大幅な修繕と設備の更新を行いました。定期的に必ず必要となる大規模修繕工事や設備の更新などの費用についても考えておかなければなりません。この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 大規模修繕は必要となるため、将来的には、個別施設管理計画を作成して適正に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 再質問です。

水と塩素を使う施設であって、通常の箱物と比較して建物へのダメージは大きなものとなります。先ほどの年間1億円もの負担に加えて、定期的に必ず必要となる経費、トータルランニングコストについても明示すべきであるが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） ライフサイクルコスト削減の観点から、今回の事業では、設計、建設、運営を一括発注するDBO方式としております。事業者選定時の資料の中で、長期修繕計画において、大規模修繕の見込みを含めた維持管理費用について提案をしていただきます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次に、3点目、今後の進め方についてお伺いします。

12月の町民説明会以後、町民の本件に対する意識の変化はあったのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 説明会以後の町民の意識の変化については、把握しておりません。

以上です。

○3番（平野正紀君） 再質問です。

プール建設の賛否がある中、事業への理解を深めるために、あらゆる手段により広報、広聴すべきであるのに把握していないとは回答になりません。町民の意識の変化はありませんでしたか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 繰り返しとなりますけれども、今まで説明会などを行ったときに資料等を公開しておりますが、特に町民の方の意識の変化があったとは認識しておりません。

以上です。

○3番（平野正紀君） 再々質問です。

町長に投書をしたとの話をよく耳にします。寄せられた意見はなかったのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再々質問にお答えいたします。

意見といたしましては、今年度、町長への手紙事業実施要綱に基づき受け付けましたプールに関する意見は30件ありました。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

基本計画について、改めて町民へ説明する機会を設ける予定はあるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 先月27日の意見交換会において、屋内温水プール整備運営事業プ

ロポーザル募集要項及び要求水準書の説明を傍聴者を交え行いました。今後、基本計画について町民説明会を開催する予定はございません。

以上です。

○3番（平野正紀君） 再質問です。

もうこれで町民への意見聴取は済んだ、十分に聞いたという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

基本計画については既に公表しており、現在、事業者の選定に向けた準備を進めております。プール設置に向けた必要な予算については、本定例会において提出しているところであります。以上です。

○3番（平野正紀君） 再々質問です。

町政というのは、町長の選挙時に掲げたマニフェストが最優先で進められるものなのでしょうか。温水プール建設について、多方面から疑問や反対の意見も多い中だからこそ、広く町民の声を聞くべきではないのか。そして、じっくり精査し、少々時間がかかっても長い議論の時間をとりながら、慎重に進めるべきではないのでしょうか。御殿場市の図書館の建て替えの際には、基本構想をつくる段階から数え、約5年間検討する期間を経て市民合意を得ています。町の温水プールの場合はどうでしょうか。基本計画を策定して、プロポーザル方式による業者選定、そして、翌年度には設計に着手する。基本計画にあるタイムスケジュールありきではまずいのではないのか。その辺りをどうお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再々質問にお答えいたします。

プールを造る目的、用途は明確であります。したがって、関連議案が議決され次第、速やかに予算を執行してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

基本計画が策定されて、建設工事着手までの間に、どのように町民との合意形成を図ろうとしているのでしょうか。また、敷地造成や排水路の工事、施設本体工事の着手は具体的にいつを予定しているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 屋内温水プール整備事業に関しましては、今後、広報紙などにより、進捗状況も含め周知していきたいと考えております。事業の進捗ですが、令和7年度には事業者を決定し、令和8年度には本施設の建設に着手し、令和9年度中の利用開始を目指しております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 再質問です。

なぜ町民の意見を聞かずにそんなに急ぐのですか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

現在の小学校のプールの状況などにより、少しでも早く水泳授業の改善を図り、よい環境の中で水泳授業などを実施できればと考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 再々質問です。

町の財政状況が逼迫している中、今、プールは必要でしょうか。学校のプールは5校全て使えています。維持管理費用は、各学校、年間僅か数十万円程度で済んでいます。それでも今やらないといけないのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再々質問にお答えいたします。

現在のプールは、明倫小が26年経過、須走小が36年経過しておりますが、ほかの3校は50年から65年が経過し、老朽化が進み、建て替えが必要な状況であります。また天候等の影響により、小学校では計画どおりの水泳授業ができない状況にあり、早急な対応が必要と考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 次の質問です。

町民の意見、意向を把握する手段として、12月の町民説明会の際に多くの声があった町民アンケートを直ちに実施し、その意見を基に施設の必要性、費用対効果について合意形成を図ることが本来の姿と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 当局では、屋内温水プールを設置することを前提に、これまで町民の皆様にも御参加いただき意見交換会を3回、説明会を1回行い、基本計画や募集要項等に皆さんの意見を反映させてまいりました。今後は屋内温水プールの進捗につきましては、地方自治の原則に基づき、議会にお諮りして進めてまいります。

以上です。

○3番（平野正紀君） 再質問です。

私は、プール建設に対しての代案として、先ほど申し上げましたが、急激に減少する児童数とこれからの学校の再編等も踏まえた上で、比較的新しい明倫小学校のプールを屋内化して5校で共同利用し、水温が低いのであれば温水化にするなどコストを最小限にして利用したらどうかと考えます。これは一つの考え方ですが、民間プールに委託する方法など、様々な意見を町民の皆さま

んは持っていると思います。基本計画をたたき台として、皆で意見を出し、話し合い、合意形成を進めていく、それこそが私が訴える地方自治の原則であります、どのような見解でしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げた過程を得て、基本計画の中で比較検討し、基本計画は作成したところでございます。今回の温水プールの事業に関する予算については、本定例会において令和7年度当初予算として議案として提出させていただいております。今後も進捗によりまして議会にお諮りさせていただきたいと考えております。

以上です。

○3番（平野正紀君） 再々質問です。

込山町長にお伺いいたします。

町長マニフェストの一番に掲げた事業だから不退転の決意で実施するとのことですが、町民はそれを認めているわけではありません。今般、町民から多くの要望がある町民アンケートを直ちに実施していただき、民意を聞く耳を持っていただきたいですが、改めて考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○政策監（湯山博一君） 平野委員の再々質問にお答えをいたします。

合意形成、それから町民アンケートの実施ということなんですけれども、結局それが帰着するところがどうなるかということを考えますと、結局のところ、町民アンケートでは何の法的な根拠もなく、何も拘束力はありません。それも御存じだと思います。ただ町民の意見を聞きます、合意形成をするという方法が先ほど長田部長からの答弁にありますように、地方自治の原則に基づいてやりますよということで議会の議員の皆さんの手にかかっているわけです。町民アンケートの究極の形として、地方自治法に定められた住民投票というのがあります。結果的に住民投票の結果も、たとえ住民投票の結果がAであっても、議会の皆さんがそれを認めなかったら、その労力と時間というのは全く無に帰してしまう、それが今の地方自治制度なので、合意形成、町民アンケートといいましても、それはいたずらに時間を使うだけで、結果的にその判断というのは今ここにいらっしゃる議会議員の皆さんに委ねられるというのが今の日本の地方自治の原則です。

したがって、先ほど来、教育委員会からも答弁があり、企画総務部長からも答弁があったように、町民プールの必要性というのは述べたとおりでして、確かに基本計画の聖地といいますか、制度といいますか、それはあくまでも基本計画というのは基本構想レベルで至らない点もあるかもしれませんが、今後ここで時間を使うと何が起こるかといいますと、結局学校のプールの維持管理の大変さが残るまま、それからこの異常気象で授業ができないというこの状況がまた何年も続くまま、それから何よりも今建設資材の高騰がもう1年たつと1.何倍になっていますので、先に行けば行くほど資材が高騰する。したがって、平野委員をはじめとする町民の皆さんが心配する財政状況の悪化にもいい方向へはもう絶対いかないと分かっておりますので、私

どもは、私が座長として意見交換会なり説明会をやったときに、ある程度、若干町民の皆様に冷たい感じを与えてしまうかもしれませんが、もうこういう状況になってくると、ここは議会議員の皆様の判断をぜひお願いしたいということが今の立場と思います。

したがいまして、繰り返しになりますけど、合意形成それから町民アンケートの実施ということは、結果的に帰着をするところというのは議会議員の皆さんにかかっていますので、そこについて時間をとることが果たしてメリットがあるのかなという非常に疑問に思っておりますので、答弁とさせていただきます。

以上です。

○3番（平野正紀君） 再々々質問です。

私が伺いたいのは、込山町長自身が町民アンケートをやる意思があるのかなのかということですか。いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 平野議員にお答えをいたします。

今、政策監が申したとおり、いたずらに時間をかけてもこれは同じ状況が続くだけの話。もうここまでやってこれば、議会の皆さん方を御判断をいただいて進めていくと、こういうことになっておりますのでよろしくお願ひいたします。

○3番（平野正紀君） 何度訴えても多くの町民の皆様の思いは伝わりません。議論は平行線であります。過日、私宛てに一通のはがきが届きました。このように記されておりました。温水プールについて、町長の選挙公約に書いてあったとはいえ、町民の意見を聞こうとはせず進めるのはどう考えてもおかしい。アンケートなどをとってほしい。反対意見が出るのが怖いのでしょうか。まずは町民に聞くべきです。自分のお金ではなく、町民のお金ということを忘れていないのでしょうか。ぜひ正しい方向へ導いて、正しいことを伝えてください。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 通告に従い、町内における猫の保護活動に関して、並びに学校へ通えなくなってしまった子ども達のための支援センター開設に関してを議題とし、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

まずは1問目、町内における猫の保護活動に関してお伺ひいたします。

人々にとって最も身近な動物であるとともに、その愛らしい姿からペットとしても人気の高い

猫、しかし、近年では人間の身勝手な事情により無責任に野に放たれた野良猫を発端とした様々な問題が発生しております。夜中の鳴き声、住居周辺にまき散らされるふん尿、車や住居を傷つけるなどの被害は以前から問題視されています。これに加え、無秩序な餌やり、それら残飯から悪臭や害虫の発生、カラスやハトの増加や他地域からの野良猫流入やそれによる繁殖などが問題視されております。また、多頭飼育崩壊も野良猫問題の拡大に大きな影響を及ぼしています。多頭飼育崩壊とは、文字どおり、猫などの動物を多頭飼いだした飼い主が、無秩序な飼い方によってペットの異常繁殖を繰り返した結果、飼育不可能となる現象のことです。一般的に、犬猫などを飼う場合は、早い段階で避妊・去勢手術を行い、異常繁殖のリスクを防ぎますが、まれに猫がかわいそう、手術費用の工面が難しいなどの理由から手術を行わない飼い主がいます。しかし、猫は人間とは異なり、一度の出産で4頭から8頭を出産する繁殖力の強い動物です。飼い主がそのことを把握せずに、多頭飼育を行った場合、過剰繁殖によって大量の猫が劣悪な環境で過ごすこととなります。そして、飼い切れなくなり、捨てられた野良猫達が先ほど申し上げたような様々な問題の発端となってしまうのです。

静岡県健康福祉部衛生課によると、昨年度に殺処分された猫は63匹でした。平成28年度には1,450匹、昨年度には101匹でしたので、それらと比較すれば、急激に減少してきているのがお分かりいただけます。その背景としては、避妊去勢の徹底や飼育放棄の禁止といった飼い主への啓発に加え、飼い主のいない猫に対する地域活動の推進が挙げられます。猫の地域活動の一つにTNRがございます。TNRとは野良猫を捕獲し、避妊去勢手術をしてから元の場所に戻すという活動で、頭文字をとってTNRといわれています。小山町でも猫の保護活動の一環として、飼い主のいない猫の不妊手術を推進する地域猫活動が行われております。また、猫除け機器の貸出しも行っており、地域全体で猫の問題解決に向けた努力が続けられております。

しかしながら、これら取組は主に町の職員が少数精鋭の中、中心となり活動が行われており、多忙の折にはなかなか手の回らない事態にも陥るようです。持続可能な保護活動を実現し、県内の殺処分0を含め、町の保護猫の活動が町職員の負担のみで行われなためにも、住民の保護活動への理解、そして協力は欠かせません。しかしながら、町民のボランティアは年々減少傾向にあり、今では2、3名ほどになってしまっている状況にあります。このような中、地域猫活動の取組における町の課題認識をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 飼い主のいない猫対策、いわゆる地域猫活動は地域住民の猫トラブル0を目標に、行政やボランティアのサポートを受けながら、地域住民が主体となって不妊手術や餌やり、ふんの掃除などのルールを決めて管理する活動であります。町では地域猫活動の一つである飼い主のいない猫の不妊手術をして元いた場所へ戻す活動であるTNR活動を実施しております。出産数を減らすことによって猫トラブルを減少させる効果があり、令和6年度は現在まで雄31匹、雌32匹、合計63匹の不妊手術を行いました。

一方で、TNR活動以外の餌やり、ふんの掃除、周辺美化などについては、地域住民が交代で猫の世話をしたり、周辺美化を行うなどの周辺住民の理解や協力が必要であります。現在の町にはその仕組みや体制が整っておらず、個人の方々の対応に任せているところでもあります。また、地域猫活動を行っているボランティアについては、町内に数人程度で、団体としての活動はできていないところでもあります。課題としましては、子猫の譲渡会までを含めた地域猫活動をしていただけるボランティアの方々の増員と、団体活動ができるような仕組みづくりであると考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 6番。

○6番（小林千江子君） 年間60件ほどの猫を捕獲し、TNRを施しているとのことですが、実情としては職員が多くの割合で対応しているとも聞き及んでおります。ボランティアがTNRを実施しやすい仕組みづくりやボランティアの育成が求められると考えますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 現在、TNR活動に参加してくださる数人のボランティアの方には、地域猫の捕獲や不妊手術のための動物病院の送迎、手術後の一時預かりなどを行っていただいております。今後もTNR活動を中心にボランティアの皆様には活動していただきたいと考えております。新たな問題点の洗い出しや実施しやすい方法について、他の自治体の例などを参考に検討し、ボランティアの育成についても積極的に進めてまいります。

以上です。

○6番（小林千江子君） 再質問をさせていただきます。

ボランティアの中には、町へ提出する資料に必要とされる、一枚一枚に必要とされる区長の押印が大変時間を要するため何とかしてほしいなどの声も上がっているようです。ボランティアの方々が参加しやすい体制をつくるためにも、現場のヒアリングを行い、改善に努められることもよいかと思われませんが、いかがでしょうか。また、ボランティアの育成はどのように進められるのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 再質問にお答えいたします。

ボランティアの皆様が活動する際の区長の押印につきましては、町職員が区長宅を訪問するなどして、できるだけボランティアの皆様の活動の軽減になるよう努めているところでもあります。また、ボランティアの育成につきましては、今後、新規に活動に参加いただける方も想定しておりますので、御殿場保健所や静岡県動物保護協会と連携をしながら定期的に研修等を行っていくことを検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 6番。

○6番（小林千江子君） 次の質問に移ります。

子猫が手術を受けるまでの保護が求められます。しかしながら、町内における子猫保護は見つけた方をお願いをしている現状にあります。子猫を保護できるボランティアの育成とそれに係る経費の補助などの検討が求められますが、町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 生まれたばかりの子猫は手術を受けることができないため、約4か月から6か月程度を経過し、体重が2キログラムを超えてから不妊手術となります。そのため、現在は子猫を捕獲した方に不妊手術までの見守りをお願いしております。また、手術後の一時預かりについてもボランティアの方に御協力をいただいております。その際に必要となる消耗品等の経費については町から支出しているところであり、今後も継続してまいります。最初に申し上げましたとおり、本町においては、子猫の譲渡会までを含めた地域猫活動を行っていただくボランティアが少ないため、その活動に係る経費の負担等については、今後の状況を踏まえ検討してまいります。

以上です。

○6番（小林千江子君） 再質問をさせていただきます。

生まれたばかりの子猫が手術を受けられるまでの間、子猫を保護した方が手術まで見守ることができればもちろんそれに越したことはありませんが、そうもいかない場合も多くあるかと思われます。そのようなことも想定し、やはり一時的に預かってくださるボランティアの確保は必須かと思われます。TNRのみならず、地域猫に対する理解の促進、並びに生まれたばかりの子猫を含め、猫を一時的に預かってくださる預かり先のボランティア増員を含め、住民に対して町が積極的に情報の発信を含めた広報を行い、ボランティア増員に努める必要もあるかと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） ボランティアの方々の活動内容といたしましては、地域猫の捕獲から動物病院への搬送、不妊手術後の一時預かりなど多岐にわたります。そのため、ボランティアの方々には、無理のない範囲でできることをできるときにお手伝いいただければと考えております。今後、広報おやまやホームページなどで地域猫活動の特集を組み、具体的な活動内容や活動エリアなどを明示しながら周知活動に努めてまいります。また、ボランティアの増員についても、ボランティアの方々と調整を重ね、情報収集を行いながら検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 6番。

○6番（小林千江子君） 次の質問に移らせていただきます。

TNRを含め、地域猫活動の実情をしっかりと町民に理解していただき、また協力を仰ぐ必要

があります。再度、町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 地域猫活動は、不妊手術後、地域でその猫の一生を見守るものがありますことから地域住民の理解が不可欠であります。そのため、先ほど課長が申し上げたとおり、広報おやまやホームページ等を活用した町民への広報活動やボランティアの募集を行いながら、町民の地域猫活動に対する理解向上に努めてまいります。また、飼い主がいない動物を増やさないために、動物を譲りたい人、動物を譲り受けたい人が利用できる新たな伝言板を役場本庁舎と総合文化会館に設置いたしましたので、今後はこの伝言板の周知と活用促進も図ってまいります。

以上です。

○6番（小林千江子君） 再質問をさせていただきます。

伝言板の設置の件、ありがとうございます。いろんな方に見ていただいて周知を図っていただければと思います。しかしながら、伝言板では実際に来場された方しか目にはできず、情報の発信力としては少し弱いと感じております。掛川市や他の自治体では、県が執り行われているポッチとニャンチの愛の伝言板を活用し、オンラインで発信することで、いつでも誰でも譲渡の最新情報を確認することができるような体制をとられているようです。町も同様にオンライン上での発信を行い、譲渡はもちろんのこと、ボランティアへつなげていけるよう実施をされてみてよいかと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 議員御指摘のとおり、掛川市の例を参考にするなど、より多くの皆様に伝言板の内容を知ってもらえるよう、来月4月1日から町の公式LINEや町のホームページで情報発信できるよう準備を進めております。併せて、譲渡だけではなく、ボランティア活動への参加についてもつながっていくよう、地域猫活動全般の情報発信を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 6番。

○6番（小林千江子君） 最後にクラウドファンディングの実施に関してお伺いいたします。

TNRを含め保護活動にはお金がかかります。長野県佐久市やお隣の御殿場市では、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングで保護猫の活動費を賄っているそうです。町もそのような取組を検討されてみるのも手かと思いますが、いかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 保護活動をするには、餌代や保護する施設の経費など多くの活動費がかかることは認識しております。保護活動等をしていただけるボランティア団体等が本格的な活動をする際には、町として支援できることなどについて団体の方々と話し合いをしていきたい

と考えております。

以上です。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

お隣御殿場市では、令和6年10月から12月までの実施した地域猫活動のクラウドファンディングにおいて、目標の150万円を大きく上回る195万円もの御寄附を獲得されております。ボランティア団体等が本格的な活動をする際には、との御回答をいただいておりますが、町内においては、昨年度も猫の数を適正に監視することができず、飼育が困難な状態になってしまう多頭飼いが発覚し、多くの予算が必要とされました。町の予算だけで何とかするのではなく、猫への関心も高く、また猫を思ってくださいる方達のお力を早期にお借りすることも手かと思えます。町もクラウドファンディングに着手するべきと考えますが、再度お考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 本町では、財源の確保として静岡県動物保護協会が実施する猫の適正管理推進モデル事業の補助金を活用しています。御殿場市のクラウドファンディングは、ふるさと納税の仕組みを使って地域猫活動の経費に充てていると伺っております。財源確保策として、また地域猫活動への関心を持ってもらうという意味において、クラウドファンディングについては今後の状況に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） この関係について御質問ありますか。

○6番（小林千江子君） 以上です。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで、午後1時まで休憩といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 小林千江子君、続けてください。

○6番（小林千江子君） では、引き続き質問を続けさせていただきます。

次に、学校へ通えなくなってしまった子ども達のための支援センター開設に関してを議題とし、一問一答で質問をさせていただきます。

文部科学省の調査によりますと、昨年度、令和6年度、県内の公立の小中学校で30日以上欠席した不登校の状態にある子どもは1万1,524人でした。調査を開始した1998年度以降初めて1万人を超えました。このうち小学生は前の年度から1,358人増えて4,679人、中学生は719人増えて6,845人となっています。そして、全国的に増加している不登校児童は、ここ小山町においても同様に増加傾向にあります。令和5年度9月定例会において、不登校に関して質疑させていただきました。その際、令和4年度の不登校の児童生徒の割合は、小学校では1.44%、中学校では5%

でありました。当時の小学生は916人でしたので約13名ほどが対象となります。中学校は438人でしたので約22名が対象となり、計35名が不登校でございました。今はさらに増加傾向にありますので、おおよその人数は推察が可能です。

そのような中、小山町では不登校の児童に対する支援として適応指導教室である金太郎教室を設立しております。しかしながら、金太郎教室は、文化会館を間借りして運営されており、規模が小さいため、多くの児童に対して十分な支援を提供することが難しい状況にあるようにも見受けられます。年々増加傾向にある不登校児童の課題を解決するためには、専用の支援センターを設置し、より多くの児童が安心して学べる環境を整える必要があると考えます。近隣市町の支援センターでは、個別指導や心のケアを行う専任のスタッフを設置し、学習面だけでなく児童の心身の成長を支える包括的な支援が行われております。今後の増加も見据え支援センターを設置し、不登校児童への支援の体制を強化し、社会復帰に向けたサポートをより効果的に行うことが求められていると考えます。支援センター設置に関して、町の考えをお伺いいたします。

まず一つ目に、不登校児童生徒の現状と課題をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 小林議員にお答えします。

不登校児童生徒の現状について、不登校児童生徒は、全国的な傾向と同様、町内の小中学校においても増加傾向にあります。個々の事情については様々で、文部科学省の調査によりますと、要因の約半数が無気力や不安となっております。本町におきましても同様な傾向にあり、家庭の環境など様々です。学校に通えなくなった子どもに対しては、個々の状況やニーズに応じて柔軟に対応することが大きな課題となっております。

まず、学校において児童生徒や保護者へのカウンセリングなど、子どもが抱える問題を理解します。専門的なサポートからスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、子ども相談員につなげていきます。また、自宅学習やオンライン授業など、学習の機会が損なわれないようにしながら、学校に通えるようになるための手だてをしています。中には、学校には行けなくとも、ほかの環境になれば適応できる子どももいるため、そのような子には町で運営している金太郎教室を薦めるようにしています。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 6番。

○6番（小林千江子君） では次に、支援センターの必要に関してお伺いいたします。

一つ目に、金太郎教室の利用状況並びに支援における課題、例えば、場所の制限や支援の質、また時間制限などについてどのように認識されておりますでしょうか。また、金太郎教室開設からこれまで時代や必要性に合わせた変化や変更など、改善されてきた点がありましたらお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○**教育次長（野木雄次君）** 金太郎教室は生涯学習センター内に設置しており、これまで41人の利用があり、今年度は7人の利用があります。金太郎教室では、教員経験のある職員1人が対応し、学校で行っている授業と同様の内容での学習の機会が確保できるようにしています。生涯学習センターの特性上、机上での学習のみならず、多目的広場や総合体育館を使用しての体育の授業に準じた活動ができるなど、学校に劣らない環境が提供できていると考えています。金太郎教室に通った子どもの中には学校に復帰できるようになった子どももいることから、基本的には現在の手法を継続、発展させながら、子どもの特性に合わせた柔軟な対応をしています。

以上であります。

○**6番（小林千江子君）** 再質問させていただきます。

金太郎教室は平成26年4月に開校されました。それから約11年が経過しております。11年という歳月の中、金太郎教室は開校当時のまま特に変化もなく継続されてこられたようにも見受けられます。開校当初の平成26年の県内の不登校生徒児童数は、小学生が973人、中学生が3,032人でしたので、令和6年の1万1,524人と比較しますと約7,519人もの増加がございました。割合にすると約3割の増員です。先ほどの御回答で町内も同様に増加しているとのことでしたので、時代や不登校者数の増員はございます。金太郎教室も子どものニーズや社会情勢に伴い、先ほど御回答にもありましたように、発展、てこ入れなどをすべきであったと思われませんが、いかがでしょうか。

○**議長（遠藤 豪君）** 答弁を求めます。

○**学校教育課長（勝俣暢哉君）** 社会情勢の変貌に対応することも大切ですが、本町では子どもの特性に合わせた対応に努めているところでございます。不登校児童生徒への対応の一つの選択肢として金太郎教室があると考えております。近年では、金太郎教室を設置した頃にはほとんどなかった民間のフリースクールに通ったり、オンライン授業を受けたりするなど、様々な不登校対応がある中で金太郎教室が果たせる役割を柔軟に考えてまいります。

以上です。

○**6番（小林千江子君）** 再々質問をさせていただきます。

今年度は7名の利用があるとの御回答でしたが、生徒7名に対して職員1名では対応の難しさも生じるのではないのかと思われまして。いかがでしょうか。大げさな例えではありますが、例えば、1年生から中学校3年生まで学年が大きく異なる場合など、教える科目から対応する内容など、そちらは大きく異なるかと思われまして。以前、視察させていただきました支援センターでは、中学生の受験対応を含め、個別に授業が行われている様子も見受けられました。個々に合った支援ができないとなりますと、せっかく外へ足を向けてくれた子どもが諦めてしまったり、はたまた、やめてしまったりということにもつながりかねません。参加人数に合わせて支援体制も整える必要があると思われまして、町のお考えをお聞かせください。

○**議長（遠藤 豪君）** 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 金太郎教室のここ数年の利用状況は年間300回前後であり、1日約1.5人の利用となっております。本年度の利用状況は、令和7年1月末現在105回で1日に約0.5人程度の利用であり、職員1名での対応が可能であります。今後の利用人数の推移や相談等のニーズの状況によって体制を検討してまいります。

以上です。

○6番（小林千江子君） 再々々質問させていただきます。

学校に劣らない環境が提供できているとの御回答でしたが、そもそも人目にさらされているという点において、学校へ行けなくなってしまった子ども達への配慮がなされているとは感じられません。文化会館は、不特定多数の方が利用される施設です。残念ながら、文化会館を利用する方の中には、日中に会館に子どもがいるという状況が理解できず、子ども達への好奇の目を向ける方などもいらっしゃるのが実情です。また、そのような人目にさらされることを嫌がって金太郎教室へ通うことをためらう児童や保護者もいらっしゃいます。小さな町ではうわさはたちまち広がるからです。このような観点からも、間借りなどではなく独立した施設が必要であると感じますが、町のお考えを聞かせてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 利用者やその家族へのプライバシーの配慮はとても大切です。利用者やその家族と相談し、施設の利用状況を確認しながら、金太郎教室の活動時間や場所等に配慮しています。専用の独立した施設につきましては、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 6番。

○6番（小林千江子君） では、次の質問に移らせていただきます。

町の支援センター設置に対するお考えをお聞かせください。

近隣の御殿場市や長泉町では、専用の支援センターが設置されており、不登校児生徒への支援が強化されております。このようなセンター設置の効果について、町としては、どのように評価、または考察されておりますでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 町の支援センター設置についてお答えします。

御殿場市で立ち上がった教育支援センターについては1年が経過したところなので、これから効果や状況が詳しく明らかになってくるかと考えます。今後、本町で参考にできるところを学んでいきたいと考えているところであります。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

1年が経過した今、ぜひ担当部課長を含め支援の先生方などとともに視察へ行くなどして、現場を御覧になっていただければと思います。比較をするためにも、現況の金太郎教室も併せて視

察されるべきと思われますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 視察については必要性を感じておりますので、今後、実施する方向で日程調整をするよう考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 6番。

○6番（小林千江子君） 次の質問です。

近隣の支援センターでは、保護者同士の情報交換の場を設け、相談体制を整えるなど様々な工夫が取り組まれているようです。また、中学校3年生の進学面における支援体制などがあるようです。学校へ通えなくなった途端に学校と家庭との距離が生じ、保護者が抱える不安が増大する傾向にあるとお伺いしております。町におけるそれら現状と課題をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 相談体制の工夫等についてお答えいたします。

本町では、各校で相談体制の充実や懇談会、面談の場などで情報交換や支援ができる工夫をして対応をしています。個々の状況やニーズに応じて柔軟に対応することが必要になりますので、今後も引き続き情報交換や支援体制の充実に努めてまいります。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

各校で相談体制の充実や懇談会、面談の場など、情報交換や支援ができる工夫をして対応をしているとのことでしたが、具体的に実施された各校の実施状況をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 不登校を含めた相談体制として、随時、学校での面談や必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療機関、福祉部局との連携を図っております。進路相談については、1年生の段階から定期的な面談を実施し、資料の提供を行っております。また、授業参観に合わせての年2回の懇談会や家庭教育学級が保護者の情報交換の場となっておりますのでそういった場を紹介する等の取組も行っております。

以上です。

○6番（小林千江子君） 今の御回答に対して再質問させていただきます。

私が申し上げているのは、授業参観へ来れる保護者の懇談会や家庭教育学習に参加できる保護者の情報の交換の場を話しているわけではございません。学校に来れなくなってしまった子どもを抱える保護者同士の情報の交換や心の声を吐露できる場の話をしております。不登校児童を抱える保護者の内情はととも複雑です。その複雑な思いを互いに分かち合い、自分だけではないのだと、自分の子どもだけではないのだと様々な考え方に触れられる、そのような場を設ける必要性を問っているのです。いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 不登校児童を抱える保護者や利用者のプライバシーの問題がありますので簡単にはできないと思いますが、保護者や利用者の声を聞きながら対応してまいります。以上です。

○6番（小林千江子君） すいません、今のお答えに対して再質問をさせていただきます。

以前、御殿場にあるNPOの団体を訪問させていただきました。私自身もなぜなら不登校の児童を抱える保護者の1人だったからです。そのときに行われた会合の中で、やはりこのような場が自分の学校には設けられていないと嘆く保護者の方が数多くいらっしゃいました。プライバシーの問題は確かにございます。しかしながら、そのような場を設置する、機会を設けるとするのは、やはり学校側の責任もあるかと思われまます。ぜひ積極的に設けていただければと思います。必ず参加しなくてもよろしいのです。ただ、そのような場があるのでいかがですかというふうな姿勢を示すこと、これがとても大切かと思われまます。いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 今までそういうことは実施しておりませんが、議員様から提案ございましたので今後検討してまいります。以上です。

○6番（小林千江子君） 各学校の体制もあるかと思われまます、やはり学校と保護者をつなぐコーディネーター的な存在が必要であると感じまます。担任の先生や学校の支援員なども既に多くの業務を抱えている中で、さらに個別に丁寧に対応することは非常に難しく困難であると感じまます。先ほども申し上げたとおり、令和4年で既にあれだけの人数がいるわけです。またグレーゾーンの子どもを含めればさらに数は多くなります。このような中、しっかりとこの不登校問題に特化できるコーディネーターをせめて1人でも設け、保護者と学校そして先生と生徒を結び、情報の共有ができる体制を整えるべきだと考えまます。町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 現在、本町には県で配置されたスクールソーシャルワーカーが1名おり、不登校問題にも対応していただいております。来年度は、活動時間を増やしていただく計画を立てております。今後の状況により、町の体制についてさらに検討してまいります。以上です。

○6番（小林千江子君） 今の回答に対して、再質問させていただきます。

文部科学省が令和7年度の予算として計上している中に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校、いじめ対策等の推進の中に、アウトリーチ支援体制の強化が含まれております。これは国が3分の1を負担し、残りの3分の2を町が負担する形で交付金を通じて、アプローチが難しい不登校児童へのアウトリーチ支援を行うための支援員を補助するという政策です。不登校問題に特化したコーディネーターをこのような形で設置することで誰一人取り残されない支援

への強化が図れると考えます。国の補助活用の見解をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） アウトリーチ支援は、令和7年度の国の予算であると思われますので、今後、国や県からの情報を注視しながら、研究、対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 6番。

○6番（小林千江子君） 次の質問に移ります。

現在の小山町における間借りとともとれる金太郎教室支援体制では、不登校児童への十分な対応が難しい状況にあると私は考えております。町として支援センター設置の必要性をどう認識されておりますでしょうか、再度お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（野木雄次君） 支援センターの設置の必要性について、現在は金太郎教室が不登校児童生徒の適応教室として設置されており、子どもが学校に復帰できるなどの成果が上がっております。今後は、不登校の児童生徒の状況が様々であることも踏まえて、相談体制に関して福祉部局とも連携しながら、小山町にはどのような機能を持ったセンターが望ましいのか等を検討していきます。

以上であります。

○6番（小林千江子君） 今の御回答に対して再質問をさせていただきます。

子どもが学校に復帰できるなどの成果が上がっているとのことでしたが、具体的には何名の子どもが復帰できているのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 把握している近年の復帰状況ですが、今年度は2名の児童生徒がセーフティーネットとして金太郎教室を利用しながら復帰しております。また、昨年度の利用者で、今年度、完全に学校に復帰された生徒が1名おります。

以上です。

○6番（小林千江子君） 今の御回答に対して再質問させていただきます。

金太郎教室は学校へ復帰させることが最大の成果ともとれますが、本来、学校へ戻ることが不登校支援の目標ではございません。社会生活を送れるようにすることが目的であり、その中の一つの選択肢として学校へ戻ることが挙げられています。11年間で41人の利用者数となりますと、延べにして年間約3人から4人の利用人数であったと概算ができます。冒頭で申し上げた不登校の人数、またグレーの人数から割合を算出してもそれ以上に不登校の児童生徒がいることとなりますので、それら児童生徒にはどのようなアプローチが行われているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○**学校教育課長（勝俣暢哉君）** 不登校の原因は多様であるため、子ども一人一人の状況に応じた個別支援が重要です。そのような中で、スクールカウンセラーや子ども相談員、スクールソーシャルワーカーの相談による心理的なサポートを行ったり、家庭訪問やオンライン授業などを通じて学校との関係を持ち続けられるようにしております。また短時間でも登校できる児童生徒には別室や放課後登校、部活動への参加を促すなど、子ども自身の気持ちや考えを尊重し、子どもが自分のペースで学校に関われるようにしております。

以上です。

○**6番（小林千江子君）** 最後に教育長にお伺いいたします。

勝俣教育長は御殿場市の支援センター立ち上げにも関わられ、その必要性は十分に把握されていらっしゃると思います。学校には行けないけれどもここへならちょっと勇気を出して行ってみよう、そんなように思える支援センターが小山町にも求められていると私は感じております。教育長はいかがでしょう。見解をお聞かせください。

○**議長（遠藤 豪君）** 答弁を求めます。

○**教育長（勝俣 純君）** ただいまの御質問にお答えいたします。

不登校は百人百様と言われていています。30年前、40年前は不登校と言わずに登校拒否という言葉が使われていました。その前は、世の中の認識はサボりだったと思います。以前は学校に来ないことが本当に悪いことだというふうなことで、登校拒否ということを使われましてけれども、現在では不登校という言葉が使われています。私達教育現場に携わった者からしますと、今日普通に来ている子があした急に来なくなるかもしれない。本当に今どういう原因でどういう理由で学校に来れなくなってしまうのか、非常に分からない状態。実際、今ここにいる皆様方でも御親族の方、知り合いの方で急に学校に行かなくなったという話はごく自然に聞かれていることかなと思います。また社会人であっても新規採用職員が3年間の間に3分の1、4分の1の人間が離職するというようなことがあって、一つの組織の中に長くいるということが難しい、いろんな問題が出ていところかなと思います。ただ社会にあっては、以前と比べて終身雇用制でなく、転職を重ねても世の中自体の考え方が変わってきていますので、それで何とかやっているといたすけれども、学校は、その学齢のときにその学校に行かなければ終わってしまいます。15歳になれば、もうその後もなかなか義務教育を受けるということはできません。ですから、世の中では、現在、15歳以上であっても義務教育の年代が終わってもまた学び直せるような仕組みができていたり、静岡県でもそのような夜間中学校等もできますけれども、いろんな対応を用いて、いろんな子ども達に手を差し伸べなくてはいけない、それが現状であると私は認識しております。

そういう中であって、まず最初に、一番大事と思われることは、学校の先生方、自分の担当する子ども達がどういう状況にあるのかしっかり判断して、見極めて、そういうところから私としては小山町の先生方には、もし学校に来なくなった子どもがいたら、置き去りにせず、一人一人しっかり面倒見てほしいということを強くお願いしているところです。併せて今、小林議員おつ

しゃるとおり、何らかの形の対応をとらなくちゃいけない。金太郎教室も11年たちました。どのような形で次のステップに進むような施設が必要なのか、御殿場の教育支援センターも一つの不登校の形の子達が行くところと承知しています。当然ですけれども、その前には御殿場駅前にあるけやきかんという、そこに通級指導教室が設けられていて、そこの子達の中でも、実際に新しい支援センターに移動できた子もいますけど、移動できない子もいて、そのままそこでやるという子もいます。いろんな形で小山町にとっても一人一人がどんなニーズがあるかということを考えながら、それに適切に対応できる努力を進める必要があるということは今この答弁のやり取りを聞きながら感じたところです。相談体制をしっかりととりながら、次年度以降に向けた準備に入りたいというふうに思います。

以上です。

○6番(小林千江子君) 以上で質問を終わりにします。

○議長(遠藤 豪君) 次に、5番 白井光昭君。

○5番(白井光昭君) 能登半島地震の教訓と水道事業の防災対策について、一括質問一括答弁方式で行いますのでよろしくお願いします。

2024年1月能登半島地震が発生し、被災地では水道普及に半年を要しました。インフラの崩壊は住民生活に深刻な影響を及ぼし、特に水道供給の長期停止は被災地での生活継続を困難にします。人口減少や地域衰退に直面する地方自治体として能登半島地震から学び、適切な防災対策を講じることが急務です。

最初の質問です。能登半島地震の教訓を踏まえ、どのような防災対策を実施しましたか。また新たな取組はありますか。防災計画の見直しや改善策について、令和6年度の具体的な施策と令和7年度以降の予定をお伺いします。

次に、小山町の水道事業の防災対策についてです。

小山町にとって最も懸念される災害は、相模トラフを震源とする地震及び富士山噴火でございます。1923年の関東大震災マグニチュード7.9では小山町も大きな被害を受けました。相模トラフを震源とするマグニチュード7程度の地震の発生確率は、今後30年以内で約70%と予測されております。最大限の警戒が必要です。能登半島地震では水道供給の復旧に半年を要しました。この事例からも水道事業における防災対策の充実が喫緊の課題であると考えます。

そこで、二つ目の質問です。水道設備の耐震化の進捗状況を静岡県平均、御殿場市と比較、現状を説明してください。また、その進捗に関する当局の見解を伺います。

次に、放置空家と水道事業の防災対策についてです。

総務省統計局のデータによると、小山町の放置空家率は10.9%であり、御殿場市の4.1%に比べ著しく高い状況です。小山町の給水条例では、水道撤去費用は住民負担とされていますが、その結果として、放置空家の水道管が未撤去のまま放置されている可能性があります。放置空家10.9%、すなわち830件の水道管は老朽化し、耐震性能が劣ると推測されます。これらの水道管が

らの自然漏水や地震発生時の漏水リスクが懸念されます。

そこで三つ目の質問です。放置空家の水道に対し、水道事業としてどのような防災対策を講じているのかお伺いします。

次に、漏水時の費用負担と条例改正の必要性についてです。

小山町では、道路下の漏水は町の負担で修理を行いますが、メーター前の私有地での漏水は住民負担となっております。一方、御殿場市ではメーターまでの修理工事は市が負担をしております。この違いにより住民が修理を行わず漏水が放置されるケースが懸念されます。

そこで、四つ目の質問です。貴重な水資源を守るため、また、御殿場市との整合性を図るために、条例の改正が必要と考えます。このことについての見解を伺います。

次に、五つ目の質問です。小山町水道事業経営戦略は、水道事業の持続可能性を確保するため、令和元年から令和10年までの中長期計画として作成されました。しかし、本計画で予測した人口推計と現実の人口との乖離が急激に拡大しており、これにより給水収益の悪化が推測されます。また地震被災リスクが高まる中で、水道事業の防災対策、特に耐震化のための多額の投資が必要となっています。しかし、計画では、3年から5年ごとに見直しを行うこととされていますが、令和2年1月に上下水道審議会から適正な水道料金の答申を受け、料金改正を実施したものの、本経営戦略の見直しが遅れ、ようやく改定されるようですが、これらの課題に対しどのような見直しを図ったかをお伺いします。

次に、六つ目の質問です。埼玉県八潮市で発生した下水道漏水事故を鑑みると、上水道においても同様の事故リスクが懸念されます。特に小山町では家屋やJR線路の下を通る基幹送水管が存在しているとされ、老朽化や未耐震化のリスクが危惧されます。家屋やJR線路の下を通る基幹送水管の現状について、老朽化や耐震化の状況、耐震化の最優先度についての当局の見解をお伺いします。

次に、最後の質問です。

静岡県が発表している令和4年市町の水道事業経営比較分析において、小山町の管路更新率が令和3年度に比べ急落しており、更新ペースの低下が見られます。令和5年度における管路更新の実績について御説明ください。また、管路経年比率の指数では小山町の老朽化が進んでいることが示されています。令和5年度におけるこれらの実績と今後についてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 臼井議員の御質問のうち、本町が能登半島地震の学びから今年度への取組とこの後の防災対策への反映につきましてお答えいたします。

能登半島地震から得た教訓は、様々な分野につなげることができました。初めに、地震発生時の命の確保、直後の被災、火災をいかに最小限に抑えるかであります。発災時には、まずは自分の体、特に頭部を守る行動が必要です。今年度はジュニア防災士防災教室や出前講座で地震発生直後に身を守る訓練を重点的に実施し、自助の意識の高揚に努めるとともに、現地の発災直後の

救助活動において中心となる消防団と自主防災組織による大地震発生時の救助などについて検討するワークショップも行いました。また、発災直後に予想される火災の発生につきましては、自助の一環として揺れが収まったら火を消す、このことについて、改めて出前講座や防災教室において徹底しているところです。このほか、地震後の通電による火災を防ぐ感震ブレーカーの設置補助事業を7月1日から開始いたしました。本年度は既に33件の補助を行っております。これらの取組を大災害時の被災減少につながるよう、令和7年3月版の町地域防災計画内に含めて記述するほか、来年度以降も継続し訓練を行ってまいります。

次に、どのようにして被災者を受け入れ、避難生活をスタートさせるかであります。

今回の能登半島地震においては、避難所の絶対的な不足が問題となりました。町では本年度、町内の民間研修施設1社と三つのゴルフ場と防災協定を締結し、一時避難できる施設の確保を図りました。その他、指定避難所の見直しをする中で、すがぬまこども園を新たに指定する予定としております。また、犠牲になられる割合が健康な方の約2倍と指摘される避難行動要支援者の方々のより適切な支援の在り方について、自主防災会と民生児童委員の協力をいただきながら環境の整備に努めてまいります。

その他、避難生活の実態に孤立集落の発生が問題となりました。このことについては、町では毎年5月に各区200食の非常食の配布や、小中学校など指定避難所に常備する各300食の非常食の更新などを計画的に行っております。また、孤立した地区への早急な物資運搬手段としてドローンが有効であることから、ドローンを取り扱う民間企業と防災協定を締結いたしましたので、来年度以降、ドローンを使用した防災訓練なども実施してまいります。

次に、避難所の良好な環境の構築が必要です。これは避難者自らが避難所運営する意識の醸成を重要と考えております。令和6年度は13回開催いたしました防災に関する出前講座、9回開催いたしました防災教室においてその周知に努め、防災の一般的な知識の付与にとどまらず、具体的な避難生活の環境改善演習も行っております。また、避難生活でのトイレ環境について、能登半島地震で再度クローズアップされる中、本町では、来年度トイレカーの導入を行う予定です。この結果、災害時のトイレの使用環境は著しい向上を図れるものと考えております。

その他、被災した道路の通行止めが応急復旧等で解消された後は、避難所への非常食や生活必需品を効率よく運搬できる環境が必要とされることから、町では新たに民間運送会社と防災協定を締結し、災害時の物資運搬、荷さばき等の協力をいただける体制を整えました。

以上申し上げましたように、今年度、能登半島地震の教訓を踏まえ、本町の大規模災害への取組に反映してまいりました。その成果を来年度以降も途切れることなく準備を行ってまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 私からは水道事業の防災対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、水道施設の耐震化の進捗状況についてであります。公表されている令和4年度末時点で管の口径が150ミリメートル以上の基幹管路の耐震化率を比較しますと、静岡県が44.8%、御殿場市が40.2%に対し本町は40.7%であります。本町では現在、取水施設や配水池などの主要施設の耐震化を図ることを優先して事業に重点的に進めているため、静岡県の平均と比べると水道課の耐震化事業については若干の遅れが生じているものと考えております。

次に、放置空家の水道に関する防災対策を講じているかについてであります。空家等対策の推進に関する特別措置法第5条に、空家等の所有者の責務として、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理に努めることが規定されており、私有地内の給水管も同様に所有者が責任を持ち適切に管理を行うことが原則となっております。また、空家に関しては、水道の元栓を閉栓すれば、メーターから先の家屋につながる水道管からの漏水はある程度防ぐことが可能であると考えております。今後は空家の水道に関し、防災対策の面からも所有者の適切な管理の下、水道の元栓を閉栓していただくよう周知を図ってまいります。

次に、私有地内のメーターまでの漏水修理における条例改正の必要性についてであります。令和6年3月定例会でも臼井議員に答弁いたしましたとおり、本町では、各個人敷地への給水管の管理区分を本管の分岐から道路境界までと定めております。私有地の給水管につきましては、あくまで水道を受給するための個人の所有物であるため、維持管理及び費用負担につきましては、今までどおり所有者にお願いしたいと考えております。

次に、水道事業経営戦略の改定内容についてであります。本町の水道事業経営戦略につきましては、計画策定から5年が経過し、令和4年12月の料金改定以降2年が経過している状況から、今年度、経営戦略の改訂を行っているところであります。内容といたしましては、現状把握と分析を踏まえて、将来事業環境の見直しを行い、供給の安定化及び施設の強化に向けた投資計画や財源収支計画の改定が主なものとなります。本年4月の公表予定で進めており、現在パブリックコメントによる町民の皆様からの意見聴取を行っているところであります。

次に、私有地内の基幹管路の耐震化の状況と耐震化の優先度についてであります。町が管理する基幹管路には、道路敷地以外にも賃貸借契約を締結し私有地に埋設している管もあります。そのうち、御殿場線の踏切横断部などJR敷地への埋設箇所は5か所あり、サヤ管と呼ばれる防護管の中を通す構造で布設されています。私有地、公有地に関わらず、耐震化の優先度につきましては管路の耐用年数など老朽度を基本に考えますが、災害時の応急給水拠点への排水ルートなどを考慮し、被災時に各地区の避難所となる施設や学校周辺の管路を重点箇所と捉え、老朽管更新事業と併せた耐震化工事を優先的に実施しています。

最後に管路更新率と管路経年比率の令和5年度実績と今後についてであります。市町の水道事業経営比較分析における本町の管路更新率は、令和3年度が1.24%、令和4年度が0.63%、令和5年度が1.23%となっております。令和4年度の更新率が低い要因といたしましては、令和2年度から継続事業で実施いたしました須走低区配水場建設工事を優先事業として進めたことや管路

の布設替工事4件を令和5年度へ繰越したことが主な要因であると考えております。また、令和5年度の管路経年比率は27.16%で令和4年度と比べて1.47ポイントの減であります。僅かではありますが老朽管更新事業の成果が出ているものと考えております。令和5年度における管路更新の実績といたしましては、更新した管路の延長は2.17キロメートルで、防衛8条補助金や9条交付金を充当して、町道原向中日向線配水管布設替工事などを実施いたしました。令和7年度以降も老朽管の更新計画に基づき、補助金等を活用して着実に管路更新事業を進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○5番（白井光昭君） このたびの防災対策に関する迅速な対応に感謝申し上げます。能登半島地震の教訓を踏まえ、住民の安全確保や避難所の環境改善、感震ブレーカーの普及促進、ドローンを活用した物資輸送など町の積極的な取組は大変心強いものです。しかしながら、中長期的な避難生活への対応やボランティア受入れ体制についてさらに明確にすべき課題が残っていると考えます。

最初に防災についての再質問をさせていただきます。

一つ目は、長期避難生活支援策の明確化についてです。避難所の確保や生活環境の改善は進められていますが、仮設住宅の整備計画や住み替え支援策、みなし仮設住宅の活用方針など、長期避難生活に関する具体的な施策が不透明です。町としてどのように住民の生活再建を支援していくか、事前に策定すべき方針についてお伺いします。

次に、災害時のボランティア受入れ体制の構築とその周知についてです。小山町社会福祉協議会がボランティア受入れの実績を持ち、他自治体での支援経験も蓄積されていることは評価できます。しかし、被災時に円滑にボランティアを受け入れるためには、地域の自主防災組織や町との連携強化、事前訓練の実施が不可欠です。ボランティアセンターの設置基準や運用体制、住民への周知方法についてどのように計画されているのかをお聞かせください。

次に、水道事業についての再質問です。

最初に、基幹管の老朽化についてです。御殿場線の踏切などJR敷地への埋設箇所は5か所あり、多くのサヤ管は戦後や高度経済成長期に設置されたものがそのまま使われている場合があり、経年劣化や腐食やひび割れ、接合部の劣化などが進むと、地震時の保護機能の低下が危惧されます。サヤ管も含め老朽化度や耐震性、定期点検はどうなっているのかお伺いします。

次に、水道事業経営戦略についてです。

本町の水道事業は、少子高齢化、人口減少、設備の老朽化、防災対策など多くの課題を抱えています。特に地震リスクに備えた耐震化や老朽化した水道管の更新には多額の投資が必要ですが、給水収益の減少により財政状況は厳しく、水道事業の持続可能性が危ぶまれています。経営戦略の改訂版では、令和9年に30%の料金改定、令和14年には25%の追加改定が必要とされており、その後も5年ごとの値上げが想定されています。これは全国的な傾向でもあり、令和6年度には

100以上の自治体が水道料金を引き上げ、ここ10年で最多となっております。このような状況を踏まえ、以下の点についてお伺いします。

最初に水道料金の改定方針についてです。

令和4年に10%の料金改定を実施したばかりだが、それでも収支の改善が追いつかず令和9年と14年には大幅な改定が必要とされています。町民に理解を得るために、水道料金改定の具体的な根拠をどのように説明するのか、また5年ごとに大幅な値上げをするのではなく、より穏やかな段階的改定を行うことは検討されているのか、近隣自治体との比較で本町の水道料金の適正水準はどのように位置づけられているのかお伺いします。

次に、企業債の依存度についてです。

経営戦略では、企業債残高を給水収益の300%以内に抑えるとされているが、今後の投資負担を考えるとこの目標の達成は可能なのでしょうか。また、企業債の返済負担を軽減するために、国の交付金や広域的な補助の活用を検討されているのかお伺いします。

次に、広域連携の可能性についてです。

小規模自治体の水道事業単独経営には限界があり、広域連携が全国的に進められています。静岡県調整を経て、御殿場市、裾野市といった近隣自治体との連携により経営負担を軽減する考えはあるのか。また、他自治体の成功事例を参考に、共同運営や設備の統合などは検討されているのかお伺いします。

最後に、一般会計からの繰入れについてです。

小山町の水道事業の経営難を解決するための方策として、他自治体の事例を参考にすることが有益と考えます。例えば、沼津市では一般会計から水道事業会計への繰入れを行い、経営の安定化を図っているとされています。このような手法を小山町でも検討する考えはないのでしょうか。一般会計からの繰入れは、住民の負担を直接的に増やすことなく、必要な投資や維持管理を行うための財源を確保する手段となり得ます。当局として一般会計からの繰入れを含めた多角的な財源確保策についてどのようにお考えかお聞かせください。

以上よろしくお願ひします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○防災専門監（永井利弘君） 再質問の防災の分野について私から答弁いたします。

激甚化する災害が全国的に発生している状況の中で、避難生活が長期化することについては、このたびの能登半島地震での現状からも本町においても検討を行っております。検討の項目については四つあり、第1点目は、在宅避難を最大限活用すること、第2点目は、みなし仮設住宅を最大限活用すること、三つ目につきましては、建設型仮設住宅の検討、四つ目につきましては、広域避難の検討、以上四つであります。

一つ目の在宅避難の最大限の活用につきましては、最も良好な長期の避難生活をなし得る住居というのは耐震化され無害であった自宅であります。やみくもに避難することなく、自宅におけ

る避難を進めるとともに、在宅避難者に対して、例えば水や食料などを配布するようなシステム、これを構築することを考えているところでございます。なお、職員に対しては、避難所支援班の職員などが、例えば在宅避難者が求めた場合に食料や水を配布するような教育を今年度から始めているところでございます。

二つ目のみなし仮設住宅と申しますのは、既存の賃貸住宅等を活用した、既にある住宅を活用したみなしの仮設住宅でございます。これにつきましては、特に既にあるものですから建築をして配布をする建設型仮設住宅よりも早めに提供できるというメリットがあります。また熊本地震では、みなし仮設住宅に入った方が建設型の避難者の約4倍に達した時期があるというふう聞いておりまして、非常に有効でございます。本町については、既に旅館組合やホテルなどとの協定関係がございます。今後もそういった関係を増やしていき、また協力関係も密にしていき、そして、みなし仮設住宅で長期的な避難ができるような方策を追求してまいりたいということを考えております。建設型仮設住宅につきましては、災害時の仮設住宅の用地について、都市整備課の方で検討しており、現在の見通しでは5か所に660件分の見積りをしております。十分とは言えませんが、今後は図上訓練などを通じまして、仮設住宅の建築用地、適地について増やしていく方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

四つ目の広域避難につきましては、能登半島では能登半島から100キロほど離れた金沢市内、こちらの方に避難をするような報道がなされました。本町だけの避難では長期避難ができない可能性がございます。東部応援協定や近隣市町との防災協定を結んでいる本町は、引き続きその関係を密にし、また関係する自治体をどんどん増やしていく方向での検討をしていきたいと考えているところでございます。

話題は変わりますが、続いて災害時のボランティアの受入れ体制についてお答えします。

本町では平成22年9月の台風9号災害、令和元年10月の台風19号災害において既にボランティアを開設しまして、ボランティアの皆様の御支援をいただいているところでございます。この際のボランティアセンターの運用体制は、小山町の社会福祉協議会が中心となって行っていました。町の災害対策本部との関係強化を図るため、令和5年3月に本町と町社会福祉協議会との間で防災協定を締結をして、小山町内に災害が発生した場合の災害ボランティアセンター設置及び運営等について必要な事項というものを定めております。質問の中に、設置基準がというところがございましたが、これにつきましては、災害対策本部が必要性を認めた場合となっております。災害対応が様々あることですので認めた場合という表現をしております。これにつきましては、ボランティアを行う地域の安全が確保できた場合、また被災した地域の個人や団体がその単独では復旧することができないといったような条件を満たした場合に、災害対策本部が町の社会福祉協議会に要請をしまして、これは協定に伴う要請でございます。そして開設するものという理解をしております。また、災害ボランティアの募集、周知に関してですが、これにつきましては、今後町のホームページ、LINE、同報無線など、町がこれまで社会福祉協議会に本当に

お任せという感じでしたが、町が関与をして募集を行うこと。また、併せまして協定に書いてございますように、社会福祉協議会の人員を増員して町の職員が支援をすること、こういったことを進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（山口幸治君） 水道事業についての再質問にお答えいたします。

初めに、基幹管路の老朽化についてであります。

踏切横断部などJ R敷地の埋設箇所5か所のうち3か所の配水管につきましては平成28年度までに管路更新を行っており、現在のところ法定耐用年数を経過していない状況であります。また、管路の更新時には、J R東海の了承をいただき施工しなければならず、その際には、埋設箇所全ての点検をJ R東海と立会いの下行っており、健全性を確認しております。しかしながら、平成28年度以降は共同点検を実施できていない状況でありますので、前回から8年経過している状況から、来年度以降にJ R東海との協議を進め、できるだけ早期に点検を実施してまいりたいと考えております。

次に、水道事業経営戦略についてのうち、水道料金の改定方針についてであります。

今年度改定作業を行いました小山町水道事業経営戦略では、過去に上下水道審議会の答申附帯事項として御意見をいただいた、おおむね5年ごとに料金の見直し検討を行うことが望ましいという方針に基づき、前回料金改定を実施した令和4年度から5年置き令和9年度、次が令和14年度とそれぞれ改定した場合の財政シミュレーション、いわゆる財政試算を行いました。これは経営戦略の資料にも記載してございますが、改定期期や改定率を決定づけるものではございません。今後も毎年度の決算による業務実績を考慮した上で再検討を行い、社会情勢の変化等を踏まえながら最終決定を図っていくものであります。近隣自治体との料金比較であります。家庭用の10立方メートル当たりの料金で比較いたしますと、本町の423円に対しまして御殿場市は1,040円、裾野市が990円となっており、全国的に見ても本町の水道料金は安価であることがうかがえます。料金の適正水準という考えでは、給水にかかわる費用がどの程度給水収益で賄えているかを表した料金回収率が100%を下回らない料金が適正な水準であると考えております。

次に、企業債の依存度についてであります。

企業債残高対給水収益比率については、明確な数値基準が示されていないため、現状に合わせた数値目標として300%以下と設定をしたものであります。また、先日公表されました令和5年度末時点の類似団体における全国平均値は400.21%であり、本町は273.47%となっております。このように、経年比較や類似団体との比較により適切な数値であるかの確認を行うことを目的としているものであり、財政シミュレーションでお示ししましたとおり、令和42年度までの中長期的な目標として設定しているものであります。今後も施設の更新事業や耐震化の推進を図っていく計画であるため、しばらくは目標値を超えて推移していくことが想定されますが、引き続き防衛省

の補助金を充当し事業を進めていく計画であり、できる限り企業債残高の抑制に努めてまいりたいと考えております。また、国土交通省の補助金に関しましても、補助制度の新たな要件が整いつつありますので今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、広域連携の可能性についてであります。静岡県では令和4年5月から静岡県水道広域連携全体会議が開催され、その中で、本町は賀茂地区を除く駿豆圏域にグループ分けされ、会議に参加をしております。当グループは、静岡県と駿豆圏域の8市3町で構成され、起伏のある地理的要因のほか、浄水場施設のありなしなど設備にも大きな違いがあるため、統合などは検討しておりません。また、窓口業務や料金徴収業務の共同化や会計システムなどの共同調達につきましては、検討はしたものの各市町の委託先が異なり、個別検討が困難なことやセキュリティなどの安全面から引き続き他の自治体の成功事例について情報共有を図っていくこととなっております。

最後に一般会計からの繰入れについてであります。

一般会計からの繰入れについては、毎年度に総務省から発信されます地方公営企業繰出金についてという通知で、各事業ごとの繰出基準が定められています。具体的には消火栓の設置に関する経費や公園等の公共施設における無償給水に要する経費などが認められておりますが、昨今の社会情勢や町の財政状況などを踏まえ、財政部局との慎重な協議が必要であると考えております。水道事業の経営は独立採算制を原則として運営しており、今後も経常収益比率などを注視しながら、経営の健全性を確認し自立経営に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○5番（白井光昭君） 再質問の回答ありがとうございました。

質問ではありませんけれども一言述べさせていただきます。本町の未来を見据えた安心安全なまちづくりには、防災対策事業と水道事業の持続可能な経営が極めて重要です。両事業は町民の命を支えるライフラインであり、長期的な視点で計画的に維持発展させていかねばなりません。しかしながら、少子高齢化や勤労者の減少に伴う歳入の減少が進む中、町の財政はますます厳しくなることが予想されます。このような状況においては、限られた財源を最大限に生かし、無駄を排除し、最少のコストで最大の効果を上げる行政運営が不可欠です。また私達は今の住民の暮らしを守ると同時に、次世代に過大な負担を残さない責任があります。目先のメリットや短期的な視点にとらわれることなく、近未来と中長期のバランスをとりながら、持続可能な防災事業や水道事業に経営的視点でビジョンを持って進めていただきたいと思います。特に水道料金の改定や事業投資の在り方については、単に現状のコスト負担を考えるのではなく、将来の災害リスクや設備の老朽化にどのように備えるのか、町民の安全と安心の視点を最優先に考えた経営戦略を作成することが求められます。町行政には、今と将来のバランスを持った持続可能な政策決定を強くお願いするとともに、町民が安心して暮らせるインフラを次の世代へと引き継ぐための取組を進めていただくよう改めてお願い申し上げます、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後 2 時15分 休憩

午後 2 時25分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 岩田治和君。

○12番（岩田治和君） 通告に基づきまして、町職員の職場環境の整備と行政改革の推進について質問いたします。

国、地方を通じた厳しい財政状況の中、ますます増大する自治体に対する行政需要や住民サービスを的確に対応するためには、行財政能力の向上、効率的な行政体制の整備確立が重要な課題であります。更に、景気低迷による長期的な税収不足から多くの自治体が財政的に余裕が持たず、これまで築いてきた基金等も取崩しを行わざるを得ず、仕方なく公債発行を実施するのが現状であり、大きな改革が必要な時期と考えています。昨年末にかけ、1か月の間に町職員によるストーカー行為により停職6か月の処分や町の指定管理者選定における職務怠慢による契約不履行などネガティブな事例が発生しております。また9月の定例議会の一般質問では、本町の職員給与は県内でも他の自治体に比べ高額であることが指摘され、更に12月の定例議会の一般質問では、本町の人口当たりの職員数が近隣の市町に比べ2倍程度多いことが指摘されています。更にメンタルヘルスに関わる長期休職者も多いと聞いています。住民目線からも町の労働環境などを見直すことや管理職の責任所在についての声もささやかれています。このようなことから、町長に次の点について答弁を求めます。

1、本町の職員の労働環境は適正であるのか、精神衛生についての教育はできているのかお伺いいたします。また、今後、行政改革の方向性をどのように考えているのか、所見をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 岩田議員にお答えいたします。

町職員の職場環境の整備と行政改革の推進についてのうち、初めに本町の職員の労働環境と精神衛生についての教育についてであります。

まず職場の環境について、人員配置と休暇の取得についてであります。

本町では毎年、事務事業評価や職員配置に係るヒアリングを行い、部署ごとに翌年度の業務量の把握や改善提案などの意見を聞き、業務量に応じた適正な人員配置に努めております。またワーク・ライフ・バランスを向上させるため、年次有給休暇の積極的な取得を職員に呼びかけております。これにより年次有給休暇の平均取得日数は、目標である10日以上を令和5年、令和6年と2年連続で達成しております。更に職員提案制度で提案がありました子の看護に関する特別休暇の拡充については、対象となる子の年齢や対象者を拡大し、特に子育て世代の職員が休暇を取

得しやすいように規則を改正いたしました。

次に、精神衛生面についてであります。

職員のメンタルヘルスに関しては、毎年、職員健康診断に併せ全職員を対象にストレスチェックを実施しており、ストレス度が高い職員には、個別に産業医との面談を促しております。なお、現在休んでいる職員はおりません。また、毎月、職員の心の健康の保持増進を目的に、臨床心理士によるメンタルヘルス相談を実施しております。また、本年度は部課長等や副参事級職員を対象に、ハラスメント・メンタルヘルス研修を昨年12月に実施いたしました。これ以外にも所属長は、人事評価に伴う全所属職員への面談を年に2回実施しており、その際、業務の進捗状況だけでなく、職場での悩みなども聞き取るようにしております。職場における職員の健康確保及び快適な職場環境の形成を推進するため、小山町衛生委員会を設置しております。この委員会では、産業医による職場環境のチェックや健康診断やストレスチェックの結果への対策を実施しております。今後もより一層働きやすい職場環境の整備や相談体制の充実に努めてまいります。

次に、今後の行政改革の方向性についてであります。

現在、令和7年度から令和9年度を計画期間とする第11次行政改革大綱の策定を進めており、本年2月28日には行財政改革審議会から答申をいただいたところであります。第11次行政改革大綱の方針としては、自治体経営の質の向上、行政サービス自体の複雑化・高度化への対応、働き方改革やデジタルトランスフォーメーションによる多様かつ持続可能な行政サービスの提供を目指すこととしております。具体的には行政運営の効率化、人財への積極投資、行財政運営の強化の三つの基本目標を掲げ、それぞれに方策を立てて行政改革を推進することとしております。主な取組としては、自治体DXとして役場窓口業務、学校支援システムや教職員の事務などの効率化を進めていきます。地域DXではデジタル地域通貨の活用などを掲げております。また、職員の資質向上と意識改革として研修を充実させ、職員アンケート調査により意識調査などの実施を予定しております。また、歳入の確保による安定した財政基盤の確立では、企業誘致や移住定住施策による税財源の確保、ふるさと納税の強化などを掲げております。いずれも行財政改革審議会において委員の方から多くの意見をいただいた取組であり、令和7年度以降重点的に進めていきたいと考えております。なお、この行政改革大綱につきましては、3月議会最終日の議員懇談会において議員の皆様にも説明したいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（岩田治和君） 今の答弁の中で疑問視している点がありますので、その点について伺いたいと思います。

まず、メンタルヘルスケアについてを主体に質問いたしたいと思いますが、この中でストレスチェックを毎年健康診断に併せて行っているというような答弁がありました。確かに、2014年、平成26年ですけど、労働安全衛生法の改正により、従業員が50人いる事業所について、毎年1回

以上ストレスヘルスチェックが義務づけられ、この法改正から現在10年がたとうとしているわけなんです。ただ私が気になっているのが、毎年健康診断に併せて行っているということが、かなり形式的なやり方で済まされているんじゃないかというような感じがいたします。その中で、労働安全衛生法に決められています衛生委員会の方は、毎月1回以上行わなければならないということになっておりまして、実際のところ年1回の頻度じゃなくて、それ以上のことをやる必要があるのではないかと私は解釈します。厚生労働省の外郭団体であります中央労働災害防止協会というところが発行していますストレスヘルスチェックについて、メンタルヘルスケアのガイドラインでも、今後1回じゃなくてそれ以上の回数でやるべきだということを指摘しております。ですから、どちらかという、毎回、毎月、法令上決められています衛生委員会の中でメンタルヘルスケアの付議事項を含めてやっていただけないか、そのように考えます。先ほどの答弁の中では、ストレス度が高い職員には個別に産業医との面談を促しているし、更に、臨床心理士によるメンタルヘルス相談を実施しますということになっておりますけど、ただ現場をよく知らない人がこのような相談を受けても、なかなか私は相談にも乗りにくいんじゃないかという気はいたします。ですから、この取り入れ、どの程度の内容で行っているのか、その成果はどうか、具体的にもう少し聞かせていただきたいと思えます。

その次に、これまで実施した職場環境の見直し事例としてどのような事例があったのか御説明ください。

もう一つ、このメンタルヘルスケアの関係で、先ほどの答弁の中で、町職員の長期休業者の数は今0だということなんですけど、そのとおりならそれでそのようにとりますけど、実際にほかの民間も同じようなところすとかかなりこの長期休業者というのが多くなっているという傾向があります。厚生労働省から発行していますメンタルヘルスのこの10年間の記録によっても、年々この休業者が多くなるというような評価結果が出ております。今0でいいんですけど、今後は増える可能性もあるということで、その点についても十分理解していただければと思います。まず、その点について、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず職員のストレスチェックについてでありますけれども、こちらについては、かなり細かな、これアンケート形式によりまして、本人にいろんな仕事での状況であったりとか、あと何か家庭での状況であったりとか、そういったことを自分でその該当するものに丸をつけるとか、そういったことをしながらヘルスチェック用紙を業者の方で取りまとめて、その結果がそれぞれ各個人に通知されるものであります。これは役場の職員もやっておりますけれども、学校の職員もそれは学校の方の関係で同じようなものをチェック用紙ということでやっております、これに基づいて、やはりストレス度が高い者についてのリストが総務課の人事担当の方に来ます。それに基づきまして、いろいろやはり産業医の方、小山町では産業医は南寿堂の岩田祥吾先生が産業医で

ございますけれども、やはり高ストレスの方については、当然職場での相談とか、その仕事に関しては上司ですとかに相談するわけですけども、やはり医師として職員と面談をしていただいた中で聞き取りをして、当然それは医師の方から職場の方に返していただいております。そういうことによりまして、ストレスを高くならないようなことを対策として行っているところでありませう。なかなか今現在やっているストレスチェックにつきましては、今の形で継続しながら、同じようなテストになりますので、毎年変わってまいりますとまた比較とかもなかなか難しいものですから、現在のストレスチェックについては、しばらくの間、同じような形で継続したいと考えております。

また、先ほど申し上げたとおり、今現在メンタルヘルスが基で長期休暇をとっている者は、幸い本当に0人です。年によってはやはり3人ですとか4人とかあるときもございましたが、今現在は申し上げたとおり0で間違いございません。それぞれ職員のストレスというのは、それぞれ職員の仕事でもありますし、家族の状況であったり、個人のこともあったりとか、それぞれ本当に違う要因で高ストレスになっていると考えております。ですので、それぞれ職員に応じた対応を総務課人事の方でも担当としても所属と連携しながら対応しておりますし、今後も引き続き対応していきたいと考えております。

以上です。

○12番（岩田治和君） 先ほど質問の中で、このストレスチェックを行ったその成果、これも厚生労働省の方からの集計結果では何%とか、どういうことをしたかどうかとかそういうことが出ておりますけど、本町ではどのようなものがあつたのかまず伺いたいんですが。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 岩田議員の御質問にお答えします。

先ほど部長から答弁させていただきましたストレスチェックの状況につきましては、実施率としまして95.8%の職員が実施をしております。そちらの方を公益財団法人静岡県予防医学協会というところ取りまとめをしていただいて、健康リスクについて指標を出していただいております。小山町役場全体の指標としては75という指標が出ております。こちらは全国平均が94、同じ業種の平均が86というところで、小山町役場は低いということになっております。こちらの方を成果として報告をいただいております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 岩田議員に申し上げます。今の質問は2回目の再質問の関連ということでよろしいでしょうか。

○12番（岩田治和君） そうしてください。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問ということで、3回目になりますのでお願いします。

○12番（岩田治和君） 再々質問いたします。

今の答弁でいいんですが、やはり全国平均に比べて低いということがやはり当町の傾向のよう

です。そのように理解しておりますけど。もう一つ私も再々質問で気になったのが、私の質問の前段で申し上げた、例えばストーカー行為により停職6か月の処分を受けた点、また指定管理者選定における職務怠慢による契約不履行といった、こういう事例が昨年の暮れに出ております。前者については、停職6か月の処分、また後者については、議会の附帯決議を受けてようやく議会を通したというような、議会議決ができたということで、実際には担当者には口頭の注意だけで済ました。これはやはり管理責任が私はあるんじゃないかと思います。ただ、このまま済ませて、このままでいいんだと、忘れればそれまでの事にすぎないというようなことで済まされますけど、実際に管理職としての責任は全く問わないのかどうか伺いたいと思います。まず、最近の例を考えても、例えば、新聞によく出ております自衛隊員が勤務以外の時間帯で外で何か事件を起こしたということでも、必ず上官の責任を問うというようなことも紙面には出ております。何か本町の場合には、こういう事例に対しても管理職の間は全く責任がないんだというふうに済まされるのは、どうも一般市民が納得できることではないと私は思われます。

もう一つ伺いたいんです。それはコメントだけで結構ですけど、もう一つ気になるのが、定年前の退職者が多いのではないかという指摘が、そのように推測できます。これについても実数は結構ですけど、定年前にこの3月でやめられるような方が多いというようなことも聞いておりますので、実際には、実数はいいですけど、どのような状況かそれについてのコメントをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 岩田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず管理者の責任についてでございますけれども、こちらにつきましては、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例ということで、条例でその処分等につきましては定めております。当然、小山町だけその管理職についてその処分を低く見ているかということはそんなことは決してなく、今までの中でも管理職の方はそれぞれ処分を受けた事例もございます。そのときのそれぞれの客観的な判断に基づきまして処分等をしておりますので、御理解いただければと思います。

次に定年前退職者についてでありますけれども、確かに最近、定年前に退職する方が増加傾向とは感じております。その中で、理由としましては、個人の中でそれぞれ事情があります、結婚によって辞める方もおりますし、新たな役場の仕事ではなくて別の仕事をしてみたくて辞める方もおります。その辺はそれぞれの諸事情がございまして、定年まで勤めないでやめる方、いわゆる転職で辞める方もおるのが現状でございます。人数については、はっきりした人数を把握しておりませんが、その理由によっての人数の把握は把握しておりません。人数の方は申し伝えられませんが御容赦願いたいと思います。

以上でございます。

○12番（岩田治和君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は一問一答方式で、町長の再稼働と温水プール計画というタイトルで質問をさせていただきます。

込山町長は令和5年の5月1日に就任した後に、再稼働と称して矢継ぎ早に計画性という点では疑問のある事業に税金を使ってまいりました。行政運営の基本は、確かな計画に基づいたということですので、小山町は、年度途中で制度設計とすればずさんな状態で新規事業を展開してきております。更に、行政効果を深く認識しないまま、物まね状態で事業に飛びついてきているという面がございます。そして2年が過ぎようとしておりますが、温水プール計画という大問題に直面している今こそ再稼働の実態を明らかにして、本当に町民の生活向上に役立っているのか、公平公正に行政が運営されているのか検証する必要があると考えているところでございます。これまでの再稼働で、行政倫理上、また法的に大きな問題となったことは、温水プール計画においてもきっと内在しているだろうという経験則からの狙いでございます。

まず1点目ですが、令和5年6月議会において小山町特別職指定条例を制定して、町長の専任の秘書として政策監が置かれました。しかし、静岡県が公表しております令和7年1月1日現在の市町の特別職一覧表には小山町の政策監の記載がありませんが、どのような理由によるものでしょうか。説明願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 牧野議員にお答えいたします。

静岡県の市町特別職等一覧表は、静岡県が作成しており、静岡県内の市町の首長、副市長及び副町長、議長、副議長の四つの役職について掲載されているものと承知しております。

以上です。

○4番（牧野恵一君） この市町特別職等一覧表というのは、あくまでも特別職を調べているのでありますから、恐らく町に照会があって町の回答を基に作成しているはずですが、県から照会があったときに、地方公務員法に触れるので政策監を特別職として報告していないのではありませんか。私の質問の趣旨は、政策監は地方公務員法で常勤の特別職には認められないのではないかとこのものであります。地方公務員法では、町長の専任の秘書を置くことができるとなっております。その理由ですけれども、町長の仕事には公務とそれから政治家としての政務という二つに分けられますけれども、この政務に係る分については、一般職の職員は、秘書は政治の中立性が求められておりますので従事できません。そこで、専任の秘書として町長との特別な信頼関係に基づく政治活動の日程調整、政治団体からの情報収集などをする職を認めているのであります。もっとも全国で幾つもの例はありませんけれども、小山町は条例で専任の秘書の職として政策課を置くというふうに条例でつくりましたが、専任の秘書と政策監とは全く異なる職務でありまして、小山町のこの言い方ですと、白の物を黒ということというレベルの奇妙な内容であります。条例としては当然無効であります。そして毎月支払われる報酬は不正な支出になっていませんかという問

題が絡むわけであります。これについては、地方公務員法上適法なのかよく調査の上、改めて議論をしたいと思えます。次の質問に行きます。

○議長（遠藤 豪君） 4番。

○4番（牧野恵一君） 次の質問ですけれども、令和5年の9月議会において、小山町木質バイオマス発電事業特別会計の赤字補填のため、宅地造成事業特別会計から3,500万円を繰り入れる措置がとられました。しかし、地方自治法及び特別会計に関する法律に抵触する不正な会計措置であります。特別会計の余剰金をほかの特別会計の赤字補填に充てることは認められません。この是正措置と責任について説明を求めます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 令和5年9月の総務建設委員会において説明しましたとおり、宅地造成事業特別会計から木質バイオマス発電事業特別会計の繰入れについては、地方財政法でできることとなっておりますので不正な措置ではありません。

以上です。

○4番（牧野恵一君） 地方財政法では、公営企業会計であってかつ大規模災害や伝染病などやむを得ない事情のときに特別会計間のお金の融通を求めています。しかし、小山町の木質バイオマス発電特別会計の場合は、単に赤字なんですからやむを得ない事情には当てはまりません。そして何より、小山町の宅地造成事業もバイオマス発電事業も公営企業ではありませんから、地方財政法など何の関係もありません。地方公営企業とするには、地方公営企業法に基づいて公営企業の設置及び経営の基本を条例で定めなければなりません。しかし、小山町の公営企業は上水道と下水道のみです。宅地造成事業もバイオマス発電事業も条例で公営企業とすると定めていませんので、公営企業ではありません。したがって、バイオマス発電事業へ3,500万円を融通した会計処理は不正であります。更に、特別会計に関する法律という法律があります。この法律には、特別会計で余剰金が出たときの扱いについて述べています。この第8条で余剰金が出たその会計の積立てや一般会計へ入れることのみを認めており、特別会計への支出は認めていません。独立採算が原則の特別会計間でお金の融通ができるはずがありません。速やかに是正措置をとる必要があるのではないですか。答弁を願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 牧野議員の再質問にお答えします。

宅地造成事業と木質バイオマス発電事業については、地方公営企業法の適用は受けませんが地方財政法による特別会計の設置義務があるものです。繰り返しの説明になりますが、宅地造成事業特別会計から木質バイオマス発電事業特別会計への繰入れは、地方財政法第6条の規定に基づき実施したものです。

以上です。

○4番（牧野恵一君） そもそも地方財政法の規定によって特別会計間のやり取りは合法ですとい

うふうに今まで説明をして、今回もその向きですけども、よく地方財政法の第6条を読んでもらえば分かるように、ここでは公営企業会計のお金のやり取りを特別な状況になれば認めるというふうになっています。したがって、今、地方公営企業ではないんだから、そもそもこの法律は該当になりません。特別会計の設置と地方公営企業の設置というのは別物であります。そして地方財政法第6条の特別会計の繰り出しは認められません。したがって、今の回答はそうですけども、そもそも地方財政法第6条で言っていることは、私が今指摘した内容ですから、地方財政法6条の規定に基づいて実施したというのは法令に違反したことになりませんか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 地方財政法第6条には、公営企業で政令で定めるものについては、その経理は特別会計を設けてこれを行いとありまして、政令の方ですが地方財政法施行令第46条の中に公営企業という定めがありまして、法第6条の政令で定める公営企業は次に掲げる事業とする。その中に電気事業と宅地造成事業がございますので、法令に違反するものではございません。以上です。

○4番（牧野恵一君） 繰り返しますけども、小山町の宅地造成事業と木質バイオマス発電事業は、条例で設けていません。条例でもって設置を置いてない会計については、地方公営企業にはなりません。その部分で勘違いしておられるんじゃないかと思います。したがって、再度、これについては調べて、改めての議論をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤 豪君） 4番。

○4番（牧野恵一君） 3点目の質問をお願いいたします。

多世代交流拠点谷戸山のいえ整備事業についてですが、令和6年6月議会において、この施設は普通財産とするとの説明でありました。多世代交流という行政目的がある施設は行政財産ですから、地方自治法第244条の2により設置条例を制定しなければなりません。そこで、名称とか設置目的とか場所、管理運営の方法などを明確に位置づけなければならないのであります。1億円を投じた施設の位置づけは、どうするつもりなのかお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 本施設は、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生拠点整備を活用した事業であります。整備に当たりまして、昨年度、内閣府に提出をいたしました地域再生計画及び施設整備計画には、活動主体は仮称NPO法人谷戸山倶楽部及び明倫地区推進協議会とし、町はNPO法人に谷戸山のいえを無償貸付けし、施設整備及び運営等のバックアップを行い地域活性化に寄与することを目的としてございます。NPO法人設立後、町が地域再生推進法人として認定を行い、普通財産として財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例、こちらの規定により貸付けを行い、子どもから高齢者までが集う交流拠点の場としてまいります。以上でございます。

○4番（牧野恵一君） 今この施設は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した地方創生に資

する取組を支援する施設を整備する。であれば、まさしく公共財でありまして、行政財産として扱わなければなりません。したがって、自治法に基づいて設置条例を制定しなければいけないではありませんか。今役場が言ったように、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、これは普通財産の扱いに関する規定であります。そういうふうにならなければ、条例の中に無償で貸付けできる施設だよということをうたわなければ、無償で貸し付けること自体が違法になってしまいます。こういうことの延長上では国の交付金を返せとかというふうな事態になってしまうのではありませんか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 国の交付金につきましては、先ほどの答弁と重なりますが、地域再生計画及び施設整備計画で事業の目的や計画などを示し、最終的に交付決定に至っております。また行政財産による設置及び管理に関する条例の制定につきましては、すがぬまこども園を除く部分の土地は、令和5年の9月に行政財産を用途廃止し普通財産としたことから、仮称NPO法人谷戸山倶楽部を地域再生法人として町が審査を行い認定することで、公共的団体に位置づけし、先ほども申しましたけれども、財産の交換等の条例第4条第1項の規定によりまして普通財産の無償貸付けを行うものでございます。

以上でございます。

○4番（牧野恵一君） 今、テーマは谷戸山のいえについて議論をしているわけです。谷戸山のいえは、国の補助金も交付金ももらって行政目的のある施設であるので、それは皆さん承知のように、公の施設は自治法に基づいて設置条例を設けなきゃならないということは、多分公務員としては常識なはずですよ。だからそのことを言っているわけです。ですから、今現在、役場の中の法規担当とすれば違法ではないという判断になるかもしれませんが、実際に皆さん今までやってきていますよね、公の施設は、なぜ谷戸山のいえだけつukらないのか、それは非常に疑問に思います。そのことも改めて議論をする場を設けたいというふうをお願いをしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 4番。

○4番（牧野恵一君） 次に、この谷戸山のいえに関する建築基準法の問題です。

この多世代交流の家というのは、古い民家を用意変更して多世代交流拠点にするというものであります。建物の用途を変更する場合は、建築基準法の第6条によって確認申請が必要になるはずですけども、これを無視したのでしょうか。あるいは接道要件もございません。法律に基づくよう指導する立場の役場が違法建築をしたのではありませんか。この是正措置と責任について伺いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 建築基準法では、建築確認や用途変更が必要な場合として、特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものとしております。本施設は、その基準の面積に満たないため用途変更は必要ないものとしております。また、本施

設は大正時代の建築物でありまして、建築基準法が施行される前だったため、特に接道要件の定めがございませんでした。現在は町道1222号線として認定されており、周辺の人家の建ち並びもあることから、建築基準法第42条2項道路として接道要件は満たしております。

以上でございます。

○4番（牧野恵一君） 特殊建築物の床面積要件がもともと100平米でしたけども、これが200平米に緩和されたということについては、私も調べが不足しておりました。しかし、道路については、2項道路に接しているから問題ないとする考えを受け入れることはできません。いわゆる2項道路というのはみなし道路でありまして現物としてはないのであります。現地は緊急時の救急車両の活動は著しく阻害され、利用者の安全安心の確保ができません。ボランティア活動などで不特定多数の人が利用する公共施設の建設場所としては適切ではなかったと思いませんか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 緊急時の救急車両の対応につきましては、小山消防署側あるいはコンビニエンスストア側からも過去に救急搬送した経緯もあるというふう聞いてございます。そのため支障がないものと考えてございます。また火災時の消防車両の進入につきましては、中間に位置します羽黒神社の参道から消防車両が進入し、水利の確保も容易であると伺っております。以上のことから、建設場所についても問題がないものと考えております。

以上であります。

○4番（牧野恵一君） ほかでも活動はほかのルートを使ってもできたというふうな説明でありますけども、現地そのものをちゃんと直視してもらいたいと思うんですね。現地の状況は、例えば救急車両の活動は狭くて著しく活動ができません。そういったものであっても、公共施設をつくる場所として問題がないという判断をする、そういう感性については若干驚きます。そんなことで公務員がいいのかという、危険な状況について認識がないということについては、本当に不満に思います。

○議長（遠藤 豪君） 4番。

○4番（牧野恵一君） 五つ目の質問ですけども、今進められている本庁舎1階の改修工事についてであります。

備品の全面入れ替えを含めて約1億円の大事業でありました。一方、庁舎の建設についてですが、12月定例会のある議員の御質問に対して、令和7年度中にはある程度の方向性を示したいと町長は答弁しております。もともと耐震性の問題がある庁舎の1階の改装、しかも備品の全面入れ替えまでを令和6年度の9月補正でしておいて、令和7年度には建て替えの方向を示すというのでは、施策の一貫性をあまりにも欠いております。単なる税金のばらまきではなかったでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 庁舎建設につきましては、建て替えというよりも主な方針を令和

7年度中に検討し、決めていくものであり、建設工事の内容も決まっておらず工事の時期も現在のところ未定であります。一方、このたびの本庁舎1階の改修工事は、住民サービスの向上と業務の効率化を図り、来庁者にとって居心地がよく、職員が快適に業務が行える環境を整えるために実施したところであります。

以上です。

○4番(牧野恵一君) 小山町は、平成29年の3月に小山町公共施設等総合管理計画を策定しております。その目的は、長期的視点に立って今後の公共施設等の配置や管理運営に寄与するためだという狙いがあります。そしてその5年後の令和4年3月には、その後の状況の変化に対応するために改訂版をつくっております。そして、個別施設ごとのより具体的な課題を出すという意味で、令和5年3月に小山町役場庁舎等管理計画の改訂版も作成しております。この内容を一言で言えば、さびとかクラックで役場庁舎と北郷支所は大変危険な状態であると指摘しています。本庁の耐震性は4階を除いてNG、ノグッドです。したがって、基本的な考え方として、役場本庁舎と北郷支所は大規模改修や建て替えが喫緊の課題であり、大規模改修をせざるを得ないのであるから、それまでの維持管理は必要最小限にすると結論づけています。耐震性に問題があり、大規模な対応をせざるを得ないのであるから、役場庁舎の維持管理は必要最小限にする方針を決めておきながら、1階だけを職員の職務改善のため、さらには備品の全面入れ替えに計画性もなく1億円を投じたことは、税金のまさしく無駄遣いそのものではありませんか。説明を求めます。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○総務課長(渡邊 徹君) 牧野議員の再質問にお答えします。

小山町役場庁舎等管理計画の中で、庁舎の大規模改修は社会情勢等を見ながら慎重かつ早急に協議検討の下、進めていくとしています。このたびの本庁舎1階の改修は、全国的に各自治体に取り入れられている書かない窓口の実現や来庁される方からの要望である授乳室やキッズスペースを設置し、住民サービスの向上を図ることと職員が快適に業務が行える環境を整えるため実施したところです。

以上です。

○4番(牧野恵一君) ただ、その方針としては、もう耐力度を生むというか、地震に耐震性を補強するということが第一課題と本来すべきではありませんか。ここが壊れたら町民全体への防災指揮系統も壊れてしまったり、町民サービスがなくなったりという大きな問題を抱えておられるわけです。だったら、わざわざ1億円をかけて1階だけを改装するというふうな今の政策についてはやっぱり疑問を持たざるを得ません。お金の使い方という面については、もう少し慎重に考えていただきたいというふうに思います。

○議長(遠藤 豪君) 4番。

○4番(牧野恵一君) 次ですけど、令和6年の12月議会で菅沼地域の優良賃貸住宅整備事業を実

施するために、町民の借金額と返済期間を決める議案が提案されました。町民が複数年にわたって返済を義務とする契約の前提として債務負担行為の議決が必要になると。しかしながら、当該事業の債務負担行為においては、返済する借金の額が記載されていなかったのであります。債務負担行為としては無効ではありませんか。債務負担行為は契約の根拠となるものであります。契約書に議決を得ていない金額を入れることはできません。したがって、当該事業は着手できないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 予算の調整の様式は、地方自治法若しくは同法施行規則に定められており、債務負担行為は様式第4表となります。この様式の備考欄に、限度額の金額表示の困難なものは文言で記載できると記載されております。また当初予算書に債務負担行為に関する調書がありますが、この中で落合の地域優良賃貸住宅も同様の表現となっております。当初予算書に30年間掲載されるため、町として一貫性を持たせております。更にこの事業では事業契約の締結に議会の議決を要するため、金額については、その際に改めて議会にお諮りすることになります。以上から本件については、問題ないものと考えております。

以上です。

○4番（牧野恵一君） 債務負担行為というのは、大きな事業を実施するに当たって町が借金するわけですが、町民が借金返しを何年間にわたって幾らするのかということや、そういう義務を負うのかということもここでもって決めるわけです。常識的に考えて返済の総額が書いてない契約書にはんこを押すわけがないのです。したがって、答弁にありましたけれども、規則の様式で文言で表せばいいと書いてあるからというのは、もう少しこの法律の趣旨を大本にたどっていただければ、金額、年数を書けて書いてあるんですから、その趣旨を規則において覆すということが法理論上ないと私は思います。したがって、御殿場市・小山町広域行政組合の債務負担行為、これがもう皆さん近くでもって手に入れますので、それらを見て正しい措置をとっていただきたいと思います。それから、議会で契約の議決をこれから求めるんだから金額の想定をしてない債務負担ということですが、これから議会で議決を得ると言いますが、全く金額の想定もしてない債務負担行為は無効ですから、債務負担行為に記載のない金額を書いた契約書もまた無効になります。過去には同じようにやっていたということですが、そのことは金額を示さないで町民の借金を求めることは正当だという理由には、根拠にはならないと思います。これは町民の負担という大きな問題がある内容でございますので、改めてこれも議論をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤 豪君） 4番。

○4番（牧野恵一君） 次に、温水プールの公共事業としての適格性、あるいは基本計画の熟度について伺います。

温水プールの計画地は農業振興地域で、その中でも特に優れた農地である農用地区域です。い

わゆる青地農地であります。そういう場所にプールを計画したということは、農業政策からの整合がとれていないのではないのでしょうか。また、農地転用は、農振の農用地区域からの除外は非常に厳しいというふうに承知しておりますが、そういう点でいかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 子どもの学習環境の向上やスポーツ環境の充実、町民の健康増進のため、関係農家との調整により農業上の利用に支障を及ぼさない範囲で建設予定地とさせていただきました。このたび、隣接地をほ場整備する関係もあり、地権者の皆様との話し合いをしてまいりました。なお、地方公共団体がプール施設を設置する場合には、農地法第5条及び同施行規則第53条ほかの規定により農地転用許可は不要となっております。

以上です。

○4番（牧野恵一君） そもそも、現地が農業振興地域の青地農地であることを承知していて、つまり開発不適地だということを承知していて、プールの建設を計画したことが良識のなさということをお話しているのではないのでしょうか。農振法の第16条には明らかに抵触しています。それから、農地転用について関係書類を調べましたけども、やっぱり公共事業であってもプールは転用が必要だというに書かれた見解もあります。その辺でちょっと確認をしっかりとさせていただきたい、老婆心ですが申し上げます。今、国を挙げて農業をどう守り、継承させていくかの議論を重ねているところであります。プール計画地を青地農地に指定をしたことは行政が決めたことでもあります。それを無視するような行政では町民の信頼を失うのではありませんか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 農業振興地域制度において、農業地域からの除外要件が明示されております。地方自治体の公共施設など公益性が高いと認められる事業の用に供する土地であれば除外可能となっております。建設予定地につきましては、町のスポーツの拠点として相乗効果が期待できる生涯学習センターの隣接地としたもので、先ほど企画総務部長から答弁しましたとおり、地権者及び地域農業者の方々に趣旨を御理解いただき、建設予定地とさせていただいたところであります。

以上であります。

○4番（牧野恵一君） 今ここで私が質問したのは、政策の一貫性というものを問うたわけであり、我々がこういう事務に携わっていたときには、そもそも農用地区域に開発区域に入れるなんていうことは、はなからもう前提から除いて考えていました。それは公共施設であろうと簡単には許可にならないよというふうなそういう知識を持っていたからであります。そういった点では、やはり町が基本的な政策として一定のルールをやっぱり守っていただくようにしていただきたいというふうに望んでこの質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 4番。

○4番（牧野恵一君） 次の質問ですけども、プール計画において環境影響評価あるいは下流周辺

関係住民への説明はどうなっているのかということでもあります。温水プールとなると湯を放流したり、雑菌が発生したりということで、塩素滅菌が必要になるなど下流の営農環境への影響はどうなるのか、これは周辺の方が大変心配しているという声もありますが、こうした方への説明はどうなっているのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 環境影響評価については、敷地面積が基準に達していないため必要ありません。排水に関することについては、町の土地利用事業の適正化に関する指導要綱の排水水質指導基準をクリアすることはもちろんのこと、事業者の提案についてはチェックしてまいります。また、関係者への説明は必要に応じて対応していきたいと考えております。

以上です。

○4番（牧野恵一君） 周辺の皆さんへの説明というものは、何よりも先んじてやるべき内容ではないかと思しますので速やかな対応を望みます。それは基本計画までにやっておくべきことだというふうに私は思っているところであります。

○議長（遠藤 豪君） 4番。

○4番（牧野恵一君） 次の質問です。10番目ですけども、計画から着手までの期間は1年間でした。町民コンセンサスを得るのに十分な時間であったというふうな認識をお持ちでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 町民へのコンセンサスについては、平野議員へ答弁したとおり、進捗状況等を周知してまいります。

以上です。

○4番（牧野恵一君） これだけの大事業でありますから、町長の公約という看板だけで進めていけるものではなく、納税者であり、主権者のコンセンサス、合意が必須の要件だと私は考えます。その点では、込山町長も町民合意の重要性は承知しておられまして、去年の年頭の挨拶で、温水プール設置については、今後も検討を重ね、皆さんの御意見を伺いながら取り組んでまいりますと述べておられます。この決意表明以来、町長が町民の意見をどう伺ったのでしょうか。建設促進のための懇談会を3回、一般町民に対しての懇談会を1回というような位置づけで開催したに過ぎないのであります。役場の職員がこの間、懇談会等で話している基本的な立場の過ちがあるのではないかと思います。役場の職員の立場は全体の奉仕者でありまして、町民のサーバントなのであります。したがって、プール建設は町民の意思に沿ったものでなければならず、役場は町民の考えを確認することこそ職員の仕事であり、義務であると認識すべきではありませんか。町長は、年頭の挨拶、それから今日までの取組についてどのように評価されているのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 牧野議員の御質問にお答えしたいと思います。

これまで1年間かけて行った意見交換会や説明会における町民の皆様の意見は、その都度職員

から報告を受けております。そこでいただいた意見は、できる限り基本計画や募集要項等に反映させております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 4番。

○4番（牧野恵一君） 順番が狂って申し訳ありませんけども、11番目の御質問をお願いします。

あらゆる場面で、材料の高騰、人手不足で公共事業の見直しを迫られております。事業費、利用者数、行政効果を考えるとあまりにもリスクが大きいのではありませんか。そうした最悪の結果等になった場合の結果責任についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 屋内温水プールの一番の設置の目的は、小学校屋外プールを集約し、学校の授業に利用するものであり、プールの建設は町の学校施設整備の一環として当然の責任、責務と考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 牧野議員に申し上げます。持ち時間があと残り3分ですので、その点で御質問いただきたいと思います。

○4番（牧野恵一君） 今町長がいみじくも語られましたけども、この施設の目的は子どもの健康づくり、あるいは町民の長寿命化を図るということでもあります。そういうことであれば、なおこそ、なぜ1年に3回の促進懇談会と町民説明会で次に行こうとするのですか。常識的に考えて、例えばこの種の施設であるならば、御殿場では、再々出てきますけども、5年間をかけて子ども等を含めて利用者の意見を反映させて計画をつくっております。同じようにバイオマスを燃料としているというふうに伺いますけども、北海道の芽室町では、何か7年ぐらいかけて専門家を入れて議論をしてきております。だから、そういった意味では、そういう壮大な計画を求めようとするのであれば、ここでもって1分1秒を争って前に進もうとする姿勢というのは理解できないのであります。だから、本当はほかのところに目的があるんじゃないかこのプールは、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 何遍も申し上げておりますが、小学校5校のプールの一番古いのは成美小学校が65年と、足柄が52年、北郷が51年と、こういうことで造りかえる時期にもう来ているということで、この5校をつくり変えるよりかは一つにまとめた方が、集約化した方が費用はかからないとこういうこともございます。先ほども質問の中でありましたが、バイオマス燃料のような話がありますが、さっき説明したようにこれは違う方法でやりますので、その辺は認識を変えていただきたいと思います。

以上です。

○4番（牧野恵一君） 終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月18日火曜日 午前10時開議。

議案第25号から議案第40号までの16議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。更に、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会します。

午後3時33分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 米 山 千 晴

署 名 議 員 岩 田 治 和

令和7年第1回小山町議会3月定例会会議録

令和7年3月18日(第6日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 石原 和美君 2番 池谷 元君
3番 平野 正紀君 4番 牧野 恵一君
5番 臼井 光昭君 6番 小林千江子君
7番 室伏 辰彦君 8番 鈴木 豊君
9番 藺田 豊造君 10番 渡辺 悦郎君
11番 米山 千晴君 12番 岩田 治和君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	住民福祉部長	山本 智春君
経済産業部長	大庭 和広君	都市基盤部長	清水 良久君
教育次長	野木 雄次君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	渡邊 徹君	小山消防署長	杉本 敏行君
建設課長	込山 次保君	総務課総務法規・監查班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	11番 米山 千晴君	12番 岩田 治和君	

閉 会 午後1時25分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第25号 小山町自家用有償旅客運送自動車条例の制定について
- 日程第2 議案第26号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第27号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第28号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について
- 日程第5 議案第29号 令和7年度小山町一般会計予算
- 日程第6 議案第30号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第31号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第8 議案第32号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第33号 令和7年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第10 議案第34号 令和7年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第35号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第12 議案第36号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第13 議案第37号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算
- 日程第14 議案第38号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計予算
- 日程第15 議案第39号 令和7年度小山町水道事業会計予算
- 日程第16 議案第40号 令和7年度小山町下水道事業会計予算
- 日程第17 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 議案第41号 建設工事に関する協定(変更)の締結について
- 追加日程第3 議案第42号 建設工事に関する協定(変更)の締結について
- 追加日程第4 議案第43号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第5 議案第44号 令和6年度小山町土地取得特別会計補正予算(第2号)

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告いたします。

小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御了承いただきたいと思います。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略いたします。

日程第1 議案第25号 小山町自家用有償旅客運送自動車条例の制定について

日程第2 議案第26号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第27号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第28号 小山町町民いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 議案第25号から日程第4 議案第28号までの4議案を一括議題とします。

それでは、2月25日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、総務建設委員長及び文教厚生委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長（米山千晴君） ただいまから、2月25日に総務建設委員会に付託されました2議案についての審査の経過と結果を御報告いたします。

3月10日、午前10時から会議室において、当局から副町長、政策監、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第25号 小山町自家用有償旅客運送自動車条例の制定についてを報告いたします。

委員から、予約型自動車乗降乗合運送の運賃は、中部運輸局が公示するタクシー運賃の8割ということだが、1キロメートル当たりの金額となるのか。との質疑に。

静岡県のタクシー協会の1キロメートル当たりの運賃で550円、それ以降も2キロ、3キロと運賃が定められており、その8割をライドシェアの運賃としていただくことになっています。との答弁がありました。

委員から、条例内には具体的な金額が記載されていない箇所が数か所ある。町民への周知はどうするのか。との質疑に。

条例の施行規則において、停留所の位置、運賃、回数券の種類などを定めています。なお、7月からライドシェアが開始され事業主体が変更となるので、広報などにより全町民に対して周知をしていきます。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第25号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 小山町町民いこいの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを報告いたします。

委員から、小山町民、御殿場市民、裾野市民と、その地域以外はどのように確認するのか。との質疑に。

この条例の施行は7月1日からとなっているので、それまでの間で小山町民、御殿場市民、裾野市民が初めて利用される際に一度だけ身分証明書を確保させていただき、そこで会員証のようなものを発行し、次回からはそれを提示してもらうことで確認することを考えています。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第28号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました2議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 小林千江子君。

○文教厚生委員長（小林千江子君） ただいまから、2月25日、文教厚生委員会に付託されました2議案について、委員会での審査の経過と結果について、御報告いたします。

3月12日、午前10時から会議室において、当局からは副町長、教育長、政策監、関係部課長等、議会からは委員全員が出席し、審査を行いました。

議案第26号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第27号 小山町手数料条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された2議案の審査の経過と結果について委員長報告といたします。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告が終了しました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第25号 小山町自家用有償旅客運送自動車条例の制定についてを議題とします。総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 賛成多数です。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第26号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第27号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第28号 小山町町民いこいの家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第29号 令和7年度小山町一般会計予算

日程第6 議案第30号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第7 議案第31号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第8 議案第32号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第9 議案第33号 令和7年度小山町土地取得特別会計予算

日程第10 議案第34号 令和7年度小山町介護保険特別会計予算

日程第11 議案第35号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第12 議案第36号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第13 議案第37号 令和7年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計予算

日程第14 議案第38号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第15 議案第39号 令和7年度小山町水道事業会計予算

日程第16 議案第40号 令和7年度小山町下水道事業会計予算

○議長(遠藤 豪君) 次に、日程第5 議案第29号から日程第16 議案第40号までの令和7年度予算に係る議案12件を一括議題とします。

それでは、3月4日、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 米山千晴君。

○総務建設委員長(米山千晴君) 3月4日、総務建設委員会に付託されました令和7年度予算について、委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

委員会では、先ほど報告いたしました議案の審査に引き続き、予算8件の審査を行いました。

初めに、議案第29号 令和7年度小山町一般会計予算を報告いたします。

委員から、道の駅地域振興センター利用料が3,000万円から4,000万円と増額になった。予算額の積算内容と増加理由は何か。との質疑に。

今年度の実績を見ると、物販、レストラン、農村活性化センターの利用をした弁当などの売上が非常に大きく伸びています。このことから、施設総販売額を8億円と見込み、その5%相当の4,000万円を計上しました。との答弁がありました。

委員から、小山町合宿誘致促進事業助成金1,200万円が計上され、昨年より200万円ほど増額になっている。現在の利用者団体や利用者数の実績は。との質疑に。

団体への助成は、1合宿当たり20万円を上限として交付しています。今年度は、延べで168団体、9,298人の実績を見込んでいます。との答弁がありました。

委員から、地球温暖化対策実行計画の策定内容は。との質疑に。

地方公共団体が実施している事務事業に関し、温室効果ガスの排出量削減と温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に取り組むための計画を策定するものです。との答弁がありました。

委員から、モータースポーツ協会負担金の内容は。との質疑に。

富士スピードウェイで開催されるWEC、24時間レース、GTレースなどの大規模なレースや花火大会を通して、訪問者の歓迎に関する事業を実施するものです。その際には数万人の方が訪れますので、町のPRを行いたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、非常勤特別職への報酬720万円について、対象となる職務と算出根拠は。との質疑に。

公共施設の建設及び改修に関すること、町のDXの推進に関すること、企業誘致及び宅地造成に関することの三つの職務に対し、一月当たり20万円、年間240万円を3名分計上したものです。との答弁がありました。

委員から、地域活性化起業人受入経費負担金は新たな事業と思われるが、この詳細は。との質疑に。

この制度は地方公共団体が、3大都市圏などに所在するICT企業等の社員を一定期間受け入れて、そのノウハウ、知見を活かしながら地域独自の魅力、価値の向上につながる業務に従事していただく制度となっております。特別交付税措置がされています。本町でも、既に公営塾でこの制度を活用し、昨年12月から1名従事していただいております。来年は2名分の予算を確保しました。との答弁がありました。

委員から、地域公共交通活性化事業費が、もともとの8,000万円余から1億3,000万円余に膨れ上がっている。この先の方針は。との質疑に。

確かに、歳出は増額となりますが、運行主体が小山町になることにより、国や県などから補助金や運賃収入で約3,650万円の歳入を見込んでいます。今後、デマンドバスからライドシェアに移行することができれば歳出を大幅に削減していくことができるので、利用状況を見ながら、しっかりと精査していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、バイオマス産業都市構想策定業務に関して、一つのまちづくりの骨格のような議論でもあるので、どのような体制を組んで策定を行うのか。との質疑に。

小山町から発生するバイオマス資源の状況、発生量を調査し、資源を再利用する可能性や経済効果、削減されるCO₂などを調査してまとめていくものです。進め方については、推進委員会を新たに設置し、農業分野、食品加工分野などの事業者や外部の有識者と意見交換を交えながら構想を進めていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、東京2020大会レガシー自転車普及啓発事業について、今年度は主催者の都合で急遽3月に実施されたようだが、今の段階で、来年度はどの程度計画されているのか。との質疑に。

今年度は1週間前になりサイクリングイベントを実施することになったため、町としては受入れのみを行いました。来年度については主催者から、毎年実施するののかという部分も含めて早めに回答いただき、しっかりとした受皿をつくりたいと考えています。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第29号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 令和7年度小山町土地取得特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計予算を報告いたします。

委員から、今回は用沢大畑ヶ地区の宅地造成事業を行うようだが、市場調査などは行ったのか。歳入も見込めないままに始めるということは心配だが、売れる見込みがあるのか。との質疑に。

今まで開発した8地区113区画は全て完売しています。今回の事業も起債をしながら、町民負担とならないように完売に努めてまいります。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第35号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算を報告いたします。

委員から、今回の3月補正予算において収入が見込んだほど得られませんでしたという内容だったが、来年度は大丈夫か。との質疑に。

令和6年度については、突発的な修繕が必要となり、稼働率が少ない状況となってしまいましたが、現在は順調に稼働しています。令和7年度からは新たな売熱も始まるので安定した経営ができるものと考えています。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第36号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算を報告いたします。

委員から、特別会計はその事業からの収入を見込み、独立採算制となっている。よって、一般会計からの繰入金を計上するのは特別会計の基本原則に反するのではないか。との質疑に。

地方自治法第209条第2項に、特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置できることが規定されており、それに基づいて特別会計を設置しているものです。また、逐条解説の中には、特定の歳入には一般会計からの繰り出しによる歳入も含まれているという解説があります。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第37号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計を報告いたします。

委員から、この特別会計の事業内容、進捗、今後の展開等を考え、一般会計に戻す考えはあるのか。との質疑に。

この特別会計が始まった経緯などから、今後も一般会計ではなく、特別会計で行っていく考えです。との答弁がありました。

以上、質疑、答弁の後、採決の結果、議案第38号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 令和7年度小山町水道事業会計予算、議案第40号 令和7年度小山町下水道事業会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託されました令和7年度予算8件の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、3月10日の委員会終了後、町道1017号線道路路面擁壁補修工事箇所の現地確認と視察を行ったことについても併せて御報告いたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 小林千江子君。

○文教厚生委員長（小林千江子君） 3月4日、文教厚生委員会に付託されました令和7年度予算について、委員会での審査の経過と結果について御報告いたします。

委員会では、先ほど報告した議案の審査に引き続き、予算5件の審査を行いました。

初めに、議案第29号 令和7年度小山町一般会計予算を報告します。

委員から、障害者相談支援事業の内容、対象となる障がい者の範囲、昨年度の相談件数は。との質疑に。

当事業は、身体、知的、精神の障がいのある人、その保護者や介護者などが抱える様々な課題に対して専門的な知識を持った相談支援専門員が個別に相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他、障がい福祉サービスの利用支援を行い、利用者が自らの力で生活を築いていけるようなサポートを行っています。昨年度の利用者は195人で、相談件数は1,626件でした。との答弁がありました。

委員から、2市1町共通利用券は、高齢者の健康増進、社会参加促進、生きがいづくりを目的としていると理解している。利用率が低いようだが、より多くの皆様に使っていただけるよう、具体的にはどのような改善策を検討されているのか。との質疑に。

利用率向上に向けて、令和7年10月からの新しい利用券において、対象施設の拡大を検討しています。具体的には、小山町総合文化会館の自主事業、総合体育館トレーニング室の利用、御殿場市内の民間温浴施設やパークゴルフ場、ふれあいプール玉穂などを候補として、現在、確認作業を行っています。との答弁がありました。

委員から、介護サービス提供体制整備促進事業費補助金約9,400万円の詳細は。との質疑に。

介護保険入所施設の介護医療院の創設に関して、補助金を交付するものです。施設は、公益社団法人有隣厚生会が富士小山病院の正面駐車場に建設し、規模は、鉄骨造り3階建て、療養室は2階、3階で、定員は29人です。その他、サービスステーション、食堂、機能訓練室、レクリエーションルーム、診察室等があります。令和8年4月1日に開設する予定で、設置者である公益社団法人有隣厚生会が運営いたします。との答弁がありました。

委員から、健康マイレージ事業のデジタル化への移行について、今後の方針は。との質疑に。

令和7年度においては、紙の健康マイレージも並行していきます。令和8年度以降については、徐々に規模を縮小し、最終的にはアプリのみの運用としたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、重層的支援体制整備事業について、過去の実績と令和7年度の実施計画の内容は。との質疑に。

県のアドバイザーに指導をいただきながら、相談支援包括化ネットワーク会議を開催し、役場の関係課や相談支援機関等において解決が難しい事例について、役割分担や支援の方向性の整理、支援プランの作成などを行っています。令和7年度からは、相談支援に加え、個々のニーズに対し、地域の社会資源を活用して社会と継続してつながっていく支援を行っていきたいと考えています。また、ひきこもりなど支援が行き届いていない人の把握などを進め、必要な人に必要なサービスや情報を届けるために、関係機関と連携した情報収集、家庭訪問、同行支援などを行い、継続的な支援を進めていこうと考えています。との答弁がありました。

委員から、社会福祉協議会事業助成金について、1月から福祉バスがスタートしているが、利用条件があり、使いにくいという声がある。身近な足として気軽に使ってもらえるような福祉バスが理想だと思うが。との質疑に。

福祉バスは、高齢者や障がい者などの福祉関係団体等が、団体の活動としてバスを貸切りで利用できるものです。使用については、使用月の3か月前の初日から使用月の前月の10日までに仮予約をして、使用月の前月の20日前までに申請書を提出するように規定されています。バスの運転手の確保などから、このような事前予約制となっていると考えられます。事業は1月から始まったばかりで、まだ利用状況も少ないのが現状であるので、今後は利用についてさらに周知するなど、社会福祉協議会と一緒に進めていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、文化財調査業務の詳細な内容は。との質疑に。

調査は2か所行います。初めに、阿多野用水については、今年度、隧道等がどこを通っているのかなどの測量を行いました。その結果を盛り込み、文献調査を行った上で詳細な調査報告書を作成するものです。次に、足柄城跡については、地域住民等への聞き取りや文献を基に、必要に応じて、足柄城及び城内の遺構のほか、周辺の砦の発掘についても調査対象とし、調査結果をまとめるものです。との答弁がありました。

最後に、生涯学習センターの指定管理料について質疑が集中しましたので、まとめて御報告をいたします。

委員から、指定管理者の期間延長に伴い、町民に対して説明、謝罪はないのか。との質疑に。指定管理期間の延長について、広報おやま4月号への掲載を予定しています。との答弁がありました。

委員から、今回の不祥事に対して、なぜ今回のようなことが起きたのかということ掘り下げて、どこに問題があったのかを発見する、そして対策をするという作業、いわゆる再発防止等の状況は。との質疑に。

今回の問題の発端は、職員の怠慢ということです。そのために町では職員の分限処分及び懲戒処分審査委員会で処分内容を決定し、職員を処分しました。再発防止等は、何よりもスケジュール感をしっかり持ち、進捗管理を行うように職員に指示したところであります。との答弁がありました。

委員から、今回の案件は契約不履行に当たると思うが。との質疑に。

指定管理期間が5年間ですので、今年の3月31日で今の業者との指定管理の契約が終わります。その後、来年度1年間の契約を新たに締結するもので、契約の不履行ではありません。との答弁がありました。

委員から、町側からの1年延長の要請を指定管理事業者はどういうふうに関心しているのか。との質疑に。

新たに1年間の契約を締結するに当たり指定管理事業者に町が確認したところ、事業者の方も一緒にやりますという返事をいただきました。との答弁がありました。

委員から、今回の1億6,000万円の損害に対して、町はどのように考えているのか。との質疑に。

今回、1億6,000万円の損害が出たというふうにおっしゃいますが、決して1億6,000万円の損害が出たわけではございません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第29号は賛成少数で否決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計予算は、さしたる質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計予算、議案第32号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第34号 令和7年度小山町介護保険特別会計予算は、特に質疑もなく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された令和7年度予算5件の審査の経過と結果について、委員長報告とします。

なお、委員会終了後、北郷小学校北校舎・連絡通路長寿命化改良工事箇所の現地確認と視察を実施したことについて、併せて御報告いたします。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第5 議案第29号 令和7年度小山町一般会計予算を議題とします。

各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○3番（平野正紀君） 議長、3番。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（平野正紀君） 本議案に対して修正動議を提出いたします。

以上です。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 修正動議が提出されましたので、ここで暫時休憩といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、3番 平野正紀君から、令和7年度小山町一般会計予算に対する修正動議が提出されました。修正動議の資料については既に配付されていますので、よろしくお願ひいたします。

本案に対しては、平野正紀君ほか5名からお手元に配りました修正の動議が提出されております。

この動議は2人以上の発議者がおりますので、地方自治法第115条の3及び小山町議会議規則第17条第1項の規定により、成立いたしました。

ここで、修正案を本案と併せて議題とし、提出者からの説明を求めます。3番 平野正紀君。

○3番（平野正紀君） 討論の前に動議を提出いたしました。

議案第29号 令和7年度小山町一般会計予算に対して、地方自治法第115条の3及び小山町議会議規則第17条第2項の規定により、修正の動議を議題とするため別紙の修正案を添えて提出いたします。

令和7年3月18日。発議者、小山町議会議員、平野正紀、岩田治和、菌田豊造、牧野恵一、臼井光昭、石原和美。

初めに、予算書の修正案箇所を申し上げ、次に修正動議の理由を説明いたします。修正は予算書1ページの第1条、歳入歳出予算の総額148億8,000万円を、歳入歳出それぞれ1億69万円減額し、歳入歳出総額を147億7,931万円とします。

第2条の継続費を削ります。

第3条中の「第3表債務負担行為」を「第2表債務負担行為」に改め、同条を第2条とします。

第4条中の「第4表地方債」を「第3表地方債」に改め、同条を第3条とします。

第5条を第4条に、第6条を第5条といたします。

予算書2ページの第1表、歳入歳出予算の歳入、4ページの20款繰入金2項基金繰入金18億

1,508万3,000円を1,199万円減額し18億309万3,000円とし、同じページ23款町債1項町債17億3,300万円を8,870万円減額し16億4,430万円とし、歳入合計148億8,000万円を1億69万円減額し147億7,931万円とします。同表、歳出、5ページの2款総務費7項企画渉外費9億458万4,000円を1億69万円減額し8億389万4,000円とし、6ページの歳出合計148億8,000万円を1億69万円減額し147億7,931万円とします。

続いて、7ページの第2表継続費を削り、8ページの第3表を第2条に、9ページの第4表を第3表にそれぞれ繰り上げます。同じページ第3表中、温水プール整備事業8,870万円を削り、計17億3,300万円を8,870万円減額し、16億4,430万円に改めます。

なお、この修正に伴う歳入歳出予算事項別明細書につきましては修正案の参考に記載のとおりですので、お目通しをお願いいたします。

次に、減額修正案の動議の理由を説明いたします。大きく三つの理由が挙げられます。

1点目としまして、温水プール建設後の維持管理経費に係る町の財政負担の問題です。

まず、施設利用料などによる収入3,000万円の計上について、大いに疑問があります。基本計画にある設備・仕様で、学校水泳授業による利用制限を考慮して、果たして年間1日平均200人の利用を見込めるのかという点です。プールの指定管理を行う専門業者の見解では、小山町では1日平均40人から50人程度を見込むべきではないかと聞きました。また、ふれあいプール玉穂の1日平均228人を参考に御殿場市との人口割合によって計算しても、その程度の人数になると見込まれます。自主事業による収入においても、事業に必要な支出もあり、多くは見込めないと考えます。

次に、支出についてですが、近隣同規模施設の実績額を参考、頭出ししているとのことで、数値の精度は何ら信用に値しません。基本計画に掲げる年間ランニングコストは、3,000万円の収入を差し引くと5,850万円であって、この金額を意見交換会や町民説明会の際に説明していることから、町民に大きな誤解を招かざるを得ない状況であります。実際には、学校水泳事業運営費を含む収支計算では6,750万円です。これに200万円の土地借上料、プール建設費用の借金である起債償還額の3,000万円を合計すると9,950万円。毎年約1億円もの財政負担に確実になります。先ほど申し上げました施設利用料収入3,000万円が確保できない状況になった場合、1億1,000万円やそれ以上のケースも想定しなければなりません。この状況が30年間続くことになるのです。

さらに、通常のランニングコストに加え、経年劣化による修繕費用が多額となることが予想されます。定期的に必ず必要となる大規模修繕工事や設備の更新などの費用についても、考えておかなければなりません。

金を借りて箱物を造る時代ではないと私は思います。30年先、子や孫の世代までも負担を強いものなのです。この事実について、町民の皆様がどれくらい認識しているのでしょうか。極端な話かもしれませんが、30年後、町の人口は何人になっているか。人が減り、お年寄りが増え、温水プールは老朽化して、多額の維持管理費が町の財政を圧迫する。小山町の未来を考えたとき、

今、公共インフラのような「モノ」へ投資するのではなく、町の未来を担う「ヒト」に投資するべきではないでしょうか。

2点目として、温水プールは小山町に本当に必要な施設であるのか、今必要であるのかという点です。

町の財政状況が逼迫している中、今、プールは必要でしょうか。現在、小学校のプールは5校全て使えています。維持管理費用は、各学校年間僅か数十万円程度で済んでいます。急激に減少する児童数とこれからの学校の再編等も踏まえた上で、もう少し状況を見て考えるべきだとの意見も多く聞きます。また、高齢者や移動手段のない人、水泳を好まない人などプールを利用しづらい人も多く、町民の誰もが利用できる施設であるのかの点で、税金の使い方の公平性に疑問があります。

3点目は、町民の意見を聞かず、合意形成がないまま建設ありきで事業を進めているところです。

小山町自治基本条例第4条に規定する、まちづくりの基本理念には、「町民及び町は、町民がまちづくりの主体であることを認識し、参加と協働によるまちづくりの推進を図るものとする。」
「町は、町民の意思を町政に反映するように努めるとともに、公正で開かれたまちづくりを推進するものとする。」とあります。

過日の私の一般質問でも申し上げましたが、温水プール建設について多方面から疑問や反対の意見も多い中だからこそ、広く町民の声を聞くべきではないのでしょうか。そして、じっくり精査し、少々時間がかかっても長い議論の時間を取りながら慎重に進めるべきではないのでしょうか。決していたずらな時間ではございません。

御殿場市の図書館の建て替えの際には、基本構想をつくる段階から数え約5年間検討する期間を経て市民合意を得ています。町の温水プールの場合はどうでしょうか。基本計画を策定して、プロポーザル方式による事業者選定、そして、翌年度には設計に着手する。まちづくりの主体である町民の意見、考えを聞かず、町民不在のままどんどん事業が進められています。そうではなく、基本計画をたたき台としてみんなで意見を出し合い、話し合い、協働して合意形成を進めていく、それこそが、町の自治基本条例、地方自治の原則ではないでしょうか。

まとめますと、この大プロジェクト事業の施設建設をなぜそんなに急ぐのか疑問であります。もっと広く町民の皆さんの理解を深めて進めなければならない。地域に出向いての説明会や町民アンケートなどを実施していただきたい。それらに込められた町民の意見、考えをしっかりと検証してから次のステップに進むべきです。

施設の必要性の可否、費用対効果を明確にして、建設に向けて合意形成された後に予算化することが妥当と考えることから、令和7年度予算のうち本件を撤回するべく、本修正動議案の理由とさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 提出者の説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、修正案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

6番。

○6番（小林千江子君） 令和7年度小山町一般会計予算に対する修正動議に対して、反対の立場から意見を申し上げます。

本町には各小学校に五つの屋外プールが設置されており、そのうち三つのプールが建設から50年以上もの歳月を経過しております。改修工事をするにも解体から建設まで巨額の費用がかかるため、修繕を重ね、だましまし使ってきたというところが正直なところです。

このたび、そのような状況の五つのプールを集約化し、年間を通し使用できる温水プールを建設するという一方で、雷や悪天候、暑過ぎたり寒過ぎたりと天気に左右され子ども達の実施できなかった水泳の授業が、計画どおりに行われるようになることをとてもありがたく感じております。

反対意見の中には、建設にかかる費用約15億円や、年間の維持管理費を含めた約9,950万円についての懸念が多く寄せられているように感じます。確かに大規模な建設事業であり、慎重で詳細な計画が必要なのは十分理解しております。しかし、国からの交付金や様々な助成金を活用することで、建設費の約15億円のうち町の負担額は7億9,000万円、つまり約8億円で進めることが可能であると予測されております。

また、維持管理費に関しましても、湯船原に進出する企業や須走に建設されるホテル、その他新たに予定されている宿泊施設など、今後、町には大きな税収が見込まれる状況です。実際に、本年度の湯船原工業団地及び小山パーキングエリア周辺地区に新たに進出した企業や宿泊施設の固定資産税の税収は、約5億7,000万円に達していると伺っています。プールの維持管理すらも可能とさせる、とても大きな税収です。

また、反対意見の中には、近隣市町のプールを利用するという提案もありましたが、それが最善策かどうかは甚だ疑問です。なぜなら、コロナ禍の際、小山町は近隣の市町のプールの利用を制限され、利用することすらできなかったからです。緊急時に優先されるのはその地域に住む方々であり、私達はその恩恵を受けることはできません。この経験を踏まえ、私達自身の施設を持つことの重要性がますます強く感じられます。それが特に教育に関わる施設であればなおさらです。

温水プールは、住民の健康促進や教育、さらにはレクリエーションの場として極めて重要な施設です。特に、高齢者や子ども達の健康維持、地域のコミュニティ活性化に大きく寄与することが期待されます。また、年間を通して使用できる温水プールは、地域のスポーツ活動を後押しし、

住民の生活の質を向上させることが期待されています。さらに、健康促進や地域の活性化が進めば、医療費の削減や定住の促進など、様々なプラスの効果も見込まれます。

何よりも、なぜ子ども達への投資に反対されるのかが私には理解できません。ましてや50年、60年と経過した老朽化しているプールを今後も子ども達に使い続けることを強制することに大きな疑問を感じます。未来のために子ども達の健全な成長を支援することがいかに大切か、改めて考えていただきたいと思います。

以上の理由から、温水プール建設に関する修正動議に反対いたします。

小山町の未来を見据え、住民の健康と生活の質を向上させるためにも、この事業を計画どおりに進めることが私は必要であると感じております。子ども達の安定した水泳授業の実施、教師の負担軽減、住民の健康増進、そして地域全体の活性化と持続可能な発展を心より期待して、反対討論とさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

1 番。

○1 番（石原和美君） ただいま議題となっております令和7年度一般会計予算案のうち、町民温水プール建設費に関わる部分を削除する修正動議に賛成の立場から討論いたします。

本計画には多くの問題点があり、どうしても認めることはできません。理由は以下の3点です。

第1に、計画決定までの過程が極めて短期間であり、町民の意見を十分に反映しているとは言い難い点です。町長はマニフェストに掲げたことを理由にスピード感を持って計画を遂行すると主張されていますが、町政は町長個人のものではなく、全町民のものであります。マニフェストに掲げられた政策であっても、それが町民全体の総意ではありません。町民の意見を十分聞き、あらゆる角度から慎重に検討し、実行の是非を決定すべきです。

第2に、町民への説明が不十分である点です。今までに建設を前提とした各分野の代表者13名を対象に、建設ありきの議論を行う場として意見交換会が3回行われました。そこに町民は傍聴者として参加できましたが、全町民を対象とした説明会はたった1回だけです。しかも、3時間近くに及んだ当局との議論の中で、将来にわたる財政負担への不安や計画の見直しを求める多くの意見が出ました。それに対する明確な回答もないまま、何度も要望したアンケート調査も一度も行われず、当初予算にプール建設に関わる費用が計上されました。このように町民不在の状態で進められる本計画は、到底容認できるものでありません。

第三に、多くの町民から建設反対の声が上がっている点です。皆様からは、新たなプール建設ではなく、民間委託、または既存の利用可能なプールを使うべきではないのか。温水プールよりも町民一人一人の暮らしを豊かにする行政サービスや多世代交流拠点、インフラ整備、福祉等への投資をしてほしいとの声が私の下に多数寄せられています。町民の声を届ける議員の立場として、そういった声を聞いている以上、賛成することはできません。

以上、3点を理由といたしますが、全国的にプール施設の存続が課題となる中、多額の建設費

と維持管理費を要する温水プール建設は、本町の財政状況を圧迫し、将来世代に負担を強いるものです。

町内には経済的に豊かな方もいらっしゃいますが、厳しい経済状況の中、子育てや介護をされている方、病と闘っている方もいらっしゃいます。また、年を重ね不自由になる体で、日々懸命に生きている方もいらっしゃいます。そういった方々の血税で町は成り立っています。町民の皆様の声に真摯に耳を傾け、本当に必要な事業にこそ予算を投じる、それが町民の生命と財産を守る行政の責任ではないでしょうか。皆様の汗と涙の結晶である血税を大切に使い、小山町の将来に向け、持続可能な財政運営をすべきと強く訴え、本修正動議の賛成討論といたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、修正案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

10番。

○10番（渡辺悦郎君） ただいま議題となっております、令和7年度一般会計予算に対する修正案について、反対の立場から討論を行います。

当局は当初から、教育、また健康増進のためという目標を掲げてまいりました。私は、込山町長が上番されてから2年間、マニフェストに挙げてある温水プールについて、18自治体、21か所を視察してまいりました。平日は、高齢者の水中歩行や自由泳による健康増進が図られておりました。藤沢のプールにおいては、90歳を超える方も利用されておりました。また、土曜、日曜においては、親子の利用者が数多く見られました。町の説明会においても、高齢者のお達者度向上に寄与すると考えるという意見もございました。温水プールによる健康増進推進に対する経済的効果も考えるべきとの意見もございました。

以上の考えを総合的に判断して、温水プールの建設を進めるべきと判断し、反対討論といたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

4番。

○4番（牧野恵一君） ただいま提案されました令和7年度一般会計予算案から温水プールに関する予算の削除を求める動議に賛成の立場から討論いたします。

まず、第1の理由であります。総額16億円に上る大規模な事業にもかかわらず、温水プールを建設する目的が曖昧であることです。温水プール建設計画は町長が自身の公約として掲げたものでありますけれども、その必要性や具体的な目的について明確な説明はありませんでした。後になって役場は、老朽化した町内五つの小学校のプールをそれぞれ改築するよりも、1か所に統合の方が経済的だとの説明を始めました。しかし、現在の各小学校のプールは、古くなったとはいえ、年間総額約200万円で適切な維持管理が行われており、使用できているのであります。それに、これまで教育関係者などの間で、個々のプールの改築が必要であるというような議論が出たことがあったのでしょうか。町長の公約を正当化するために、なりふり構わずつくり出された温水プール必要論です。そんな真実味のない理屈で町民の納得を得ることはできません。

また、小山町における出生数は年間70人台まで減少しており、5年後の令和11年度までには小学校全体の児童数が180人減少すると予測されています。成美小学校と明倫小学校では、1学年当たりの児童数が十五、六人になってしまうと予測されています。このような状況を考えれば、10年後、20年後に町内の五つの小学校が現在の形で存続できないことは明らかです。五つの小学校のプールを改築するという前提に立つこと自体が理解できません。

役場はまた、温水プール建設の目的として、町民の健康増進を掲げています。しかし、その目的は後づけされたものであります。本当に町民の健康づくりや児童の体力向上を目指すなら、健康、医療、福祉、教育の関係者やPTA、各分野の専門家などで委員会を組織して議論し、その結果としてプール建設が最善の策だとの結論になるのが一般的であります。たとえ行政主導で進めるにしても、町民参加のステップを踏むのが公務員の習性であります。しかし、今回はプール建設促進を図った懇談会を組織したのみであります。我々が町民の声を把握するためにアンケートを実施するよう繰り返し求めても、役場はこれを拒み続けています。児童の体力の強化、町民の健康長寿のためのプール建設なら、正々堂々と町民に向き合ってください。これを拒むのは温水プールの建設の目的がそれらとは異なっているからではありませんか。

最後に、込山町政の町民への姿勢について抗議いたします。

3月6日の一般質問で、平野議員が町民アンケートの必要性を指摘した際、町長と幹部職員は、いたずらに時間をかけても同じことであり、建設資材の高騰による財政悪化を避けるためにも議会で速やかに判断すべきだというふうに答弁されました。しかし、私達議員にはプール反対の町民の声が多く寄せられており、その原因は町民の声を聞かずにプール建設を進める役場への不信感に基づくものであります。主権者の声が反映されていない議案であるのに、町民の声の代弁者である私達の選択肢は限られています。

そして、込山町政の最大の問題点をはっきり浮き彫りになりました。プール建設に対して、町民の声を聞くよう求めたのに対して、「町民アンケートは法的根拠がない。いたずらに時間を費やすだけで、資材の高騰を招く。」との答弁です。明らかに公務に従事する者としての適格性を欠いています。

町民アンケートを否定的に捉えていることが問題です。町民アンケートは、住民自治においては、住民が地域の意思決定に直接的または間接的に関わるのが重要であり、行政が住民意思の把握をする際の重要な手段として我が国に定着しています。現に小山町でも、パブリック・コメントや町民意識調査で町民の声を把握に努め、町意思決定の参考にしようとしているではありませんか。なぜ温水プールに関しては法的根拠がないとして切り捨てているのでしょうか。

また、町民参加の把握を建設資材費と同じ次元で語るという思考回路は町民を見下した態度であり、決して認められません。主権者の意見把握は役場の義務であり、今日、町議会で多少の混乱があるとすれば、役場の怠慢が原因なのであります。

以上、温水プール建設計画は通常行われるべき住民参加の手続を取られていないこと、目的を

明確にしないまま異常に着手を急いでいること、将来的に町政運営に禍根を残すのではないかと
いう懸念は拭えず、令和7年度予算への計上に強く反対し、提案の動議に賛成いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、修正案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

5番。

○5番（白井光昭君） 私は、ただいま提案されました動議に賛成の討論を行います。

初めに明確に申し上げますが、私は決して町民の健康増進、教育環境の整備、地域の活性化と
いった政策自体に反対するものではありません。むしろ、これらは本町が取り組むべき重要課題
であると考えています。しかし、今回の温水プール事業に関しては、計画の進め方や事業内容に
重大な問題があり、容認できないので動議に賛成いたします。

まず第1に、町民参加と合意形成が十分に行われていないことが挙げられます。本町の自治基
本条例では、町政のあらゆる段階において町民が主体となって参加・協働すること、また透明性
のある情報公開を徹底し、町民の理解を深め、十分な合意形成を図ることが求められています。
しかし、本件に関しては、町民への説明が不十分であり、計画の詳細や財政負担の影響などにつ
いて十分に議論される機会が設けられていません。多額の税金が投入される事業であるにもか
かわらず、町民が主体的に議論に参加し、理解を深めた上で合意形成がなされたとは到底言えず、
この点だけでも自治基本条例の理念に反しています。

第二に、公募プロセスの透明性と公平性に重大な問題があります。今回採用されたDBO方式
は、本来、民間のノウハウを最大限に活用し、質の高い施設運営を目指すために、広く公平に業
者を募ることが前提です。しかし、本事業のプロポーザルは、募集開始から締切りまで僅か2か
月という非常に短い期間しかありません。この短期間で十分な提案準備を行える業者は限られて
います。特定の業者に有利な状況が生まれ、公正な競争が阻害されるおそれがあります。公正性・
透明性を確保するためには、より長期的かつ公平なプロセスが必須です。

第3に、計画の内容に関しても深刻な懸念があります。町が作成した基本計画書の内容は近隣
の施設調査を簡単にまとめたものであり、町民のニーズ把握や将来にわたる利用予測、費用対効
果など重要な点で十分な検討が行われていません。それに対し、専門的な内容が詳細に記された
要求水準書は、行政職員が独自に作成できる範囲を超えており、特定の専門業者の関与があつた
可能性が極めて高いと考えられます。これは行政手続の公平性を著しく損なうものであり、町民
の信頼を損なう重大な問題です。

第4に、財政負担の妥当性に関しても深刻な懸念があります。今回の計画では、初期投資とし
て約16億円、その後の運営管理費として毎年約1億円という高額な費用が必要となります。本町
の財政規模から見ても極めて重い負担となることは明白であり、財政の健全化を大きく圧迫する
おそれがあります。さらに、人口減少や高齢化の進展を考慮すると将来的な施設利用の減少が予
測され、長期的な費用負担に耐えられるかどうか不明です。このような重大な投資を行うに

当たっては、より慎重かつ詳細な財政シミュレーションが必要です。

以上のような問題点を踏まえ、本議案に対する予算計上は非常に拙速であり、プロセス自体が透明性や公平性を欠き、町民参加が不十分であるため容認できません。一旦計画を白紙に戻し、改めて町民との十分な対話を重ね、透明で公正なプロセスを経て再検討することを強く求めます。

真に町民の理解と納得を得られる形で事業が進められますよう、本動議に賛成するものです。

○議長（遠藤 豪君） 次に、修正案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

2番。

○2番（池谷 元君） 私は、この修正案に反対の立場から発言させていただきます。

今、私のところにはプールを造ってほしいという現役世代からの声があることをこの場で皆様に伝えたいです。本当にプールを造っていただけるんですよという話を昨日もいただきました。現役世代は自分達の子どもにお金を使ってくれることがうれしいと、できれば現役世代に使っていただくこともうれしいということをおっしゃっていました。

金時プールがなくなりもう何十年もたちますが、やはり町営プールがあったとき、あの場所に多くの人が集まり、交流の場所になったのは間違いありません。私はそのプールで遊ばせていただいた思い出を今でも持っております。成美小学校の校舎を直すときに、夏、プールに通った日も覚えております。そのような思い出の場所にきつとなると思います。

確かに、多額の開発費用みたいなのが掛かると思います。ですが、それは将来の子どもへの未来への投資だと私は思っております。その立場からこの修正案へは反対させていただきます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

12番。

○12番（岩田治和君） 温水プールの建設につきましては、これまで議会では、賛成6、反対6というような二分した状況になっております。町民の理解も十分でなく、また、この時点で元に戻して、私の考えでは1年程度議論をして、また予算として提出すべき案件だと思っております。

私は、温水プールの予算を除いての一般会計には賛成しますが、温水プールの予算が入っている一般会計には反対いたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、修正案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第29号の修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 可否同数と認めます。したがって、地方自治法第116条第1項の規定に

より、議長が議案第29号の修正案に対して裁決いたします。

議案第29号の修正案については、議長は否決と裁決します。したがって、議案第29号の修正案は否決されました。

次に、議案第29号について討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する総務建設委員長の報告は可決、文教厚生委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 可否同数と認めます。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決します。

本案について、議長は可決と裁決します。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第30号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第31号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

9番、藪田豊造君。

○9番(藪田豊造君) 私は、議案第31号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計予算について、以下の理由をもって反対いたします。

小山町は、教育100年の計とか言っていますが、いまだ育英奨学資金に工夫がありません。天野教育長時代、資金の貸付けに、例えば工学部や医学部などへ進学したいときには、この資金のままでは足りないから何とかしてくださいと私はお願いしたことがあります。

県では、医学部への進学は月額20万円、6年で1,440万円が貸し付けられます。また、東京都のある区においては、月に60万円の貸付けが行われているところもあります。返済も医師として5年間、県内に勤務すれば無料とされるといたしております。町でも進路によって貸付額に差があってもよいと思います。そういう町づくりこそが、他の自治体との差別化が図られると思います。また、人々の憧れる町づくりが図られると確信しております。

人づくりは町づくりであり、親一人ではなし得ないことも多い。そのときこそ地域の出番であります。いずれにしても10年1日のごとき今の工夫のない議案に対して反対いたします。

以上。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第32号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第33号 令和7年度小山町土地取得特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第34号 令和7年度小山町介護保険特別会計予算を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第35号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第36号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

9番、菌田豊造君。

○9番（菌田豊造君） 私は、今議会に提出されている議案第36号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算を、以下の理由をもって反対いたします。

まず、この事業の不安定さであります。この事業は木質ペレットを原料とし、これを高熱化し、ガス化し、タービンを回し電気を発するものであります。165キロワットの電気を売電し収入を得るという事業です。しかし、皆様御存じのとおり、平成30年の稼働以来、令和5年まで赤字続きでありました。また、この赤字を繰上充用などという、翌年の売上を充てるという、赤字決算解消を摩訶不思議な方法によって越えてまいりました。

また、令和5年には、特別会計である宅地造成事業特別会計からこのバイオマス発電事業の補填のために3,500万円の繰入れを行いました。町はこれらの方法を公営企業法に基づき適当であると説明していますが、町が公営企業と条例で定めているのは上下水道だけであり、少なくともこうした条例を定めることが必須であると思います。

さらに、私がこの事業に対して収支に関わることより重要視している問題があります。この原料となるペレットの納入については、静東森林経営協同組合からであります。ペレットの製造は町長の弟さんが経営する富士総業です。私は以前、この事業に対して、町で行おうとしていた富士総業からの直接納入に対して、これは利益相反であると指摘した経緯があります。これを現在、迂回納入しているものであるが、静東にはペレット販売事業は明記されておりません。しかし、定款の5番目に、組合員の取り扱う原木・木製品等の共同販売事業を行うと明記されています。富士総業は同組合の組合員であり、静東とは一蓮托生であり、これらにおける行為は潜脱行為であると言わざるを得ません。

ちなみに令和7年度は、燃料費として3,268万7,000円が計上されています。また、今議案には事業収入6,562万1,000円のうち、売熱収入として1,174万4,000円が計上されています。

さきの町の答弁によれば、この熱の売却先がフォレスト・サイクルであり、すなわち町長の御子息が社長をしている会社であります。明らかな利益相反と言わざるを得ません。民法108条に抵触しているものと言わざるを得ません。これらは、町長等政治倫理条例に違反している、そう言わざるを得ません。

政治において最も大切なものは倫理感であります。そこのけそこのけお馬が通るなどとする政治は町政の私物化です。町民の信頼を得ることはできません。町民の信頼なくして町政は成り立たない。

以上、全てを含み私の反対討論といたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

11番 米山千晴君。

○11番（米山千晴君） ただいま議題となっております議案第36号 令和7年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算について、賛成の立場から発言をいたします。

本事業は、未利用間伐材を活用したエネルギーの地産地消と持続可能な地域循環型林業を支える重要な事業であります。また、本町のゼロカーボンシティ実現のため、再生可能エネルギーの利用拡大に重要な施策であり、環境に優しく、地球温暖化防止に貢献するものであります。

町がこの事業を行うことで、静岡県のおふじのくにフロンティア推進区域や富士山東麓エコガーデンシティ地域共生圏の認定を受けることができた、一丁目一番地の事業であります。今日の湯船原地区の企業進出とともに、町の発展に貢献していることは言うまでもありません。

令和7年度の予算では、発電設備の突発的な故障に対応するための予算を計上するなど、早期に復旧する体制ができており、また、これまでの売電事業に加え、発電所に隣接する木質バイオマス燃料加工施設に熱供給を開始することにより新たな売熱収入が得られるなど、事業収益の向上が見込まれることから、更に安定した運営ができるものと考えております。

当局におかれましては、引き続き安定した運営に御尽力をお願いし、私は本案に賛成するものであります。以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に反対者の発言を許します。

5番 白井光昭君。

○5番（白井光昭君） 私は、令和7年度予算案における木質バイオマス発電事業の経営状況と将来的な事業継続性に重大な懸念を抱いており、この場において反対の立場から討論をいたします。

小山町が取り組んでいる木質バイオマス発電事業は、環境保全や地域経済の活性化、災害防止という重要な意義を掲げて始まった事業であることは承知しています。しかし、これまでの経営実績や財務状況、さらには将来計画を精査すると、現状の運営状況は極めて深刻な経営課題を抱えていると言わざるを得ません。

まず、本事業は、発電最大出力が僅か165キロワットと極めて小規模な施設であり、そのため設備の経済効率が非常に低い構造となっています。このため、財務基盤が脆弱であり、計画時に想定した稼働率87%を維持できなければ収支が成立しないという、極めて綱渡りの経営計画となっています。実際、令和5年度は事故やトラブルがなかったにもかかわらず600万円を超える赤字が発生し、企業版ふるさと納税での補填を余儀なくされています。

さらに令和6年度には、設備故障による稼働率低下が発生し、2,100万円の赤字見込みであり、企業版ふるさと納税での追加補填を行う事態となっています。これらの補填措置は一時的なものであり、持続可能な経営の姿ではありません。さらに令和7年度予算案では、売熱収入が加わるにもかかわらず、繰越金と企業版ふるさと納税を合わせて200万円を計上して収支を均衡させるなど、まさに綱渡り経営の状況が続いています。

また、燃料である木質ペレットについても地域内での生産に限定する制約があり、品質の問題や価格上昇への対応が極めて困難であることが明らかです。このような状況では、将来の収益安

定化は期待薄であり、経営環境はますます厳しさを増していく可能性が高いと考えざるを得ません。

さらに売熱事業についても期待されていますが、発電能力が小さいため提供できる熱量も限定的です。熱の輸送距離による温度低下の問題もあり、売熱収入が事業収益の改善にどれだけ貢献できるかも未知数であり、事業の根本的な収益改善策としては不十分と言わざるを得ません。

将来的なFIT制度の終了後の売電価格の下落に伴う収益の悪化、老朽化する設備に伴う維持管理コストの増大など、さらなる経営リスクが控えています。これらの問題へのリスクマネジメントや経営戦略の見直しが不十分なまま財政的負担を将来世代に先送りすることは、町議会議員として到底容認できるものではありません。

本事業を今後も継続するのであれば、早急に抜本的な経営戦略の再構築が不可欠です。稼働率の非現実的な目標設定を改め、設備の故障や火災等トラブルに対応できる具体的なリスクヘッジ策を講じる必要があります。また、燃料調達の柔軟性を確保し、品質や価格に対するリスク管理を徹底することも重要です。さらに、FIT制度終了後の出口戦略を今から検討し、撤退や民営化を含めた選択肢を真剣に考慮すべきです。

以上の理由から、現状のまま木質バイオマス発電事業を継続する予算案には反対いたします。今後、本事業が町民の真の利益に資するよう、早急に経営戦略の抜本的な見直しと議論を進めることを強く求め、本反対討論といたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

それでは、ここで午後1時まで休憩いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第37号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、議案第37号 小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算に反対の討論を行います。

反対の理由ですけれども、公共性も低い事業なのに収入の大部分を一般会計からの繰入れに依存している点です。令和7年度予算においても、1億5,000万円を一般会計から持ち出そうとしているわけであります。

地方自治法第209条の会計の区分によれば、特別会計は、普通地方公共団体、県や市町村ですけれども、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができると定めているのであります。

特別会計は特定の事業を行うのでありますから、その事業によって利益を受けるのは町民の中の特定の者です。したがって、町民全体の暮らしの向上に使われるべき一般会計とごちゃまぜにしては駄目ですよというのが地方自治法の趣旨なので、公共性も低い事業なのに金がないから一般会計から持ち出すということは到底認められません。

先ほど、法律の第209条の逐条解説において一般会計からの繰入れが認められているというふうな考え方が示されましたけれども、そういうことではありません。ここで言う特定の収入は一般会計を含むということでありますけれども、逐条解説に書かれていることが本文を否定するようなことはあり得ないわけですし、その他特定の収入というのは、社会保障制度とか生存権に関わるようなものとか、あるいは特別な事業で特に認められているものにしか使えないのであります。そこで、ぜひ役場の逐条解説が正しいと言っているからいいんだという解釈は、もう少し内容を正確に理解していただきたいと思います。

金がないならば、その特別会計で金融機関から借入れをするのが本来の姿です。金も貸してもらえないなら、その事業は破綻したということになります。一般会計から特別会計へ繰り出しが認められるのは、国民健康保険特別会計、後期医療保険特別会計、介護保険特別会計などの社会保障分野とか、上下水道のように公共性が高く生存権に関わるような事業に対してなのであります。したがって、小山町が今回、繰入れをしようとするこの特別会計は該当しません。この小山PA周辺開発事業は、公共性・公益性も薄く、これまでに既に3億円もの金を一般会計から持ち出しているではありませんか。

小山町では、ほかの特別会計において一般会計から数億円を持ち出し、返却をしないまま黒字だという不正決算もございました。これは刑法上の問題も含んでおります。町民から預かった税金の使い方に問題があり、議案第37号に反対いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立多数です。したがって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第38号 令和7年度小山町温泉供給事業特別会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第39号 令和7年度小山町水道事業会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第40号 令和7年度小山町下水道事業会計予算を議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議員の派遣について

○議長(遠藤 豪君) 日程第17 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、5月27日に東京都で開催されます全国町村議会議長・副議長研修会に副議長を、5月30日に静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会・政策研修会に副議長を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第41号 建設工事に関する協定(変更)の締結について、議案第42号 建設工事に関する協定(変更)の締結について、議案第43号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第44号 令和6年度小山町土地取得特別会計補正予算(第2号)の合計4件の追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第41号から議案第44号までの合計4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第41号から議案第44号までの4件について、提案説明を求めます。町長。

○町長（込山正秀君） 今回追加提案いたしますのは、協定（変更）の締結2件、条例の改正1件、令和6年度補正予算1件の合計4件であります。

初めに、議案第41号 建設工事に関する協定（変更）の締結についてであります。

本案は、第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定（用沢工区）の変更協定を締結することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第42号 建設工事に関する協定（変更）の締結についてであります。

本案は、第二東海自動車道横浜名古屋線、仮称小山スマートインターチェンジに関連する工事細目協定の変更協定を締結することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第43号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第44号 令和6年度小山町土地取得特別会計補正予算（第2号）であります。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ12万7,000円を追加し、歳入歳出総額を20万7,000円とするもので、土地開発基金の運用により生じた収益を整理するものであります。

以上、議案第41号から議案第44号までの提案説明を終わります。

なお、詳細につきましては、議案第44号を除きまして、関係部長等から補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第41号 建設工事に関する協定（変更）の締結について

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第2 議案第41号 建設工事に関する協定（変更）の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第41号 建設工事に関する協定（変更）の締結についてであります。議案書は2ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、中日本高速道路株式会社東京支社と締結いたしました第二東海自動車道横浜名古屋線建設に係る町道3975号線新設及び町道3628号線の付替工事に関する工事細目協定（用沢工区）の変更協定を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容は、中日本高速道路株式会社東京支社へ工事を委託しております町道3628号線跨道橋について、地質調査等の結果により設計・施工条件に変更が生じたことから、事業費を増額するものであります。

変更による増額は7,268万1,367円で、変更協定金額は6億3,683万6,765円であります。

なお、協定期間の変更はなく、令和10年3月31日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第42号 建設工事に関する協定（変更）の締結について

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第3 議案第42号 建設工事に関する協定（変更）の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第42号 建設工事に関する協定（変更）の締結についてであります。議案書は6ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、中日本高速道路株式会社東京支社と締結いたしました第二東海自動車道を横浜名古屋線、仮称小山スマートインターチェンジに関する工事細目協定の変更協定を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容は、小山パーキングエリア周辺地区において想定される交通渋滞対策として、仮称小山スマートインターチェンジの交通処理能力の改善を図るため、東京方面出入り料金所のゲートを1車線1ゲートから2車線2ゲートに増設することに伴う事業費の増額であります。

変更による増額は4億7,865万5,553円で、変更協定金額は5億6,225万700円であります。

なお、協定期間の変更はなく、令和10年3月31日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第43号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第4 議案第43号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局长。

○危機管理局长（高村良文君） 議案第43号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。議案書は9ページ、10ページとなります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正に伴い、小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

それでは、主な改正点につきまして、御説明を申し上げます。条例改正資料新旧対照表の2ページを御覧ください。

政令の改正の内容に合わせて、損害賠償を受ける権利を定めております第5条第2項第2号中の消防作業従事者等の補償基準額の最低額「9,100円」を「9,700円」に、最高額「1万4,200円」を「1万4,500円」に改めます。

次に、同条第3項では、扶養に係る補償基礎額の加算額につきまして、扶養手当支給額の改正に伴い配偶者に係る加算額を減額し、22歳に達する子に係る加算額を増額する改正を行うものです。

次に、4ページを御覧ください。階級及び勤務年齢により定めております非常勤消防団員の補償基礎額につきまして、別記1のとおりとなります。これは、国の基準と同額に引き上げられるものであります。

なお、この本条例の施行日は、令和7年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第5 議案第44号 令和6年度小山町土地取得特別会計補正予算(第2号)

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第5 議案第44号 令和6年度小山町土地取得特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか、補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和7年第1回小山町議会3月定例会を閉会といたします。

午後1時25分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪
署 名 議 員 米 山 千 晴
署 名 議 員 岩 田 治 和